

## 平成19年第4回(12月)伊豆市議会定例会会議録目次

### 第1号(12月5日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
開議宣告.....	3
議事日程説明.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
諸般の報告.....	3
行政報告.....	4
市長からの申し出による発言.....	6
行政視察報告.....	7
行財政改革特別委員長報告(中間報告).....	14
議案第95号の上程、説明.....	16
議案第96号～議案第104号の上程、説明.....	20
議案第105号～議案第107号の上程、説明.....	26
議案第108号の上程、説明.....	30
議案第109号の上程、説明.....	31
散会宣告.....	32

### 第2号(12月10日)

議事日程.....	33
本日の会議に付した事件.....	33
出席議員.....	33
欠席議員.....	33
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	33
職務のため出席した者の職氏名.....	34
開議宣告.....	35
議事日程説明.....	35

一般質問.....	3 5
飯田正志君.....	3 5
鍵山堅一君.....	4 2
内田勝行君.....	4 4
塩谷尚司君.....	4 9
杉山誠君.....	5 2
森良雄君.....	6 1
杉山羌央君.....	7 6
飯田宣夫君.....	7 7
小野忠宏君.....	8 5
関邦夫君.....	8 9
大川孝君.....	9 8
散会宣告.....	1 0 4

### 第 3 号 ( 1 2 月 1 1 日 )

議事日程.....	1 0 5
本日の会議に付した事件.....	1 0 5
出席議員.....	1 0 5
欠席議員.....	1 0 5
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 0 5
職務のため出席した者の職氏名.....	1 0 6
開議宣告.....	1 0 7
一般質問.....	1 0 7
三須重治君.....	1 0 7
古見梅子君.....	1 0 9
鈴木基文君.....	1 1 6
加藤章君.....	1 2 4
木村建一君.....	1 2 6
酒井勲一君.....	1 4 5
室野英子君.....	1 4 9
散会宣告.....	1 5 4

### 第 4 号 ( 1 2 月 1 2 日 )

議事日程.....	1 5 5
本日の会議に付した事件.....	1 5 5

出席議員.....	1 5 5
欠席議員.....	1 5 6
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1 5 6
職務のため出席した者の職氏名.....	1 5 6
開議宣告.....	1 5 7
議案の訂正.....	1 5 7
議事日程説明.....	1 5 8
議案第 9 5 号の質疑、委員会付託.....	1 5 8
議案第 9 6 号～議案第 1 0 4 号の質疑、委員会付託.....	1 6 7
議案第 1 0 5 号～議案第 1 0 7 号の質疑、委員会付託.....	1 6 8
議案第 1 0 8 号の質疑、委員会付託.....	1 7 1
議案第 1 0 9 号の質疑、委員会付託.....	1 7 2
議会報編集特別委員会委員の選任について.....	1 7 4
散会宣告.....	1 7 5

#### 第 5 号 ( 1 2 月 2 1 日 )

議事日程.....	1 7 7
本日の会議に付した事件.....	1 7 7
出席議員.....	1 7 7
欠席議員.....	1 7 8
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職指名.....	1 7 8
職務のため出席した者の職指名.....	1 7 8
開議宣告.....	1 7 9
発言の取り消し.....	1 7 9
議事日程説明.....	1 7 9
議案第 9 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	1 7 9
議案第 9 6 号～議案第 1 0 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	1 8 9
議案第 1 0 5 号～議案第 1 0 7 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	1 9 4
議案第 1 0 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 0 0
議案第 1 0 9 号の委員長報告、質疑、討論、採決.....	2 0 1
発議第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 0 2
発議第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 0 4
発議第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 0 5
閉会中の所管事務調査の申し出について.....	2 0 6
閉会宣告.....	2 0 7

署名議員.....	2 0 9
-----------	-------

開会 午前 9時30分

#### 開会宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成19年第4回伊豆市議会定例会を開会いたします。

#### 開議宣告

議長（堀江昭二君） ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程説明

議長（堀江昭二君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（堀江昭二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。4番、内田勝行議員、6番、山下一議員を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（堀江昭二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から12月21日までの17日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月21日までの17日間と決定いたしました。

#### 諸般の報告

議長（堀江昭二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、法に基づく例月出納検査結果報告がありました。結果につきましては、別紙のとおりです。

次に、人事院勧告に基づく議員手当の引き上げについては、伊豆市議会としては、実施しないことになりました。

次に、各常任委員会の行政視察が行われました。これにつきましては、この後、各委員会から行政視察報告があります。

その他会議、行事、出張等につきましては、お手元に配付資料のとおりであります。

### 行政報告

議長（堀江昭二君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 平成19年12月議会に先立ち、関係する諸議案を提出するとともに、行政報告を申し上げ、議員各位を初めとする市民の皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

現在、新年度へ向けての予算編成作業を進めておりますが、集中改革プラン並びに総合計画実施計画にのっとり、事務事業の評価を実施し、適正な事業計画推進に向けて取り組んでおります。

さて、本年を振り返りますと、3月には、県と市そして、施設、店舗が一体となって子育てを支援する、子育て優待カード事業がスタートしました。

また、伊豆市まるごとTO-JI博覧会が伊豆PR大賞の最優秀賞を受賞するという、うれしいニュースがありました。

4月に入ると、修善寺温泉開湯1200年祭のオープニングイベントが開催され、そのあとを追うように、井上靖生誕100年記念祭のオープニングステージが行われ、約1年間にわたる、長期イベントの幕が開けられました。

5月には、五木ひろしさんと石川さゆりさんをゲストにNHKのど自慢公開生放送が行われ、修善寺総合会館は満席のお客さんで埋まり、1200年祭にも花を添えました。

7月には、国道136号、土肥新田の地滑りによる道路陥落という暗いニュースもありましたが、9月1日には、時の安倍総理をお迎えして地域特性を生かした多会場分散型の静岡県伊豆市総合防災訓練を成功裏にとり行うことができました。

各事業に携われた関係の皆さん、そして議員各位には、改めて御礼申し上げます。

また、9月6日の台風9号により市内に被害が出ておりましたが、災害の査定も進み、道路橋梁、河川、農地等に補正を見込みました。後ほど、議案の説明を行います。よ

ろしくご審議をいただきたいと思ひます。

また、日向地区に建設が進められている新火葬場は、名称も、伊豆聖苑と決定しました。現在は、来年4月の供用開始に向けて、作業が急がれております。本事業は、合併特例債事業として進められていることから、合併効果によるところが大きいと思ひます。同じく日向地区に進められている、田方消防署南署の建設につきましても、来年4月の供用開始に向けて作業が急がれております。

現在、国・県と市で進められている天城北道路、大平ハーフインターの整備並びにアクセス道路及び市道大平日向線の整備とあわせて、緊急時の基地として、また、救急体制の充実が期待されます。

さらに、今月22日には、県より進められていた大仁橋の開通式が行われます。狩野川台風当時の整備からおよそ50年が経過し、交通事情の変化とともに、拡幅が望まれていましたが、新設の橋は現在の下流に設けられ円滑な交通の流れが期待されます。

ここで、当面する諸課題についてご報告いたします。

まず、伊豆赤十字病院の産婦人科につきましては、署名運動や、病院、県、関係者のご努力により再開されておりますが、本年6月に1名の医師が退職し、新たな妊産婦の出産は受け付けておらず、来年3月末で残りの1名も退職希望を出していると伺い、再び休診に追い込まれる状況にあります。

また、内科医につきましても、現在2名体制のところ、来年4月より1名になる可能性が高く、診療への影響が懸念されます。

両事態に対して、県及び日赤静岡県支部への陳情を行ってまいりましたが、医師不足は深刻であり大変厳しい状況です。今後も、医師確保の活動を続ける所存ですので、皆様のご協力をお願いいたします。

次に、旧国民宿舎土肥ふじみ荘の第3回目の売却につきまして、募集要項を一部改定し、11月26日の月曜日から募集要項の配布を開始いたしました。

なお、応募希望者につきましては、平成20年1月17日から19日までの3日間、直接担当課に書類を提出し、2月1日の金曜日に応募者からの聞き取り調査を行い、売却先の決定は2月中旬、売買契約の締結は2月下旬を予定しております。

次に、イベント関係ですが、この秋には多くの催しが行われました。

ウエルネス事業の一環として、昨年に引き続き実施されたT O - J I博は第3回を迎え、今回の実績はまだ出ておりませんが、具体的な誘客のための商品化と今後のシステムづくりに結びつくものと考えております。

また、虹の郷で実施されたハンギングバスケットコンテストは、お客さんにも好評で、

今後も継続して開催され、花をめぐるまちづくりにつながることを願っています。

なお、先日行われたホリデーイン伊豆は、多くの方に会場へお越しいただき盛況裏に終了することができました。皆様方のご支援ご協力まことにありがとうございました。

以上、行政報告を申し上げましたが、厳しい行財政の中にあって、改めて行政事務の効率化、無駄を省き来年度に向けて予算編成作業を行っております。今後とも職員一人一人が意識改革を進め市民サービスの提供、向上に努めてまいりますので、議員の皆さん並びに市民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

議長（堀江昭二君） これで行政報告は終わりました。

#### 市長からの申し出による発言

議長（堀江昭二君） ここで、市長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいま、議長より発言のご許可をいただきましたので、ここで私の進退について申し上げたいと思います。

まず、私を修善寺町長そして、伊豆市長に押し上げていただき以来変わらぬご指導ご鞭撻そして、ご理解とご協力をいただきました議員の皆様、市民有権者、支援をいただいた皆様に謹んで感謝と御礼を申し上げます。

最近、多くの方から次の選挙はやるでしょう。次回の選挙を応援しますから頑張ると言った声をかけられることがあります。

本日ここで、私の信ずるところを申し上げ、進退をはっきりしたいと思います。

振り返って、平成13年9月30日、修善寺町長選挙で初当選以来、行政を担当させていただきました。当選当時考えましたことは、私は、行政経験もなく、また、政治や法律について系統だった勉強をしていません。

もともと、私は、長期政権、多選には批判的な考えでした。そこで、とにかく1期、できればもう1期できるかなと。でもそれ以上はないとみずから決めて、その間行政に全力で取り組むことを心に誓い行動してまいりました。

そして、その後の状況は、皆様ご承知のように、4町が合併、伊豆市となって今日に至っておりますが、気概は、平成13年当時と全く変わっていないつもりであります。

さて、今後の私の進退についてですが、支援者からは、特に、旧修善寺町以外の方が



ら、まだ1期しかやってないじゃないかと、もう1期やれよ、との強い激励をいただくことがあります、私としては、限りなく2期に近い期間担当させていただいたと思っております。

さらに、極めて私事ですが、最近腰痛症と生活習慣病が出始めました。したがって、必ずしも体調は万全ではありません。よって、今期限りでやめるべきと判断し、次回市長選には出馬しない旨を過日後援会の一部の方にご説明し、了解をいただいたところであります。

幸い、次回の伊豆市長選には、複数の方が立候補を予定されていると報道等で伺っております。新市長には、私の悪しきところは改め、良きところは伸ばしていただきたいと思えます。

特に、ごみ行政につきましては、私は任期中に方向だけでも決めたいと思っておりますが、市長候補者には、このことについて、マニフェストあるいは公約ではっきり明示し、当選されたら確実に実行されることを強く希望します。

私は、今までの私の市政を引き継いでいただける候補者を応援したいと考えております。

長い間、皆様方のご支援に感謝し、伊豆市の永遠の発展と、市民の安全と幸せをお祈りし、不出馬の声明といたします。ご清聴ありがとうございます。

以上でございます。

#### 行政視察報告

議長（堀江昭二君） 日程第5、各常任委員会行政視察報告を行います。

初めに、総務委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員会委員長 塩谷尚司君登壇〕

18番（塩谷尚司君） 総務委員会の行政視察報告をいたします。

我々総務委員会は、11月5日6日、委員6名、事務局1名で岐阜県高山市及び富士山静岡空港の視察を行いました。

高山市においては、行政改革と職員の適正化そのための退職勧奨制度についてを目的に、あらかじめ質問事項を高山市議会事務局に送り、当日その回答を総務課行革グループの方より受けました。

高山市は平成17年2月、周辺9町村を編入合併して、新高山市が誕生いたしました。合併に伴い、約10億円の人件費削減が図られた一方で、職員数は2倍以上になり、厳しい財政状況に直面いたしました。

旧高山市においても、行財政改革は積極的に推進してきたが、合併に伴う組織の肥大化で財政が悪化したことから、第4次行政改革大綱を策定いたしました。現在、102項目の課題についての改革に取り組んでおります。各課で年度ごとの目標を決め実績、成果、進捗状況を公表、開示しております。特に注目されるのは、行財政改革の一つとして、高山市定員適正化計画を策定し、職員の削減に取り組んでおります。

事業や施設の委託、市民協働の推進、指定管理者制度の導入、組織の見直しなど、平成17年4月に1,250人いた職員を平成21年度までの5年間で400人減らして、850人にする目標を立て、既に平成17年度には100人の削減ができました。計画に当たって、退職の勧奨の対象を、50歳以上から30歳以上に引き下げ、併せて早期退職加算も1年につき2%アップし、17年、18年は5%加算。19年、20年は4%加算。21年は3%加算とし、さらに早期退職年数が20年を超える部分の加算率を倍にして退職勧奨を行いました。また、職員の意欲向上、公平な人事、人事管理を目指し、勤務評価制度の導入により、職員のレベルアップや士気を高め、職務能率の向上を図っております。対象は全職員でございます。

また、昇任試験制度も導入しております。その他に特に注目したいのは、小中学校の統廃合であります。合併翌年、平成18年度に1中学校減、平成19年度は3小学校、平成20年度は2小学校減の予定とのことでございます。

行政改革実施項目の平成18年度末の進捗状況は61.6%であり、100%達成項目は、31件もあります。合併して2年。行革推進に具体的な内容と、実施年度を明確に期し確実に実行していく。5年間で目標を達成しようとする意欲が感じられました。伊豆市においても、大いにこの点を見習い行財政改革のスピードアップを図っていく必要があるかと感じました。

細かいことについては、議員控室にありますのでお読みいただきたいと思っております。

富士山空港では、空港を取り巻く地域の自然環境保全の取り組みについての研修を受けました。特にオオタカの営巣地の保全、ピオトープの設置、また、緑の大地の上にある空港についての視察説明を受けました。

以上、総務委員会の報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に福祉文教委員会副委員長、木村建一議員。

〔福祉文教委員会副委員長 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 福祉文教委員会行政視察報告を行います。

今から、視察報告をやりますけども、そのもとは、視察に参加したそれぞれの委員から、感想を含めた視察報告です。私的な見解というのは省きます。

きょう現在、福祉文教委員会で何を伊豆市に反映していくかまだ話し合われてはいませんが、この件については、今後委員会で煮詰めていきます。

具体的な報告に入ります。

視察先を決めるに当たって、福祉文教委員会で伊豆市の課題を話し合う中で、一つは、少子化対策に取り組んでいる自治体。もう一つは、学校統廃合問題は、遠くない時期に検討しなければならない。このことについては、去年は少人数学級、複式学級を視察したので今回は学校統合した自治体を選びました。その結果、事務局の協力を得ながら、長野県下伊那郡下條村、長野県木曾郡南木曾町、岐阜県岐阜市教育研究所。この3自治体を選んで、10月24日から25日にかけて行政視察を行いました。

下條村の視察研修について報告をいたします。

視察目的は、若者定住対策、人口増対策、子育て支援事業の3点です。下條村は明治以降118年間合併していません。人口4,216人、面積37.66平方キロメートルと小さくまとまっている自治体です。出生率の上がった村として、全国の自治体から視察が殺到しております。今回も伊豆市を含め、3自治体合同の視察となりました。

対応した串原総務課長は、現村長が平成4年に村長に立候補したときの公約に、若者定住対策を掲げ、それ以来、現在もその政策を続けていると話していました。元気な町とは、人口がふえること、若者がふえるためにどうするのか。少子化対策を目的に実行してないとも話していました。

若者定住対策の取り組みについて報告いたします。

若者定住促進住宅は、平成9年度から始まり、平成18年度までに10棟124戸を建設、建設するに当たって、補助金は一切使わず全額自主財源です。なぜか。補助金を使うと公営住宅法による住宅になり、村が望む人が入居できない。村独自の入居条件の選択ができるからです。村が打ち出した条件とは、子供がいるか、これから結婚する若者、村の行事への参加協力、消防団への加入など、村に貢献する人です。家賃は3万6,000円。ちなみに、隣の飯田市は7万円です。

少子化対策について報告します。

課長は、若者のための定住をつくるだけでは、若者は定着しない。とその取り組みも紹介しました。ハード面では若者が求める文化体育施設の建設、図書館の蔵書数が多いことを自慢げに話していました。ソフト面では、平成16年から中学生まで医療費の無料化を実施しています。課長は、中学生は病気とあまり縁がない。怪我をするぐらいだから無料にしても医療費はそんなに上がらないと豪語していました。ことしから保育料を一律10%引き下げをしています。その結果、平成7年の人口は3,988人でしたが現在は

4,216人。ゼロ歳から14歳が722人、人口比率17.1%で長野県第1位です。参考までに伊豆市のゼロ歳から14歳までの人口比率は11.3%です。下條村の合計特殊出生率は、平成15年の1.29から現在は2.04と年々上がっています。

若者定住対策のための財源をどこに求めたのか、その一つは、職員の意識改革と削減です。人口1,000人当たりの職員数は類似団体と比べて約半分とのこと。住民サービスが低下しないかという疑問に、職員が自分がやるしかないという意識が改革され、住民からの評判がよくなったと答えていました。

役職関係では、収入役、教育長は置いていない。また、1人の職員が複数の役職を兼務し、過去10年以上職員の新規採用はしていない。その結果として2億円近い黒字になるとの説明でした。

財源の2つ目は、建設資材支給事業です。村道整備、農道整備、水路整備など、行政がやることを住民にお願いしたわけですから、当初は住民の反発が強かったが、行政任せではなくて、自分たちの地域は自分たちで良くしていこうという意識が高まり、地域コミュニティも向上したということです。

下條村を視察した各議員の感想をいくつか紹介いたします。

財政の安定を図るために、職員の採用を凍結しその資金を若者の定住政策を実行してきた。過疎化していた村が活性化してきた大きな要因は、村長の中心政策である若者の定住するまちづくりを目指して、一人一人の生き方を考え、どうしたら幸せに暮らせるかと、必死に取り組んできた結果であると感じた。若者の増加、定着が最高の福祉である。この考えに共鳴した。住民が目に入らない職員ばかりでは、住民サービスは落ちるばかり。北海道新聞に村長が、職員の人減らしをしたんじゃない。意識改革をしたら、職員も人が多いと理解した。職員の意識を変えていくためには、トップのリーダーシップが必要。

次に、長野県南木曾町の視察報告を行います。

視察目的は、学校統合の経過についてです。人口5,100人、平成19年4月、読書・田立・蘭の3小学校が統合して、南木曾小学校1校になりました。遠山教育長から、統合問題が昭和61年から起きたという現在までの歴史を、詳細な資料に基づいて話を伺いました。

平成15年12月に教育委員会が、「南木曾町立小学校のあり方審議会」を設立し、その審議会の方針を出し、住民との話し合いを持ち、3年後に統合に至ったということです。審議会メンバーは、小中学校PTA会長、保育園保護者会代表、小中学校校長、地域代表など22名。学校統合問題を多くの住民にどのように知らせていったのか。この町は61の地区がありますが、その上に7つの地域審議会があります。地域審議会は、区長や各

種団体の責任者で構成されていますが、年2回の地域審議会で知る機会がある。また、南木曾町立小学校のあり方審議会のメンバーに地域審議会の役員も入っているので、大方の住民は小学校統合問題の経過はわかるということです。

審議会では、児童数、学級数の推移と今後の見通しや通学の状況、児童と地域とのかかわり、保育園や中学校から見た小学校など、7項目の内容を慎重審議し、学校長から活気ある集団には、1学級10人程度の子どもの必要との意見を踏まえ、複式学級の解消が必要なことや、スクールバス通学のための安全確保や乗車場所、運行時間など統合に向けて6項目の結論を出しました。とりわけ、スクールバスの路線や時間、乗車場所についてはできるだけ保護者の要望を取り入れた取り組みをしたとのこと。

議員からの感想を紹介します。

ただ単に少人数になったから統合というだけでは、保護者や住民の理解が得られにくい。行政と保護者や住民との共通の認識を得ることを優先し、最終目的である学校の統合に進むことが最善の方法だと感じた。学校統合を考えると、通学手段は重要な問題であり、住民合意を得ようとするにはしっかりとした計画を示すことが大事ではないか。

最後に、岐阜市教育研究所の視察研修の報告を行います。

視察目的は、学校統合により廃校になった校舎の再利用についてです。昭和55年、新興住宅地として、児童数がふえたために、芥見東小学校から分離して、芥見南小学校が誕生しました。しかし、平成12年に児童数の減少で元の芥見東小学校に統合され、廃校になったその芥見南小学校が平成12年より岐阜市教育研究所として利用されています。岐阜市が中核都市の指定を受けて、教育関係職員のための研究、研修を県から委譲された経過があります。現在、教職員関係者2,000人を対象に指定研修講座、希望研修講座を中心とした機能とコンピューターを活用した教育情報ネットワークの事業を柱としています。年間5,000人以上の利用があるとのこと。また、不登校の子どもが自由に通うことができるサルビア第三教室、埋蔵文化財の事務所もあり、施設の活用実績が認められて、文部科学省研究委員会の『廃校リニューアル50選』に選ばれています。廃校によって地元が自治体がさびしさを感じているが、それらを解消するために、今までどおり自治会が学校、校庭を管理しております。

議員の感想です。

歴史が短かった学校とはいえ、地域住民の愛着が強い。学校の存在感が強い。廃校の跡地利用は、地域の財産としての利用価値や、新たな活用場所として生まれ変わるように地元がアイデアを出し、行政がバックアップしていくという感想です。

最後の最後です。下條村村長が、ある新聞記事で、議会や行政の視察が多い。だが、

帰ってから改革を実行したのか。寡聞にして知らないとありました。寡聞とは、見たり聞いたりすることが狭いとみずからを謙遜している意味ですけれども、対応した総務課長も同じようなこと言っていました。視察したが、ただ行っただけにならないように、寡聞にして知らないという、その仲間入りしないように肝に銘じる必要があるということをして最後の言葉として視察報告を終わります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続いて、観光経済委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員会委員長 関邦夫君登壇〕

○19番（関邦夫君） 19番、関邦夫です。

観光経済常任委員会行政視察報告を行います。

観光経済委員会は7月25日、26日に行政視察を行いました。視察先と項目は、長野県飯田市で体験教育旅行と自治基本条例について、飯田市と下伊那郡を管内とする飯伊森林組合では林業再生事業について、最後に、岐阜県中津川市の温泉施設、クアリゾート湯舟沢を視察しました。

1つ目、飯田市の体験教育旅行。

この体験教育旅行は、地域のそのままの自然とそこに暮らす人たちを資源として活用したプログラムをつくり、そのプログラムを旅行者が体験して感動を味わってもらうという体験型観光です。伊豆市で行っているグリーンツーリズムと似た事業です。飯田市のこの事業の特色としては、観光学習、農林体験、食体験、伝統工芸体験など200を超える豊富なプログラムがあるということです。また、体験プログラムと旅行者を仲介する組織が必要であることから、南信州観光公社を設立して受け入れ体制を強化したそうです。さらに、この体験には値決めが非常に重要であり、ボランティア的な事業では長続きしないということです。例えば、田植えの体験は、体験料1人2,800円、一反歩の田んぼの場合100人が2時間かけて田植えの体験を行ったとすると、体験料の合計は28万円。旅行会社と観光公社にそれぞれ10%の手数料となり、農家には一反歩で20万円を超えるお金が入ることになります。収穫した米は、体験した人に1キログラムずつ個詰めにして送り、100キログラムを送る。残る米は農家の米となる。また、個詰めにして送った先から米の注文がくるとも言われています。このようなことから、農家は所得アップにもなり、積極的に協力していただいているということでした。

伊豆市のグリーンツーリズムへの提言を伺ったところ、地域全体をテーマパークと捉え、再度地域資源を見直して、体験型観光プログラムを作り、旅館のオプションツアーとして提供する。そして、行政や観光協会がコーディネートを行う体制をとれば旅行

者の滞留時間も長くなり、農家や漁師にもお金が落ちる。課題はあると思うが、具現化できれば温泉型の観光地にとっても集客の武器になっていくと考えますということでした。

以上、地域資源を利用したプログラムの開発、旅行者の受入体制と組織、値決めによる協力者の所得アップなど、今後の伊豆市のグリーンツーリズムを考える上で大変参考となりました。

なお、飯田市基本条例については、議員控室で資料の閲覧ができますので、ごらんください。

## 2つ目、飯伊森林組合の林業再生事業。

飯伊森林組合には、田代出身の遠藤さんという女性の方が勤務されており、その方に森林再生事業についてお話を伺いました。遠藤さんは以前テレビ番組で、林業再生に情熱を燃やす女性ということで紹介されたこともある方です。

組合の概要は、組合員所有面積約8万ヘクタール。管内市町村数は、1市3町10村。組合員は約1万人、職員57名、技能職員ほか120名という規模の大きい組合です。こちらの山林の問題も伊豆市と同じで、大半の林業家は木材価格が安いため、管理不足となり、山林が荒廃しているということでした。その対策として、遠藤さんがプロジェクト・リーダーとして推進する管理委託事業があります。平成18年度から始まったこの事業は、高齢化や不在村化が進む中、後継者の森林への関心の低下を重要な問題として捉え、森林組合が森林所有者に代わって境界の巡視、病虫害、獣害、風雪害等の有無を確認するとともに、必要な施業の提案を組合員に行うものです。その事業への呼びかけと併せて、所有山林の維持、管理は所有者自身の責任であります。放置しないでご自分の財産を大切にしてくださいと組合員に呼びかけています。

遠藤さんの伊豆の森林施業への提言は、伊豆は観光としての景観が非常に大事な地域なので、人工林が全てでなく、天然施業も重要であると考えますということでした。

## 3つ目、クアリゾート湯舟沢。

クアリゾート湯舟沢は、第3セクターである株式会社クアリゾート湯舟沢が経営を行っています。代表者は、中津川市長、資本金8,100万円で、内訳は中津川市が4,100万円、他企業が4,000万円です。社員数は70名で、正社員が41名、パートが29名。事業内容は、中津川市健康温泉館の管理業務委託及び旅館経営です。

この温泉館の建設経緯は、私たちのまちに温泉があったらという市民の願いと夢を込めて、ふるさと創生事業で温泉掘削を行い、平成5年に健康温泉館に着手したそうです。この施設は市民ばかりでなく、県内外の方々にも利用していただくためにも、公的な運

営でなく、第3セクター方式となったとの説明でした。

平成17年10月1日から平成18年9月30日までの入館者は、温泉館が20万4,731人、隣接するホテルの宿泊者数が2万3,908人。営業利益1,929万6,000円、経常利益1,624万8,000円、借入残高5億8,600万円。

伊豆市の天城温泉会館の経営向上のヒントがあればと期待したが、総工費30億円と規模が違い、百笑の湯にさらに温泉プールがあるような施設でありました。開業当時、この施設には数名の職員がいたが、現在は1人もいなく、経費削減の面からも、従業員の数も減らしたということです。委員から、従業員を減らし、サービスなどが落ちないかとの質問に、支配人は、数年前に入社した時は、お役所的な経営状態であったので、従業員の意識改革などを行った。現在の従業員数でサービスは十分出来ているということでした。

従業員を削減したにもかかわらず、サービス低下とならないための経営方針や、従業員の意識改革がどれだけ重要であるかということを感じました。

以上で観光経済常任委員会の行政視察報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて土木水道委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員会委員長 飯田宣夫君登壇〕

○15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

土木水道常任委員会より10月15日、16日の両日に行いました行政視察報告をいたします。

参加者は委員全員、随員の職員が2名ということで、本年は三重県の方へ視察してまいりました。三重河川国道事務所の協力を得まして、国道23号線中勢バイパス及び宮川床上浸水対策特別緊急事業と、翌日、鳥羽におきまして、鳥羽港と伊勢湾フェリーの現状について、伊勢湾フェリー株式会社の方からいろいろ説明を受けてまいりました。

詳しい内容につきましては、報告書を後ほど皆様方に配付したいと思います。そして、さらに詳しく写真等を添付したものは、議員控室の方に掲示してありますので、ごらんになっていただければ幸いです。

以上で土木常任委員会の報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で常任委員会行政視察報告を終わります。

行財政改革特別委員長報告（中間報告）

議長（堀江昭二君） 日程第6、伊豆市行財政改革特別委員会の中間報告を行います。

当委員会より会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行いたいとの申し出が



ありましたので、これを許します。

行財政改革特別委員会委員長、鈴木基文議員。

〔行財政改革特別委員会委員長 鈴木基文君登壇〕

○2番（鈴木基文君） それでは第1回目になりますが、行財政改革特別委員会の中間報告を行います。

この委員会の目的としまして、市の行財政改革の進捗状況を調査研究するとともに、議会改革につきましても、調査検討して、その結果を議会の方へ報告するというのが目的になります。

当委員会は、10月11日を初回としまして、12月3日まで4回の委員会を開催し、その結果、以下の4点を重点事項として調査研究を進めております。

まず、その1番目としましては、職員数の削減について。

これは行政機構内容の検討と見直しの具体案を早急に検討していくということで進めております。最初に、110名の削減計画をいかに速やかに進めるかという点と、職員の削減が住民サービスの低下につながらないように、機構の改革も含めて進めていくかと。特にこの2点を重点に調査しております。

2番目としまして、各種団体への補助金について。

これは、今まで平均的に1割減、5%減という形で一律削減が行われておりましたけれども、それでいいんだろうかという意見が出まして、各常任委員会との整合性もありますので、それを考慮しながらこれからの補助金のあり方、大きい視点からのあり方を検討しております。

3番目に、市有地の有効活用と賃借料の基準価格について。

前委員会で、議会に報告されました市の遊休地活用。この進捗状況の確認と、現在、伊豆市が土地を貸したり、借りたりしているところがあるんですが、その賃借料の基準がまだ市としてできていないということで、その策定基準の検討を進めていこうということです。

4番目に、前回の定例会で次回の一般選挙から議員の定数が20名に削減されたと。本来、住民からの意見を吸い上げたり、住民への議会行政の説明等ですね、本来議員がしなければならない仕事が、一層、住民に少なく伝わりにくくなることが予想されるということで、行政、議会と住民とのパイプとなる組織、事業を検討していこうということで、まず、議会としてできることとしまして、当委員会として、市民に対する議会報告会の具体案を検討し、でき次第、議会の方に諮っていきたいというふうに思っております。

現在、各担当部から説明を受けておりまして、今後委員会としての検討結果をまとめて、項目ごとにまとめ次第、議会に報告してきたいと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で行財政改革特別委員会の中間報告を終わります。

ここで休憩をいたします。40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

議長（堀江昭二君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第95号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第7、議案第95号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第95号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について提案理由を申し上げます。

一般会計は、今回が4回目の補正で、道路河川農業用施設災害復旧工事などの災害復旧費、退職手当特別負担金と、人件費の見直しなどの総務費、繰り上げ償還等の公債費のほか、衛生費、民生費、農林水産業費などの事業費の調整などを中心に、2億2,230万円を追加する内容となっております。

なお、充当財源につきましては、国庫補助金1億5,361万円、繰越金8,593万円、基金繰入金7,500万円等々となっております。

詳細につきましては、企画部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、一般会計補正予算（第4回）につきまして説明を

させていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,230万円の増額いたしまして、総額156億5,620万円とさせていただきますというものでございます。それと同時に、継続費補正、債務負担行為補正、それから地方債補正この4点でございます。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、地方特例交付金につきましては、18、19年度の児童手当制度の拡充に伴いましての補正655万4,000円の増額補正でございます。

続きまして特別交付金でございますが、これは地方税の減収補てんに対する交付金でございます。今回税制改正に伴いまして、950万7,000円の減額補正ということになっております。

続きまして地方交付税でございますが、これは普通交付税の精算に伴う増ということでございます。151万9,000円の増額補正でございます。

続きまして、分担金及び負担金でございます。今回は分担金、これは農地災害復旧の分担金430万円の増額補正でございます。

続きまして使用料及び手数料でございますが、使用料の部分でございます。修善寺体育館及びグラウンドの指定管理による減額等の補正になっております。ここには34万円の増というふうになっております。

続きまして国庫支出金でございますが、国庫負担金については、児童手当の精算による減でございます。512万円の減額補正でございます。

国庫補助金でございますが、農地災害において940万7,000円、農業施設災害については2,817万7,000円、公共土木災害の金額が1億460万円、林業施設災害に関して1,143万2,000円。合計1億5,361万6,000円の増額補正となっております。

続きまして、県の支出金でございます。

県の負担金については保育所運営費の負担金75万円の減額ほかでございます。総額で283万2,000円の減。

続きまして、県の補助金でございますが、県単治山事業の補助金1,760万円の減、これが主なものでございまして、総額で1,270万円の減額ということになっております。

続きまして、19の繰入金でございます。減債基金の繰り入れをしたいということで7,500万円の増額をお願いするものでございます。これについては後ほど公債費の方で説明をさせていただきますと思います。

続きまして、繰越金でございますが、8,593万6,000円の増額補正でございます。

諸収入でございますが、雑入、これについては砂防堰堤等にかかります補償金で410

万円の増額。合わせまして657万4,000円の増額補正となっております。

市債でございますが、火葬場整備事業債、これは合併特例債でございますが、1億3,020万円の減となっております。トータルで8,360万円の減額補正です。

歳入合計については2億2,230万円の増額補正となっております。

続きまして3ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出については、相対的には人事院勧告によります職員給与等の補正1,126万7,000円、それから災害復旧事業費の補正で、2億5,823万9,000円の増額補正というようなものが相対的にかかわっております。

それでは、個々にご説明をさせていただきます。

まず、総務費でございますが、総務管理費において6,329万6,000円の増額補正となっておりますが、主なものは、退職手当特別負担金として5,289万5,000円の増額が主なものとなっております。

続きまして民生費でございますが、社会福祉費でございます。介護保険の繰出金351万2,000円の減という状況でございます。それから児童福祉につきましても、児童手当の給付額の精算状況でございまして、778万円の減額というのが主な内容になっております。なお、生活保護費につきましても、県補助金の返還分で409万4,000円の増額というのが主な内容でございます。

続きまして、衛生費でございます。衛生費の保健衛生費でございますが、これは主なものとして、火葬場建設事業の概ね精算がつきまして1億3,365万5,000円の減が主な内容となっております。

農林水産業費でございます。これにつきましては、先ほど収入の方で申し上げましたが、林業費の治山事業、これが2,640万円ほどの減額となっておりますが、これが主なものでございます。

続きまして商工費でございます。商工費につきましては、天城ふるさと広場関係、それから天城温泉会館の関係で繰り出し分が天城温泉会館が300万円、ふるさと広場関係で262万円の増額補正というものが主な内容でございます。

続きまして土木費でございます。土木費につきましては、都市計画費が主な内容でございまして、その中身は、下水道の繰出金1,000万円の減、それから修善寺駅前の計画策定業務委託、決算を見込んで減額で500万円というものが主な内容になっております。

続きまして教育費でございます。小学校費でございますが、通学補助金125万円が主な内容でございます。

それから社会教育費の減額でございますが、文化財の保護事業312万7,000円の減、美術品管理調査事業として238万7,000円の減というものが主な内容でございます。

続きまして4ページ、災害復旧費でございます。まず、農林水産業施設災害復旧費の内容でございますが、農地災害復旧事業で2,506万4,000円、農業用施設災害復旧事業で4,760万7,000円、林業用施設災害復旧事業として2,230万5,000円が内容でございます。

それから、その下の公共土木施設災害復旧費でございますが、道路橋梁災害復旧事業で1億5,365万8,000円、河川災害復旧事業が960万5,000円というふうになっております。

公債費でございます。ここで6,377万1,000円ほどの補正をお願いするものでございますが、先ほど申し上げましたように、7,500万円ほどの減債基金を取り崩しをさせていただきまして、繰り上げの償還をしたいということでございます。繰上償還が、現状ですと、19年と20年にわたりまして、高率の起債額を減債積立金を取り崩して繰り上げ償還をしたいという内容でございます。平成19年度は旧資金運用部資金の7%以上の利率のものを対象にしたいと考えております。しかしながら、この繰り上げ償還につきましては国の方の最終的な方向性が見えておりません。そんな関係で繰り上げ償還によって損をする。いわゆる交付税の問題が当然絡んでくるわけですが、そういったことを国の方でよしとする場合において、この繰り上げ償還をしたいというに考えています。ですので、交付税はもうこれで打ち切りだよという場合には、交付税をもらったほうが得な場合には、交付税をもらったほうが得なケースがあるわけでございますので、そういったことを加味しながら今後3月までの間に国の指示を待って、繰り上げ償還ができればしたいと考えているものでございます。

続きまして継続費、5ページをお開きいただきたいと思います。

継続費補正でございますが、これは火葬場の建設の完成に伴いまして、19年度の額が5億2,607万円というふうになったということでございます。事業費ベースで1億3,025万円の減ということでございます。

それから債務負担行為補正でございますが、火葬場運営事業として平成20年度これは単年度1年間でございますが1,155万円、それから、小口資金利子補給金、これは20年から24年までの5年間、16万5,000円。それから修善寺体育館・修善寺グラウンド指定管理委託ということで5年間で6,023万円。天城給食センター給食調理配送業務委託として20年から22年の3年間、1億6,200万円を債務負担行為ということで補正させていただきたいというものでございます。

続きまして地方債補正の6ページをお開きいただきたいと思います。

補正後の状況を御報告させていただきます。

まず、市町村合併特例事業。これは先ほども言いましたように、火葬場で1億3,020万円の減額になったことによる減額の補正でございます。

それから農地施設整備事業として、これは中山間の一般公共事業債と言われておりますが、これに対して5,800万ほどの減になったということでございます。

それから、農道整備事業。これは、土肥中央農道の関係で過疎債を予定していたわけですが、これが880万円の減ということでございます。

それから治山事業、自然災害に伴う880万円の減。

それから、公共土木災害復旧事業については公共土木災害復旧債5,220万円の増額をさせていただきたいというものです。

それから農林水産業施設災害復旧事業として、農地農林災害復旧債という位置づけで1,780万円の増額をさせていただきたい。

トータルで8,360万円の減ということで、14億6,400万円とさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

#### 議案第96号～議案第104号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第8、議案第96号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）から日程第16、議案第104号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第2回）までの9議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第96号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）から議案第104号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第2回）までの9議案について、提案理由を申し上げます。

議案第98号 下水道事業特別会計補正予算並びに、議案第103号 上水道事業会計補正予算につきましては、公債費の繰り上げ償還に伴う借りかえ及び下水道事業にあつては中伊豆地区の管渠工事、天城、土肥処理場の修繕費に伴うものが主な内容となっております。

介護保険特別会計補正予算（第2回）を初めとしたその他補正予算につきましては、職員給与等の調整並びに、緊急性のある修繕費等の補正が主なものとなっております。

また、天城ふるさと広場事業は、指定管理への移行に伴う精算のための補正となっております。

各会計の補正予算の詳細につきましては、担当部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第96号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） 議案第96号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）につきまして補足説明をさせていただきます。

70ページをお開きいただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ351万2,000円を減額し、総額をそれぞれ26億9,117万1,000円とするもので職員の給与に関連するものでございます。

73、74ページをお開きいただきたいと思います。

7款繰入金1項一般会計繰入金3目の地域支援事業繰入金でございます。これは351万2,000円を減額いたします。

そして、次ページの歳出でございますが、75、76ページをお開きいただきたいと思います。

地域支援事業費の包括的支援事業費、この給与費等でございますけども、これを351万2,000円の減でございます。これは職員の異動それから人勧等に関する調整でございます。

以上で説明を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第97号から議案第99号までと、議案103号、議案104号の5議案について、上下水道部長。

〔上下水道部長 水口信夫君登壇〕

○上下水道部長（水口信夫君） それでは、ただ今上程をされました5議案につきましてご説明を申し上げます。

ページは79ページになります。お開きをいただきたいと思います。

簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）でございますが、既定の歳入歳出予算に74万6,000円を増額をいたしまして、7,261万8,000円とするものでございます。

項目が少ないので、事項別明細にてご説明を申し上げます。

82、83ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございます。5、1、2目の雑収入でございます。74万6,000円の増額でございますが、内訳といたしますと、わさび組合からの負担金、これが4万2,000円の減額ということになります。これは確定による減額でございます。

雑収入は78万8,000円でございます。消費税の確定申告による還付金となっております。

84、85ページをお開きいただきたいと思っております。歳出でございます。

1、1、1目職員給与費でございますが、これは人事院勧告による調整でございます。

2、1、1目簡易水道事業費でございますが、需用費の72万4,000円の増額に関しましては、漏水事故増加によります修繕費の増額、それから、14の使用料及び賃借料4万2,000円の減額は、管理道路の借地料ということで、持越の後藤沢の水源管理道路といたしまして、林野庁から占用しております占用料、これの確定による減額でございます。

次に88ページをお開きいただきたいと思っております。

下水道特別会計補正予算(第2回)でございます。既定の予算に2億2,246万1,000円を増額をいたしまして、総額を19億5,399万5,000円とするものでございます。

92、93ページをお願いします。

まず歳入でございます。

6、1、1目の利子及び配当金でございます。15万2,000円は、下水道事業の基金の利息でございます。

7、1、1目一般会計の繰入金でございますが、1,000万円の減額。これは決算を見込んだ精査による減額となっております。

7、2、1目基金繰入金でございます。1,912万円の減額となっておりますが、下水道基金でございます。当初予定をいたしました、土肥の処理場の機械更新設計業務、これを起債対象となりましたので、112万円減額。それから天城の低地区のポンプ5箇所を予定しておりましたが、要望がございませんでしたので、1,800万円の減額。合計1,912万円の減額となっております。

8、1、1目の繰越金でございます。3,858万1,000円、これは前年度からの繰越金でございます。

9、2、1目預金利子でございます。15万2,000円の減額でございますが、これは基金の利息でございます。6、1、1目の利子及び配当金へ振り替えたことによる減額となっております。

10款の市債でございます。94、95ページでございます。

まず、公共下水道事業債でございます。4,800万円でございますが、これは公共下水道



事業の借換債ということになります。

それから流域下水道債でございます。通常の事業債は事業確定によりまして160万円の減額。それから借換債が1億400万円の増額。

それから特定環境保全公共下水道債でございます。6,260万円の増額でございますが、通常の事業費といたしましては、240万円の減額、事業確定によるものでございます。借換債が6,500万円の増額ということになっております。借換債につきましては、公営企業金融公庫分のうち利率7%以上を本年度計画をいたしております。

政府資金、資金運用部資金につきましては、現状の制度が借りがえを実施いたしますと3年間借り入れ停止になりますので、継続事業で実施をしております関係で、今回は公営企業金融公庫分ということになります。

なお公営企業金融公庫につきましては、20年10月に廃止をされまして、20年10月からは、地方公営企業等金融機構というふうに名称を変えて継続ということになっております。

次に歳出でございます。96、97ページをお願いいたします。

1、1、1目の公共下水道事業費でございます。これは職員給与でございまして人事院勧告による調整でございます。

2目の単独事業費800万円の減額でございます。決算を見込んだ精査による減額となっております。

3目の流域下水道事業費でございますが、流域下水道事業の負担金の確定によりまして151万8,000円の減額となっております。

それから4目の特定環境保全公共下水道事業費でございます。職員給与費につきましては、人事院勧告による調整。委託料4,600万円の減額でございますが、当初は大平地区の工事を予定しておりましたが、大平地区の認可が年度末になったということで、工事費として中伊豆町の方に振り返るということで4,600万円の減額、それから工事請負費が4,600万円の増額というふうになっております。

次に、98、99ページでございます。

1、2、1目の事業費でございます。これに関しましては、職員給与費人事院勧告による調整となっております。

それから2目の処理場管理費、職員給与費は人事院勧告。それから需用費の1,200万円の増額でございますが、これは修繕料でございまして、土肥処理場の空調設備の修繕、それから天城処理場の変圧器盤の修繕。それから天城の箕子橋のポンプ施設の改修等で1,200万円の増額となっております。

100、101ページをお願いいたします。

公債費でございます。まず元金でございますが2億1,958万円。これは繰り上げ償還の元金でございます。先ほど申しましたように、公営企業金融公庫長期債のうち利率が7%以上のものを対象といたしております。一般会計の方で説明がございましたように、まだ国の正式な基準が決まっておきませんので、利率の関係は、当然、借りかえですから下がるわけですが、これが交付税には反映しないということになりますと、実施をしないということになりますので、その国の決定次第によって実施をされるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

次に104ページをお願いいたします。

農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)でございます。既定の額に298万円を増額をいたしまして、1億1,995万3,000円とするものでございます。

107、108ページをお願いしたいと思います。

2、1、1目の農業集落排水施設使用料でございます。58万円の増額は使用料の滞納分でございます。臨宅徴収の強化による増額ということになっております。

4、1、1目繰越金でございます。240万円は前年度からの繰り越しということでございます。

それから109、110ページ歳出でございます。

1、1、1目の業務費でございます。これに関しましては、人事院勧告による調整でございます。

2目の処理場管理費、需用費105万円の増額でございますが、これに関しましては修繕料ございまして、加殿のスクリーンの交換、それから流量計プリンターの交換等で105万円の増額。工事請負費190万円に関しましては、天城地区の民家に隣接した中継ポンプ場の非常通報装置設置工事3カ所を予定をしております。

続いて146ページをお願いしたいと思います。

上水道事業会計補正予算でございます。予算書では少し見にくいものですから、147ページの実施計画でご説明を申し上げます。

まず1目の給水収益でございます。181万円の減額でございます。これは昨年度18年度の実績と19年度の上半期からの予測による減額181万円でございます。

それから、その他営業収益でございます。181万円の増額は集合住宅の増加によります加入分担金の増額となっております。

それから支出でございます。

まず、営業費用の1目の原水、浄水配水及び給水費でございます。18,000円の減額に

関しましては、車両の廃止に伴う重量税の減額。

総係費の55万6,000円の増額は法定福利費、一般会計でいう共済費でございますが、これの誤謬修正による増額でございます。

4条の資本的収入及び支出でございます。

まず、1目の改良費でございます。16,000円の減額は、職員手当の再計算による減額ということになっております。

企業債の1目の企業債償還金でございます。667万5,000円の増額でございますが、企業債の繰り上げ償還による増額でございます。対象といたしましては、公営企業金融公庫分の7%以上でございます。財源といたしましては、利益剰余金を充当いたします。これによる効果は約170万円の節約ということになっております。返済期間が非常に短いものですから、効果は少のうございます。

次に、153ページ、温泉事業特別会計補正予算（第2回）でございます。

これに関しましても、実施計画でご説明申し上げますので、154ページをお開きをいただきますと思います。

収益的収支の支出でございます。

まず、1項営業費用の揚湯費でございます。198万円の減額となっております。この内容はPCBを含めますコンデンサーが2基ございます。この処分委託料の減額ということでございます。

理由といたしましては、旧土肥町の時代から処分申請をしております。そんな関係で毎年予算計上しておりますが、順番制の処理のため、本年度も実施されない旨の連絡が県よりございました。これによって減額となっております。

なお、このPCBを含むコンデンサーの処理につきましては、国で定めた処分期間は2001年から2016年となっております。2016年までには処分をしていただけるということでございますので、処分の順番が来るまでは予算計上するという形になろうかと思いません。

それから2目の総係費でございます。113万6,000円の増額でございますが、これは法定福利費、一般会計でいう共済費です。これの誤謬修正による増額ということになっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（堀江昭二君） 続いて議案第100号から議案第102号まで、3議案について観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） 議案第100号 湯の国会館事業特別会計補正予算（第2回）につきまして説明いたします。

113ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万8,000円を増額いたしまして、予算の総額を9,125万2,000円とする補正予算でございます。

119ページをお願いいたします。人事院勧告に伴います、職員給与等8万8,000円を追加計上するものございまして、財源につきましては、繰越金を充当するものでございます。

続きまして、議案第101号 天城温泉会館事業特別会計補正予算（第2回）につきまして説明いたします。

122ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を増額し、予算の総額を1億541万円とする補正予算でございます。

128ページをお願いいたします。人事院勧告に伴います、職員給与等3万6,000円を増額と、源泉の揚湯管へのスケールが付着いたしまして、通常の半分しか温泉を揚げることができなくなってきております。このために水道水をボイラーで加温いたしまして、流量を応援しております。これによりますボイラーの燃料費180万円、それから水道料116万4,000円を増額計上していただきます。

財源につきましては、一般会計からの繰入金を予定するものでございます。

続きまして、議案第102号 天城ふるさと広場事業特別会計補正予算（第2回）につきまして説明いたします。

131ページをお願いいたします。既定の予算総額から、それぞれ3,172万円を減額いたしまして、予算の総額を7,085万4,000円とする補正予算でございます。

134ページからお願いいたします。歳入につきましては、平成19年10月から天城ふるさと広場が指定管理者制度の導入に伴います使用料、手数料等を3,434万円減額し、一般会計繰入金262万円の増額をお願いするものございます。

歳出につきましても、10月からの指定管理者制度の導入ということで、これに伴います減額でございます。

歳入の一般会計からの繰入金の増額でございますが、12月分まで天城ふるさと広場の特別会計で職員給与を払うということでございますので、これに伴います増額です。

以上よろしくお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

議長（堀江昭二君） 日程第17、議案第105号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第19、議案第107号 伊豆市都市計画審議会条例の一部改正についてまでの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第105号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正から議案第107号 伊豆市都市計画審議会条例の一部改正までの3議案について提案理由を申し上げます。

今回提案するものは、いずれも伊豆市の条例の一部または全部を改正するものであります。

各議案の詳細につきましては、担当部長より説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して、補足説明の申し出がありますのでこれを許します。

初めに、議案第105号について、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、議案第105号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

まず、今回の給与条例改正の概要でございますけれども、国の人事院勧告によりまして、国家公務員の給与の改正にかかわる法律、これが11月31日公布施行されたところであります。国家公務員の給与改定に準拠しまして、伊豆市職員の給与条例を特別職を除く一般職の給与を改正するものでございます。

本年の給与勧告は、民間給与との格差0.35パーセントを埋めるため、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額を引き上げを行うもので、中高年齢層は据え置きとなります。扶養手当に置いては、民間の支給状況、少子化対策の推進にも考慮して、支給月額を500円引き上げて現行の6,000円を6,500円にするものです。期末勤勉手当においては、民間の支給割合に見合うよう年間4.45月分を4.5月分に0.05月分の引き上げとなります。適用は19年4月1日とし、遡及適用をするものでございます。

この改定によります給与手当の予算への影響額でございますが、各補正予算に計上してございますが、全職員対象職員472名、総合計金額1,210万円となります。内訳は給料分175万円、該当者は110名でございます。扶養手当分163万円、該当者は162人ござい

ます。期末手当分これは472人で872万円となります。

各会計別の内訳は、補正予算末尾にあります給与費明細書給料及び職員手当の増減額の明細というところをごらんいただければおわかりになるかと思しますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは改正条例文について説明を申し上げます。

160ページをごらんいただきたいと思います。本文並びに俸給表の改正となります。

164ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず10条関係。先ほど申しました扶養手当にかかわる改正が10条にかかわる改正でございます。6,000円を6,500円とするというところでございます。

次のページ、第27条勤勉手当、これにつきましては、勤勉手当率の改正100分の72.5を100分の77.5に引き上げるという改正になります。

それから給料表166ページ、別表部分でございます。これにつきましては、若年層ということで、1級2級3級の一部についての改正ということになります。

上げ幅につきましては、最低で200円から2,000円ということになるかと思えます。参考までに167ページをごらんいただきたいと思います。中段の25号、17万200円を17万2,200円に2,000円引き上げになっております。これは大卒の初任給の給料がこの位置づけになるもので、この初任給が2,000円上がるというふうにご理解いただきたいと思います。

170ページ、ここで少しおわかりにくいかと思いますが、ここでまた勤勉手当の改正をしております。今回12月で、0.05いわゆる5ポイントを上げるという改正文をいたしましたが、また、同じ条例の中で、2.5ポイント下げるという改正でございます。

これはどういうことかといいますと、今回は12月に5ポイントを上げる支給をいたしますが、来年度からは、6月、12月にそれぞれ2.5ポイントずつ上げるという改正になりますので、同じ条例の中で、先ほどの改正条例をまたここで改正するという内容でございます。

以上、概要の補足説明でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、議案第106号について、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 議案第106号 伊豆市火葬場条例の全部改正について説明をいたします。

説明にあたっては、174ページの新旧対照表にて説明させていただきます。全部改正の中で、特に変わった点について説明をいたします。

まず、2条の名称ですが、伊豆聖苑。位置は、伊豆市日向986番地の2でございます。名称の決定につきましては、11月号の広報に掲載したとおりでありまして、52件の応募の中から、人生の終焉の場にふさわしく、また、市民の皆様にはわかりやすいなどから採用をしたものであります。

次に3条の開場時間及び休場日につきましては、規則で定めるわけでございますが、今までどおり友引が休みとなります。

5条で使用許可の制限等を規定をいたしました。

6条で別表のとおり、使用料を定めるものでありますので、176ページの別表を見ていただきたいと思います。本使用料を提案するに当たりましては、使用料審議会の答申を受けまして、提案をいたしました。基本的な考え方といたしまして、市内の方は今までどおりとしましたが、旧規程で定めてあります妊娠4カ月未満の胎児等の取り扱いについて調整をしたことと、霊安室の使用料について新たに設定をいたしました。市外の方については、火葬に係る維持管理費の応分の負担の考え方と周辺地域設定料金を参考にいたしまして、12歳以上の死体について3万円、12歳未満について1万5,000円、それから死胎等について1万円に改定しようとするものであります。

以上よろしくお願いをいたします。

議長（堀江昭二君） 議案第107号について、土木部長。

〔土木部長 鈴木幸司君登壇〕

土木部長（鈴木幸司君） それでは議案第107号 伊豆市都市計画審議会条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

177ページからになります。

主な改正事項ですが、都市計画審議会は都市計画法第77条の2第1項の規定に基づく法定審議会であり、第2条の所掌事務の関係につきましては、法令に定められておりますことから、削除させていただくものです。

次に組織の関係ですが、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令の第3条、市町村都市計画審議会の組織について、市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命するものとなっております。

また第2項におきましては、市町村長は、前項に規定するもののほか、関係行政機関もしくは都道府県の職員または当該市町村の住民のうちから、市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができるとなっております。こういうことを踏まえまして、今後は当審議会の委員にも、議員も入っていただくことを明記させていただきますと

もに、今後諮問事項によりましては、より専門的な見地から、都市計画決定に先立ちます審議会の意見聴取の場へ関係行政機関等の方々にも正式な委員として、必要に応じて入っていただけるようにするものです。

以上が主な改正点です。

なお、当伊豆市が属します田方広域都市計画区域があるわけですが、この中の函南町、また伊豆の国市も同様の条例となっております。よろしくお願いたします。

以上で補足説明を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

#### 議案第108号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第20、議案第108号 市有財産の無償譲渡について議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） 議案第108号 市有財産の無償譲渡について提案理由を申し上げます。

市立柏久保保育園の平成20年4月1日からの民営化に伴い、建物と備品を社会福祉法人信愛会へ無償譲渡を行うため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、健康福祉部長に説明させますのでよろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

○健康福祉部長（内田政廣君） 議案第108号 市有財産の無償譲渡について補足説明をいたします。

市長がただいま申し上げましたように、柏久保保育園の民営化に伴い、保育園舎と園備品の無償譲渡を行うため議決をお願いするものでございます。柏久保保育園民営化法人公募の条件としていたものでございます。

180ページをお開きいただきます。

1番として、建物等の所在地でございますけれども、柏久保保育園園舎の所在地でござ



ざいまして、伊豆市柏久保新町1309番地。建物は、鉄骨づくり平屋建て733.25平米でございます。昭和54年に建築されたもので、築後28年経過しております。

備品は一式でございます、保育園備品で、遊具、厨房機器、机いす等でございます。

譲渡の方法といたしましては、譲渡契約によるものでございますが、保育所以外の用途の使用禁止、第三者への譲渡、転貸しの禁止等を入れてございます。引き渡しは平成20年4月1日といたします。譲渡の相手方は、静岡県沼津市中瀬町17番11号。社会福祉法人信愛会理事長、杉山哲男氏でございます。なお、土地につきましては、無償貸与といたします。

以上で説明を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

#### 議案第109号の上程、説明

議長（堀江昭二君） 日程第21、議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺グラウンド等）について議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

○市長（大城伸彦君） 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

修善寺体育館並びに、修善寺グラウンドに指定管理者制度を導入するため、議案を上程するものであります。

指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人伊豆市体育協会。指定期間は平成20年1月1日から平成25年3月31日までであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明させますのでよろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 山本準次君登壇〕

○教育委員会事務局長（山本準次君） 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について詳細説明を申し上げます。

181ページでございます。

修善寺体育館修善寺グラウンドに指定管理者制度を導入いたします。指定管理者となる団体は市長の説明とおりでございます。利用料金制で、公募によらない指定となります。特定非営利法人伊豆市体育協会の概要につきましては、議案の参考資料として次の182ページに添付をしております。

議決をいただきました後は、特定非営利法人伊豆市体育協会を指定管理者として指定し、公の施設の管理に関する基本協定を結ぶこととなります。指定までの手続きにつきましては、9月議会で条例改正をお願いし、議決をいただきました。10月18日に指定管理者審議会を開き、団体の提案やヒアリングを行った上で、審議会の諮問を受け体育協会と協議を続けてまいりました。公募しない理由は、特定非営利法人体育協会は公益的団体であり、今後、伊豆市の活発な体育、スポーツ活動を期待するものでございます。

指定管理後は、午前8時から午後9時までの勤務体制で、常時1名を配置し、休館は年末年始以外は原則としてなく、利用者のサービスを向上する予定です。

指定管理料は、議案第95号一般会計補正予算にもありましたので省略をさせていただきます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 以上で提案理由及び補足説明を終わります。

ただいま議題となっております、15件の議案に対する質疑は、12月12日開催予定の本会議において行います。

なお、議案に対する質疑通告期限は、10日正午となっておりますので、申し添えます。

#### 散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月10日午前9時30分より再開し、一般質問を行います。この席より告知いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時38分

開議 午前 9時30分

#### 開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

#### 一般質問

議長（堀江昭二君） 日程に基づき、一般質問に入ります。

なお、質問に先立ち、質問者と答弁者にご注意を申し上げます。

質問者は簡単明瞭に、しかも議題外にわたらないように、答弁者にあっては質問の趣旨に沿い答弁をしていただくようお願いいたします。

今回は18名の議員より通告されております。質問の順位は、議長への通告順位といたします。

1回目の質問では全項目について質問し、2回目以降は一問一答といたしたいと思います。また、質問時間は申し合わせにより質問のみ30分以内、質問の回数は同一議題について再質問を含め3回までといたします。なお、第1回目の質問については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質問についてはいずれも自席にて起立の上お願いすることといたします。

これより順次質問を許します。

#### 飯 田 正 志 君

議長（堀江昭二君） 最初に、9番、飯田正志議員。

9番（飯田正志君） それでは、私は3点についてお伺いいたします。

まず、1点目、職員削減について。

このたび子育て支援と出生率向上の視察で長野県下條村に行ってきました。ここでは過去10年ぐらい新規の職員は採用せずに、1人の職員が幾つもの仕事を兼務して効率のよい組織をつくり上げているとのことでした。人件費を削って浮いたお金で若者定住促進のための建物を100%村費で建てていました。その結果、条件のよい若者を定住させることに成功し、出生率も上がり、村の活性化にもなっているとのことでした。

我が伊豆市でもこれからの4年間で退職者は約70名、59歳を含めると約100名近い削減ができることとなります。経常経費を減らすことが絶対条件だと思いますが、市長はこれから先どのように行政の効率化を図っていこうとしているのかお聞きしたい。

2つ目、防犯対策について。

現在伊豆市の防犯対策はどのように行われているのか。

これからの対策として、どのようなことが考えられるのか。

インターネットによるいじめやブログによる陰湿な書き込みについて法律が追いついていないと言われているが、全国的に問題視されている不登校や自殺の原因にもなっているといわれていますが、学校教育としての対応をどのようにしているのかお聞きしたい。

3つ目、市に対する訴訟について。

現在市に対する訴訟はどのくらいあるのか、その件数と内容についてお聞きしたい。

1、だれがどのような理由で何のために訴訟を起こしているのか。

2、市としては、その訴訟に対して思い当たることがあるのか。

3、これからの方針はどのようにするのか。

4、それらの訴訟についてどのくらいの経費がかかっているのか、そのためにかかわらなければならない人件費も含めてお聞きしたい。

以上、3点、よろしくをお願いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの飯田議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田議員の、まず1点目の職員削減についてお答えいたします。

長野県下條村は合併しても効果が出にくい地域であるとの考え方から自立宣言した村で、人口が4,200人、職員数はわずか34人とスリム化された組織のようであります。伊豆市の職員数は現在退職勧奨制度をそのまま継続した場合、平成19年4月1日に473名いた職員が、平成25年4月までに112名減となります。新規採用しなければ、361名になりますが、3分の1の採用したならば、職員数は400名になります。現在、合併当時の削減目標以上の削減で推移しており、さらに3年後の平成28年4月には370名となる予定であります。

飯田議員には17年9月定例会の一般質問でお答えしております3分の1の採用を4分の1、あるいは5分の1の採用とすることはあり得ると思いますが、新規採用者をゼロにすることは、そして単に職員数が減ればよいという考えではありません。行政運営経費の削減は当然推進しなければなりません。人件費を抑えていくことは重要であります。面積の広い伊豆市の現状や組織力、人材の育成などを考慮しますと、単に職員を少なくすることだけでは問題が残ると思います。小さな行政とすべき部分と行政サービスを確保しなければならない部分もあり、これからの市民サービスと職員定数はいかにあるべきかを検証しつつ、削減計画を進めていかなければならないと考えます。

また、人件費のみならず、公共施設等の合理化を強力に推進し、物件費や補助費なども見

直し、健全経営に努めなければならないと考えております。

続きまして、2点目のまず 現在伊豆市の防犯対策はどのように行われているかにつきまして、現在夜間の犯罪防止対策として、毎年地域からの要望により防犯灯の設置を進めています。18年度末現在の防犯灯寄贈累計数は1,500基で、本年度も50基ほど設置します。その他、大仁警察、大仁警察署管内防犯協会、PTA連絡協議会と連絡して、防犯広報誌の発行、少年非行防止、地域安全や防犯団体の指導育成活動や子供の安全のため、新入学児童への防犯グッズの配布、かけこみ110番の家、こども110番の家の設置状況は市内518カ所となっております。

また、愛犬家の方にご協力をいただき、犬の日常の散歩の際に不審者、あるいは不審車両等を見つけた場合、110番通報をお願いするワンワンパトロールや青色回転灯車44台による防犯パトロールを実施しております。さらに広報「いず」では生活安全、防犯情報の啓発運動を行っております。

続いて、2番目のこれからの対策としてどのようなことが考えられるかのご質問についてですが、まず犯罪を未然に防ぐことが最も重要と考えております。それには市民の皆さんに日ごろより防犯意識を持って行動していただくことが大切であると考えておりますので、地域住民の防犯意識の普及、並びに啓発に努めていきます。また、警察と連携し、防犯パトロールなどの地域の自主防犯活動を支援するとともに、引き続き防犯灯や街路灯の設置、住宅等の防犯対策の推進を図っていきたいと考えております。

3番目につきましては、後ほど教育長より答えていただきます。

続きまして、大きな3点目の市に対する訴訟についてですが、現在市にかかわる行政訴訟は伊豆市を被告とする取り消し訴訟1件と、伊豆市長と職員を被告とする住民訴訟3件の計4件が提訴されております。

1番目のだれが、どのような理由で、何のために訴訟を起こしているのかのご質問ですが、伊豆市を被告とする取り消し訴訟につきましては、原告は千葉県在住の甲斐義隆氏であります。その訴えは伊豆市固定資産評価審査委員会が原告に対して行った土地の評価審査の申し出を棄却した決定の取り消しを求めるものであります。請求の趣旨は、原告の所有する土地の評価を宅地評価から山林評価へ修正し、その評価額の超えている部分を取り消すよう判決を求めています。

次に、3件の住民訴訟についてですが、3件とも原告は伊豆市在住の森良雄氏であります。その訴えは市長が締結した16件の契約について、これらが違法な契約であるとして、市が損害をこうむったと主張し、執行機関である市がそれぞれの契約の締結を決定した市長と職員に対して、市がこうむったとする損害の賠償の命令をすることを求めた訴訟であります。

次に、2番目のその訴訟に対して思い当たることがあるかのご質問ですが、これら4件の訴訟の対象となっている行政事務につきましては、すべて適法に行われたものであり、訴訟を提起されるような問題はないと信じております。

次に、3番目のこれからの方針はどのようにするかとのご質問ですが、さきに述べましたとおりこれらの事務はすべて適法に行われていると考えておりますので、それぞれの訴訟における原告の請求を棄却されるよう裁判で争っていきます。

次に、4番目の人件費を含め、どのくらい経費がかかっているのかとのご質問ですが、職員の人件費が明確ではありませんが、今年度末までの執行見込みを含み総額約1,000万円になると思われます。内訳は弁護士費用210万円、人件費、旅費等約800万円と見込んでおります。

2番目の件については教育長より答えていただきます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、私のほうから大きな2番目の3点目、インターネットやブログによる陰湿な書き込みへの学校教育の対応についてお答えをいたします。

平成18年度に実施いたしました伊豆市生徒指導アンケートによりますと、中学校における携帯電話の保有割合は54.5%、インターネット環境が整っている家庭は78.2%でございました。ブログによる誹謗中傷のような書き込みをしたことのある生徒、これも調査いたしましたら、これが全体の5.8%でございますし、インターネットゲーム上で金銭の貸し借りの経験のある子が4.8%ございました。伊豆市内でもトラブルに巻き込まれる可能性は十分にございます。

平成19年度に伊豆市内の中学校で確認されているメール、インターネットにかかわる生徒指導上の問題は数件ございました。内容といたしましては、1つは個人ブログへの悪口の書き込みによる生徒同士のトラブル、それから2つ目として、インターネットゲームの中で相手を妨害したことによるトラブル、3点目として、これチェーンメールというんでしょうか、不幸の手紙のメール版によるトラブル、それから4点目として、個人の掲示板の中に友達の悪口を書き込む、それから5点目として、個人の掲示板に友達の写真を勝手に掲載する等の問題が報告されてございます。

これらの問題に対して学校としては実態の把握をし、該当生徒への指導をすることはもちろん、該当学年での指導及び全校生徒を対象にした指導も行っています。今年度の情報モラルに関する指導は、生徒指導を中心に全校生徒、あるいは学年単位での一斉指導がほとんどでした。今後、学級単位を中心として、より細やかな情報モラルの指導が必要であると考えています。

子供たちを危険な状態から守ることはもちろんですが、ただ禁止するだけではどうかというところで、虚偽の情報もあることも理解させながら、さまざまな場面での的確な判断力を養うもととなるような、1つは情報社会に参画する態度、2つ目としては情報の科学的な理解、それから3点目として情報活用の実践力、これらの育成が図られるような指導をしていかなければならないというふうに考えています。

今後は、このような問題が起こる前に予防的指導を継続していく必要があるというふうに考えています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

飯田議員。

9番（飯田正志君） 非常に再質問をやりにくいような感じがいたしまして、というのは、市長が今限りでおやめになるということで、先のことを聞いてもなかなか答えようがないということだと思いますので、以前、私が最初の職員削減について質問したときに、ちょっと言われたことで納得がいけないところが2点ありますので、その辺の真意を聞いてみようかと思えますけれども、職員の数が減ると住民サービスが低下するというふうなことをおっしゃったような気がしますが、どのようなサービスが低下するのか、そういうのが1点。それから、以前行政の継続性があるから職員を入れるんだというふうな答弁がございましたけれども、行政の仕事の中の継続性ということについて、私はどういうことがあるのかなというふうに疑問ですので、この2点についてお答え願います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 以前にも職員の削減についてご質問があり、そのときに行政のサービスが低下しないように削減しなければいかんということでありまして、余り一度にたくさんおやめになると、やはり行政サービスは何かしか、どこがとは申し上げられませんが、低下することは確かだと思います。でなかったら、今までの職員が相当怠けたことになりそうですよね。ということで、年間どの辺がいいのかわかりませんが、全体の中の数%、あるいは1割ぐらいが限度かなと、私は個人的には思っております。削減できるのがですね。それ以上するとやはりどこかでサービスが低下するのではないかとというふうに私は考えております。それが1番目の質問のお答えです。

それから、行政サービスの継続性ということは、ご承知のようにやはり市の行政というのは継続性があるわけで、これは企業でも同じことであります。書類で全部とってあるから大丈夫だという考え方はあろうかと思いますが、大体書類というのは後から見てもそれが全部理解できるかどうかはわからないと思います。やはり書類では残っています。基本が残っていますけれども、人と人との先輩後輩の受け渡しがちゃんとできていないと、その継続性というのはなかなか難しくなるのではないかと。それは飯田議員と私とでは意見の違いはあろうかと思えますけれども、私はそんなふうに考えて、一度にがさつとやめるとか、あるいは極端に総入れかえをするということについてはやや慎重な態度をとっております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） 私は総入れかえしろとかと言っていないんですね。やめる人間がいますから、新しく入れないほうがいいですよというふうなことを前から言っているんですけれ

ども、下條村で課長が言った言葉で今記憶に残っていることは、お役所仕事という言葉を知っているかと、世間ではお役所の仕事ということをどういうふうに理解しているかということ、仕事が遅いとか、非効率的であるとかということをお役所仕事だというんだと。それがまかり通っているということは、お役所仕事はなかなか効率的によくないことをやっているのではないかと、今までどおり。それを払拭するためには新しい考え方の方が出てこなければいけないのに、継続性があると、先輩の言うことをきくと、ずっと今までどおりの非効率的な仕事をしなければならないというふうなことになるような気がします。

それから、もう1点、行政サービスというのは財政的に苦しければできないんですよ。ですから職員の減った分だけのお金が浮けば、行政サービスに回せるというふうなことができるような気がしますので、できれば適正な職員数にいち早くするためには、新規採用を控えれば一番簡単ではないかなというふうに、私は首を切れとは言っていないです。勧奨すればその分退職金がふえますから、財政的に厳しいですから、通常で退職していただく方はどんどん退職していただいて、新しく入れなければ早期に目標どおりの適正な職員数になるというふうな考えで話をしていたつもりでございますけれども、先のことはあれですので、これはこれで質問を終わらせていただきますけれども。

2点目ですけれども、防犯対策ですけれども、防犯対策をしっかりやっていれば犯罪は起きないというふうなこともあります。ことし何もなかったから少し手を緩めようかということになりますと、何かあったときにはもう遅いですから、ぜひ手を緩めずに、これから先のことを、どういう犯罪が起きるかわかりませんので、それを先を読んで、新しい防犯対策を立てていただくようなことができればいいように思います。

そのことをひとつお願いしていきたいと思っておりますけれども、なかなか私も質問を考えてきましたけれども、いきなり来期はやらないよということですので、責任の所在がどこにあるのかわかりませんので、教育長もそうですよね。非常にやりにくいですな。

ではどうしましょう、例えば防犯対策で、一つ市長と教育長の個人的な見解で結構ですので、聞きたいんですが、我々議員もそうですが、公人と言われる我々は自分の行動や言動についてはみずからの出处進退を含めて、市民に対して説明する責任がございます。当然みずから判断してやるんですけれども、公人と言われる市長、教育長、並びに職員の方々が市民に対してこういうふうなインターネットによるブログとかメール、それからネットによる書き込みをやって市民に迷惑をかけた場合に、職員とか教育関係、先生などがもしそれを行った場合にはどういうふうに措置をされるのか、個人的な見解で結構ですので、市長と教育長に一言ずつお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 防犯対策について、インターネットとか、ブログとか、最新の技術のところで、そういうことをやった者をどうするかというようなご質問だったと思っておりますけれども、これは職員ですかね。私はその辺余り得意ではないので、どうしていいのかなと思っ



ております。

また、それが犯罪性が本当にあるのかないのかということも私、よく中身によっていろいろ分かれるところだと思います。私はブログは書いたことはありません。書き方もよく知りません。それから見方も余りよく知りません。やはり当事者を中傷誹謗するようなことというのはやる人の常識の内だと思いますけれども、やられた人がどうかというと、しかるべき司法措置をとらないと解決していかないのかなと思っております。我々が行政としてそれを完全にとめるということは大変難しいですし、個人情報等々でもどこまで立ち入られるかということもあると思います。大変複雑な社会になってきていると思います。

一方、もう一つ伊豆市は大変広うございます。それから住民も少なく、いつどういう犯罪が起こるかというのは想定つきません。それで冒頭申し上げましたように、警察とかいろんな方にご協力いただいて、なるべく目を光らせていくということが一番重要だろうと、そういうふうにしております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 私も正直言ってインターネットのほうはやフーを見るぐらいで、全く素人でわかりませんが、ただ、私のほうで今学校、特に校長としてお願いしていることは特に情報関係では、情報の流出、これについて大変最近県内でも教職員が被害にあっております。例えば車上荒らし等でメモリー、これをとられるなんていうこともありますよね。そこらあたり成績等も先生方はつきますので、学校から情報は持ち出さない、これを原則にして、もし持ち出す場合には校長の許可を必ず得て持ち出すこと、それから盗難防止には十分気をつけること、こういうことを中心に行っています。

それから、信用失墜行為につきましては、先ほども議員のほうから質問のあった先生方がほかの人を例えば中傷するような書き込み等については、これは任命権者は一応県の教育委員会でございますので、そういうのが実際に事実あった場合には、県と協議の上、内容によっては多分懲戒処分の対象になるだろうと。これはどういう処分、訓告、あるいは戒告ぐらいになりますか、これは県と協議して、やはり処分は出さなければいけないだろうというふうには考えています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） インターネットについては法律が追いついていかないんですよね。やられた方は泣き寝入りで、それしかないというふうなことだそうです。非常に私としたら、ひきょうな卑劣な人間がやるのが一般の市民の方まで迷惑をかけて泣き寝入りしかできないという今の状況は非常に腹立たしい思いがしますけれども、いち早く法律的な整備をしていただくように我々も努力したいと思っておりますけれども、それができないように、するような人間がいらないような体制づくりをしていただきたいと思います。

それでは、3番目の訴訟について伺いますけれども、余りにも時間がかかると、非常にまたお金もかかりますので、早急に解決するような方法を模索をしているのか、何で裁判がこんなに伸びているのかなというような気持ちがするんですが、もしこの裁判、市が勝った場合は、損害賠償として相手方に請求できるかどうか。もしできないとしたならば、市民の血税をむだに使ったことになるけれども、その責任はだれがとるのかということですね。

これらの訴訟は、必ずしも市民の権利を守るという立場からされたのかということも、私も不可解でありますけれども、その点についてお答えをお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 本件につきましては総務部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず、裁判費用の関係でございますけれども、いわゆるこちらが勝った場合と負けた場合というふうになるわけでございますけれども、勝った場合に、相手方にその訴訟費用といしまして、限られた部分の請求はできますけれども、弁護士費用とか、そういう経費については現状では請求はできないという形になっております。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

9番（飯田正志君） なるべく早く解決できるように努力してもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで飯田正志議員の質問を終わります。

#### 鍵 山 堅 一 君

議長（堀江昭二君） 次に、13番、鍵山堅一議員。

13番（鍵山堅一君） 13番、鍵山堅一。

2点ほど質問いたします。

1点目につきましては、市長の今後の構想について、こういうことでしたが、大体この質問の内容については伺いました。そういうことで去る12月5日、市長本人より次回市長選には出馬をしない、こういう報告を受けました。市長の4年間を振り返ってみますと、ウエルネス等、新しい事業の取り組みや新火葬場、また田方消防署など大きな建設事業を進めてこられました。大変成果を上げてこられたと私は思っております。

しかし、難問も残されております。一般廃棄物処理施設の建設について、任期中に方向だけでも決めたいと思っていると、こういうことですが、方向性というのはどの辺までを考えているのか、また具体策等があるのか、差し支えがないようでしたらお聞かせ願いたいと思います。

2点目、土肥中央農道建設の再開について。

継続事業が開催されるべく、当初は動きがありました。そのような回答をいただきました。しかし、受益者、役員等は協力してきたようですが、その後何の動きもない、建設のための

説明会等ももたれていない、こういうようなことがございました。そういうことで、果たして再開されるのか。また継続されるとしたら、いつごろかお伺いいたします。

以上、2点お伺いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの鍵山議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 鍵山議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目について、これは12月5日、本議会の初日に表明させていただいたとおりであります。その中でいわゆるごみ行政、廃棄物処理施設について、任期中、方向だけでもというふうに申し上げました。御承知のように、本議会でも何名の方からご質問をいただいております。どこまで進むかなということは大変きょう現在も不透明であります。何とか設置場所を決めておくまでいきたいというふうに思っております。思っていますけれども、これは交渉事で相手のあることでありまして、いくかな、いかないかなということです。残された期間、それに向かって進めたいというふうに思っています。

それから、2番目の土肥中央農道建設の再開についてですが、県営土肥中央農道につきましては、県の事業評価監視委員会で継続の有無について審議されてきましたが、10月に継続が決定し、県営県単の新規事業として計画変更の手続に入っております。また、現地受益者には準備委員会の皆様にご協力をいただき、変更ルートを説明し、おおむね了解をいただいております。これを受けて19年度においては全線1,500メートルの基本測量と来年度分の実施設計400メートル、及びその用地測量を予定しております。

また、20年度においては残り1,100メートルの実施設計と用地測量及び全線の用地買収、遺跡調査を計画しており、開設工事も400メートルほど実施する予定であります。なお、この計画ルートには、埋蔵文化財宝蔵地がありますので、これらに配慮しながら、農地のつぶれ地ができるだけ少なくなるようなルートの選定をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、県とともに再開に向けて積極的に取り組んでいきますので、今後ともよろしくご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

鍵山議員。

13番（鍵山堅一君） 大変期待の持てる答弁でしたので、特別に再質問ということはございません。まず1点目につきましては、市長が答弁されたように残された期間、全力で取り組んでいていただきたいと、こう思います。

中央農道につきましても19年、20年、こういうことで進められる、こういう答弁をいただきました。今回につきましては、受益者等も相当協力体制になっておりますので、これも逐次工事が進んでいくのではないかと思います。そういうことで、農道についてもやっと再開されたなど、こういう感じしております。

そういうことですので、以上で私の質問を終わります。

議長（堀江昭二君） これで鍵山議員の質問を終了します。

内 田 勝 行 君

議長（堀江昭二君） 次に、4番、内田勝行議員。

4番（内田勝行君） 4番、内田勝行です。

通告に従い、質問をさせていただきます。

小学校の統廃合について、現在少子化に歯どめがかからず、子供たちの数は急速に減少しております。このような状況下ではさらに複式学級がふえていきます。一刻も早く適正規模の教育環境を整えることは我々大人の責任だと、このように考えます。

合併して3年が経過いたしました。市民は当初より実情を把握し、理解していると考えます。これまで多くの議員が質問をしてきました。その都度、答弁も少しずつではあるが、良識に向かって変化しているのを感じております。未来のある子供たちのためです。英断をしてほしいと思います。

そこで質問をいたします。

- 1、統廃合についての基本的考えは。
- 2、複式学級の現状と今後については。
- 3、考えている時期と最終的な学校数は。

以上です。よろしく願います。

議長（堀江昭二君） ただいまの内田議員の質問に対し答弁を求めます。

先に、市長。

市長（大城伸彦君） 内田議員のご質問にお答えいたします。

小規模学校が多い伊豆市の現状を考えますと、今後学校の統廃合は避けて通れない課題であると考えます。平成18年度の市内の出生者数は174人でした。また平成25年には小学生が20人を超える学校は天城、中伊豆、修善寺地区で各1校ずつと聞いております。中教審では学校の統合方策は教育効果と地域の実情を考慮すること、児童生徒数の増減の動向を把握すること、慎重な態度で実施するべきものであって、住民に対する学校統合の意義や啓発については特に意を用いることと答申を出しています。

伊豆市の学校は、過疎地域であるほど地域住民のコミュニティセンター的役割を持っていることを念頭に置いて配慮する必要があります。学校がなくなることに対する地区住民の不安は大きいものがあります。統廃合については大変困難な問題ではありますが、児童生徒の育つための教育環境の必要性を詳しく説明し、保護者や地域の方々の理解と協力が得られるよう努力を重ねる必要があると考えます。

また、統廃合後の施設整備や通学の安全確保、通学の方法、手段等、通学環境や廃校後の施設の有効活用及び地域づくりなどについても教育委員会と連携して取り組む必要があると

思います。

の統廃合についての基本的な考え方ですけれども、以上のようなことですが、やはりどこかでいつまでに何校ぐらいにするというような大枠を決めていかないと、なかなか前に進まないのではないのかなと、そんなふうに思っております。私はまず統合が先であるとか、実施期間を決定するということは具体的には考えていませんが、市としては現在の子供たちの教育活動がおろそかにならないよう、できる限りの支援をしています、地域の方々に学校の現状をよく見てもらうことの必要性も感じているわけです。

以上です。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 今、市長から学校統合についての基本的な考えを申し上げました。私も全くそのとおりであろうと。ただ伊豆市の出生数が今のままでいくというふうに考えたくないんですけれども、現在10歳の子が330名、それから6歳の子が260名、それから1歳の子が180名、この数字を見ても5年で70名ずつ減少しています。もしこのまま減少していくと、さらに今後5年後には伊豆市で110名、さらに5年たちますと40名しか生まれなない、こんなふうにはならいでしょうけれども、出生数の減少というのは正直言って予想がつかないというのが現状でございます。

伊豆市の総合計画の中で人口は平成27年3万5,000人を推定しています。ぜひ子供たちが育ちやすい環境を整えていただいて、人口増につながってくればいいなというふうに私は考えています。確かに統合によって学校がなくなるということは、個人としても大変寂しく感じますし、でき得るならば私としても存続させられれば存続していきたいというのが本当の思いでございます。しかし、子供のことを考えたときには余りにも少ない人数ですと、やはりいろいろな弊害も出てまいりますので、教育活動が十分に行えないのではないかなというふうには考えております。

現在教育委員会で考えていますのは、複式学級は避けたい。そのために複式学級になる前に統合を考えたいというのが一応教育委員会としての基本的な考え方でございます。

2番目の複式学級の現状でございますけれども、大東小学校が昨年度末に5名の転出者が出ました。それによって予想もしなかった本年度急に3、4年生、それから5、6年生が複式学級になってしまいました。年度によって一部複式が解消される学年は出てまいりますけれども、全くなくなるということはありません。現在配置されている先生の数は教諭が4名でございますので、教頭がフル回転しても出張だとか、あるいは年休をとられますと、非常に学校運営が難しいという状況でございます。

そこで伊豆市としては一応免許状保有者を1名、複式支援として大東小学校へは派遣をさせていただきます。

今後、複式学級が実現すると予想される学校でございますけれども、土肥南小学校が平成22年、この年に3年生が5名、それから2年生が8名となりますので合計13名、1つが複式

学級になります。それから平成25年からは複式学級は2つ出てまいりますので、一応4学級運営というのが予想されます。さらに月ヶ瀬小学校でございますけれども、月ヶ瀬小学校は来年、これも転出者が1名出て1学年だけ非常に少ない学年がございますので、複式学級が1つ出現いたします。しかし、これは県の補正が、要するに加配がもらえる人数でございますので、一応単学級運営ができるというふうに思っています。ただ、担任外はいなくなる、こういう現状にあります。それから、もう少しいって、平成24年に現在その年の3年生が3名、それから2年生が11名となって合わせて14名ですので、このときは完全に複式学級が実現するというふうになります。

それから、3点目ですけれども、大東小学校では、既に複式学級で運営していますけれども、最初に述べましたとおり、基本的には複式学級が出現するときには何とか学校統合を考えたいというふうには思っています。最終的な学校数まで現段階では考えていませんけれども、今後出生の動向を見ながら、考えていくことがいいのではないかとこのふうには思っています。

ただ、今現在考えている何年度にどこを統合するかということにつきましては、ここではっきり年度を申し上げるのはいろいろ差しさわりが出ますので、現在進めていこうとしている予定はございますけれども、控えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

内田議員。

4番（内田勝行君） 再質問をいたします。

今の答弁、全体的には前向きな答弁だったかと思えます。

市長は大枠を決めなければ前に進まない。また教育長は複式学級になる前にできるだけ避けたいと、その前に統合したいと。これはかなり突っ込んだ答弁で大変結構だと思います。

まず、複式学級がどのようなものかというのを理解していない人たちが随分います。私の耳にも届いてきます。ですから、この複式学級がどのような形でやっているのか、あるいは保護者、あるいは地域住民の方に正しく理解してもらわないと、議論が始まらないと思います。ですから今具体的に説明の場、あるいはそういう機会を設けているのかどうか、あるいは実施しているのかどうか、それを伺います。

それから、これは6月の一般質問のとき、三須議員の質問に対して教育長が答弁した中に、今保護者から統廃合、あるいは複式学級についての意見、相談というのはないと、今のところそういうものは教育委員会に来ていないと、そういうふうな答弁がございましたが、それは逆にいいですよと、先ほど言いましたように、複式学級、あるいは統廃合というものはよくわからないと、やったことがないわけですから。ですから、正しく理解していないという面もあると思うんですね。全部だとは言いませんが。仮にそうだとしますと、やはり説明責任も必要だと思います。ただ、逆にそういう声が上がってこないということは、今平穏な状

態なわけですね。ですから、そういう静かなときに、やはり統廃合するというものを私は必要ではないかと。逆に批判が上がってくるようなら、こんないいことだったら、もっと早くしてもらえればよかったというふうな批判が出る前に腰を上げるのも私は考える必要があるのではないかと、そんなふうに思います。

それから、保護者の多くの方は多くといいましても、数を数えたわけではありませんが、やはり関心は持っていますよね。ただ、内々ではいろいろ話をしているようですが、井戸端会議といいますか、公の場でなかなか自分の気持ちは言えないと。私は統廃合して、自分の子供が大勢の中で切磋琢磨して勉強してもらいたいと、心の中ではそう思っているけれどもなかなか表面に出して言えないと、そういう保護者が数多くいるようです。それは当然だと思うんですね。やはり親御さんは子供の教育のことを最優先に考えておりますので、当然自然な行為だと、そのように思います。

それから、先ほど市長が学校というのは地域のコミュニティの役割をしており、そういうことをおっしゃいました。まさにそのとおりでありまして、学校がなくなってしまうと不安が生ずると。確かにそうだと思います。しかしながら、学校がなくなったからといって、この建物を新たな役目を持たせた施設に生まれ変わらせればいいわけであって、更地にして何もしないということではないわけでありまして、皆さんが知恵を出して地域の方と相談をして、よりよい施設、そういうものを建設すればいいわけでありまして、ただ、このコミュニティがなくなるということで、非常に新たな施設ということもお金をかけるというわけにもいきませんので、なかなか容易ではないと思いますが、この新たな施設ですね、これは統廃合とセットで進めていく考えなのか、あるいは統廃合とは切り離して、先に統廃合して、施設の利用方法については後ほど考えると、そういうふうに分けて実施するのか、その辺をお伺いします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 私のほうもいろいろ都合出てきますけれども、現状をいいますと、例えば大東小学校では1年生も4名しかいないんです。実際に学校があるということは、やはり先生方が複式のマイナスを何とかカバーしようということで、それなりの努力をしてくれています。

議員さんの中にどのぐらい大東小学校の複式をご見学になっている方もいるか、いないかもしれないですけれども、もしできたら、大東小学校はいつでも開放していますので、実際現状を議員さん方にも見ていただきたいと。これはそれぞれ学校は学校なりの工夫をしています。例えば体育なんかはもちろん1学年単独ではできませんので、2学年一緒に体育の授業はやっています。そこらあたりはカリキュラムの編成の難しさは学校では感じていますが、これはもう本当に少人数で体育をやっても、例えばゲーム的なものはほとんど不可能になりますので、そこらあたりも考慮してやっていくというふうな形をとっています。

地域の人たちも実際には学校へ余り行っていないだろうと思いますけれども、学校の例えば現在複式をやっている大東小学校の校長には、ぜひ参観会等については地域の方にも見てもらえるような、そういう案内を出してほしいというお願いもしてございます。実際には余り来ていないような感じがいたしますけれども、ぜひ子供さんを持っていらっしゃる保護者だけでなく、やはり地域の方、あるいは議員さん方にもそういう実態を今どんなふうにご教育活動が進められているか、そういうのを見ていただきたいというふうには思います。

それから、統合につきまして、やはり小学校の統廃合につきましては教育委員会だけではまず無理だろうと。いいますのは、教育委員会では財政にかかわる面についてはほとんどはっきり申し上げることができませんので、例えば通学について通学バスを出すのか、私ども出しますよと、簡単には言えない向きもでございます。あるいは跡地の利用をおまえたちはどう考えているんだと言われても、教育委員会としてもそここのところをお話しすることももちろんできないわけです。学校統合については、市長部局と一緒にあって、特に地域への話し合い等についてはやっていかなければいけないだろうというふうには考えています。

私のほうからは以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問。

内田議員。

4番（内田勝行君） では最後の質問にいたします。

昨年ですか、学校統合、保護者から1回、これを実施しまして、これは土肥南、大東、月ヶ瀬の3校ですね。それ以降やっていないわけですが、これ修善寺地区も含めて、再度やる計画はないのかということをお尋ねしたいと思います。私は、これは保護者の考えの動向を知る上で非常に大事だと思いますが、この辺もお聞かせください。

それから、さっき飯田さんではありませんが、お二方が退任するという事で大変申し上げにくいんですが、この件は強いリーダーシップを持っていただいて、ぜひ前向きに進めていただきたい、そう思っているわけですが、もう一遍聞きますけれども、教育者の立場でなくて、個人的な意見として理想でも希望でも結構ですから、いつごろまでというふうな数字をお聞かせいただければありがたいです。

これで終わります。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 時期的なもので、先ほども申し上げましたように、何年にとということとはちょっと差しさわりが出てくるだろうと。ただ、複式学級が実現するときには何とか方法を考えたい。

それで、先ほど懇談会、今年度につきましては、今年度私どもは一つはふじみ幼稚園の統合ということ念頭に置きましたので、そちらの方に主力を置いた関係で地域の懇談会を持ちませんでしたけれども、今後やはり市長部局とも相談して、先ほど言いましたように、また懇談会等については開始していかなければいけないだろうというふうには思います。ただ、



今年度中に懇談会を持てるかどうかちょっと検討をしていきたいというふうに思っています。  
議長（堀江昭二君） これで内田議員の質問を終了します。

ここで休憩をとります。40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

議長（堀江昭二君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

塩谷尚司君

議長（堀江昭二君） 次、18番、塩谷尚司議員。

18番（塩谷尚司君） 18番、塩谷尚司です。

私は、ただいま建設が進められております田方南消防署に4月から移転する天城支署、修善寺支署、中伊豆支署が廃止されるわけですが、私も伊豆市の山のほうに住んでおりますので、南署からはかなり時間がかかるということで、近所の皆さんから心配の声を聞かれています。

また、現在の中伊豆支署、天城支署、修善寺支署についても、先日区長さん方からぜひ支署を残して防災の活動拠点、あるいは消防団の活動の場にさせていただきたいという話を聞きましたので、要望が聞かれましたので質問させていただきます。

1番、各支署の建物を防災拠点として、あるいは消防団の活動拠点として残してほしいという要望を聞きますが、いかがする、お答えをできるかお伺いします。

また、2番として、消防署が1カ所に移りますと消防団員の活躍が大変多くなり、必要になってくると思うんですが、現在の消防団員の定数が730人ですが、その消防団員の定数、あるいは実際の団員数はもっと少ないと思うんですが、これは多いのか、少ないのかお答えをお願いします。

また、火災発生時の消防団の出動要請はどこから、どのような方法で出されておるんでしょうか、お願いします。

次に、消防施設、消火栓とか水槽、また施設でなくても消防協力隊等について、今後どう考えていくか、お考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの塩谷議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 塩谷議員の田方南署完成移転後の取り扱いと、地域の安心・安全対策についてお答えいたします。

まず、1点目の各支署の建物を防災拠点として、あるいは消防団の活動拠点として残して

ほしいとの要望の話を聞きますが、どのように考えておりますかとのご質問ですが、3支署の土地は市有地であります。建物は田方地区消防組合の所有であります。組合では市が建物を必要としなければ取り壊すことになるとのことであります。既に修善寺支署が修善寺方面隊第3分団で、天城湯ヶ島支署は天城湯ヶ島方面隊第8分団で、それぞれ消防団の活動拠点施設として活用したい旨の要望があります。市では現在3支署の取り壊しも含め、有効な活用方法について検討中であり、できる限り地域の要望を踏まえて検討したいと考えております。

続きまして、2番目の消防団員の定数につきましては、条例で定める消防団員の定数は730名ですが、実数は692人であります。合併時の762人に比べ70人の減となっております。減少した要因として少子化により対象者が減少していること、また仕事や勤務形態の多様化、通勤の遠隔化なども影響しているものと考えられます。

消防団は人間形成の場でもあり、地域防災リーダーを育成する場でもあると考えております。一人でも多くの団員を確保できるよう、今後も努めてまいります。

現在、伊豆市消防団では車両56台を保有しております。火災時には1台につき、最低でも4人から5人の団員が必要となり、常時これに対応できる団員数はこの3倍程度の人員が必要となります。また、風水害への対応を踏まえると全体で700人以上は確保したいと考えています。

続きまして、3番目の火災発生時の消防団員出動の方法、機関につきましてはのご質問ですが、火災発生の一報は田方消防本部から消防団員班長以上に携帯電話メールが発信されます。また、市の本庁支所にも直通の音声指令とファクスが入ります。市ではこれを受けて消防無線を傍受するとともに、消防団長の指示により消防団の出動分団を決定し、同報無線で出動要請を行います。基本的には火災は支所（方面隊）単位で対応しています。

続きまして、4番目の消火栓や水槽等の消防施設の拡充につきましては、消火栓は現在1,205カ所、防火水槽は202カ所あり、おおむね市内全域の要所には設置されているものと考えています。火災は初期消火が重要であり、この点からも少人数で扱いやすい地上式消火栓の設置が有効であると考えており、毎年地区要望により地域のバランス等も考慮し、より緊急性の高い箇所から設置していくようにしております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

塩谷議員。

18番（塩谷尚司君） 再質問いたします。

各支署の取り扱いについては、皆さんの御要望によって使用できるというような答えでございます。電気料とか、いろいろその後の経費もあるでしょうが、ぜひ地区の要望にこたえていただきたいなと思っております。

また、消防署の関係におきましては、我々中伊豆、天城は支署がなくなりますので、今ま

で守備範囲が10分か20分ぐらいのところを消防署が守っていたところが、今度は半径30分以上の守備範囲になるということで、大変危惧するわけでございますが、そのためにはやはり消防団、あるいは消防団の協力隊というんですか、そういう方々が何件があるわけでございますが、ぜひ消防協力隊のお願いをしていただきたいなと思っております。

消防団員も692人ということは、全国的にも消防団員が少ないということで、公のところから団員、あるいは行政のところからお願いをしているというような、どうしたら団員を多く入ってもらうか、消防に入ってもらうか、また年齢はどうしたらいいのかというようなこともあちこちで考えているようでございますが、今市長がおっしゃいましたように、我々も若いときからずっと消防に入っておりましたので、あそこはただの火を消すところだけではない、青少年の教育の場でもあるということで、大変大事にされてきたわけでございますので、ぜひ今後の730人までいかないとしても、もう少し行政のほうで団員の確保の方法を考えていただきたいと思うので、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） おっしゃるとおりでありまして、今までもそれなりにやってきたつもりでございますけれども、なかなか先ほど申し上げましたように仕事の都合であるとか、通勤の形態、あるいは遠隔化、それから若い人がだんだん少なくなっているということで、消防へ入る方が基本的には絶対数が少ない。頼みに行ってもそういう理由でなかなか入っていただけないということでございます。しかし、さらに一層協力体制を組んで勧誘をしていきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 再々質問ありますか。

塩谷議員。

18番（塩谷尚司君） では、3番、4番をひっくるめて質問させていただきます。

消防団員の出勤ですが、私たちが若いころの消防の出勤につきましては、消防署が火災現場について、火を確認してから通報するというような形態をとっておりました。先ほどの市長の答弁ではそうなっているのではないかなとお聞きしたわけですが、先ほどから何回も言いますように修善寺の今度の新しい南署から山の一番奥のほうの火災現場に行くには30分以上かかるわけです。そういった出勤のところまで行って確認してからでは、家はほとんど燃えてしまうでしょうし、また山林火災なんか起きた場合には大変な延焼をするのではないかと、その辺ももう少し考えたほうがいいのではないかなと、私は思っているわけでございます。

また、近所の消防協力隊の方々が消防車は当然、その方々は車庫から出すわけにはいかないと思うんですが、先ほどちょっと休憩時間に話を聞きましたら、八幡のあたりは来年から消防団員が4人しかいないということで、ポンプも動かないではないかというような話を聞いておりますので、そんなような状態ですので、消火栓、あるいは水槽とか、そういったも

のをしっかりと充実してもらって、いつだったでしょうか、冷川に火災があったときには片方しかホースがなく届かないということで、大変大きな火事になったということもありますので、ぜひ気をつけて消防団員にも本当に大丈夫なのかということを確認をとりながら、やっていただきたいなと思っております。

出動要請のことについて、またもう1点、実は私はこの前、10月ですか、岩村のほうに行かせてもらいました。そのときに岩村の町並みは昔から古い町並みでして、大変大切な町並みのところなので、1回火災が起きたら大変なことになるようなところなんです、お祭りが終わった後、町並みを拝見させてもらってましたら、郵便配達の方の車には後ろに両サイドに消火器の大きいのを2つつけていました。それで、その方に聞きましたら、こういう町並みですから、消火栓はあるけれども、すぐに消さないと大変な火事になるということを書いていました。それが伊豆市に通用するとは思いませんが、そういった新しいことも考えていかないと心配ではないかなと思っております。1点、出動要請のことについてお聞きして、質問を終わります。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ただいまの塩谷議員の出動要請について、総務部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 1点目の出動の関係でございますけれども、消防署からの第一報を受けて消防団に指示すると、従来同報というような形を使って消防団は確認できるという形、それから消防無線、幹部についてはこれでできるということでございましたが、携帯のメール、これによってまず第一報が確認でき、それによって体制を整えることができるというような形で現在対応をしているということでございます。

おっしゃるように勤務形態等によりまして、なかなか消防団についてはという、いろんなケースもあろうかと思えます。議員おっしゃいます地域の消防協力隊、これらの協力等も仰ぎながら連携を密にして地域消防力の強化に努めていきたいと。また、そういう出動要請、早急な対応を図っていくべく消防団等もまた密に連携をとってやっていきたいというふうに思います。

消火栓等、先ほど市長申し上げましたが、やはり初期消火の対応、これも極めて重要なことかと思えます。計画的に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで塩谷議員の質問を終了します。

杉 山 誠 君

議長（堀江昭二君） 続いて、1番、杉山誠議員。

1番（杉山 誠君） 1番、杉山誠です。

通告に従い一般質問をいたします。

初めに、5歳児健診の導入について質問します。

軽度発達障害とは、知能検査では軽度低下または境界以上である発達障害の一群で、注意欠陥多動性障害、学習障害、高機能性広汎性発達障害、軽度精神遅滞とその類縁疾患の一部がこの一群に属します。普通学級に通っている子供の5%程度がこの範囲に属すると考えられており、その病気の特異性により学校、社会生活を営む上でいろいろな問題を生じやすく、特にいじめや不登校の原因になっています。

これらの発達障害は早期発見、早期療育の開始が重要で、5歳程度になると健診で発見される確率が高くなるとされています。現在乳幼児健康診査は母子保健法12条及び13条の規定により市町が行っており、その対象年齢はゼロ歳、1歳半、3歳となっており、その後は就学前健診になります。実はこの3歳児健診から就学前健診までの期間の開き過ぎが近年増加している軽度発達障害にとって問題とされております。3歳では発達上の問題がわかりにくいのですが、ようやく就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかっていて適切な対策を講じることなく、子供の就学を迎えるために状況を悪化させてしまっている現状があります。

厚生労働省による平成18年度研究報告書によれば、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.3%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上は3歳児健診では何ら発達上の問題を指摘されていませんでした。報告書の結論として現行の健診体制では十分に対応できないとしています。平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法は国、都道府県、市町村の役割として発達障害児に対して発達障害の症状の発現をできるだけ早期に発達支援を行うことが重要であることから、発達障害の早期発見のために必要な措置を講じることと定めております。

発達障害は対応がおくるとそれだけ症状が進むと言われております。このためスクリーニングとして最適であり、かつ問題を抱えることが予想される就学までに1年間の余裕を持つような5歳児健診が医学的にも社会的にも必要との考えから、5歳児健診を実施する自治体がふえてきました。鳥取県、栃木県では県内全市町村において5歳児健診を実施しています。静岡県では御前崎市が導入を始めました。財政的に厳しい中ではありますが、早期発見、早期療育で、より多くの子供たちを救うために伊豆市でも5歳児健診を導入してはいかがでしょうか。

次に、避難所指定校の防災機能の整備について伺います。

市民生活の基盤となる安心・安全の確保が求められています。特にいつ起こるかわからない大規模地震の発生に備えたさまざまな対策が検討されていますが、災害時に防災拠点となる公共施設の中で、学校施設は避難所として重要な役割を担うことが求められています。市内の小・中学校のほとんどが避難場所に指定されていると思いますが、これらの学校施設は避難場所として被災者を受け入れるのみならず、地域住民に必要な情報を収集発信すると

もに、食糧、生活用品等の必要物資を供給する拠点になるなどさまざまな役割を果たすことになっていきます。子供が安心して学べる環境とともに、自然災害による避難場所として、学校施設が十分な防災機能を備えていない状況では市民の安全・安心は得られません。

そこで、以下の防災機能の整備状況はいかがでしょうか伺います。

建物の耐震性。

避難所として使用される屋内運動場にトイレはあるか。

屋外から直接使用できるトイレはあるか。

学校の敷地内もしくは校舎内に防災倉庫、備蓄倉庫が設置されているか。

水を確保するための設備、プールの浄水装置、貯水槽、井戸等があるか。

停電に備え、自家発電設備の用意があるかお答えください。

3番目に、総合評価落札方式の導入について質問します。

公共工事は品質の確保が確認できる物品購入とは異なり、施工業者の技術力等によって品質が左右されます。近年の公共投資の削減から過当競争が激しくなり、不良不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注や不良工事が発生するなど、公共工事の品質確保に対する懸念が高まっています。近年公共工事の談合と低入札の防止、工事品質確保の観点から、国・県において総合評価、落札方式の導入が進んでいます。これは従来の価格競争だけの評価ではなく、価格と業者の技術提案や技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する方法です。公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)では、価格と品質の両面で総合的にすぐれた公共工事の契約が基本に位置づけられています。今年度導入に必要な事務経費などに対して国の財政支援もありますので、導入を検討してはいかがでしょうか。

最後に、時間外窓口の開設について伺います。

共働き世帯や単身者など一般の会社勤めの市民にとって、平日の市役所開庁時間に市役所に行くことはなかなかできません。各種証明書の発行を受けたり、届け出の必要なときなど大変に苦労しています。伊豆の国市では既に時間外窓口を開設しており、住民に大変好評のようですし、御前崎市では市民課とともに税務課と水道課も時間外窓口を開設しており、火曜ナイト納税と名づけて、毎週火曜日の夜8時まで払い忘れた税金、なくしてしまった納付書の再発行、税に関する各種証明書の発行その他納税相談と水道料金の支払いなど、税務課と水道課を合わせると住民の利用件数は市民課を上回っており、住民サービスはもちろんのこととして収納率の向上にも貢献していることもあります。市民のための市役所として、伊豆市でも夜間や休日の窓口開設ができないものか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの杉山議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 杉山誠議員のご質問にお答えいたします。

まず、5歳児健診の導入についてですが、現在伊豆市の乳幼児健診は1歳半、2歳、2歳

半、3歳の4回実施しております。このうち1歳半、3歳は母子保健法に基づき、内科歯科健診を、また2歳、2歳半は市単独として歯科健診を実施しております。各回とも医師または歯科医師の健診のほかに保健師、栄養士、歯科衛生士、心理判定士による健康相談、栄養相談もあわせて実施しております。

3歳健診の終了以降には、各幼稚園での集団健診が行われており、保健師が各幼稚園、保育園での集団生活の様子を見て回り、支援が必要と思われる園児については心理判定員や教育委員会の特別支援教室の巡回相談へ報告しております。

ご指摘の5歳児健診につきましては、3歳児で見落としがちな注意欠陥多動性障害等の軽度発達障害の疑いを早期に見つけ、子供に合った支援をするための取り組みであります。県では御前崎市で実施しておりますが、近隣の状況も見ながら研究し、判断したいと考えております。

続きまして、2点目の避難所指定校の防災機能の整備につきましては、まず1番目の建物耐震性について市の学校施設を広域避難所として指定しているのは、土肥ふじみ幼稚園、小学校は狩野小学校を除いた11校、中学校では修善寺、土肥の2校であります。このうち主に避難所として使用することになる屋内運動場の耐震性については、修善寺南小学校と土肥中学校の2校が旧基準による建物であります。耐震化の必要があるものと考えております。

次に、2番目の避難所として使用されている屋内運動場のトイレにつきましては、施設内や隣接する建物すべてにトイレは備わっています。また防災倉庫等に組み立て式仮設トイレ、68個及び簡易トイレ599個を備蓄しています。

次に、3番目の屋外から直接利用できるトイレにつきましては、利用できない施設は半数以上に上ります。

次に、4番目の学校の敷地内、もしくは校舎内の防災倉庫、備蓄倉庫の設置状況につきましては、備蓄倉庫は学校の敷地内、もしくは校舎内ではなく、その他の市有地等に設置しています。防災倉庫は基本的に学校の敷地内に設置しています。

5番目に、プールの浄水装置、貯水槽、井戸等の水を確保するための設備につきましては、市内の管工事工業会と災害時の協力体制について協定を締結し、市内各所の水源池等から給水体制を確保しています。また小学校、中学校にも給水タンクを設置し、住民向けの背負い式飲料水袋も備蓄しています。なお、プール、貯水槽、井戸等の水も浄水して使用方法も考えられますので、今後の検討課題であると思います。

次に、6番目の停電に備えた自家発電設備の用意につきましては、現在市内の防災倉庫に発電機を41機設置してあります。停電の際には住民の避難状況に応じて使用していくことになると考えております。

続きまして、大きな3点目の総合評価方式の導入についてのご質問ですが、本年度県の指導のもと県内各市町において試行的に実施することになり、伊豆市では市道32190号線橋梁整備右岸下部工工事の1件を実施しました。

この総合評価方式を実施するに当たって、地方自治法施行令により学識経験者の意見聴取をする必要があると規定されており、本年度につきましては県の建設部総合評価審査委員会東部土木部会に依頼し、その実施要領等につきましても伊豆市独自で作成せず、県の要領を準用しました。

今年度は試行的に1件実施しましたが、次年度以降につきましては、問題点の洗い出しを行い、県及び近隣市町との連携を図りながら、最良の方法であると判断できた時点で導入を考えております。

続きまして、4点目の時間外窓口の設置につきましては、窓口業務や税等の収納業務の時間外延長や、休日での対応について検討してきましたが、伊豆の国市では毎週木曜日に市民サービス課、税務課の職員が午後7時までの2時間延長勤務を実施しているそうです。来客は非常に少ないといいていいくらい少ないとのこと。時間外窓口を設置するには情報センターのコンピューターを立ち上げ、センターの職員がついていなければならず、またコンビニなどと協定するには大変費用がかかり、費用対効果の面では芳しくなく、現在は実施しておりません。

休日の開庁についても他の市町でも行っているところもありますが、今後検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

杉山議員。

1番（杉山 誠君） 5歳児健診の導入、発達障害の発見に非常に効果があるということで必要だということで質問させていただいたんですけども、どの程度発達障害の発見に対して市のほうで認識を持たれているか、その辺のところはまだはっきりしないものですから、発達障害というのは壇上でも述べましたように、早期発見、早期療育が何より必要でございます。子供の成長というのは早いものですから、1年で非常に変わってきます。今行われている3歳まで、それから就学前までの期間にちょうど5歳ぐらいが一番発見されやすいということは、東京新聞のこたしの9月27日付でもありましたけれども、「障害を見つけ、早期支援、ふえる5歳児健診」ということで、見落としを防ぐ上で非常に効果があるということですので、費用をかけなくてもできる方法はいろいろあると思います。

特にこの時期を重点的に保育園なんかで今言われましたような心理判定士、そういう方たちと一緒に園内で遊びの状況とか、集団行動の様子なんかを観察して、軽度発達障害の疑いのある子供を早く見つけてあげるという取り組みは特に今されているのかどうか。その辺の5歳児というポイントを押さえているかどうか、その辺の認識をひとつ伺います。

あと、こういった発達障害の発見をされた場合に、保護者の方 保護者の方というのは自分の子供に対して非常に注意というか、生活の中で子供が中心に家庭生活を送っておられる方が多いと思いますので、自分の子供に障害の疑いがあるとわかったときは、非常にショ



ックを受けると思います。それですのでやはり保護者の方の協力を得て、発達障害の子供の、あと療育を進めていかないと失敗をする場合もありますということで、厚生労働省は「軽度発達障害に対する気づきと支援のマニュアル」というのを出しているんですけども、10ページにわたって細かく書いてあるんですけども、その中で成功した例、失敗した例あります。保護者に対する指導、フォロー、家庭での接し方、そういった面をどのように保健課のほうで行っているか、その辺のところをちょっと詳しくお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 今、詳しくということですが、どの辺まで把握しているか、健康福祉部長に答えさせます。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（内田政廣君） ただいまの質問でございますけれども、3歳健診以降のそういったものの把握につきましては、先ほど市長から述べましたように母子保健担当の保健師が3人ございまして、各保育園、それから幼稚園を巡回しております。結構な頻度で巡回しておりまして、その中で先ほど議員さんが申し出たようなそういったケースを幾つか発見していると、そのように聞いております。保健師の申しますには、伊豆市はかなりの部分でそのことについては非常に注意深くやっていて、他の自治体に比べてかなり濃厚であるという、そういうようなお話でした。したがって、直ちに5歳児健診をする必要はまだないのではないかと、私たちはちゃんと発見しておりますよと、そういうようなことを言っておりました。

その詳しいそういう指導の内容につきましては、私、よく調べてきておりませんので、また課のほうに来ていただいて説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 現状はしっかりやっているという、新たに5歳児健診をする必要はないということでありましたけれども、全児童を対象というか、やはり見ている中では気づきにくいということもあると思います。ですので、やはり改めて検診という形でなくても、いろんな方法を各地でとっているんですけども、保護者と、あるいは保育士さん、先ほどの心理判定士さん、そういった方たちの意見交換、そういうことも必要だと思います。

また、日常生活の中でそれぞれ人によって気づくところも違いますし、これちょっとおかしいなということが障害に結びつくか結びつかないかわからない親も多いわけですので、そういうことに対するしっかりした支援もしていただきたいと思います。

やはりこういった子育て支援、子育ての不安を解消して支援していくということは、やはりこれから本当に今まで質問の中でも少子化が進んでいるという、非常にショックな話題が出ているんですけども、伊豆市としてこういった子育てを支援していくということは必要なことだと思いますし、大事なことだと思います。通告に出してありませんので、質問はしませんけれども、保護者の方のイメージとして伊豆市は子育てに冷たいというイメージを非

常に耳にします。

昨日、一昨日ですか、私は現に伊豆市で生まれて、伊豆市の企業に勤めているけれども、伊豆市は子育て支援がおくれているので、伊豆の国市に住んでいるという人のお話を伺いました。非常にショックを受けました。やはり企業がない、働く場がないといいながらも、伊豆市に働いていながら、伊豆の国市へ引っ越してしまった。また、その人の友人も近々引っ越すことを検討しているという話も現に伺いました。やはり直接そういう方とお会いして、話を聞くと、そういうイメージというのは非常に大事だと思います。

ですから、今部長言われましたような保育支援のことも多くの保護者に伝わるように、そういった広報というか、しっかり目に見えた形でやっていただきたいと思います。市長も今限りということでございますけれども、ぜひそのイメージを払拭されるような子育て支援の施策を展開していただきたいと思います。

次に移ります。

次に、避難所の指定校なんですけれども、まだ、耐震化がされていない建物があるということなんですけれども、これなかなか予算の関係で難しいと思うんですけれども、国もできる限りの支援というか、補助金制度も設けています。なかなか使われていない補助金もあるということなんですけれども、今、補助金を使っても自主財源のほうが追いつかないということではなかなか進まないと思うんですけれども、やはり命を守るための直接建物の補強というか、耐震化というのは非常に大切なことだと思いますので、まずそういうことも命を守るという根本的な考えに立って、ぜひ進めていただきたいと思うんですけれども、中伊豆中学校はまだ耐震化されていないということで避難所に指定されていないんですけれども、今聞き間違いだったら訂正しますけれども、避難所の中に入っていなかったんですけれども、中伊豆地区では一番中心街で大勢の方が暮らしている中伊豆の八幡中心街で避難所というのは大見小学校なんでしょうか、その辺のところをいま一度詳しくお願いします。

あと、トイレなんですけれども、屋内は全部備わっている。屋外はまだ備わっていないところがある。だけど組み立て式を用意してあるということなんですけれども、トイレの形式なんですけれども、避難所ということになると、高齢者を初め、体の弱い方、障害をお持ちの方も避難されているわけですので、よく避難のニュースなんかを見ますと、トイレへ行くのがおっくうで、水分を取るのを控えて、それでいろいろな障害を起こしているということも聞きます。トイレを今の学校施設には洋式トイレというのが少ないというふうに聞いております。今後、社会生活の変化もありますし、洋式トイレをふやしていただきたいと思うんですけれども、その辺のところもひとつどのようにお考えかお答えください。お願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 2点目の避難所指定校の防災機能の整備についての再質問ですが、大

変細かいところもありますので、総務部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず、避難所の関係でご質問が前段あったかと思えます。

現在、避難校として、いわゆる中伊豆中に入ってはならないということで、中伊豆中の体育館等も耐震化が必要な施設ではございますけれども、現状の広域避難所、それから避難校としての指定には入ってはいないということでございます。

いわゆる施設自体の耐震性、これについては公共施設の耐震状況ということでホームページでも公表してございますけれども、やっております。それによりまして耐え得るか、耐えられないか、施設整備が必要かどうかというようなことで、議員ご存じのように計画的に財源等も見ながら進めていかなければいけないのかなというふうに思っておりますし、それから先ほど出ました学校の統合等の問題、これらも考慮しながらという形になろうかと思えます。

通常の大地震、激甚災害だけでございませんで、通常の不慮の災害の対応等によっても違うと思えますし、現状広域避難所という形で地域のほぼ中央に位置するそういう中心的な部分に避難所を位置づけてやっているということでございます。

トイレ等につきましては、現在いわゆる洋式の簡易トイレといいますが、緊急のトイレ等を相当数進めております。やはり施設そのものの整備はなかなか難しいのかもしれませんが、これらも考慮しながら、今後全体的な調整を図りながら整備はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） いつ起こるかかわからない災害ですけれども、いざというときには本当に住民の命を守るものになりますので、ぜひ整備を進めていただきたいと思えます。

次に、総合評価落札方式なんですけれども、県の指導のもと本年1件ということですが、価格以外の要素、これが非常に大事になってくると思えます。今のところ伊豆市ではまだ試行中だと思いますので、具体的なことは県の要綱に見習っているということでしたけれども、やはり伊豆市は観光地でございますし、そういった環境に配慮とか自然環境、農業とか、例えばワサビ田の近くでは排水、流水に注意するとか、そういった環境に配慮した伊豆市独自の評価項目も考えていく必要があると思えますけれども、現在この総合評価方式を今後どのように伊豆市として取り入れていくつもりでしょうか、お願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 今後どのように総合評価システムを取り入れていくかということですが、私、退任しますので、企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） この総合評価方式でございますが、品確法という法律から業者選

定をきちんとした形で実績のある技術力の持ったそういう業者にしていこうということから、実質的には最終的に随意契約の形になります。

これ3つの方法があるわけですし、高度技術の提案型という方法、それから標準型、それから簡易型と、この3つの方式があるわけですが、今回伊豆市は簡易型という方式で実施をさせていただきました。これは主には企業の実績、事業実績、それから企業としての社会性であるとか信頼性、こういった面を重視して業者選定をするという方法でございます。

今、おっしゃられたように社会的な環境、こういった部分においての配慮というのは、その中に一部含まれるというふうに考えますが、基本的にはこの業者が適正な技術を持って、適正な施行能力があるのかなのか、こういったものを基準に選定するというものでございますので、この方法を実はやったわけでございますが、1カ月間の期間がかかります。業者選定までに最終的に、こういったところは非常に時間を要するという問題点、それからある程度業者を特定してしまいます。そういう実績を持っている業者ということになりますと、ある程度点数の高い業者というようなことになってしまいますので、果たしてその辺がどうか、この辺を検証した上で、我々今後この方法のある意味では進めていきたいというふうには考えております。

もう1点、いきなりすべてのものにこれを適用するということになると、ある程度零細の企業なんかはまだ実績がないということで最初から振り落とされてしまうと、こういう状況も生まれますので、そういったことを踏まえまして、ある程度金額、いわゆる設計金額ですね。こういったものを段階的に踏んでやっていくしかないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問。

杉山議員。

1番（杉山 誠君） 一度に全部はできないと思うんですけども、選定に当たっての、今答えなかったんですけども、項目の検討はしているのでしょうか。

それから、まず目的として談合防止と不良工事の防止ということが前提だと思いますので、やはりそういった意味でしっかり伊豆市としてのガイドラインを策定していただきたいと思いますので、ガイドラインの策定業務を今進めているようではございますけれども、具体的にまだはっきりしたガイドラインの策定は、方向性というのは決まっていないととらえてよろしいでしょうか。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 基本的にはガイドラインというのは、県の指標がある程度出ております。先ほどもちょっと私言いましたが、企業の技術能力とか、こういったものが一つのあれになります。先ほど言った3つの形があるわけですが、それぞれに評価のガイドラインというのは決められておまして、伊豆市としてもやるとすれば、この県のガイドラインを

活用した形での選定方法を検討せざるを得ないなど。このガイドラインが伊豆市としてつくり上げると、県に準じた形でつくり上げるといようなことは検討していきたいと思います。議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 地域に合ったガイドラインを策定していただきたいと思います。

最後に時間外窓口、市長は伊豆の国市は非常に利用者が少ないということでございましたけれども、私のほうにいただいた資料とは違うのかなと思いますけれども、少ないという判断の基準がやはり平日の役所の窓口取り扱い業務、どれくらいあるのか、まだ私調べていないんですけれども、役所に伺ってロビーにおりますと、そんなにいないと思います。わずか時間外の1時間ですので、昼間の時間と比較して、全体と比較すれば非常に少ないかもしれないんですけれども、これは菰山支所だけの資料なんですけれども、毎日10人から20人、夜間の7時まで訪れています。こういう方たちというのは、昼間来られないから来るんですよ。ですから、そういった10人、20人の方にとって時間外の窓口というのは非常に大事な窓口だと思います。税の相談なんかもそうですし、やはり滞納も相談できる環境がないということも一つの要因ではないかと思います。ですから、もう少し調べていただいて、住民サービスの向上につながるのではないかと私は質問しましたので、検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） わかりました。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

1番（杉山 誠君） 終わります。

議長（堀江昭二君） 杉山議員の質問を終了いたします。

#### 森 良 雄 君

議長（堀江昭二君） それでは、途中になるかもしれませんが、10番、森良雄議員。

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

私これをわざわざ持ってきたのは、9月議会でも言ったんですけれども、うそはつかないでいただきたいと。ただ、私も思い違いというのがありますから、今回はそれを言いません。ただ釈然としない部分があるんですよ。例えばこれ道路台帳、私たちいただいたと、僕は議会終了後、これを差しかえられるのかなと思ったら、差しかえられない、それでいいんですよということなので、その辺どうも釈然としないと、そういう経緯があります。正しいご回答をひとついただきたい。

それでは、質問に入らせていただきます。

いじめについて、教育長をお願いします。

2006年度に発生したいじめ、暴力行為の件数が文部科学省から発表されました。全国では小中高校では12万5,000件に上ります。新聞報道では静岡県内の公立校では、小学校のいじ

めが753件、暴力行為が102件、学校数が540校、中学校ではいじめが1,215件、暴力行為が849件、学校数が267件とあります。いずれも前年よりも大幅に増加しているということです。伊豆市のいじめや暴力行為の現状について伺いたい。

対策はいかがでしょうか、伺いたい。

学力テストの結果について、教育長をお願いします。

文部科学省はことし4月に小学6年生と中学3年生を対象にした全国学力学習状況調査を実施しました。その結果が発表されました。伊豆市の小中学校の結果はいかがでしょう。この学力テストの調査の目的は、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため児童生徒の学力、学習状況を把握、分析し、教育の結果を検証し、改善を図るとあります。伊豆市及び市内の小中学校の結果はいかがでしたか。分析結果、改善など、対策について伺いたい。

結果を父兄には公表しませんか、伺いたい。

駅前開発計画について、市長に伺います。

修善寺駅前周辺整備事業が進められています。平成25年度までに整備をするのでしょうか。今年度は測量や設計を進めているのですか。測量が始まっているのでしょうか。進行状況はいかがですか。

さて、この修善寺駅前周辺整備事業について伺います。

具体的に何をしようとするのか、どのように整備するつもりなのか、伺いたい。

設計は発注したのでしょうか。設計の内容を伺いたい。

設計はどこに発注しましたか、設計の条件はどのようなものですか、設計のための仕様はどのようなものか、仕様書はどんな内容ですか、伺いたい。

周辺整備とはどの範囲を示すものか、伺いたい。

総事業費はどのくらいと見ているのか、伺いたい。

道路台帳について、市長に伺います。

道路台帳整備計画により道路台帳が電子化されました。電子化された道路台帳の利用状況を伺いたい。

どのように利用していますか。他の部門でも利用できるようになっていませんか、伺いたい。土木部だけでしか利用できないようでしたら、今後利用できるようにする考えがありますか。

この地図システムの利用は道路だけなのですか、他部門でも利用できるようにする考えがあるようでしたら、計画や予定を伺いたい。

縮尺は無段階に選択できるのでしょうか、それとも利用できる縮尺は決まっているのですか、伺いたい。

新しいごみ焼却場の建設について、市長に伺います。

新しいごみ焼却場の建設の進行状況を伺いたい。

堀切地区との話し合いはいかがですか、その他の地区との話し合いは進んでいますか、状

況を伺いたい。

今後の見通しを伺います。

議長（堀江昭二君） ただいまの森議員の質問に対し答弁を求めます。

先に、教育長。

教育長（室野純司君） 私のほうに2つほどご質問がありますので、それについてお答えいたします。

まず最初に、いじめについてでございます。

昨年10月に発生した福岡県の中学生のいじめを苦に自殺、こういう報道以来、連鎖反動的に自殺が発生しました。また自殺予告もたくさんございました。それもありまして昨年の12月議会で大変多くの議員より伊豆市の実態や対応についてご質問があり、細かくお答えを申し上げます。また、議会だよりでも「伊豆市のいじめの実態と対応」という特集も組んでいただきました。

氏の質問は、この統計は昨年の調査の結果だろうというふうに思います。ですから、昨年の結果については、これはもう昨年12月の議会で私のほうで詳しくお答えしたとおりでございますけれども、静岡県内ということで、伊豆市ではかなりたくさんはいじめ等があったわけでございますけれども、私どもが県へ報告した件数は小学校で10件、中学校では7件、これがいじめで報告した数でございます。それから暴力行為については伊豆市としては小学校で2件、中学校はゼロでした。その折お答えをしまして、いじめをなくすことは大変難しいことですし、その後もないとは正直言って言えません。しかし、学校にはいじめはどこでも起こり得ることなので、子供たちをよく見て早期発見をし、よりよい指導をしていくという緊急提言をいたしました。いじめられる児童生徒の側に立って、すぐに対応することを基本にしています。対策は前回に申し述べたとおりでございます。なお、先ほど申し上げました暴力行為というのは、これはもう小学校の2件についてもどちらかという、ややけんかから発生した暴力行為といいたいまいしょうか、ですので私といたしましてはそんなに大きな問題がこれに含まれているというふうには考えておりません。

なお、今年度市内の11小学校、それから中学校2校に特別支援を中心とした支援員を配置しておりますけれども、こうした中で困っている子供たちの早期に発見できるということは、いじめ等の問題行動を防ぐ上でも大変効果があるというふうには思っております。

それから、2点目の学力テストの結果についてお答えをいたします。

本年度、本当に43年ぶりということで全国一斉学力調査、これが実施されました。先般10月にその結果が届いたわけでございますけれども、各方面から高い関心が寄せられているとおりでございます。

ただ、文部科学省の事務次官の通知で、市町村教育委員会は個々の学校名を明らかにした公表は行わないことというふうに通知が来ておりますので、正直言って安易な公表は私ども控えております。

ただ、市教委として送られてきた全国、あるいは静岡県の結果と比較しながら、以下のような分析をしておりますので申し上げます。ただ、伊豆市の全体的な傾向はやはりお話ししなければならないと思いますので、校名等については控えますけれども、まず小学校6年生でございますけれども、国語、算数はほぼ静岡県及び全国並み、といたしますのは静岡県の要するに結果が全国とほとんど変わっていないと。それと伊豆市も変わらないという状況でございます。

それから、中学校3年生につきましては、これは静岡県は国語、数学ともに全国の平均をかなり上回っております。そういう中で伊豆市では国語が県並み、全国より上回っております。それから数学はどちらかというと県をもさらに大幅に上回っているという状況でございます。

一応傾向としてはそのぐらいで勘弁していただいて、設問別でやや気になる点だけちょっと申し上げますと、中学校の国語A、この中に読むことという項目があります。この正答率が県並みにあったなかでやや低かったという状況が出てまいりました。読書教育を私どもも推進している市としては、やや不本意な結果であったというふうに言えます。この結果にかかわる家や図書館で平均1日どのぐらいの読書時間を持っていますかと、こういう生活状況の質問がございますけれども、その結果を見ますと、中学生の65%が30分以内、それからお30%の子供たちが全く読書をしていないと、こういう実態がございました。小学校のほうでも全く読書をしていないという児童は15%ぐらいおります。今後、学校への図書司書を充実する方向等を通して、子供たちの読書活動には一層力を入れていきたいというふうには思っております。

なお、学習状況調査との関連で調べますと、生活習慣が整っている子は学習内容が定着していると、こういう傾向は見られるようですけれども、これはもう伊豆市ばかりでなくて全国的な傾向でございますので、本当に我が市だけの特徴だとは言い切れないというふうに思っております。

各学校では10月29日に各個人に結果をわたるよういたしました。今までの学習方法や生活状況を見直すきっかけになってほしいというふうには思っています。ただ、子供たちにわたすときに、うちの学校の平均点は何点だよと、これをやりますと、本当に各学校の比較になりますので、各学校では自分の学校の平均は言わない。ただ、やはり個々の成績、個々の間違ったところをどう改善していくかというところに力を入れていきたいというふうに思っています。

私ども各学校に指示をいたしましたのは正答率が8割に満たない、そういう設問、それからおかつ県や国と比較して低い数値を示している内容について、これについてはぜひ各学校で原因を探り、対策を講じてほしいということ。

それから、2点目として生活状況調査につきましては、気になる生活の状況の原因を分析して、これも対策を講じてもらいたい。この2つをお願いをし、報告書の提出を現在求めて



いるところでございます。その結果が出てくるのは1月以降というふうに、各学校も大変今、年末の成績等の処理で忙しい時期ですので、決して慌てないでやっていきたいというふうに思っています。

なお、実施は4月、それから国のほうから結果が出てきたのが10月ということでございますので、この結果というのを今の子供たちに反映させるというのは非常に難しい面がございます。どちらかといいますともう半年以上過ぎていきますので、ですけれども、一応学校にはやはりその結果を踏まえて指導体制だとか、あるいはカリキュラムの見直し等の資料にしてほしいというようなお願いもいたしたところでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 次に、市長。

市長（大城伸彦君） 続きまして、3点目の修善寺駅周辺整備事業についてですが、まず平成25年度までに整備をするのでしょうかとのご質問ですが、平成25年度までの整備を指しております。

次に、測量の進行状況ですが、現在実施しているところであります。整備の内容は修善寺駅周辺を伊豆市の陸の玄関口にふさわしい空間にするため、駅前整備や駅周辺市道の整備を目指しています。

設計については、これまで実施しておりません。本年度はこのもととなる整備計画の策定に向けて静岡コンサルタント株式会社、株式会社建設技術研究所静岡事務所、伊豆箱根鉄道株式会社へ業務を発注し、測量などの調査、検討を進めております。

次に、事業の範囲ですが、修善寺駅の周辺を想定しており、具体的な範囲は整備計画の策定の中で検討を進めてまいります。総事業費につきましては整備計画の策定を進めている段階ですので、現段階では算出できない状況です。

続きまして、4点目の道路台帳についてですが、利用状況は10月1日から一般にも印刷して販売しております。11月までの利用状況は60件で、主に建物の建築に使用するための業者であります。さらに建設課では道路の名称等を見るばかりではなく、工事設計書の平面図に使用し、有効活用をしております。

次に、システムの利用状況ですが、道路台帳は建設課職員のパソコンで見えるようになっています。情報システム課と調整し、地図情報及び道路台帳情報を伊豆市職員全員が検索できるよう検討しております。また、他の部署でも地図情報に必要な情報を入れて使用できるよう作成しています。例えば下水道台帳、道路台帳、林道台帳、消防水利台帳等であります。これから基礎地図データもでき上がったため随時必要な情報を作成したいと考えます。図面の縮尺は大きいもので100分の1からで、無制限に図面の縮小はできます。

続いて、5点目の新しいごみ焼却場の建設について、まず1番目は、議員のご承知のとおり堀切区並びに焼却場特別委員会から建設計画の白紙撤回の声明や基本構想の説明不要などのご意見があり、この話し合いは余り進んでいないという状況であります。

しかし、経過の中で堀切区内の有志の方々が2市の中の地区として、またごみを排出する1地区として基本構想の説明を聞き、最近の施設を見学した中で、当計画について真摯に対処すべきとアクションがありましたので、この有志の方々との話し合いを含めて進めていきたいと考えております。

2番目については、建設候補地である堀切地区を考えていることから、現在のところ他の地区との話し合いは進めておりません。

3番目は、さきにお話ししたとおり、説明を聞き施設見学をし、話し合いや意見交換等を交えて計画等について検討すべきとの声もあると感じています。したがって、これらの方々と話し合いを含めその状況に応じ、改めて建設候補地の堀切区に対し、基本構想の説明や懸念事項、また地域づくり等についての話し合いの場づくりに向け、努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 途中ですけれども、昼休みをとりたいと思いますので、休憩にします。1時再開といたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問、森議員ありますか。

森議員。

10番（森 良雄君） 10番、森です。再質問させていただきます。

ちょっと時間が中断して、さてどうやっていこうか、調子が狂っているところなんです、いじめについて、いつも教育長から明快な答弁をいただいて大変わかりやすいと。伊豆市の子供たちは非常に幸せだと思っております。ただ、数字からいきますと、昨年度いじめが小学校で10件、暴力事件が2件、中学校で7件、暴力事件はゼロと。最近いじめ、いじめと言われて、最近だけの問題ではないと私は思っているんですね。自分の経験からいってもいじめというのは昔からあったと思っています。自分の経験からいきますと小学校で1年間に10件というのはちょっと少な過ぎるのではないかと、クラスで1件ぐらいはあってもいいのではないかというふうな感覚でいるんですけどもね。それは自分の感覚ですから、否定されても結構です。

ただ、いじめというのは、僕は発見できるのはやはり先生しかいないのではないかと思います。いじめを受けた子というのはクラスで孤立して非常に惨めな思いをしているのではないかと思いますけれども、やはり見つけられるのは先生が一番だと思っております。その辺教育長さんのお考え方はどうでしょうか。

先生が見つめてくれるんだということになると、やはり先生にいじめの発見をどのようにしていくのか。生徒の申告だけ、今回の10件というのは生徒の申告があったから出てきたんだと思うんですけども、先生方の対応について何かお考えがありましたら、お伺いしたい。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 今、答弁をした小学校10件、中学校7件ですか、これは昨年議会で報告した数はもう少し多いです。小学校で30件、中学校で8件という報告を昨年度議会の中ではお話をしたというふうに思います。

実際に子供たちの非常に多くの子がいじめを目撃した、あるいはいじめがあるというふうに答えた生徒はたくさんあります。これは議会でも申し上げましたように、私どものとらえ方としては本人がいじめと感じたら、それはもういじめだよというとらえ方を基本にしていますので、ただ非常に陰湿ないじめというのは掌握しにくいものが正直ございます。ですから、30件のうち、これは県に報告したほうがいいなと認識したのが10件、それから中学校の8件のうち7件がこれは県へ報告したほうがいいだろうということで、報告を申し上げました。

この認知の方法ですけれども、もちろん子供たちから先生に自分はいじめられているという連絡があって先生が乗り出す場合もございますし、あるいは子供の様子を見て、どうもちょっとおかしいなという場合には、先生方のほうからちょっと調査をしてみるという方法もございます。あるいは中学校あたりですと、教科担任がかわってきますので、要するに教科を教えて異常を感じる場合もございます。

ただ、小学校の場合は同じ先生が学級のほとんどの教科を持ちますので、そういう点ではちょっととらえにくい面もございますけれども、先ほども申し上げましたように、支援員が行っている学校については、支援員は休み時間も子供たちといろいろ話をしています。そういう中から発見する場合もございます。

私どもとしてはなかなか難しい問題ではあるけれども、できる限りアンテナを高くして、そして子供たちがいじめがあった場合には、それをとらえるように努力しているというふうに申し上げるしかございません。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 数字が少し多かったというということで、この辺が現実なのかなと理解させていただきます。

私の質問ではないんですけども、最初の方がインターネットについてということもありましたので、ちょっと補足させていただきますけれども、再質問ではありません。意見になるかもしれませんが、小学校の児童生徒たちの携帯の保有率が半分を超えているということと、いわゆる家庭でのパソコンの保有率が7割を超えているというふうなお話でした

よね。私の周辺を見て一般家庭から見ると、やはり子育て世帯は相当パソコンをお持ちなのかなということで、現実にはパソコン等を通じていじめもあり得るようですので、これは子供だけに言ってもなかなか直らない。僕はやはり家庭が主体性を持って携帯電話の取り扱いとか、いわゆるインターネットの扱い、家庭が責任を持って子供を指導しなければ、この問題はなかなか、子供の社会では個々には対応できるものですから、父兄がパソコンや携帯の利用の仕方を積極的に子供に教育しなければ、これは解決できないのではないかと思いますので、ひとつこの辺も含めて保護者の教育といったらちょっとおこがましいかもしれませんが、家庭の協力が必要だということはやはり訴えるべきだと思いますので、よろしくお願い致します。

いじめは以上にいたしまして、次に、学力テストに移ります。

今回の学力テストは、新聞等の報道によると比較的平易なというか、はっきり言うと易しい問題だったということで、みんなできて当たり前だと。そうやってしまうと伊豆市の児童生徒に申しわけないですけども、平均点をとっていいはずだと。問題は平均点をとれなかったところですね。幸いなことに我が伊豆市は平均点に達していた。私の得た知識の中では静岡県はどうも平均以下だというふうに聞いておるんですけども、それが間違いかどうか、もし静岡県が平均以下で、伊豆市が静岡県並みだということで喜んでいるとちょっと問題が出てくるのではないかなと。その辺確認したいんですけども。

それと、今回のテストは、いわゆる学力テストということで知識面のテストと生活習慣、学習環境についての調査も行われているということですよ。そういうことから、生活習慣、いわゆる学習環境等伊豆市の児童生徒の置かれた状況、もし気がついたところがありましたら、お聞きしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 静岡県が全国に比べて低いという情報はどこから出てきたかちょっとわかりませんが、正直申し上げまして静岡県が例えば小学生でいうと国語は全国の大体10位ぐらいです。それから算数がちょっと低くて16位から8位、このぐらいの順番です。それから中学校については、これはどちらかというといい方向でして、国語はAとBと2つあるんですけども、国語Aのほうが9位、国語Bについては全国4位です。それから数学につきましては両方とも8位と9位ですので、中学校はどちらかというやや上位のほうかなと。小学校が上位までいなくても中の上ぐらいいっているかなと。そういう中での結果ですので、決して伊豆市の子供たちが全国的な規模に比べて低いとは言えないかなと。

ただ、平均点というのは私ども正直言って余り信用しないんですよ。要するに平均が問題でなくて、個々の子供たちが自分は要するにどういうところを直して、どういうところがよくなっているのかと、ここを見ることが大切だろうと思いますので、各学校についても平均を要するに自分の学校は平均がよかった、悪かったという判断だけでなく、自分の学校と

してもし設問で特徴が出ている、例えば落ちるところがあったら、それはやはり学校の指導力がちょっとおかしいのではないかと、そのところは今後の指導で力を入れていく必要があるだろうというふうに思います。

それから、もう1点は、要するに今の対象はあくまでも小学校の6年生と中学3年生でございますので、例えば伊豆市で小さい学校では本当に10人ぐらいの子供たちの平均というのは余り正直言って問題にすべきではないだろうと。やはり個々の子供たちがどう要するにその問題を理解しているかどうかと、ここらあたりが大切だろうと思いますので、各学校にはそういう点でのお願いをさせていただきます。

それから、もう1点は学習状況ですね。学習状況については先ほど申し上げましたように、ただちょっと読み取りの関係で読書量という点ではやはり落ちている点がありますので、これはやっぱり今後対策をとっていかなければならないだろうと思いますけれども、そのほかの朝ご飯を食べている子供と成績の関係だとかというのは、これはもう全国的な傾向ですので、伊豆市としての特徴はほとんど出ていないというのが状況でございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） ありがとうございます。もう少し質問させていただきます。

平均のことにつきましては、私のあれは47都道府県のうちの28位ぐらいだったと理解したので、ちょっとその辺思い違いだったかもしれません。どうも申しわけございません。

今、生活習慣、学習環境について、やはり少人数の場合、余り分析も難しいというようなお答えだと思うんですけれども、私の関心があるのはやはりその辺が関心ありますもので、例えばいわゆる知識の成績と、例えば学習塾があっても遠いというような環境の学校があるわけですね。その辺の問題については分析できたかどうか。

それから、今おっしゃったような朝ご飯の関係、やはり朝ご飯を食べていたほうがよいということが全国的にはあるんだったら、それも父兄に伝えなければいけないことだと思うんですけれども、朝ご飯の問題ですね。それから、学校で宿題を出しているか出していないかという問題もあると思うんですね。そういうのが成績に反映できたかどうか。ちょっと細かくなってしまって、まだ分析中だ、検討中だというお答えになるかもわかりませんが、もしおわかりでしたらお聞きしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） 先ほど申し上げましたように、要するに伊豆市の特徴としてはございませんけれども、一応各学校ではやはり親にお願いをする点は、これはもう学校として例えば学校だより、あるいは保護者会というんでしょうか、学級懇談会、そういうところで要するに親にお願いしていくべきところはお願いをしていくように、こう申し上げております。学習塾と学力との比較ですけれども、これは伊豆市の場合、ほとんど出ていないといったほうがいいのかというふうに思います。

今回テスト結果が報道等で出ていますように、これ1位は秋田県なんですよ。それで秋田県なんていうのは本当にどっちかという、山の山というちょっと失礼ですけども、どちらかという人口の少ないような県ですけども、これがもう小中学校ほとんど要するにいい成績をとっている。これは調査をいたしますと、要するに県教委がややそのための対策をとっているという事実が正直いってございます。私ども意外に思ったのは、大都会である大阪、これがどっちかという成績が下位に落ちていると。これはどういうことなのか、私もわかりませんが、大阪なんていうところだと、きっと学習塾なんかたくさんあるところでしょうけれども、そういうところで点数が低いと。やはり極端に落ちているのは沖縄県、これはもう全国に比べてかなり落ちていますので、沖縄県教委としては教員の増というのを文部科学省のほうへ要求しているというような報道もちらっと見ました。

本来、この学力テストを全数調査でやっている目的は、要するに子供たちの学力がどうであるかということの調査でしたら、私は全数調査なんて全くやる必要はないだろうと、要するに傾向というのはいくまでも抽出で十分できるだろうというふうには考えます。それを要するに全数調査でやることの意味ということを私ども考えたいと。要するに全国で90億円ですか、100億円ですか、それだけの大変なお金をかけてやる調査ですので、私どもは要するにそれぞれの学校で、学校としての特徴から指導にそれを近づけていく、ここに全数調査の意味があるだろうというように考えますので、そんな観点で校長会等については先生方をお願いをしているところでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 学力テストをせっかく、情報によると200億円かかったというふうなお話もありますので、相当の金額をかけて実施した。分析結果についても文部科学省の分析力がいいの悪いのというふうなお話もあるようですし、いずれにしろ毎年実施されるんだと思いますので、今後の結果に期待して、伊豆市の子供たちの教育、学力向上、これはいずれにしろ図っていくべきだと思いますので、ひとつご努力のほどお願いいたします。

次に移ります。議長にちょっとお願いしますが、質問の順位を道路台帳については一番最後にさせていただきますので、よろしく申し上げます。

駅前周辺の開発についてに移らせていただきます。

まず、現在やっている測量は工期はいつまでなのでしょう。

それと周辺整備というお話なんですけれども、周辺というのは具体的にどこからどこまでなのかですね。県道をまたいでいくのか、あそこは県道は両方に走っていますよね、東西というんですか、県道をまたいで考えているのか、修善寺橋までいくのか、郵便局のほうについては柏久保まで入っていくのかどうなのか。具体的に周辺というのはどこまでなのか、当然さっき道路台帳の質問ですと100分の1までは見られるということなので、さらにそれでは測量しなければいけないということになると、もっと細かいことを要求しているのではな

いか、具体的に何をしようとしているのかまで考えているのではないんですか。駅舎をかえるんだとか、跨線橋を考えているんだとか、そういうことをまだ何も考えていないんですか。住民の立ち退きまでしなければならんような問題ではないんですか。要するに現状ではうわさだけなんですよ、何をしようとしているのか。具体的にこの周辺整備というのは何をしようとしているのか、お聞きしたい。

それと市長に伺いますけれども、P Iという言葉をご存じですか、パブリック・インブルグメントという言葉なんですけれども、1点。

以上、2点お聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 具体的な項目については企画部長から答えさせますが、何をしようとしているのかということは、先ほど申し上げましたように伊豆市の陸の玄関口にふさわしい空間にするための駅前整備や駅周辺、市道の整備を目指しています。

P Iということは、言葉は聞いたことはありますけれども、中身はよくわかりません。

企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） それでは、前段の2点ほどお答えいたします。

まず、駅前整備と駅周辺道路整備、こういう区分けにさせていただきます。駅前整備というのは駅南広場、駅北広場、それからそれをどういう形でつなげるか、いわゆる自由通路、こういったものの検討がその整備の中に入っております。

それから、駅周辺の整備ということで駅周辺の道路整備、これにつきましては駅前の市道を基本にしておりますので、橋、あるいは県道、こういったものは基本的に対象にしておらないということでございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） だんだんと何をやろうとしているのか、ぼやっとわかってきたんですけども、これは大変なことをやろうとしているのではないですか。それで最初の質問でいわゆる事業計画、どのくらいの規模だというあれでは全然お答えになっていないですね。へたするとこれ跨線橋も考えているんでしょう。そうではないですか。住宅をどかさようなことは考えていないんですか。

要するに何のために駅前周辺の整備をやるかといったら、やはりあそこの交通問題を何とかしようとしているんでしょう。景観だけではないんでしょう。あそこの土地はほとんど私有地ですよ、駅前。伊豆市の土地ではなくて、ほとんど私の土地でしょう。その買収なんかも考えたら大変な金額になる。交通問題を考えたら道路の拡張があるのかないのか、考えているのかどうなのか。周辺の住民がそれを知っているのかどうなのか。私、何でP Iを持ち出したかということ、この後に来るごみ焼却場の問題もそうだけれども、このパブリック・インブルグメントというのは最初から住民を巻き込みなさいということなんです。よ

くわからないでは困るんです。おやめになるというからもういいですけどもね。やはり具体的に、旧修善寺町のことを言ったら、湯川橋が何で現状のままになっているかなんて、やはり計画の失敗でしょう。横瀬の交差点が何で現状のままか。あれだって計画の失敗でしょう。しっかり住民の声を吸収して何をするのかと、やはり住民に伝えて一緒になってやらなければいけないのではないですか。

具体的に聞きますよ、跨線橋を考えているのかどうなのか。跨線橋を1本つくるんだって10億円ぐらいかかるのではないですか、そのぐらいのことは考えていないですか、企画部長さん。以上、これで終わるから、お聞きします。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） まず住民にその辺の話をしてあるかしていないかということについては、これはもう検討状況の結果報告として周辺の方々にはお話してございます。

まず基本には、伊豆市の陸の玄関口にふさわしいものにしようということですから、基本的に道路計画云々ということは我々言うておりません。いわゆるこの事業の内容というのは、先ほど言ったように駅前整備と駅周辺道路整備、いわゆる市道の整備、この高質空間化を図ろうということが基本になっております。

事業費がまだわからないというのは、基本的に森議員さんもおっしゃられたように、駅南のロータリーの部分は確かに私道、伊豆箱根さんの所有物になっています。原則的にはその私有地を活用して個人のお宅に迷惑のかからないような形で、その敷地を利用して何とかしようということを検討しております。

それから、駅の南と北をつなごうということです。これはどういう方法が一番いいのか、これを現在伊豆箱根さんと合意形成をするために今協議しているという状況にあります。駅北の広場をいかに活用するか、住民の方々が利用しやすいように南と北が連携されれば一番いいわけですから、今言った跨線橋ですか。跨線橋というのはよくわからないんですが、そういうことも一つの視野ではありますけれども、そればかりでなく、フラットの場合も考えられます。それには線路を寸断するようなこともできますので、そんな意味から伊豆箱根さんには測量業務をお願いしたという経緯がございます。

いずれにしても道路計画とは我々考えておりませんで、あくまでも駅の空間をいかに整備するかということで現在検討しているということでございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 私、この問題については何度か言っているわけですね。あそこは伊豆箱根の協力がないと何もできないだろうというふうに考えていますので、くどいと思えますけれども、お聞きしている次第です。

まだ跨線橋までは考えていないということようなので、これからどういう計画が出てくるのか楽しみにしています。

次に、ごみ焼却場について移らせていただきます。



私、質問を提示してから、堀切から経過報告というようなことが出てきたものですから、そうですね。議員の皆さんのところへ行っているのではないかと思うんですけども、市議会議員各位様というのが来ているんですけども、17ページあるんですね。皆さんのところへ行っていませんか。状況はちょっと大分変わってきたなと思っているんですけどもね。市長さん、新聞報道によると任期中に方向づけをしたいというようなことをおっしゃっているようですけれどもね。方向づけはもう無理なんではないかと、私の基本的な質問の趣旨は方向づけはやめてもらいたいと。まず1点、市長さんにそれをお聞きしたい。

それから、今までの経過をお聞きしていると、少なくとも9月議会からきょうまで何ら進展もないということで、何もしていないというふうにお話の端々から受け取っているんですけども、この堀切からの文書によると10月3日の市の行為と10月中旬に行われたこと、11月10日数字が出てきました。主な行政側の報道として10月以降というふうになっておるんですけども、10月3日に堀切公民館における関係者への説明会が行われたというんですね。

私がまず聞きたいのは、この説明会はどういう方を呼んだのか。今までに出てきたお話の中からだとも堀切の方ではないのかなと、その辺堀切の方が何人出たのかですね。それから区内からどういう、例えば東京の地主さんが出たのかとかね。それから、この文書からいくとも市の職員が6人出ているという、これは堀切在住の職員さんが6人いたのかどうなのか、この辺ですね。

それから、10月中旬に行政担当者より個別訪問と資料配布、これは行われたんだと思うんですけども、まずその確認をしたい。11月10日に関係者への施設視察というのが行われたんですけども、10月3日と同じようにどなたが参加したんですかな。堀切の方が6名で、堀切在住の職員が6名なのかなというふうに思うんですけども、事実関係できたら詳しくお聞きしたい。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 10月3日、10月中旬、11月10日ですか、何をどうしたかということで、我々は市民環境部を中心に堀切の住民に話し合いを持ってもらおう、あるいは現場を実際の先進地を見てもらおうという動きをしたわけです。詳しくということですから、今資料を持っているかどうかわかりませんが、市民環境部長から答えさせます。

冒頭、方向づけをしたいと申し上げたら、方向づけをやめてくれというお話、やめてどうするのか、その辺がよく理解できません。何とか方向づけをしたいと思っています。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 冒頭市長の説明の中にもあったとおり、堀切区側との有志の方という中で、今市長がおっしゃったように計画の説明、それから施設の視察と、こういうことにつきまして実施をしてきたと。その中には区の中でございますので、その区から市役

所に勤めている職員もいたと、こういうことでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） おやめになるんだから、もう方向づけはやめるべきではないのかと。その考え、焼却場をつくるのつukらないのではないけれども、堀切を候補地にしたということこれからどうするのかというのは、次の方をお願いしたほうがいいのではないかということをお願いしたいんですね。

再度、市民環境部長に聞きますけれども、何人出たんですか、この10月3日と中旬と、それから11月10日だったかな。その出た方はどういう方なのか。堀切からの文書、これ議員の方はもらっていないんですか、僕のところだけ来たのかな。封書で来たんだけど、伊豆市議会議員様あてに、中には伊豆市長と伊豆の国市長、陳情しているという決議文というのが平成19年3月25日の決議文は伊豆の国市伊豆市廃棄物処理組合設立準備会、会長、伊豆の国市長、望月良和殿、副会長、伊豆市長、大城伸彦殿、陳情文が2007年6月5日、抗議文が2007年9月16日、こういうのがずっととじられていますね。2007年11月20日に抗議文が出ている。これはやはり伊豆の国市長と伊豆市長あてですね。

私の言った10月3日、11月中旬、11月10日というのは、堀切区ごみ焼却場特別委員会の委員長水口稔さんが11月20日にお二方に出している。こういう内容が出ているわけですね。この中には熊坂区長の河合さんの要望書が載っている。それからそれに対する陳情の署名文が載っておりますね。瓜生野区の区長以下、副区長、会計、区議会議員、この方たちは瓜生野の区議会議員です。私は伊豆市の市議会議員だけれども、ここに載っている人は瓜生野区の区議会議員、堀切区ごみ焼却、やはり同じく陳情、熊坂区長以下、やはり同じような身分の方の熊坂区の方の署名だと思いますよ。ニュータウンの自治会のお歴々だと思いますね、山田区も載っていると。

こういう周辺自治会の住民のいわゆる代表を務めるような方がみんなやめてくれという反対をしているわけですね。あとここに載っていないのは、大沢と伊豆の国市になるけれども、後山と小室の自治会が載っていないですね。大沢も反対するのは時間の問題ではないですか、これ。小室、後山が反対したら、伊豆の国市の神島も反対することになりますよね。恐らく熊坂小学校区全体に反対の輪が広がってしまうのではないかと、私は危惧しているんですけどもね。

PIを何で取り出したかということ、さっきと同じように、これここまで来たのはやはり住民の考えを聞かないで堀切という名前を出してしまったからだと。堀切の人たちは最初にこれを聞いたときに、私何度も言っているけれども、一番最初に堀切であいているところといたら、広野ということになるわけですね。そういうのを皆さん思っている。何でここなのというのが現在でもいわゆるあそこの方たちの素朴な疑問だと思うんですけどもね。どうもお話を聞いているとその辺をよく理解していない。

まず市長にお聞きしますけれども、これがもっともって反対が広がるのではないかと、熊坂小学校全体に反対が広まるのは時間の問題だと思うんですけれども、市長さんはそう思いませんか。

それから、もう一つ、10月3日と中旬と11月の視察というのは具体的にどういう人たちが行ったんですか、ちゃんと教えてください。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） その日の正確な人数のメモを持っておりませんので、また後で議員さんのほうにお伝えをしないと、このように思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、だれが行ったかというようなことですけれども、堀切の区民でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 何か森さんのご発言ですと反対するのは時間の問題だと。今まで何回か私どもは地元の方たちと話し合いをしようとしているわけです。その一環でこういう作業をしているわけです。何回も答えていますけれども、いわゆる廃棄物処理場は我々にとって、市民にとって必要な施設である。これは市民、あるいは市の事業者から出る廃棄物を処理しなければならないと。

ごみというのは本来ならば、各ご家庭が処理するべきものだというふうに思います。何十年も前は各家庭が処理していたわけです。ところがごみの種類や量が多くなって、行政が処理するという、いわゆるごみ三法が制定されてやっているわけです。ですから、その辺の基本的な理解がないと、森議員さんのおっしゃられるような言い方をされると、伊豆市全員がいずれは反対になるだろうと。すると伊豆市には施設はできませんということになりかねない、そんなふうに思えるわけです。

どこへ持っていっても反対だよということになれば、同じ理由でただ反対だということになれば、永久にできないわけです。5年たっても10年たっても。そうすると皆さん方からの家庭から出るごみはどうすればいいんですか。代替案をしっかりと出して、これならできそうですよという代替案があるならば、方針を変えることも可能かと思いますが、今の議論では方針を変えるつもりはございません。

以上です。

議長（堀江昭二君） あと1分20秒ありますので、まとめてください。

時間が来たら切りますので。

10番（森 良雄君） こんな大事な問題ですから、議長さん、時間延長を当然してくれただっていいはずですよ。

大体だれも必要でないなんて言っていないんです。何であそこのというのがみんなの疑

問なんです。何であそこなの、それに全然答えていない。だからあなたは次の人に任せなさいと言っている。

次に、道路台帳に移る。

道路台帳、例えば本庁で見られるの。見られないんでしょう。見られるの、ちゃんと答えて。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） 現在のところ、先ほど答弁したとおり建設課のパソコンだけで見られます。本庁では今のところ見られませんが、さっき言いましたように情報システム課等と今相談している最中です。将来的には全職員、見られるようにしていきたいなど。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 全然答えていないではないですか、最初の質問に。僕の最初の質問は見られるのかということ質問しているはずですよ、ほかのあれで。それで見られると答えたでしょう。答えていませんか。答えたのはこっちだ。見られないから、ではいつからと質問していなかったっけか。では質問する。いつから見られる。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） 市長が答弁したとおり、いつからというのはまだはっきりわかりませんが、今のそういった個人情報とか、そういうのを情報システム課と調整をしておる最中でございます。

議長（堀江昭二君） それでは、これで森議員の質問を終了します。

#### 杉 山 羌 央 君

議長（堀江昭二君） 次に、14番、杉山羌央議員。

14番（杉山羌央君） 14番、杉山羌央です。

本日は通告書に従いまして、140029号線（矢熊筏場線）の改良計画について、市長にお伺いいたします。

平成17年6月の定例議会におきまして、矢熊筏場線の林道から市道への昇格変更を要望いたしましたところ、合併を機に基幹道路の構築を検討する場合には優先度の高い路線であると考えていると、今後は市の一本化に資する重要路線としてとらえ、まず市道への認定がえが第一歩と考えているとのご答弁をいただきました。同路線の重要性を深く認識され、市道1級幹線に認定していただきました。

また、県土木においても県道の筏場側交差点部分との拡幅改良工事を進めていただき、市道側拡幅を考慮に入れた設計だと聞いております。十分認識はされていると思いますが、伊豆市となって、中伊豆地区と天城地区がそれぞれの洞に分かれている状態を解消して、修善寺を起点に大きな三角形の回廊が生まれることより、新たな地域づくりができると思われま

す。そして、やがては伊東市の135号線から中伊豆バイパス、筏場、矢熊、国道136号線で土肥へとなる伊豆横断道路が完成するわけです。県道に昇格してというような方法も考えられますが、まずは市道1級幹線ですので、基本設計に入るとか、退避所予算をつけるなどの努力の誠意を見せることが第一だと思われまます。その後に伊豆横断道路とか、県道への昇格という段階に進んでいくのだと考えます。

合併してやるのが数多くありますが、伊豆市の活性化対策の上で優先順位は上位だと思いますので、今後の計画をわかりやすく前進的なご答弁をお聞きしたいと思います。

議長（堀江昭二君） ただいまの杉山議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 杉山美央議員の矢熊筏場線の改良計画についてお答えいたします。

市道矢熊筏場線は、一般県道修善寺天城湯ヶ島線の矢熊地区から主要地方道伊東西伊豆線の筏場地区を結ぶ重要な路線であると考えております。今年度、交通量調査を行い、矢熊地区から筏場地区までのルート案を現地踏査及び地図上に落として検討を進めております。来年度以降につきましては、概略計画及び県道を使用するところには退避所の計画を入れて進めたいと考えております。

なお、21年度に大平アクセス道路の大平日向線が完了するため、それ以降の予算配分と考え、当面は矢熊地区の入り口部分と筏場地区の入り口部分を国の補助事業で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 杉山議員。

14番（杉山美央君） 再質問といいますが、この私の一般質問を出しましたところ、矢熊の方から実は直接私の携帯へ電話がございまして、どうしても昔から念願であったけれども、なかなか道が広がらないと、ぜひ一日も早くやるように努力をしてほしいという電話をいただきました。

今、市長がお答えいただいたように、順次計画を進めていただけるということですので、私に電話があったということだけを申し添えて、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで杉山議員の質問を終了いたします。

飯 田 宣 夫 君

議長（堀江昭二君） 次に、15番、飯田宣夫議員。

15番（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

通告に従いまして一般質問をいたします。2点ほどさせていただきます。

景観条例について。

地方公共団体による景観にかかわる条例の制定は年々ふえ、既に500ぐらいの団体が条例

制定を行っており、平成16年6月に景観緑三法が交付された以降は、これに取り組む自治体の数が急速に伸びていると聞いています。そして平成18年には観光基本法が全面改正され、観光立国推進基本法の制定により観光が21世紀の国の重要な政策と位置づけられました。

このような状況のもと、みずから手で環境や都市景観を保守しようとする自治体がふえたことは当然と言えます。伊豆市においても積極的な環境の保全と観光資源の育成を図る条例の制定は基幹産業の発展を成功裏に導く必須条件と考えますが、この点について伺います。

現在市が環境の保全や観光資源を保守するために実施及び取り組んでいる事柄について伺います。

市は野外広告物設置に規制を加える独自手段を持っていますか。また今後どのような対処法をお考えになっているか伺います。

町並み景観を維持するために、ごみやたばこのポイ捨てを規制する法を制定するお考えはありませんか。

次に、ごみ収集の見直しについて伺います。

廃棄物の処理に関する法律の改正など、循環型社会の形成を目指してリサイクルの推進を図ることや清掃事業を取り巻く社会状況は大きく変化しています。このたび区長会において一般廃棄物処理基本計画に基づく収集体制の見直しとごみの減量と分別を促進するための取り組みを説明されましたが、この件につきまして伺います。

可燃ごみの収集が現状週3回の地区はすべての地区で週2回となるのでしょうか、またその理由を伺います。

資源ごみの収集を月4回から12回にする理由と、メリット、デメリットについて伺います。

この収集体制の見直しを作成するに当たり、全市各地区との話し合いは持たれたのでしょうか。

この計画を実施した場合、市各地区の収集所の管理は毎日となり、市民の負担が明らかにふえますが、この点はどのようにお考えでしょうか。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの飯田議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田宣夫議員の景観条例についてお答えいたします。

まず、1番目の現在市が環境の保全や環境資源を保守するための実施及び取り組んでいる事柄について伺いますということですが、現在修善寺の温泉場の桂遊通りを情緒を醸し出す策の一つとして石畳風の舗装で化粧直しするなどの事業を進めております。

2番目の野外広告物設置に規制を加える独自手段を持っていますか云々ということですが、野外広告物の関係は、合併により県から設置許可等の権限移譲を受け、新設のものは県の許可台帳を引き継いでおります。事務処理は県条例に従って行っており、今後景観法の運用の

可否を検討する中であわせて研究していくことになると思います。

3番目につきましては、ポイ捨て条例等は全国の約3割、1,103の自治体で整備がされており、県内でも23の市町において施行がされております。

制定された趣旨は、生活環境の保全や景観保全などの目的で整備されており、中にはごみやたばこのポイ捨てについて規制をかけているものもございます。既に実践している先進市町の状況は罰則規定が設けられていても適用された例はなく、罰則で取り締まっても投げ捨てる根本的な解決には至っておりません。やはり住民一人一人の意識の中にごみをポイ捨てしない、捨てさせないという気運を高め、行動することが大切であると考えます。伊豆市では自然豊かな観光産業を主体としており、将来に向けて、この観光資源の保全等が叫ばれている現在、議員ご提言の法整備が必要な時期に来ていると思われれます。したがって、今後は先進市町の状況等を調査研究し、法整備に向けて努力したいと考えております。

続きまして、ごみ収集の見直しについてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の可燃ごみの収集が現状週3回の地区はすべての地区で週2回となるのでしょうか、またその理由を伺います。議員ご承知のとおり、現在一般家庭から排出される燃やせるごみや資源ごみの収集回数は、旧町のごみ処理行政を尊重して、また合併による市民の混乱を軽減する目的から、市内で統一せず旧町時代のまま収集して現在に至っております。このため燃やせるごみの収集回数は大半が週2回、または週3回となっておりますが、週1回、または2回という地区もあります。したがって、市民の意見や県内市町の状況等を踏まえ、主にごみ処理サービスの平準化と燃やせるごみの減量化という観点から、平成20年4月1日から市内すべての地区において燃やせるごみの収集回数を週2回に統一したいと考えています。

次に、2点目の資源ごみの収集を月4回から月12回にする理由とメリット、デメリットについてですが、まず資源ごみの収集は1点目の燃やせるごみの収集と密接に関連していると考えています。議員ご認識のとおり、静岡県内でも分別の進んでいるこの伊豆市でさえ、焼却処理施設に集められる家庭ごみを見ますと、残念ながらまだまだ資源ごみが混入されているケースが多く見られます。これは常に家をきれいに清潔にしたい、ごみはできるだけ家のためたくないという心理から、収集回数の多い燃やせるごみに資源ごみを混ぜて排出してしまう要因の一つになっているものではないかと思われれます。したがって、メリットとしましては資源ごみの収集回数をふやすことにより、燃やせるごみへの資源ごみの混入防止が図られるとともに、ごみの焼却量の減少や資源ごみの中間処理の合理化、またさらなる資源化の推進にもつながるものと期待をしております。

一方、デメリットにつきましては、資源ごみの収集回数がふえることにより、ごみの収集運搬費用の増加が懸念されますが、従来の収集運搬方法等を見直すことにより、この経費削減も図ることができるのではないかと思われ、したがって、現時点においてデメリットは余りないと考えております。

次に、3点目のこの収集体制の見直しを作成するに当たり、全市地区との話し合いが持たれたのでしょうかとのご質問ですが、見直し案については行政で作成し、燃やせるごみの収集回数が週3回から2回になる地区の区長さんに対し、10月下旬にこの案についてお話をさせていただきました。

また、その他の区長さんにつきましては、現在見直しに関するアンケート調査をお願いしているところでございます。したがって、年内にこの回答が出そろった予定ですので、状況に応じ対応すべきところがある場合には早急に対処するなどし、平成20年4月1日から収集回収等の市内統一に向け、取り組みをしたいと考えております。

次に、4番目のこの計画を実施した場合、市各地区の収集所管理は毎日となり、市民の負担が明らかにふえますが、この点はどのようにお考えでしょうかというご質問についてですが、議員ご承知のとおり、集積所に排出されるごみはその地区にお住まいの市民の皆様が出しており、この排出されたごみ処理費用はすべて皆様の税金から支出されております。

市といたしましては、この排出されるごみ量を少しでも減らし、また資源となるものは積極的に循環させていくことを進めるため、昨年度一般廃棄物処理基本計画を策定いたしました。当然この計画の推進に当たりましては、市民、事業者の皆様にご理解とご協力をいただきながら、ごみの減量化、資源化、さらには発生抑制に努めてまいりたいと考えております。

したがって、収集回数の増加により集積所の管理も大変になるかと思いますが、利用される皆さんの排出に対するモラルの向上や管理方法等について、地域で検討していただき、ぜひともこの取り組みに対し、ご理解とご協力をいただきたい、こんなふうに思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 再質問をお願いします。

まず景観条例のほうですが、基本的にこの景観形成を保つための基本的な法はやはり景観法というものがあるわけですし、それにのっとって各地方自治体はいろんな景観条例を制定しているというのが現状だと思います。

先ほどポイ捨てについては何か検討するというような市長からの前向きな答弁ございましたけれども、もう少し大きな目で見ると市全体に、要するにこの景観条例をつくる上ではやはり景観計画区域というのを設定しなければならないと思うんですね。その中には景観の重要な公共施設、これ道路とか河川とか公園とか、この公共施設も入るだろうし、建造物も入るだろうし、樹木なんかも入るわけですね。そういった景観計画の区域をまず策定するということが基本になるわけですし、当然伊豆市はそういった自然を売りにした観光並びに市民の生活もそうなんですが、そういった上に成り立っている市だというふうにだれしもが認識していると思うんですね。

そういう点で、やはり伊豆市独自のそういう景観条例を策定する時期に来ているのではないかなというふうに私は思っておりますし、ぜひこれはやっていただきたいなと。これは市



長のみならず、職員の執行部の皆さんにもぜひお願いしたいなというふうに思っております。その点につきまして、ちょっと質問の中に入っておりませんでしたので、この景観法に基づくもう少し広い意味での条例を実施計画するつもりがあるかないか、この点のまず1点お願いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田議員から景観法に基づくもう少し広い意味の景観計画の制定についてやる気があるかということですが、私はやはり段階が幾つかあるのではないかと思います。といいますのは伊豆市は何回も申し上げますけれども、広いです。どういうふうに行うかということを検討して、こういうものは効果が上がれば普及すると思いますけれども、最初効果が上がられないと失敗するのではないかという危惧を若干持っております。法律ですから、先ほど申し上げましたように、違反した者は罰すればいいではないかということですが、なかなか罰則、ただ罰則して景観がよくなるというようなことでもないようなので、やはり市民の皆様方の、あるいは観光客のご協力を得られるようなことをやっていかなければいかんと、そんなふうには思っています。段階的にやっていきたいと思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） ちょっと市長と違うんですけども、景観法というのは人を罰するためにある法律ではないんですね、これは。やはり自分たちの地域環境を守るための法律ですので、その辺はちょっと違うのではないかなというふうに思いますけれども、先ほども野外広告物、これは緑三法の中にあるんですけども、静岡県の場合は県条例に従ったものしかないところが多いと思うんですけども、現実に隣の大仁の、皆さんご存じのように、衣料品屋さんの大きな看板がぱっと目に入ってくるとか、あれが本当に伊豆市の道路を走っていて、あんなものが見えたらどうなのかなというのが実際あるわけですね。今現状では県条例でやっているとおあいうものができてしまうというのが現実だと思うんですね。その辺がやはり問題があるのではないかなというふうに思います。

そういった意味で伊豆市は伊豆市で独自の要するに野外広告物法みたいなものも必要だなと。部分的にやっていくというのは私も賛成ですし、先ほど申し上げましたように、要するに計画区域を策定しない限りはなかなか前には進まないわけですので、ぜひ計画区域を策定するために、やはり道路、河川から自然環境、そういう企画、いろんな方々、民間の人たちも入っていただいたそういったプロジェクトチームをつくっていただいて、何から手をつけていくかということをするべき時期に来ているというふうに思いますので、ぜひこの辺一言前向きな答弁をお願いしたいなと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 説明の仕方が悪かったですけれども、基本的には飯田議員と同じだと

思っています。景観法で罰しても景観というのはよくなると思うんですよ。やはりモラルが上がらないと景観はよくなるだろうと、そんなふうに思っていますから、飯田議員とは基本的には同じだと思います。やはり効果が見えるようにどうやって演出していくかということが一番の取っ付きのところで大事ではないかと思っています。やったけれども、かえって悪くなったとか、何も変わらないとか、そういうことだと、その次の段階へ進めないのではないかなと思っています。いろいろご意見を伺いながら進めたいと思っています。

議長（堀江昭二君） 再質問。

飯田議員。

15番（飯田宣夫君） ぜひ、今都市計画課というのが伊豆市にもございますけれども、その範囲の中だけでやるのではなくて、もう少し広い枠の中で景観法について話し合う、検討するところをつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、ごみの収集のことなんですが、私が聞いている範囲、各地区との話し合いは行いませんでしたと。部分的な地区には話し合いはしたと聞いておりますけれども、各地区等の話し合い、全地区等の話し合いはしていないということにして、可燃ごみが減っていて、資源ごみがふえている、これは現実だと思うんですね。そこで、今現状修善寺なんかの場合は、月、水、金の可燃ごみを収集する日の頭の月曜日に、資源ごみも一緒に1日だけやっているわけですね。

資料を皆さんにお配りさせてもらいましたけれども、その資料を見ますと、可燃ごみが2日になるのは私はこれでもいいのかなと思うんですけども、その間にすべての資源ごみの収集日を設けるといのははっきり言って納得できないというか、よくわからないというか、無駄な経費を使うのではないかなと、これは経費を使わないと、大した経費ではないということなんですけれども、現実に修善寺の場合なんかはその収集所の管理は場所によってはちゃんと収集小屋にかぎをつけて当番制でやっております。その当番が1週間のところもあれば2週間やるところもあれば一月やるところもあります。そうしますと、当然お手元にあるとおり、これを実施されると管理する人は毎日ごみのことを気にして生活しなければならないという、これはもう明らかなんです。

なぜ今まで月曜日に一斉に資源ごみを収集できていたのをあと3日に振り分けてやらなければならないのかというのは、私は理解できないんですね。それを例えばあいた3日間の収集日の1日に資源ごみだけを充てれば、それで済むのではないかなと、そのほうがよっぽど無駄な経費を使わなくて済むのではないかなというふうに思ひます。これは市長が別に検討してつくったものではないと思ひますし、市長が知らないというところとちよつとまずいんですけども、行政の担当者の中でしか検討されていない内容だというふうに思ひます。これはぜひもう一度、例えば修善寺のほうへ来ていただいて、各戸と、地元ともつと話し合いをしてもらって、もう一度これ検討してもらいたいんですね。そうしないとこれは本当に協力してく

れといっても、毎日毎日かぎを管理してくれる人というのは、勤め人はいる、年寄りはいると、いろんな方が当番制でやっていますから、いるわけですよ。それを行政の都合で、勝手にいきなりうちのほうの連合委員会というので出たら、これは行政の勝手ではないかという、いきなりそういう意見が班長さんから出たんですね。まさしくこれは地元の住民の負担になるなど。なぜこういうふうにそれが資源ごみを例えば可燃ごみと一緒に収集できないのか、資源ごみの日だけにできないのか、その辺を担当の部長、答えてください。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 先ほど市長の答弁もおっしゃってありましたので、私も全くそのとおりだと思っているところでございます。

それはやはり月曜日の可燃ごみのときにまとめて出したいというような考え方も中にはあるかと思えます。それで一番根底にはごみの減量ということで、これを推進していきたいと、このように思っているところでございまして、ごみのがさそのものの減量はこれは目に見えて減っていくのもわかるわけでございますけれども、私たちが全体的なごみを運営するのに、可燃ごみの中に合成樹脂と称されるところのビニール系等が混入しているわけです。これらが分別をしていただきたいと非常に思っているところでございまして、伊豆市の可燃ごみの中にビニール系がまざっている割合が今現在11.25%でございます。13年度当初は13.25%だとか、またその次は12%、今は11%ぐらい、だんだん少なくなっているわけですが、これを全国的に見ますと異常に高い数値、異常という言葉が付きまします。全国平均は大体4%ぐらいですから、その3倍程度が混入されております。この11%が混入されているとどうなるかといいますと、8時間で燃せるごみが倍の16時間燃さないということになるわけでございます。したがって、この11%がもっと取り除ければ、今16時間で燃している焼却時間が8時間の半分になるということにも現実なるわけでございますので、分別、それから減量もさることながら、一つはそういう混入が少なくなれば、焼却時間が2分の1にもつながっていくというようなことの中で、根底にはその減量化があると。

したがって、月曜日等の、そういうところが主に混入しているというわけではないわけでございますけれども、減量を進める中で資源ごみの分別をことし紙製包装容器を追加をいたしました。これも皆様に協力していただいて、非常に多く集まっているところでございます。それらも追加してあるだとか、それから予算も足りなくなって、今回補正予算を追加したわけでございますが、蛍光管類も非常に皆さんが分別をして出していただけると。そんなことの中で分別が非常に細かくもなっているというようなことの中で、資源ごみの収集日をもう少し多くとるとということの中で考えたわけございまして、それで月曜日等、いわゆる可燃ごみと資源ごみが集中する地区にあっては、修善寺といたしましては駅前から柏久保の周辺地域だとか、それから天城にあっては青羽根出口周辺地域だとかということで、偏っているわけで、全体的にはそういう収集体制ばかりではないわけございまして、他の地区にあっては今までどおり変わらない地区もあります。特に修善寺の駅北、駅前、柏久保、

牧之郷地区にあっては月曜日に収集しておりましたが、それが週の中に折り込まれているということの中で多くなるわけでございますけれども、やはり一つは減量化、これから一般廃棄物の焼却場も皆さんが言われるのは、すべての方が言われるのは小さい焼却炉でいいんではないかというようなことも当然言われるわけで、それらに向けてもそういうごみの分別、減量というようなことを主眼に置いておりますので、毎日その当番に当たられる方は非常に大変ではございますけれども、何とかご協力を願えないかということの中で、市長答弁にありましたように、区長にもご意見を伺うというようなとしておりますので、それらを聞きながら進めていければと、このように思っておりますので、ご協力、ご理解をしていただければと思います。

議長（堀江昭二君） 飯田議員。

15番（飯田宣夫君） 随分長い答弁でありありがとうございました。

ビニールが混入するなんていうことと、全然違う次元な話だと思うんですけれども、ビニールが混入するということは指導をもっとしっかりした、サービスを住民がわかりやすいような収集方法をもっと考えればいいと、この間担当課長とさんざん話したんだけれども、そういうものが確かに欠けていましたと、担当の課長が言っていましたから、その辺を検討してください。全然僕の話と違うと思うんですね。

資源が、だから可燃ごみと一緒にすると資源ごみがふえるわけではないわけだから、その辺、だからもう少しきめ細かなその収集の方法を考えていただいて、住民にわかりやすい方法でやれば住民の皆さんはやりますよ、今はもうなれてきているから、そういうことを今まで怠ってきたということは思わないわけ。

現実にこれ例えば3日で済むのを1週間、5日間、全部ごみの管理をするなんていうのはちょっとそれはおかしいと、むしろそれは住民のほうから見れば。その辺、だから市長、もう少し各区にそれぞれ事情があると思いますし、街の中の例えば人通りの少ないようなところにごみを集めているところばかりではありませんので、人通りの多いところにごみを置くところもありますので、各地区にもう一度相談をし直して、これぜひ来年の4月からということで、まだ時間がありますので、ぜひ検討をお願いしておきたいと思います。市長、担当者にぜひこれはもう一度検討しろと言ってください。一言よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 飯田議員のご意見はよく担当の方に伝えます。

議長（堀江昭二君） これで飯田宣夫議員の質問を終了します。

それでは、2時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時30分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小野忠宏君

議長（堀江昭二君） 20番、小野忠宏議員。

20番（小野忠宏君） 20番、小野。

2点ほど質問させていただきます。

勤務評定と市有地の有効活用ということです。

まず、最初の勤務評定。これに関しましては、今まで2回ほど質問しております。その都度前向きな回答でございましたんですが、その後の検討経過について教えてください。どうなっておりますか。

2つ目、市有地の有効活用、全体的に予算規模を縮小して、自主財源比率を上げるということが平成26年度までの重要課題と考えられるわけなんです。そういうことなんです、その中で市有地の有効活用はその大きな方策の一つと考えられます。既に土肥の国民宿舎跡地については検討中、そのほか検討しておるとして、全体的な話を聞かせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） ただいまの小野議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 小野議員のご質問にお答えいたします。

まず、勤務評定についてですが、本年7月に管理監督職員を対象とした人事評価システムの研修を実施いたしました。具体的には課長補佐以上及び出先機関の長を対象にして、人事評価システムを理解してもらうためにシステム導入の必要性、目的、手順について研修を実施いたしました。11月にはコンサルタント業者との間で人事評価システム構築支援業務の委託契約を締結し、現在人事担当部局の職員を中心に人事評価システムの制度、設計作業を進めております。今年度中にはシステムを完成させ、新年度より段階的に施行していく予定であります。

続きまして、2点目の市有地の有効活用につきましては、普通財産として管理する市有地のうち、貸付地以外の未利用地についてはまず市が事業用地、または事業に伴う代替用地として活用が見込まれるかどうかの判断をし、売却処分の可能性を整理する必要があると考えます。その上で活用が見込まれない市有地については、既に行政改革特別委員会でもご指摘のとおり処分を進めますが、個々の財産について敷地造成や建物解体処分の必要性、建築要件などの条件調査、境界の確定や地積更正、価格算定のための鑑定、公募入札の手続等について、現在調査、準備の段階にあります。これにより未利用地にかかわる管理費用の削減、売却収入、民間利用による活性化及び税収増等、市の財政状況の改善となることはご指摘の

とおりであります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問。

小野議員。

20番（小野忠宏君） 再質問させていただきます。

まず、勤務評定なんですけれども、7月に研修をやって、11月にコンサルタント契約なんかをやっている。私どこの自治体もみんなそういうふうにはコンサルタントでこういうものを作るのかどうかよくわからないんですけれども、やはりその地域地域に合ったものというのは、コンサルタントにもいろいろ手伝ってもらおうということもいいことなんですけれども、自分たちの手でつくるといような、そんなようなことがある程度必要なんではないかなと、そういう考え方に関しては。それをコンサルタントに具体化してもらおうといようなことも必要ではないかなと、私は思ったりするわけです。

そこで、ついこの間、委員長報告でも報告されておりますように、岐阜県の高山市に勉強に我々行ってきたんですけれども、高山市の人口は9万5,000人ですね。面積は2,200平方キロメートルかな、伊豆市の7倍くらいあるんじゃないですか、物すごく広いですね。東京都より広いと。合併は我々伊豆市が平成16年にやったんだけれども、高山市は平成17年で、1年おくれですね。既にこの勤務評定をやっている、すぐにかかった。その心はやはり行政の自治体の高山市の発展に向けて、やはり勤務評定というのは重要だと、そういう認識が高かったということだろうと、私はそのように解釈しているんですけれども、街の中を案内してもらったときに、会議をやっているところでは余りそういう裏話は聞かなかったんですけれども、街を歩いているときにちょこちょこ質問しているときに出てきていた。どうしても必要なんだと。それで皆さん、ここで一緒に評価されているんですけれども、どんな感じですか。いやもう合併したばかりで一生懸命私どもやっていますので、評価がどうだとかなんてそういうことは考えない。とにかく一生懸命やるだけです。活性化のためです。やはり活性化のために勤務評定というのは必要なんだというふうな考え方が私はあっていいと思う。

そこで、とにかく勤務評定というのはいじめるためにやるんじゃないということですね。役場の集団、これが活気がなかったら、とにかく財政をよくする、最終的には財政をよくしなければいけないんだけれども、財政をよくするために歳出を減らして歳入をふやして、それだけだ。ところが一時的にそれがいっても継続的にずっといくというのは、やはり役場の集団が強くなってなければ、活気がなかったら駄目だ。これ3つ目ですね。これが極めて大きな、そういう意味で勤務評点は重要だといような認識。

それで、先ほど市長、ことしじゅうに、来年、ちょっと聞き落としましたかね、今年度じゅうに勤務評定を始めるんです。来年度から始めるんですか。それはそういうふうにしていただければいいと思います。

それで、実は高山市に行ったときに、伊豆市のほう、我々のほうはまだ遅々として進んで

いないんですけれども、参考にさせてもらうことができますかねとって、もってきたんですよ。そういうものも参考に、そういう気持ちはございますか。それについて伺います。ちょっと長かった後で、最後にちょっと質問ですけれども。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 前段が大分ありまして、勤務評定、いわゆるこういう公の市役所の職員の評価という問題は私も前から思っていましたけれども、なかなか公務員法とかいろんな条例、規約に基づいて進まないというのが現状のようについ最近まで思っていました。東部の市の状況を聞きましたら、やはり幾つかのところはコンサルを入れたり、まだやっているところは少ないですけれども、コンサルを入れて検討をしています。トライしていますというところはありました。検討していないという市もございました。

そういうこともわきまえながら、私どもはコンサルを入れて評価をするということ、やはり差をつけるということになりますから、差をつけられたほうは何となく不快に、なぜということがありますから、そういう理由も明確にしないと、とにかくおれは差をつけられたんだと、悔しいというようなことがないような段取りをしようと思ひまして、コンサルを頼んで検討中であります。冒頭申し上げましたように今年度中にいろいろ検討して、来年度から一部トライを始めようということです。

ちょっと議員のおっしゃるように時間がかかったかなと思っておりますけれども、着々と後戻りしないようにやっていきたいと思ひます。高山市の例ですけれども、ぜひどこまで参考にできるかどうか、ここでは言明できませんけれども、ぜひ見せていただきたいと思ひます。私どもは今考えているもので、取り入れていけるものなら取り入れていきたいと思っております。やはりこういうものはそれぞれの人が納得の上で、導入しないといけないと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問。

小野議員。

20番（小野忠宏君） 今、市長、確かに差をつけられたほうはどうのこうのと、確かに人間ですから、みんなそうなんです。私もそういうことに大賛成でございまして、ちょっと参考的に申し上げますけれども、三井物産ですね。民間ですけれども、ことしの6月ごろの新聞だったかな、三井物産の勤務評定、今までとにかく昔からのやり方でやってきたけれども、やり方を変える。あなたは何をやろうとしているんですか、それはどのような効果があるためにやろうとしているんですか。そういうことをとにかく出してもらって、それを評価すると、ただそれだけ。ただやる気になってもらう。せっかく雇った人間をやたらにいい悪いだ、そんなことではなくて、やる気になってもらうようなことを、それが評価だ。もう評価の考え方が変わってきているんですね。

そういうようなことをある程度取り入れていかなかったら、強い役場の集団、強い集団にならない、そういう方向に考えていただくように。高山市のやり方もある程度そんなような感じに私には受け取れました。そんなことで参考になるところは参考にさせていただければいいなと。これ事務局のほうにありますので、ぜひ参考にできるところは参考にさせていただければいいなと思います。そして、ぜひ強い集団をつくって、歳入をふやして歳出を減らして、継続的にそれが役場の集団がそういった目的に向かっていつもやっていくんだ、そういうふうなことが、いわゆる三位一体ですね。そういうことができ上がれば、伊豆市の将来は悠々としたものになっていくのではないかと、こういうふうに考えます。ぜひお願いします。

2つ目、市有地の有効活用でございますが、処分を検討するというようなことで、これも高山市に行ってきた、私、高山市の入り口のところに掲示板があるんですね。どこの庁舎でもあります。ここではこんなことをやっぱりやっているなと思ったのは、公募でもって売却、土地の売却、ちゃんと書いて出してあります。ああやっぱりやっているんだなということを感じました。

あちらの市の固定資産を売却したからって、固定資産税なんてそんなものは大したことないよ、その大したことないよというようなことが大したことだにだんだんっていく。そういうものの考え方ですね。考え方が重要だと、私はいつも言っていきたいわけです。よく昔からトヨタ自動車は乾いた雑巾をさらに絞るだとかよく聞きましたけれども、そんなようなことではないにしても、トヨタほどではないにしても、やはり考え方は小さなことでも見逃さないようにやっていかなければならない。

特に、この市有財産に関しては、本当に財政をよくする方法の一つの重要な因子である。ことしの5月の中旬の静岡新聞に出ていたんですが、元財務大臣の塩川正十郎さんですね。あの人が浜松で講演しまして、国の財政を好転させるために国有財産の処分を含めて、有効活用を検討しなければいけないよ、こういう講演をやっていましたね。我々は行政改革特別委員会をつくって、その前からそういったことをやっていたんだけど、ちょうどそんなのが新聞に出てきまして、ああやっぱり国でも同じようなことを考えているんだなということで、我々やっていることにそれなりに自信を持ったんですけども、そんなことで平成26年以降交付税が減少していくことを考えますと、ただ今のまま本当に手をこまねいていることは許されないわけなんで、ぜひこういったことに、これに関しても重要な因子であるという認識をいただいて積極的に取り組んでいただければいいなと。

最後に、一つだけ。片手間にこういうことをやっているのではなかなかいかないのかなと、現実に市有財産というのは山林原野は数百町歩ある。それらを外したもので、宅地だとか田畑、それから雑種地だとか、そんなようなものは60町歩ぐらいあるわけですね。使われているのはそのうちの中の20町歩弱、あとの40町歩強はやはり使われていないというようなことで、私は見ているんですけども、それを使う方法に、しかも民間の中でもってどんどん活用してもらうようにというようなことが大変重要なことだと思うので、専門のある程度企



画部の中にこれだけあんなはやりなさいよということをつくってやってみるような気持ち  
はありますか。そういうことはどうですか、いかがですか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） これはやはり基本的には小野議員と私は同意見でございます。しかし  
ながら、主に市有地という土地の売買というのは大変難しいというんですかね。結果論だ  
と思っています。売ったら後で上がってしまったとか、いや持っていたら後で下がってしま  
ったとか。これは土地、4か5かとかいって、売り手と買い手の話し合いというのは値段が  
決まっているわけではないわけです。そんなことがあるわけですが、やはり今の状況で  
すと伊豆市のこれからの財政状況を見ると、買って活用して下さる方があるならば値段の  
折り合いがつけばということですが、そういうことを進めていきたいなと思います。土地を  
取得した経緯もいろいろ伊豆市としてはあるわけですが、その辺はやはりよく審議し  
てやっていくべきであると考えております。

あと、企画部の中に専任の担当を置くかどうかということは、ちょっとこれから来年度の  
組織の中で考えさせてもらいます。というのは一方で職員は減らさなければいかんという中  
で、またこういうところをふやしていくことがいいのかどうなのか、よく議論をしたいと、  
そんなふうに思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 小野議員。

20番（小野忠宏君） これで終わりにしますけれども、新しい組織で考えていきたいだ  
と、重点的にここはというふうな、そういうことで考えていただくことがやはり重要だと思  
います。職員を減らすということは財政が悪いんだからしょうがないよと、とにかく機構を  
こういうふうにして減らすんだとか、そんなことでなくて財政が悪いんだから、今まで20  
人でやっていたところが5人減らしてくれよと、それを強引にやる以外にしょうがないです  
ね。そういう考え方で物事を進めていただければいいと思います。この市有財産に関しても  
同じことで進めていただくことを期待しまして、質問を終わりにさせていただきます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 小野議員の質問を終了します。

関 邦 夫 君

議長（堀江昭二君） 次に、19番、関邦夫議員。

19番（関 邦夫君） 19番、関邦夫。

1、ふじみ荘跡地売却について。

建物だけの売却は断られた。土地つきで売却計画も後から似た価格の不動産鑑定をつける  
ということにしたが、今回も条件を大きく緩和しての募集要綱が示された。同じ業者のため  
に条件緩和の便利を図っているのではないかと伺います。

2、国道136号線通学道路の安全対策をどうするか。八木沢連合区長と土肥PTA代表から「中学生の安全通学路の確保について」という要望書が出ています。要望書の趣旨は市より一部助成をいただいておりますが、大きな自己負担となっています。学校からの距離が3キロメートル程度の自転車通学可能地域の保護者は自転車通学を強く望んでいます。PTAの活動として行った地区懇談会の席上でも生徒の通学路の危険箇所の洗い出しとともに、自転車通学の可能性が検討された。しかし、八木沢地区から土肥地区に向かう国道136号線に歩道未整備の部分があるため危険であるという課題に突き当たった。通り崎バス停からカーフェリー入り口の間の国道は、カーブも多く、見通しが悪い上に車道幅員が狭い箇所もあり、歩行者や自転車の通行にとってとても危険な場所になっています。

そこで、今回学区内の通学経費負担格差是正と、生徒の安全な通学路の確保のため、国道136号線八木沢、土肥間歩道を早急に整備していただくことを要望しますということです。このことについて伺います。

3番、ふじみ幼稚園廃園は何を意味するか。

新築して間もないのに入園者がなく、廃園になるわけですが、建設時において、このような事態が早急に来るとはだれも想定しなかったと思われます。このことは小学生も中学生も成人も激減することを意味します。出生率以前の問題で、子供を設ける若者がいません。この地域に若者が安心して定住できない状況を時代の変化を理由にし、自分のなりわいはその時代に合ったことをみずから探せと放置した結果のように思えます。多くの若者が将来に対し夢のある生活を求めるのに対し、市として目標がありません。郷土を愛し、ここに家族と和気あいあいに住みたいと思っても、生活のため都会に出ていかなければならないのが現状です。限界集落に向かうこれらの地区にどのように取り組んできたか、伺います。

4、伊豆市の財政は厳しいというだけで対応ができていないのではないか。

伊豆市の財政について、いろいろと参考になる提案があったが、受け入れられません。市民サービスは財政の関係で改善どころか低下しているように感じられます。何のための合併だか市民は困惑しています。合併効果が天城北道路、火葬場建設等では金さえあればできることで、将来に向かっての財政運営が見えません。行政改革特別委員会の議員定数削減はいいとしても、少しばかりの固定資産税のため、何が何でも売れるものは売るという考え方は理解できない。売って使ってそれまでです。発展しないところの地価は価格も低く、停滞しています。市に力がなければできないことだが、魅力のあるところにして、伊豆市全体の地価を上げることが必要だと思う。財政運営において公有資産の低価格売却波及は、大きな損失につながると思っています。今の財政状況、今後の取り組みについて伺います。

以上です。

議長（堀江昭二君） ただいまの関議員の質問に対し答弁を求めます。

先に、市長。

市長（大城伸彦君） 関議員のご質問にお答えいたします。

全部で4つタイトルがございますが、2番目については、国道136号線通学道路の安全対策をどうするかにつきましては、教育長というご指名ですので、これは後ほどということにさせていただきます。1番、3番、4番を私のほうからお答えいたします。

まず、1番目のふじみ荘跡地売却についてですが、旧国民宿舎土肥ふじみ荘の売却募集については、今回3回目として、前2回の募集が不調に終わったことから、用途等の条件を緩和し、応募機会を広げて売却処分を推進するための方法であり、前回不調に終わった業者とは全く関係のないものであります。なお、売却相手の選定に当たっては、民間人2名を含む審査会を設置しており、1業者に便宜を図るようなことはできないものと考えております。

3点目のふじみ幼稚園廃園についてお答えいたします。

限界集落が過疎地域及び辺地地区イコールではないと思います。これらの地区につきましては、過疎地域自立促進計画、辺地計画等に基づき、生産及び生活基盤事業を順次進めてきたところであります。また、地域の活性化及びコミュニティの育成等を図るため、伊豆市ふるさとづくり事業等を実施する自治会を支援してきました。

続きまして、4点目のご質問でございますが、現在の財政状況は非常に厳しい状態と判断しております。平成19年度の当初予算につきましても歳出規模の縮減に努めましたが、税収入や普通交付税等の一般財源をあらわす標準財政規模が100億円、国県の支出金や分担金等の特定財源を含んでも支出に見合う収入が不足し、財政調整基金5億円を取り崩しての予算編成となりました。このまま毎年基金を取り崩しての予算編成をしていくと、近い将来財政再建団体になりかねません。このような状況のもと、住民サービスの向上を最大目標に全職員が意識改革を行い、若者が希望を持ち、お年寄りが安心できる希望と安心の伊豆市実現のため、健全な財政運営を目指さなければならないと考えております。

そのためには、徹底した行政改革を推進し、売却可能資産の処分等により、歳入の確保を図るとともに、歳出全般にわたり再度見直しを行うことで、歳出総額の抑制を図る一方、各種施策の優先順位について厳しく選択し、行政のスリム化、効率化をなお一層徹底しなければならないと考えております。

2番は教育長が答弁いたします。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、私のほうから国道136号線通学道路の安全対策をどうするかということについてお答えを申し上げます。

最初に、市道の通学路の設計及び施行管理に関することは、これはもう教育委員会の管轄ではございませんで、市の土木部の担当、それからなお県及び国道については国県の道路管理者であり、その部署でなること、こういうふうになっております。しかし、ご質問が私へのご質問ということで、私の知っている限りのことでお答えを申し上げます。

まず最初に、この136号線、これは先ほど申し上げましたように静岡県土木事務所が管

理しております。氏がおっしゃられる通学路でございますけれども、これについては実は通学路にかかわる交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法、こんなふうなことがございますけれども、そこでは児童または幼児が小学校または幼稚園、もしくは保育所に通うために通行する道路の区間で、これらの施設の敷地の出入口から500メートルの区域内に存するものと、こういうふうになっています。

したがって、土肥中学校の生徒はこの法律では児童、幼児ではありませんで、生徒でございますので、また距離も土肥中学校からご指摘の場所まで約1,100メートルございます。500メートルを大きく超えておりますので、法的にはこれは通学路ということにはなりません。したがって、伊豆市教育委員会といたしましては、学校を通して、生徒に通学途上としての交通安全指導を行っているところでございます。しかし、ご指摘の箇所は通学路という狭い定義よりも一般国道における交通安全施設の整備、こんなふうを考え、歩道をつくることで道路交通上の弱者である歩行者及び自転車利用者等と自動車交通等を分離し、道路交通の円滑化を図ることになり、歩行者を自転車利用者等の安全性と快適性が確保され、あわせて八木沢や奥伊豆方面へのサイクリングで訪れる人たち、これにもいいのではないかとこのように考えています。

そこで、この箇所についてどのような計画があるのか、136号線の管理者である県土木事務所に伺いました。それによりますとこの箇所は八木沢工区の2期工区となっております。ただ、現在は土肥新田工区を工事中ですので、この工区はそれ以降となるとのことでした。ちなみに1期工区は既に完成したサンセットブリッジまでと、こんなふうに伺っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） それでは、再質問。

関議員。

19番（関 邦夫君） 1番から再質問をさせていただきます。

八木沢住民は海岸端の残り少ない公有地の有効利用をよく考えて処分してもらいたいとお願いしてきました。市の都合で売却に何が何でも反対でなく、地元の意図することを酌んでもらいたいとのお願いです。ふじみ荘は建物としての価値はなく、取り壊し、採算の合う事業に活用するわけです。木太刀荘売却にふじみ荘が関係なければ、財政が問題の折、いろいろの近隣の例を出し、もっと高値で売却する努力をするべきではないかと提案いたしました。関係しているものでしたら、約束は守らなければなりません。関係はないということですので、土地を有効に利用していただける方にいかに高値で売却するかということだと思います。

最初の建物だけの売却では魅力がなく、土地も含めての売却を申し込まれましたが、地元の反対を理由に売却が見送られました。地元の興信所のデータで新たにこの企業が旅館を建設して経営することは、資金的に難しいのではないかと。マンション等に転売されるのではないかと、よく調査してくださいということでした。

破産して更地にする能力がないところが売却するのと違い、高値で売却をする努力をすべ

きだと思えます。安値売却の正当性のため再使用できない建物つきで、しかも競売でなく、買い手選択の自由を残しての売却は不透明でした。皆が疑問に思うのは、木太刀荘を購入された方から6,000万円で購入希望が出され、それにあわせるように不動産鑑定が後からつけ加えられたということです。

再三指摘しているように、最近物納のふじみ荘とは比べ物にならない価格の低い国道上の土地が競売で13万円という事例があります。国の鑑定は10万円だったと思えます。常識的にふじみ荘跡地は20万円以上の鑑定価格が出ると考えられます。これを4万円少して売却には問題があります。財政を問題にしている伊豆市において、市民は将来に向かって有益である企業に誘致するなら、安値売却で協力することに理解できます。前回申し込み、今回見送るということは、この企業は初めから投機の目的ではなかったか。大事な市の財産の処分は有意義な売却に努力する必要があると思えます。値段だけでなく、プロポーザルのような方式で売却を提案していますが、このような方法では公募であっても、特定の業者選択が自由にできる仕組みではないか、募集要綱がころころ変わるのが何が正しいのかわからない。国立公園規制で、高い建物はできないとの説明だが、隣には坪40万円で購入し、11階建て150戸近いマンションが現実に建っているのではないのでしょうか。同じ業者でないとしたら、高額の要綱になぜしないのか伺います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 前回のふじみ荘売却について、関さん今と同じようなことをおっしゃられていると思っています。それで結局、言葉は悪いですけども、買い手はそういう地元の協力が得られないと嫌だということで御破算になりました。市で壊せだとか、いろんなご意見が関議員から地元利用させるとかというご意見があったように思います。あれから1年以上たっているわけですけども、土地建物の売買というのは私はタイミングだと思えます。40万円以上でお買いになる方がいたら、ぜひ紹介していただきたいなと思えます。いずれにいたしましても、このままふじみ荘を置いていいかどうかというところに、もう到達しているのではないかと考えています。再度募集をしたいと思えます。

金額等細かいことがあろうかと思えますけれども、いずれにいたしましても、こういう固定資産の売却とは売り手と買い手の合意で決まるものであって、端が高いとか安いとかといっても、それはなかなかそのとおりにはいかないんではないかと思えます。いくようにするには、ぜひそういう方をご紹介していただければなと、そんなふうに思っております。決めているわけではございませんので。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） この超安値にこだわるのは納得いく説明をもっとしてもらいたいわけですが、なぜやめる市長が急いで売却をしたがるのか、次の市長に任せたらいいではない

ですか。そうすればその人はその行く末を、どういう企業に売ったらどうなただろうとか、責任を持てるわけです。不動産鑑定に大きな差があるわけです。この不動産鑑定を違うところでもう1回、再鑑定をなぜしないですか。募集の前に申し込みを受けているということはないですか。売却先が既にある程度決まっているということはないですか。投機目的に使われないという保証がありますか。お答え願います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 次の市長に任せと、これもいい案だと思いますよ。だけど高く買ってくれる保証はありますか。それからタイミングですからね。何回も言います。あのとき売った大城という市長がいて、後からあれはばかだったねということもあると思います。逆もあると思いますよ。それ皆さん、どっち側でしょうかね、それはそれぞれの考え方だと思います。

いずれにしても買い手のあるときに売らないと、これはそのまま市のお荷物になると思いますよ。私はそんなふうに考えています。相手が決まっているかのように言っていますけれども、公募すると書いてあります。前の人が入れるかもしれません。新しい人が入れるかもしれません。値段も最低限というのは入れてありますから、それ以上の条件があれば、ただ勝手に安く売るつもりはありません。ルールに従ってやっているつもりです。何か根本的に前回の議論の域を出ていないような気がしますけれどもね。これはまた議員さんのほうで決めてもらうことになると思います。よろしく願いしたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員、再質問。

19番（関 邦夫君） 2番の国道の通学路の話をいたします。

国道136号線は要望書の添付写真にあるように、桂川ホテルのところで歩道が中断しています。未整備のため車道幅員も狭くなっています。通学費負担の問題がないときは、自転車通学の問題はなかったが、自転車及び歩行通学は現状の国道では危険なことは間違いありません。通行量の少ない早朝、運動で小土肥方面まで自転車で運動している方も危険な状態を指摘しています。

教育長は以前、自転車で通うことは可能だと言っていましたが、通えることは通えても危険が伴うことです。要望書のように早急な整備はさきに教育長が言ったように、峠工区の完成の後だとすると、まだ当分できません。土肥町中の国道問題も委員会をつくるのかどうするのか、進んでいないように思います。自転車通学のできる市道をつくるには、多くの費用がかかり不可能に近い。皆が危険だと指摘しているところをそのままにして、注意すれば大丈夫だからとは言えない問題です。この要望に対し、国道の本格整備とは別に、通学のための道路拡幅工事はできないと思うし、危険でなく、安心して通学するにはどのようにしたらよいかということで、バス通学を全面支援する方法がとられていたと思います。幼稚園もなくなるこの地区において、たとえ全面援助に戻っても対応する子供はほとんどいなくなりま

す。親の負担を重くした結果、安全通学を確保できなければ、子供を危険にさらすことになりかねないと思いますが、どう考えるか伺います。

議長（堀江昭二君） 関議員、これ教育長でいいですか。

教育長はさっき通学路ではないという話だったんですけれども、いいですか。

19番（関 邦夫君） あの道は幾らも通えるとかという返答を何かのときにしています。私はそのとき聞いていて、こんなところ、危険なところを教育長は答えていいかなと思ったんです。

教育長（室野純司君） 私が自転車通学ができるという答えは多分していなかったと思います。自転車通学というのは教育委員会の許可事項ではないんです。学校で果たして自転車通学が可能かどうか、それによって職員が検討をして自転車通学を認めるかどうか、その事後許可についてはもちろん教育委員会のほうに報告がございませけれども、私が土肥地区は自転車通学はできますよという答弁をした記憶は正直言ってございません。

それから、今申し上げましたように歩道の計画はあると、これ私どもも聞いています。これ先ほど答弁いたしました。ただ、現在ご承知のように、新田の上ですか、あそこの道路をやっているの、それが終わってからと、こういう報告をいただいています。教育委員会のほうで何とかしろよと言われても、これちょっと筋が違いますので、それは不可能なことだというふうに思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

関議員。

19番（関 邦夫君） 最近地方自治体の教育委員会の機能が問題になっています。通学補助金から発生したこの問題に関し、これは通学補助金から発生して自転車通学とか歩いて通うとかという問題が起きたと思いますが、このような問題に対して、教育委員会はどのように考えているか伺います。

議長（堀江昭二君） 安全対策をどうするかという話ですから、ちょっと違うと思いますけれども。今の質問、ちょっと違うと思いますけれども、関議員は国道136号線の通学路の安全対策をどうするのかという質問をしているわけです。

19番（関 邦夫君） だから教育委員会はどのようにその安全対策を考えていくかということなんです。

議長（堀江昭二君） 教育長。

教育長（室野純司君） おっしゃるように、今あそこのところは自転車通学を許可していません。距離として一応中学校のほうでどこまでをバス通にしているのかというのはわかりませんが、多分八木沢地区はバス通の範囲かなというふうに思います。ただ、もちろんこれは家庭の事情等で歩いて通うことは、これはやむを得ないと思いますけれども、ただ、その場合にはやはり自動車について十分注意する必要があるだろうと、こういう指導はもち

ろんしています。ただ私のほうにそのために何とかしろと言われてもそれはちょっと違うのかなという感じが正直言っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 次に移ります。

3番目の再質問をします。

小下田、八木沢地区がわかりやすいので例にします。建設して間もない施設が廃校になるのは見通しがつかないほどの速さで過疎が進み、気がつくとも寄りばかりの限界集落と言われるようなところに向かっているということです。建設に踏み切れたのはまだ当分は子供の確保ができ、存続可能だとの判断だったと思われます。小下田においては、15年ぐらい前まではカーネーションを初め、花卉や畑ワサビ等の出荷が行われ、日用品を配達するお店屋さん、魚屋さん、お肉屋さん、ミニスーパーもあり結構にぎわっていましたが、皆なくなりました。最近では農協、漁協の金融機関も廃止されています。

このようにならないように対策を土肥町時代から要望してきたわけですが、時代の流れだと放置してきたように思います。長年かけ、何十年、何百年かけ、耕地をつくり、それを守り、また出稼ぎ等で生活をしてきた地域ですが、この体系が大きく崩れてきました。グローバルの時代に対応できないのは住民の力量不足だけでなく、行政の責任に負うところも多くあると思われます。発展のための水の問題、温泉掘削の問題、企業誘致の問題、皆避けてきました。市が良策を立て本気がかかればできないことはないと思います。工場が成り立たないといっても現に八木沢では部品工場を経営して結構忙しくしているところもあります。廃校の意味することはその地域の今後のあり方を示唆しています。このままでは消滅部落へ進みます。それともやる気がある起業家を育てる応援が市でできるのか、消滅部落への進行を避けるため、具体的にどのような対策を行ってきたのか伺います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） ちょっと関議員のご質問の中身をつかみかねているわけですが、旧土肥町、あるいはその前の西豆村ですか、あの時代からいろいろ将来を見て施策をしてきたんだろうと思います。それと実際今日になって振り返ると幾つか問題点がある。その時点時点でいろんなことは言えると思うんですよね。しかし、財政やらいろんな資源の問題等あって、やろうとしてもできなかったからこうなっているのではないのでしょうか。

私どもできるだけやりたいと思います。しかし、その中で限られた財源の中でできるところとできないことが当然あるわけです。その辺をぜひ議員さんも参画されて、市の方針をつくり上げていただければよろしいのではないかと思います。そんなふうに思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。



19番（関 邦夫君） 伊豆市になって、土肥時代に誘致した企業の撤退はあっても、新しい誘致はありません。これは努力をしたが、できなかったとは思われません。私は企業誘致、その他について何もしなかったのではないかと思います、どうですか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 言い方の問題で、しなかったと言えしなかったでしょう。しても来なかったというふうにも言えるのではないかと思います。なかなか市から出ていくような企業をとめるのに精いっぱいな状況です。これは土肥だけの問題ではないです。伊豆市全体の問題です。あるいは伊豆の国市でもややそういう傾向にあるように見えています。それをしなかったと、一概に言い切れるのでしょうか。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員、再質問ありますか。

関議員。

19番（関 邦夫君） 4番の再質問をさせていただきます。

多くの職員の削減のため、あえて議員定数を合併協で決めた22名から、さらに減らし20名にした。職員の削減は予定より早く進んでいるようですが、公務員の削減は難しいということではなかなか進みません。市長の職員をいたわる優しさで思ったような削減ができなかった心情はよくわかります。しかし、財政が厳しいのに、不要な職員を減らせないのは市長としての考え方が消極的ではなかったかと思えます。安定した職場として勤務しているわけですが、合併そのものが職員の削減、施設の合理的運用による効率化で、経費の削減を図り、地方自治の名のもとに健全な運営ができるようにしようとするものです。

職員本人もまた周りも仕事の状態がわかっているわけですので、よく説明し、解決しなければならぬ大きな問題だったのです。このことに成功している自治体の例を議員も挙げているわけですが、現状は予定以上に職員は削減できていると答えています。できることを難しいと避けているのでは、今までのような厳しい状態から出られないと思えます。

また、下水道に一般会計から多く繰り出すのは大きな問題に発展すると指摘しましたが、改善は見られません。熱海市は経過措置適用で再生団体回避のようですが、この原因は110億円の下水道の先行投資が問題になっています。伊豆市だけでなく、全国の合併した多くのところで合併の効果はなく、むしろ悪くなったと住民の不満を買っています。

今述べたように対応の仕方に問題があるのではないかと、考え方で今の状態から抜け出せるのではないかと、財政の取り組みについての反省点と、後続の方に何を期待するか伺います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 財政は厳しいということで、不要な職員というのはいるんですかね、関さん。私は合併協で打ち合わせたもの以上に減らそうということでやってきました。もっと減らせというご意見があることは承知しているつもりです。しかしながら、私の段階で、

何回も言いますよ、私の段階でストップして減らすことは簡単なことなんです。とらなくていい。でも私は3分の1まではとろうということは、その後の伊豆市政を考えてやっているわけです。別に優しい心でも何でもないです。その間、10年後になって一番30代の一番働き盛りがいなくなったらどうしますか。それでも伊豆市はやっていけるんですか、議員としてその責任はとれますか。私はそこを言っているわけです。ですから、全然視点が違うと思いますよ。私は優しい心でも何でもないです。市には伊豆市の継続性というものを考えなければいかんということをお願いしてやってきているわけです。

それから、一番最初の何のための合併だか市民は困惑しています。合併効果が天城北道路火葬場建設等では金さえあればできること云々と書いてありますけれども、合併して、この天城北道路は合併以前からもうつくることは決まっていたよ。それから火葬場建設については、確かに合併特例債を使ってやりましょうとあって、今やっています。合併効果ってこれだけですか。これだけではないと思いますよ。職員を減らすこともそう、それから合併のときにも申し上げましたように、4人の首長、いわゆる特別職というのが4分の1になりますよと、それも合併効果だと思います。何よりも西伊豆バイパスのトンネルが無料になったということは物すごい合併効果だと私は思っていますけれどもね。その辺十分理解して、やはりこれからをどうするかということ建設的な意見をいただきたいと思います。批判することはだれでもできると思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 関議員。

19番（関 邦夫君） 伊豆市の将来を決める大事な4年間に対し、今までの4年間という時期が伊豆市にとって、どのような時期だという認識で行ってきたか、大城さんの市政は目的を達成できたのか伺います。

議長（堀江昭二君） 今、質問の内容がちょっと違うと思うけれども、答えなくてもいいでしょうか。答弁に対して質問してもらえますか。

19番（関 邦夫君） 伊豆市の財政は厳しいということで、対応ができていないのではないかというタイトルです。それでこの4年間、対応ができていたという認識なら、対応ができていたと、いなかったら、どこかやればよかった、そういう回答を求めているわけです。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 一生懸命対応したつもりです。

議長（堀江昭二君） これで関議員の質問を終了します。

大 川 孝 君

議長（堀江昭二君） それでは、21番、大川孝議員。

21番（大川 孝君） 21番、大川孝です。

私は議長に通告してあります一般廃棄物処理施設建設に関する質問を伊豆の国市伊豆市

廃棄物処理施設組合設立準備会の副会長であります市長に答弁を求めるものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

まず、好むと好まざるにかかわらず、一般廃棄物処理施設は私たち伊豆市民にとって必要不可欠の施設です。その必要性について市民の多くは共通の認識を持ってはいますが、一方でその施設の性格上、設置が予定されている付近の住民にとっては深刻な問題です。歓迎される施設でないことは日本全国のこれまでの同施設建設の事例を見ますと明白です。そのことはごみ、し尿、そして汚泥処理施設についても同じことが言えます。

さて、現在その建設が計画されています堀切地区の廃棄物処理施設ですが、聞くところによりますと、これまでに行政側の説明会が行われたものの、地元住民の完全なる理解を得たと言える状況には全くありません。堀切地区ではことし1月、白紙撤回を要求し、同懸案が1年以上も進捗しない中、平行線のままにしていると聞きます。地元住民にとっては、たとえ行政が安全問題は大丈夫ですと力説しても、子孫末代まで残る歓迎されざる施設の建設計画に当たっては100%の安心と安全の確保が最も重要なことではないでしょうか。一例を挙げますと、例えばダイオキシン対策などについて、住民が納得できる説明を今まで行ってきたのでしょうか。このことは生活として生命にかかわることです。果たして、決して専門家ではない行政スタッフの説明だけでは十分な理解を得られるとは思いません。例えば100%の安全を喧伝してきた原子力発電施設の例を見るまでもなく、震災や人的ミスなどによって、その安全性に大きな疑問が浮上してきたことは衆目の知るところであります。

伊豆の国市との2市で始めた大型プロジェクトであるにもかかわらず、建設候補地住民の理解と納得を得られない状況を見ますと、これはやはり行政側の対応に重大なる欠陥があったものではないかと思わざるを得ません。一体どこに問題があったのでしょうか。市民の中には付近にもほかにも適地の場所もあるとの声も聞こえてきますが、市当局はその他の候補地の検討もその後行っているのでしょうか。くり返しますが、事は市民の生活、生命、そして居住環境に深く関連する施設であることを肝に銘じて対応しなければならないということです。これに関して、以下の点について市長の見解をお聞きします。

1つ、あなたが住んでいる地区に同施設が建設されると仮定した場合、あなたは行政側にどのような安全・安心説明を求めるでしょうか、1人の市民としての見解をお聞きしたい。

2つ目、進捗がないまま経過しているこの問題に関して、市側は今後どのような市政で望む予定か、具体的な対応策についてお聞きしたい。

3つ目、別の候補地を当たり、その建設の可能性などについて検討するつもりはあるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（堀江昭二君） それでは、大川孝議員の質問に対し答弁を願ひます。

市長。

市長（大城伸彦君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の中でダイオキシン等云々というところがございませけれども、今、柏久保

で焼却しておりますけれども、そこでどれだけダイオキシンの事故が出ているのでしょうか。全国でいろいろダイオキシンは危険であるというような論文が発表されております。一方ではそんなに危険ではないよというような論文もあります。現実問題として、今、柏久保で毎日燃しています。あれから20年たっております。もっと最新のな、近代的な安全な設備をつくろうとしているわけです。

それから、ほかにも適地があるようなお話でございますけれども、堀切でなくて、ほかへ山の上がいいよとか、そういうことがありますけれども、具体的な適地というのは聞いておりません。ぜひ適地があるならば検討したいと思いますが、私どもは堀切を定めた経緯というのは、前にも御説明しましたように、伊豆の国市と一緒にコンサルに頼んで、それで幾つかの候補地を出して絞り込んできたという経過は何回も説明しました。それを全部発表しようということになると、これは三つどもえ戦、四つどもえ戦、五つどもえ戦になります。いやうちでなくて、あそこがいい、堀切ではなくて、A地区がいい、A地区でなくてB地区がいい。こうしたらやはり決まらなくなると思うので、一応一番最候補地のいいと思われる堀切地区を候補地として決めて折衝しているわけです。ぜひその辺のご理解をいただきたいと思うわけです。

まず、1番目につきましては、伊豆の国市と伊豆市、またごみを排出している一地区の一市民であることを考えますと、まず計画がどのようなものか、またこの計画においてどのような安全策がされているかなどについて説明を求めます。

次に、この計画の説明等について不安事項などがあれば、専門家の説明や最新施設の見学、また意見交換や話し合いの場の設定を求めるなどして、当計画の最も安全・安心の方策などについて、意見をするとともに認識を高めたいと考えています。

近くにあったらどうかということですが、実は柏久保の前、私が中学生のころですが、瓜生野の地先にごさいました。ですから、柏久保のものよりもさらに昔のものです。ごみ量もそんなに出なかったと思いますけれども、当時は煙が来るとか、においがあるとかという話も聞きましたけれども、そんなに実害は出ていませんでした。ぜひこの辺を理解いただいて、一緒に検討していただきたいなと思います。

2番目ですが、進捗がないまま経過しているのに、どのような姿勢で臨むのかということは今まで何回も説明しました。ぜひ地元の堀切の方を中心にテーブルに着いていただきたい。よくお話ししましょうよと。何回もいいますが、ごみ処理は市民生活に必要なものです。一緒になって検討しましょうよと、そうすればいい答えが出るじゃないですかということをお願いしました。そのスタンスでこれからも臨みたいと思っております。

3番目については、現状において計画の説明や話し合いなどできるのかなという雰囲気も若干あります。したがって、今のところ別の候補地を検討することは考えておりません。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

大川議員。

21番(大川 孝君) 今、ご質問に3点お話があったわけですが、回答があったわけですが、まずこれからご承知のように議員の皆さんもそうですが、21世紀は環境の時代というふうに大変重要なテーマがあるわけです。そういう地球温暖化問題の中、人々の関心は日増しに環境問題というものが高まってきていることはご承知のとおりです。遠い先の話だと考えていました環境問題が、自分の身に降りかかるような目の危機としてあらわれているのが現実です。また国際社会におきましても経済や軍事と並ぶ重要な課題が環境問題であります。

そこで、過日建設予定地の特別委員会の委員長さんのほうから、いろいろと今までの経過の資料について送付があったわけですが、これは行政側の受付印も押してありますので、間違いのない文書であると思います。そうした中の資料を見ますと、建設予定地域周辺ですね、周辺地域、市長さんがお住まいになっております自治体の役員の方々も設置に反対の意思を表明しているというようなこともあるわけですが、これについてはどのように考えておられるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

議長(堀江昭二君) 答弁願います。

市長。

市長(大城伸彦君) 反対の声明書、あるいはそういうものが出されております。この声明書を、例えば次の候補地の方にここでこういうふうに反対されたから、ここに作りたいたいって認めてくれるでしょうかね、わかったよと、おれのところにつくれと。いやつくれという人は相当奇特な人だと思いますね。私はそういうふうに感じます。そんなことをしていたらやはり伊豆市では私ではなくても、だれがやっても永久にできないと思いますよ。

やはり安全性とか必要性とか、そういうものをお互いよく勉強して理解していただきたいなと思います。本当に何回も言いますけれども、伊豆市にこういう処理がなくていいなら、ないほうがいいと思いますけれども、絶対必要だと思います。ぜひご理解をいただいて、一日も早く前進できるようにご協力をいただきたい、そんなふうに思います。

以上です。

議長(堀江昭二君) 大川議員。

21番(大川 孝君) 今、私自身は一日も早くこの廃棄物処理センターが完成することを願っております。当然要るわけですね。伊豆市民一人残らず必要であるということは、そう思っていることは私も確信しております。それをいかに早く住民の合意を得られるような努力をしていかなければならないかというのが重要なポイントではないかと思うわけですので、先ほどのご質問を出しましたが、市長さんもみずから自分の地域においてはやはりそれなりの必要性があるんだと、一番いいんだという、いろいろなそうしたことをひざを交えて、土地の役員の方々にご理解をいただく努力、これが大事ではないかと思います。

再質問をさせていただきます。

私としては、1年も経過する中、双方のやりとりについて想像もしていませんでした。昨年の7月より今月までの1年半の経過内容を調べますと、堀切区は1月26日に白紙撤回され、延べ4回白紙撤回を要求し、陳情書を2回、抗議文書を2回提出しているようです。また周辺4地域の役員代表者も建設の白紙撤回をいずれも書面にて市長さんあてに要求されています。これは過半数の住民の方々が反対され、白紙撤回を支持していることではないでしょうか。

コンサルタント会社が決めたからといって歓迎されざる施設を推し進め、決定していくことは、他の場所へお願いしても同じに反対されると市長は再三今まで申し上げておりましたが、私はそれはちょっと違うではないかと思うわけでございます。

それでは、1日80トンものごみを燃焼処理し、他の廃棄物と一緒に処理する何十億円も資本投下される施設の建設に当たっては、初期の最初の段階で選定した専門家を交えて住民の立場に立った説明責任と、あらゆるリスクを想定した協議を重ねて理解を得ることが重要なことで、大事ではなかったかと痛切に感じております。もっともっと住民側に立った行政側の姿勢が求められると思います。幾ら最新の設備を誇る施設といいましても、1日80トンものごみと闘う施設はいつまでも最新設備ではなくなり、日一日と老朽化へと向かうのです。先ほどのダイオキシンのこともありましたが、やはり目に見えて見えないこのダイオキシンなども塩素を含むプラスチックが不完全燃焼したときなどは、有機塩素系で多くの異性体を持つ猛毒の環境汚染物質とされていることはご承知のことだと思います。

そこで、今まで1年半ぐらいの経過の間に、いろいろと地区の皆さん方との協議会もございました。これを見ますと、資料を見ますと。そういう中でやはり協議会の中には正式なる特別委員会、あるいはその地区の堀切地区の区長さんの役員のご承認もなく賛成者だけを集めているいろいろとやってきたと。こういうことは地区の責任者から見れば、これは公の認可される結果ではないというふうにもうたってあるわけでございますが、そういう中、今後は正式な特別委員会、また堀切区の区長さん等を通じまして、私はやはり反対者がいる以上は、賛成者よりは反対者と協議する回数を何倍にもふやして、そして理解をしていくと。これが私は求められる行政の進め方ではないかと思うわけです。この辺について、今後の協議会のあり方についてどういうふうに思っているのか、見解を聞きたいです。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 建設反対特別委員会ですか、これは市が認めたわけではないです。そういう反対の方がそういう組織をつくって言っているわけです。行政としてはやはり区として、区という組織があるので、区全体で話し合いに応じてくれということをお願いしているわけですがけれども、やはり区内でも反対者のほうがやや声が多くて、そういう状況になっているというふうに思っています。

ぜひテーブルに着いて話し合っていたきたいということを再三申し上げているわけです。

から、残念ながら建設反対特別委員会の方はとにかくそういう声明を出したんだから、もう一切問答無用だというような感じでおいでになられます。もうちょっとお互いに行政と一緒にやるんだから、助け合ってやりませんかというお話をしていますけれども、何とかテーブルに着いて、お互いに意を持って話し合えば、きっと通じてくれるだろうと私は思っておりますけれども、まだそういう時期に来ていない。その辺につきましては、行政側の反省すべき点は幾つかあるかと思えます。またその辺もぜひご指摘いただいて、何とかできるように、何回も申し上げますけれども、多分ほかへ動いても、また御破算で願いましてはとなって何年かかかるだろうと。それで何年かかかってでもできる可能性があるかといったら、移れば移るほどできる可能性は私はないというふうに申し上げているわけで、12月5日のときにも次の市長さんにはぜひこの辺を、私のやっていることと違うかもしれませんが、4年の間、平成25年までにつくろうという計画ですから、1年おくれたとしても26年には必ずできるような公約、マニフェストを出していただいて、それで市長選に臨んでいただきたいなと思っております。私は任期中、一生懸命堀切の説得に回りたいと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 3回終わりましたけれども、簡潔に1回。

21番（大川 孝君） 反対委員会ではないと私は思いますが、反対特別委員会ではなくて、いわゆる堀切区ごみ焼却場検討委員会ですから、反対委員会とは違うと思えます。

それで、この資料の中にはこういうこともうたわれています。陳情書の中には最初から候補地ありきで説明を聞いても納得できるものではありません。住民の生活、安全や環境に対する配慮がありません。こういうことですね。

それから、ダイオキシンが24時間発生するのに安全だという説明だけでは納得ができませんと、こういうようなことです。それは堀切区、それから熊坂区、ニュータウン自治会、ニュータウンごみ焼却と……

議長（堀江昭二君） 何を言いたいのか、簡潔にお願いします。

3回終わっていますので。

21番（大川 孝君） いろいろのことを説明しながら、質問しようかと思っているわけですね。

今までの経緯を私なりに考えた場合には、なかなか今のところでは受けてくれれば大変ありがたいわけですが、非常に難しいのではないかというふうにも感じるわけがございます。そういう中、やはり圃場整備がされて優良なる田畑があるところを、伊豆市も自給率を高めていく一因の中におきまして、まざまざとそういうところをつぶしてまでやる必要があるのかというふうにも考えるわけですが、今後はやはり伊豆の国市も公表されていませんが、そういう候補地が一つコンサルの指摘の中で、適地の中であるわけですが、あるいは周辺のいい場所があればそれも検討するというような考えを持つということによろしいのですか、それをちょっと。

議長（堀江昭二君） 質問、わかりましたか。

市長。

市長（大城伸彦君） 1つだけおわびして訂正させていただきます。建設反対検討委員会ではなくて、建設検討委員会でございます。反対ではなくて検討してくれる人ですから、ぜひこのまま説明をしたいと思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで大川議員の質問を終了します。

#### 散会宣告

議長（堀江昭二君） 本日は議事の都合により、これにて散会といたします。

次の本会議は、あす11日午前9時30分より一般質問を再開いたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 3時58分



開議 午前 9時30分

#### 開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

きのうに引き続き、一般質問を行います。

その前に、きのうの一般質問における発言について、発言の補足の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

教育長（室野純司君） 実はけさ、静岡新聞を見まして正直言ってびっくりいたしました。その内容は、中学校3年生の読書の量が30分未満が95%、こんなふうに乗っていました。正直言いまして、私のきのうの答弁の仕方が悪かったなと反省をしているんですけども。実は、30分未満の中にはゼロも入っている。ですから、30分未満が65%そのうち読書ゼロが30%、こんなふうにしたつもりだったんですけども、新聞社の方では、要するに30分未満が65なおかつゼロがプラスされて30%合わせて95と、こんなふう新聞の方で報道されていまして。特に新聞社の方に抗議するつもりもございませんけれども。

ただ、詳しく、じゃあ伊豆市の中学3年生、どのくらいの読書をしているのか。設問が6項目ございます。これは1つは2時間以上、それからもう1つが1時間以上2時間未満、それから30分以上1時間未満、それから10分以上30分未満、それから10分より少ない、それから全くしない、これは月曜日から金曜日までの平日でどのくらいの読書をしていますかと、こういう質問でございます。ちょっと項目別に割合を申し上げます。2時間以上読書をしている子が5%、これは平日に2時間以上ですね、大変な量だと思います。それから、1時間以上で2時間より少ないが6.2%、それから30分以上1時間未満が22.4%、それから10分以上30分未満が29.6%、それから10分より少ないが7.8%、全くしないが29%、これが実情でございますので、一応、ご了解いただきたいそんなふうにあります。

以上です。

#### 一般質問

議長（堀江昭二君） それでは、一般質問に移ります。

#### 三 須 重 治 君

議長（堀江昭二君） 最初に、22番、三須重治議員。

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。

農地銀行の設置をとということで市長に質問させていただきます。よろしくお願ひします。

大規模農家に農地の集積を図り国際競争に耐えられる農業を目指すといった政府の指針があると思いますが、この政策は小規模で中山間圃場の多い伊豆市には余り該当せず、今後さ

らに担い手不足と米価の下落で荒廃農地の増加が心配されます。

その問題解決の一手段として、農地銀行の設置を望みます。農家に未利用地を預けてもらい、非農家が利用する、その仲立ちを行政がし、安心して貸借契約が結ばれることにより農地の有効利用が図られると思います。法の壁もあると思いますが、実施方法はあると思います。市長の所見を伺います。よろしくお願いします。

議長（堀江昭二君） ただいまの三須議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 三須議員の農地銀行の設置をについてお答えいたします。

現在、国における農政の方向は大規模農業に農地の集積を進めるようになっており、伊豆市のような中山間地域においては向いていない制度であるように思います。これを無視して伊豆市の農政を進めていくわけにはいかないことは十分ご理解いただけたと思います。

議員ご提案の農地銀行ですが、担当課におきまして遊休農地・荒廃農地の実態調査を実施し、状況の把握をしております。この調査に基づき、農地の貸し借りの希望について農地所有者にアンケートを行う予定であります。このアンケートをもとに農業委員会を中心に農地の貸し借りの体制ができないものか検討をしていきます。これがまさしく農地銀行につながるものと考えます。

また、特定農地貸付法の一部が改正され、従来、市民農園の開設・貸し付けができるのは地方公共団体と農協に限られていましたが、平成17年9月からは農地所有者にも認められるようになりました。市町村と協定を結び、農業委員会の許可を受けるなどの行政上の手続がありますが、遊休農地拡大防止に役立つものと思いますので、この制度を取り入れるよう農地所有者に積極的に働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

三須議員。

22番（三須重治君） 農業と言いますと、イコール農業委員会また部農会ということで、貸し手の方はそういうラインでいいと思うわけですが、やはり、非農家に貸していくという、非農家の人たちはそういった団体から外れていますので、借り手を考えた場合は、やはり農業委員会、部農会だけは不満足だと思います。やはり、借りていただくのは非農家の人たちだという部分を考えますと、またそっちの方も考えていただきたいと、そんなふうに思います。

特別、今、前向きのご答弁でしたので答弁は結構ですが、もしありましたらということで再質問を終わります。

議長（堀江昭二君） いいですかそれで。ありますか。

観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） ただいま、市長が申し上げたとおりでございます。今、遊休

農地の調査をしております、それに基づきまして地権者の意向を確認しまして、貸したい農家等がありましたら登録をしていただいて、新規就農とか目付をふやしたい方にあっせんをしていければと思っております。

それと、農業をやっていない方、そういう方が利用する場合は、先ほど言いました特定農地貸付法が改正になりまして、だれでもできると言いますか、それは当然市が関与するわけですが、そういう形でできるようになったものですから、そこらをうまく利用しながら都市住民の方々にうまくこれらの情報を発信できるような形、また、地域の中でも農業をやっていない方があるわけですから、大いにそういう形で農業に触れる機会をふやしていければと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで、三須議員の質問を終了します。

古見梅子君

議長（堀江昭二君） 続いて、11番、古見梅子議員。

11番（古見梅子君） 11番、古見です。

過日、11月5日、総務委員会で高山市を行政視察に行つてまいりました。その中で、高山市が教育環境の整備、それから少子化対策について非常に強く感じたものですから、今回の質問で出させていただきます。1番については教育長さん、2番、3番については市長さんをお願いいたします。

1つ目、教育環境の整備について。

小学校の屋内運動場の新設や耐震補強工事が毎年進められてきておりましたが、中学校も老朽化した屋内運動場がないか、耐震補強工事は多額な予算を必要とする事業ですが、今後の計画について伺います。

2番、出生数を見ると、中学校はこのままでいけるのでしょうか。中学校の統合も小学校の統合とあわせて検討するときが来ていると思うのですが、将来計画について伺いたと思います。

2番目、少子化対策について。出生数の激減が続いています。昨日も5年間で70名、10年間で140名の減であるという教育長さんの報告がありました。いろいろな支援をしているところですが効果が出てこない。少子化は大変深刻であると思います。子育て環境整備の一層の充実をする政策が重要であると思うのですが、来年度予算に少子化対策に特に力を入れる必要を感じるのですが、市長さんの所見を伺います。

3番目、庁舎建設について。本庁建設は厳しい予算の中では大変困難であると思うのですが、本庁機能を充実させるためには、支所機能を残しながら集結していくことが伊豆市にとっては大事ではないかと思ひます。特例債のあるときに、この特例債を使って新しい庁舎ができないか、できることなら交通の便のいい中心になるところに用地を求められないか伺

いたします。また、可燃物焼却施設を併設することで、ごみ発電による有効利用は考えられないかを伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） ただいまの古見議員の質問に対し答弁を求めます。

先に、教育長。

教育長（室野純司君） それでは、第1点目の教育環境の整備についての御質問にお答えいたします。

まず、第1点目でございますけれども、中学校の体育館につきましては、建築年度の古い順に申し上げますと、中伊豆中学校が昭和41年1月、土肥中学校が昭和46年3月、天城中学校が48年12月、修善寺中学校が昭和63年3月、これに建てられております。しかし、年を経ているからといって老朽化しているとは限りません。そこで、地震対策のための建てかえや補強工事の基準の目安、これには文部科学省の基準がありまして、さらに静岡県の基準があります。文部科学省の基準では耐震指数、これをI s 値と呼んでいますけれども、これが0.7以下だと補強が必要であり、また、耐力度点数が4,500点以下ですと建てかえの対象になると、こんなふうになっております。

そこで、伊豆市の教育委員会では校舎及び体育館でこのI s 値が0.7未満または耐力度点数が4,500点以下の数値の低い順から地震対策を早急に行っていく方針を立てています。

それによりますと、建築年数がもっとも古い中伊豆中学校の体育館、これは耐力度点数が低く建てかえが必要になります。平成18年度の耐力度点数では4,633点ございましたけれども、現在では多分4,500点以下になるだろうというふうに考えられます。しかし、修善寺南小学校の体育館の耐力度点数が極端に低くて2,822点、これはもう耐力度が極端に悪く、こちらが中伊豆中学校より優先して建てかえが必要となるというふうに考えています。

そこで、南小学校の建てかえのための設計委託料を来年度予算に要求しておりまして、修善寺南小学校の体育館の建設を平成21年、22年、2年間の計画をしています。中伊豆中学校の体育館は平成22年度に設計委託をして23年、24年度、この建設をしたいというふうに現在は考えております。

次に、2番目に建築年度が古い土肥中学校の体育館でございますけれども、これは耐震指数が0.81ございまして、一応0.7以上でございますので現時点では文部科学省の基準を満たしている、こういうふうになります。

3番目の天城中学校の体育館でございますけれども、これはI s 値が0.63、0.7を割っておりますけれども一応耐震補強工事で済むというふうに考えています。そこで、天城中学校体育館の耐震補強設計委託料をこれも来年度の予算に要求しているところでございます。そうしますと、この耐震補強工事はその翌年、平成21年度を現在のところでは考えていると、こういう状況でございます。

最後に、修善寺中学校でございますけれども、これはもう昭和56年度以降の建築ですので、

耐震基準上、現時点では補強工事も改築も全く必要がないというふうに思っています。

ただ、これらには、議員のお話のように、かなり財政的な負担もかけますので、そこらあたりはまた今後、財政当局と煮詰めながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、2点目のご質問でございますけれども、中学校の統合については本年度6月の議会で酒井議員の方からも質問が出されました。その折にもお答えしましたけれども、現状のまま推移いたしますと修善寺中学校でさえ1学年が2学級になる可能性が出てまいります。確かに、学校によっては、部によって部活動が成り立たなくなる、こういう心配も正直言って出てまいります。確かに、人数的には1校でもいい規模になりますけれども、ただ伊豆市の広い地理的な条件を考えると、通学距離も非常に長くなります。通学に関わる時間的な負担、あるいは経済的な負担等が教育活動に大きな影響を及ぼしてくるということも考えられます。

現時点では、中学校の統合ということについては全く白紙状態でございますけれども、ただ、土肥地区を除く3校の統合が諸条件等をあわせて考えて、果たして可能かどうか、今後時間をかけて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続いて、市長。

市長（大城伸彦君） 続きまして、古見議員の少子化対策についてお答えいたします。

国では、少子化対策として多くの事業を展開してきましたが、今のところ残念ながら少子化の流れを変えるまでには至っていないようです。

伊豆市でも平成16年度に伊豆市次世代育成支援行動計画を策定し、ファミリー・サポートセンターの設立等、新たな子育て支援事業を推進してまいりましたが、出生数の減少を食い止めることができない状況であります。来年度の子育て支援重点事業といたしましては、柏久保保育園の民営化により、生後2カ月からの乳幼児保育や一時保育、延長保育等の特別保育を一層充実いたします。また、妊婦健康診査の公費負担につきましても、回数をふやしてまいります。

また、次世代育成行動計画の見直しのためのアンケート調査を実施し、子供の生活実態や子育て支援に関する要望、意見などを把握し、平成21年度に計画の見直しを行います。

少子化対策に決定的なものがまだありませんが、今後、限られた財源ではありますが、可能な限り各施策を実行し、少子化の流れを少しでも変えられるよう努力したいと思います。

続きまして、3点目の庁舎建設につきましては、まず1番目の、現在9名の課長クラスの職員に庁舎建設基本方針案を検討させております。この方針案はあくまでも方向づけを行うためのたたき台とするためのものであり、年内にはまとまると思います。年度内には議員の皆様へ提示できるかと思っております。

基本方針としては、市民サービスの向上と行政の効率化を図るために議会も含め、本庁舎への集約化を図ること、または、合併特例債を活用し、財政負担を極力抑えること。そして、

支所機能は残すものの維持管理費の軽減に努めることとしております。

2番目の可燃物焼却施設を併設し、ごみ発電による有効利用は考えられないかのご質問ですが、廃棄物焼却施設との併設は現段階において考えておりません。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

古見議員。

11番（古見梅子君） それでは、1番目の教育環境の整備について、ただいま教育長さんからお答えいただきました。耐震の計画もあるということであります。少子化が進んでいますので1校の屋内運動場の耐震補強をするのに、昨年、湯ヶ島小は6,500万円というたしか予算だったと思うのですが、かなりを要するわけですね。そこへ少子化が重なってきますので、もし中学ができるならば将来、10年ぐらい先になりますと学級数も少なくなってくると、土肥は別としても、こちらの方は1校で済まされるときが来るのではないかというふうに、ちょっと先走っているかもしれませんが、考えてみますと、耐震工事を1校1校やるよりも中学は1つに行く方向の検討はした方がいいんじゃないかと思っているわけなんです。中学になりますと、やはり教育長さんがおっしゃられた部活動に対しても少人数では成り立ちませんし、やはり、函南中学の大きさ、人数、規模になるとかなり陸上も強いし、いろんな部活も強い、やはり切磋琢磨していく場所というのが、やっぱり学校生活ではないかと思うんですね。ですから、そういう意味でも統合ということを考えて方がいいんじゃないかと思ったわけなんです。

その方向はまだ白紙状態であるという、時間をかけて検討していくということですので、どうか方向性を教育長さんの方から、教育委員会の方から打ち出していただいた方がいいんじゃないかと思うんですね。そうしませんと、このまま行きますと、行財政改革の中でたくさんの学校を維持していくのも非常に大変ですし、補修をしていくのも非常にかなりの経費もかかるということですので、通学費、スクールバスのことを考えて、やっていくことが大事じゃないかと思えます。

長くなりましたけれども、高山市には17年2月に合併して、18年に中学が1校統合し、18年度には3校の小学校、19年度には2校と、ここ合併して2年の間に6校の学校が統廃合したということでありました。非常にスピードがあるなと思ったわけなんですけれども、それによって浮いたものは子育て支援の方に回しているというふうに聞いてきました。だものですから、ちょっと早いかなと思ったんですけれども、将来計画を立ててやったらどうかと思ったわけです。

質問ではありませんが、そういうふうな私の希望を述べさせていただきました。

2番目の少子化対策についてでありますけれども、全国いたるところで少子化にみんな進んでいるわけなんですけれども、今、テレビで少子化を食いとめて出生率2.0を超えているところがあちこち紹介されているわけです。それも人口の多いところでなくて、下條村の若者定

住対策であるとか、それによって若者が多く移り住んで来て、福祉文教委員会がこの間視察に行き行って報告もありましたけれども、そのこともテレビで話題になっておりましたが、もう一つ、白川郷の白川村も人口は少ないんですけども2.0を超えている。若者が魅力のある村をつくっている。そして、けさもまたテレビで東根市、山形県と言ったと思いますが、そこでは子育て支援センターを建てたが、そこへ子供連れのお母さんたちがみんな引っ越してきていて、けさのNHKのテレビでやっていたんですけども、何か一つ大きな魅力のある少子化対策を打ち出していくことが大事だと思うんですけども、いかがでしょうか。そのことについて伺いたいと思います。

ただ、このままにしておきますともっともっと過疎になっていってしまうんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか、そういう政策はないもののでしょうか。

議長（堀江昭二君） 1番はよろしいですね。

それでは、2番の答弁を市長。

市長（大城伸彦君） 少子化対策に成功された村や町があるということで、どういうふうにしたらその少子化を食い止めることができるのかなといろいろと考えているわけですけども、なかなか、これをやれば伊豆市は少子化対策ができるという確信までは至っていないのが実情であります。

参考にして、何かできることがあって、もちろん財政等が伴うと思いますけれども、可能な範囲でやっていきたいなと思います。ぜひ、そういう案で伊豆市にできそうな案をご提案いただければと思います。

議長（堀江昭二君） 古見議員。

11番（古見梅子君） 財源がない中で子育て支援に予算をかけるということは難しいんですけども、今、伊豆市の中では幼稚園、保育園が16か7あるわけですよ。こういうものについて、このままで行って経費の面でどうかなと思うんですね。

東根市の子育て支援センターの経費が年間1億かかるんだそうです。入館するには無料なんだそうです。その経費をどこで浮かせるかといったら、来年度から保育園は全部民営化、こういうことを言うておりました。そして、保護者の方から大変な質問を受けておりました。しかし、その浮いたお金は子育て支援に使うんだと、こういうやり方でやっておりました。

伊豆市においても昨年度、議員の何人かが幼保一元化であるとか保育園の民営化、幼稚園の民営化もあると思うんですね。昨年度の福祉文教委員会は豊田市の、金のある豊田市に行きましたけれども、3歳児の保育は幼稚園ではやらないと、市長のかたい意志でできなかったそうなんです。ところが、余りに要望があって3歳児保育を始めるに当たって、それなら、幼稚園で3歳児保育をやるなら民営化だと、こういう線でやっていく。幼稚園や保育園を民営化することには非常に抵抗があるかと思うんですけども、決して悪い教育や保育をしていませんし、ぜひ、そういう方向も考えながら教育委員会と健康福祉部と別でなくて、大分多くの議員がおっしゃってきたところなんです、子供課をつくったらどうかとか、一体化

をしていくときでないかと。こういうことをしないまま子育て支援の費用がないと言っているようではちょっと理解しにくいところがあるんですけども、市長さん、その点をぜひ強力に進めてほしいと思うんですがいかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） まさにそういう施設とかそういうものにかかるんじゃなくて、ソフトウェア、発想の転換が必要だと思います。子供課あるいは幼保一元化、幼保一元化については前にも申し上げたと思いますけれども、私は一元化すべきだと考えています。なぜなら、おっしゃるように、子供さんの数は少なくなっています。幼稚園と保育園の意味というのは、当初、設立できたときの幼稚園が文科省の管轄である、保育園が厚労省の管轄であるというような縦割りの行政の中でできておりますが、これは、都会のそういうニーズがあって、住民がチョイスできるような制度になっていければいいですよ。だけど、伊豆市はそんなチョイスはできる状態ではないでしょうと。そしたらやっぱり子供課とか幼保一元化でそういう制度の変更をやって少子高齢化にもっと注力すべきだというのは、前から私の考えであります。まだ、いろんな障害があってできないようです。ぜひ、これは一緒に検討していくべき、また、余り時間を置くべき問題じゃないと思っております。ぜひ、力添えをいただきたいと、そんなふうに思います。

議長（堀江昭二君） 古見議員。

11番（古見梅子君） 日赤の産婦人科もなくなるということですので、妊婦の健康診査に回数を多く補助を出すということも、今、市長から伺いましたけれども、やはり、子育て支援に最大限サービスをしていただきたいと思えます。

3番目の質問なんですが、庁舎建設というと莫大な費用が、この時世にとちょっと飛躍しすぎているかなと思ったんですけども、最近、熱海市のことがテレビや新聞で見ますと、市民委員会が建設する方向に決まったと、40億ぐらいかかるという、最初の新聞報道があったんですが、その後、もっと節約してみたらあと11億削られると、そうすると30億以下で建てられるのかなと思ったんですけども、30億で建てられるなら合併特例債が7割あるということならば、これは不可能なことではないなという気がしたものですから、あるいは、今後、次の合併に進むかもしれませんけれども、やはり、ここは1つに合わせて人が政治を動かすわけですので、やはり、意思統一とかコミュニケーションがとれる体制をとっていきまして、なお、支所の活性化を図りながらやっていくことが大事じゃないかと思えます。それは、やはり高山市において、合併が対等合併じゃなかったということもあったんでしょうけれども、本庁に入りましたらもうすごく職員に活力があるという感じがしたんですね。それは勤務評定もあるということもあるんでしょうけれども、非常にそういう感じがしたわけです。

それで、支所のことを伺いましたら、支所には、もう合併協の中で5課も同じようにあるんです。5課のうち、私、非常にその5課の置き方がすばらしいと思ったのは、市民福祉課



があるんですね。市民福祉課は本庁にみんな集結ではないんです。市民福祉課あり、それから基盤整備課、上水道とかそういう基盤整備の方も支所にあるわけです。それから、地域振興課ですね、それから教育委員会でしょう、もう一つは産業振興といって、地場産業を開発して振興していくという、そういう課もあるんですね。そうすると、地域の10カ町村、市町村の合併ですので、各合併していったもとの村や町は今まであったものは全部継続して、なお活性化するために予算をつけちゃう。それは、合併の一本算定と何とか算定の50%を充てるということ、地域支援特別予算というのがあって、そして、支所長にその10%は権限を与えてやる。だから、地域は昔からきている伝統、文化を守るために市民と協働で職員が一生懸命やっている。お互いに競争し合いっこしている、そういう感じを受けました。これは活性化できている証拠だなと思ったわけです。

だから、伊豆市でも分庁方式というのは最もコミュニケーションがとれない形ではないかと思しますので、こういう一つに集結する方向をお尋ねしたわけであります。

いかがでしょうか。その体制を変えるというのは合併協の決まったとおりにやっていかなきゃいけないんでしょうか。市長さんに伺います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 市庁舎の建設につきましては、合併協では支所方式とするということなことで、新しい市庁舎を建築することは合併協の中には入っておりません。しかしながら、合併して3年、4年たって、今、議員おっしゃられるように、それから、昨日も職員をもっと減らせというような強いご意見があるように、やはり、行政をサービスを落とさずスリム化するということが喫緊の問題だと思います。それを一番早くやるにはやはり、一カ所に集結するということが必要だろうと思います。

今、お話を聞きますと、高山市は合併して1つになったと、伊豆市よりも7倍も広いようなところですね、そこが1つになってそういう機能ができるということは大変力強いお話だと思います。

先ほど申し上げましたように、支所を全部撤廃するのではなくて、支所のサービスを少人数でどうやって保つかと、支所になるのか出張所になるのか。しかしながら、今は分庁で各事業部が幾つか分かれていっている。議会もこういうふうに本庁とは違うところでやるということはやはり、それだけの目に見えないロスがあると私は思っております。

合併特例債にできれば活用して建てられるようにしたいと、これは、県等へも相当働きかけをしなければいかんと思っております。

実は、私もこの伊豆市が始まったときの市長選には、それに似たようなことを申し上げたことがあります。ちょっとその後、私はフライングしたかなと思って黙っていましたけれども、まさに議員おっしゃるようなそういう時期に来たなど、僕の考えは間違っていなかったなど、逆に力強く思っています。

ぜひですね、この意見のたたき台が出ると思いますから、ご支援をいただきたい、そんな

ふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（堀江昭二君） 古見議員。

11番（古見梅子君） もう1つ、可燃物の焼却施設は今、なかなか前に進んでいない状態なんです、このごみを燃して廃棄、捨ててしまっている、これは大変もったいないような気がして、前に合併をする前に、鹿島市の視察に行きました。そのときに、鹿島市の焼却施設は発電をしていたんですね。その施設が使って残ったのは東電に売っているということでしたけれども、今は使い捨てる時代ではなくてもったいない、何でも生かしていくということが大事だと思いますので、こういう考え方もあるんじゃないか、ごみ発電によって公共施設が使うとか、市庁舎の横に併設しても0.0000幾ナノグラムとかいうダイオキシンでは全然大丈夫だといっても、近くに建てられると地域の人にはなかなか信じませんので、庁舎の横に建てたらいいんじゃないかなと。庁舎が私の地域に来るのはいいだろうという影響もあるかなと思ったんですが、それは計画変更になりますので、まだここではあれですが、私の希望としては、こういう考え方であれば、ごみも有効利用になりますし、地域でも許してもらえかなと思ったものですから、この2番目の質問をさせてもらったわけです。ちょっとこれは飛躍しているでしょうか。ぜひ、市長さんにお伺いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） アイデアとしては別に飛躍していないと思います。物を燃せばエネルギー、熱が出るわけで、そのエネルギーをどうやって回収して有効利用するかというの、これも世界的な問題だと思います。ワンガリ・マータイの「もったいない」、それから、アル・ゴアの「不都合な真実」、そういうことで環境に対してもあるエネルギーを徹底的に使うという考え方は、これからはますます必要になってくると思います。

ただ、現時点では、そういう考えで進めていなかったし、きょう時点もまだそこまで立ち入っていないということでございます。何とか安全で効果的なごみ処理施設を建設させていただきたいということと、市庁舎はきょう現在では別に考えております。議論していいよと、市庁舎が来るならいいよと言ってくれば、そういうことにもなるかもしれませんし、また逆に、ほかのところでそういうことがあれば、おれのところに持って来いということになればあるいはなるかもしれません。それは、もうちょっと時間をかけないと、ここでできるとかできないとかいうことはちょっと論議が飛躍しすぎていると思いますので、もう少し、検討したいなと思いますし、いろんなそういうお知恵があればぜひいただきたいと、そんなふうに思います。

議長（堀江昭二君） これで、古見議員の質問を終了します。

鈴木基文君

議長（堀江昭二君） 続いて、2番、鈴木基文議員。

2番（鈴木基文君） 2番、鈴木基文です。

一般質問に入る前にちょっと一言言わせていただきたいと思いますけれども、昨日から市長の任期がもう少ないから質問しても云々という話が大部分出てますけれども、私は全くそうは思っておりませんで、任期が少ないのはこの議会も同じことで、この議会全体として活動できるのは来年の9月まで。それまでに私たち議会が何をこの市に残せるのかという、最後に頑張らなきゃならない時期だというふうにとらえております。そういう意味では、全く市長と同じ立場でありますし、今だからこそ、この最後の時期だからこそできることもありますし、やらなければならないこともあるんじゃないかというふうに考えております。

そういうことで、今だからこそ一層頑張ってやりたいなということを前提に、一般質問をさせていただきますと思います。

まず最初に、契約時の見積額の変更について。現在建設中の火葬場の火葬炉建設工事の契約金額が施工者を選定するときの見積額より倍近くはね上がった件で、市民から疑問の声が上がりました。どうしてこのような疑問を持たれることになったのか、原因をどう考えていますか。また、このようなことが起こらないよう対策を考えていますか。

今回の件だけの問題でなく、契約制度全体の問題として質問いたします。

2番目としまして、地域産業の支援策がありますか。

日本の景気はプラス推移していると言われていますが、地方の中小企業には全くその実感がありません。ほかの自治体では企業誘致の優遇策や社員を増員する場合に地元からの採用には補助制度を設けるなど、さまざまな対策をしているところがあります。地方へ行くほど厳しい経済状況の中で、伊豆市の企業が生き残り、地域の産業が伸びていくには、行政として何らかの支援が必要だと思いますが、何か支援策がありますでしょうか。

以上、質問いたします。

議長（堀江昭二君） ただいまの鈴木議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、鈴木議員から任期についてのお話がありました。あと5カ月しかないと言うのが5カ月あると、考え方は変わってくるだろうと思います。第4コーナーを回ってホームストレッチですから、さらにスピードを上げなきゃいかんとそんなふうに思います。エールありがとうございます。

契約時の見積額の変更についてお答えいたします。

まず、1番目の現在建設中の火葬炉建設工事の契約金額が施工業者を選定するときの見積額より倍近くはね上がった件につきましては、火葬炉設備については標準的な技術及び工法が定まっていないことから、市では、指名した火葬炉業者から経験や技術等に係る提案をいただき、これを審査の上、特定業者を選定するというプロポーザル方式を採用しました。

したがって、この工事の実施に伴う設計や施工については、市と特定業者において仕様書を作成するとともに、仕様にかかわる見積書を特定業者に求め、この金額を精査した上

で随意契約を締結しております。

さて、契約金額の増大の件ですが、技術提案の1つとして、参考見積もりを求めた時点における集塵装置はスクリーンフィルターでありました。しかし、この工事仕様書を作成する中で、さらなる環境保全への配慮等を検討した結果、現在の集塵装置で最もすぐれているバグフィルターを採用するとしたため、当然ながら技術提案時の金額との間に大きな差異を生じました。したがって、情報公開の請求及びこれについての新聞折り込みが発行された方に、これら状況を説明いたしましたが、この詳細についての報道がされなかったために、結果として市民の皆さんに疑問を抱かせることになったのではないかと考えております。残念に思っています。

次に、2番目につきましては、市が発注する調査・設計等の委託業務で技術的に最適なものを特定する取り組み方法としてプロポーザル方式を認め、この実施基準についても整備をしているところであります。したがって、当事業もこの基準により取り組みをしていますが、今後、さらなる適正運用に努めていきたいと考えております。

なお、契約制度全体の問題については、さらなる公共事業の信頼を確保するため、再度職員に対し、伊豆市の契約に関する規則等の諸規定の周知・徹底を図り、契約制度の透明性の確保、公正な競争の推進に努めていく所存であります。

続きまして、2点目の地域産業の支援策についてお答えいたします。

企業誘致、企業支援については、伊豆市において課題であることは認識しております。山林原野が82%強を占めております伊豆市において、住宅地との混在、農地法、農振法、都市計画法等の諸規制のかかわりが大きなハードルとなっております。国・県が活用を提案しております企業立地促進法においては、伊豆市の規模をはるかに超える工業団地的な集積地域並びに、それに対するインフラ整備の充実、交通アクセスの容易さ、周辺の環境、労働力確保の容易さ等が求められており、このような大規模企業の誘致策を模索するよりも、まず、第一に市内既存企業の拡張支援及び関連企業の誘致等、可能な範囲において検討すべきと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 再質問。

鈴木議員。

2番（鈴木基文君） まず1番目の再質問をさせていただきます。

この火葬炉の件につきましては、担当部の方から詳しい説明を受けまして、それに対して質問するつもりはございません。説明された中で、法的に行政側がやったことに対して全く問題はないということは明らかです。契約に関する事項についても条例の中で1億5,000万円以下の工事は議決の必要はありませんですし、見積額、設計の工事の金額の変更につきましても、ちょっと見たら、どうも課長のレベルでの判断でできるというような条例に、これは規則かな、なっていると思いますので、全く問題はないということです。

ただ、私が思いますのに、これから先のことを考えると、問題がないところが問題じゃないかというふうに思っています。と言いますのは、私はほかの団体なんかでも監査役をやっていますけれども、そのときに結構、特に小さい団体ほど、あの人がやるんじゃ大丈夫だよとか、だからこの程度でいいんじゃないという会計がずっと行われてきたようなところがあるわけですが、だから、監査になってそうじゃないんだよと、あなたがやっているからいいんじゃないかと、これはだれがやっても不正が行われぬ、行われにくい体制をつくるのがやっぱり会計であり監査であると。

そういうところから考えますと、今回のことの私が思った原因ですね、それからまたこの先のことを考えた場合に、不正しにくい状態の逆の状態があるんじゃないかというふうに感じるところがあります。例えば、私は、これを見て悪人になりましてね、じゃあそこを使って、例えば談合で、後で設計変更するから最初に安い見積額で落としておいて、決まったらあとはそっちで上げればいざということもできるわけです、悪人だったら。そこまで悪人じゃなくても、施工業者が決定して契約した後、工事価格の変更というのは、その業者の言いなりとは言いませんけれども、1社が提示した金額で行ってしまうということで、その後、値段を上げればいざじゃないかということもできるわけです。それをやっているかやっていないかではなくて、それができる状態をじゃあどうしてなくしていくかということだと思います。

当初の予算内であれば、予算内だから議会に議決を求める必要もありませんし、そういう状態でいいのかということ。それを、できるだけ不正ができない状態にするには、執行部側がやること、議会側ができることってどういうことがあるかというのをひとつ考えました。

今回、特にプロポーザルなんかで設計変更ということがあったわけですが、では何でこんな設計変更が起こったのかというときに、一番大きな原因としては、行政側にそこまで、最初にそれだけの設計をつくってもらう前に、提案する専門知識が不足していたというのが一つあると思います。これは、職員に対して、今すぐどうしろということは難しいかもしれませんが、それだったら、例えば、選定する審議会なら審議会をつくるときに、多分、今回の場合は職員だけでやられてたと思うんですけども、それに学識経験者など外部の人間を入れた上で、最初に技術提案をしてもらう前のこちら側の提案はできるかどうかということ。それも一つ重要なことじゃないかと思います。

それともう一つ、設計変更、これは、プロポーザルだけでなく、今、工事の中で非常に多く設計変更ということがあって、やられているわけですが、補正予算が必要な場合は議会に来るのでわかりますけれども、それ以外の場合は議会側がチェックするのは非常に難しい。それはやっぱり行政側がある程度チェックしていかなければいけないことかなと思っています。

今、これがあるかどうかわからないんですが、例えば、財政課か何かでそれぞれの設計変更があって価格が変わったときに、ちゃんとしたチェックをしていくという体制も必要じゃ

ないかと。このあたりのことは、そんなに難しいことではないので、執行部側ですぐでもできることじゃないかというふうに思っています。これは一つ提案です。

あと、議会側がそれをどういうふうにチェックするか。今回の場合も議会側がほとんど知らないまま、民間の人からのそういうチラシの折り込みでわかったという、恥ずかしいところも実はありまして、それを議会側はちゃんと把握する、何かそういうシステムが必要かなというふうに思いました。

それには何が必要かと言うと、やはり情報の開示に尽きるんじゃないかというふうに思っています。例えば、工事が始まる前に基本構想から設計条件をつくることから、その都度その都度で議会側に対する何かその情報の説明というものがあって、例えば、変更があったときも議会の議決が必要でない部分でも、こういう変更がありましたよというのを、例えば委員会でもいいですので、そういう情報を流してもらいたいと。そうしないと、議会側はやっぱりチェックしろしろと言っても非常にチェックがしづらい状態にあるんじゃないかというふうに思います。

そのあたりを行政側にこれからやっていくようお願いしたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） おっしゃられるとおりかと思いますが、行政でやる事業というのはいろいろな多岐にわたっております。専門知識も必要です。専門知識のないところをこういうプロポーザル方式というような方式でやっているわけです。それからもう1つ、設計変更というのは、ないほうがいいに決まっているわけですが、これを絶対になくすることも、またこれも難しいと思います。これをどうやってオープンにしていくかということですが、これは担当課あるいはそういうところでタイミングがありますけれども、オープンにしないわけではなくて、オープンにしているわけですし、また、鈴木議員も団体の監査役をやっているということで監査役にもチェックをしていただいているわけで、別に隠しているつもりも何もありません。議会側にも要請があればオープンにしていく、何も隠す必要もないわけでございます。そんなふうに思っています。

仕組みがどこまで完璧にできるかというのは、これがやっぱりいろいろな経験を積んでいかなないとできないことではないのかなと。チェックばかりしていれば、また、逆に事業が進まなくなるわけです。ということをもって、その辺は、今回はこういう反省を踏まえて、どうやって進めていくかということをやっていく必要があるんじゃないかなと思います。これは、他の市町の状況もよく勉強しながら伊豆市が断然トップを走っているわけではありせんから、そんなふうに考えています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） すみません、ちょっと補足だけをさせていただきます。

プロポーザル方式というようなことの中でご理解をいただきまして、間違っているわけではありませんが、1つ、プロポーザルの中で、業者を決めてから設計変更をしたというようなことのお話であるわけでございますけれども、そもそも、プロポーザルというのは設計をして参考見積もりをしているわけでは全くありませんので、その辺がちょっと今言われたことと違うのかなと思います。

ちょっと長くなって申しわけありませんが、プロポーザルに関しましては社団法人の公共建築協会が発行いたしました設計プロポーザルの進め方、プロポーザル方式による設計者選定マニュアルという、その本を基本といたしまして本業務を進めたわけでございますが、その本の6ページの中には、「プロポーザルとは」と題しまして、プロポーザル方式と一言でいえば設計を委託する上で最も適した人、いわゆる設計者を選ぶと、いわゆるこれから設計をしてもらう者を選ぶんだということがまず第1段階でございます。それで、すなわち技術力や経験だとかプロジェクトに望む体制などを含めたプロポーザル、いわゆる提案を提出してもらいまして、公正に評価し設計者を選ぶ方式ですということが、規定がされているわけです。いわゆる、設計者を選ぶ人をプロポーザルで選ぶわけです。

それで、その中の7ページに解説されている中では、プロポーザル方式では設計者を選定し、それから、そこから具体的な設計が発注者との共同作業により進められます。いわば、設計者と発注者との綿密なコラボレーションによる質の高い設計が可能な方式ということを解説がされているわけでございますので、私たちが、当初参考見積もりをいただいたものは、設計者のコンセプトに基づいた、あくまでも参考見積もりでありまして、設計をしていただいた参考見積もりでは全くありませんので、それから変更したということではありません。

したがって、それから設計をする者を選んでから設計をしたと、こういうことでございますので間違えないようお願いしたいと思います。

それで、その本の130ページにこれから鈴木議員さんがご指摘しているところの議会のチェック方式だとか、専門家の参加だとか、そういうものは当然あるかと思いますが、その130ページに方式をどういう場面で使っていくかということが解説がされているわけでございますが、入札によらない設計者の選び方については、ほかにはコンペ方式というようなものもあるわけです。またプロポーザルもあるわけです。公共建築の中で、象徴性だとか記念性だとか芸術性、いわゆる美術館的な、そういうようなものを重視しなければならない施設にあっては、コンペ方式をとるべきだと。また、設計条件が複雑で発注者と設計者の綿密なコミュニケーションによって初めて設計条件が定まるような施設の場合、あらかじめ設計条件を発注者だけで十分整えるのが難しく、プロポーザル方式によって設計者を選んだ上で十分なコミュニケーションを図りながら設計を進めることが望ましいと。いわゆる、それから設計をしていくんだよということが解説されておりまして、したがって、通常の建物の場合には入札方式だとかそれぞれの内容によってそのものを使い分けていくんだということが解

説かれておりますので、そのようにしたいと思っております。

また、鈴木議員さんのご指摘の専門の委員だとかチェックだとかというようなことにつきましては、また、企画の方とご相談をしながらということを進めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（堀江昭二君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） 詳しい説明をありがとうございます。

このプロポーザル方式に対してどうのこうの言うつもりは全くありませんで、ただ、プロポーザル方式をちゃんと公正に運用していく上で、行政側のシステムというか体制がちゃんとしたものがないと、やっぱりそれが、先にちょっと言ひました、悪い人がいたらうまく使えるぞというような部分も生じやすいという、そのあたりのところを言ひているだけです。きのうも質問に出ました総合評価方式とかいろいろあると思ひますので、それぞれをやっぴりそれに合ったうまい使い方ができるような形を行政側もちょっと考へて、いってもらいたいと思ひます。

というのは、特に、今度もしごみの焼却場なんかが発注になった場合、もっとすごい大きい工事が発生すると。なおかつそれが議会の目がもっと届きにくくなる一部事務組合でもしやられるようになった場合、そのチェックをこの議会としてどうするのかという問題も、これから先、生じてくると思ひます。そんなときに、ちゃんとした体制が議会としてもできるようなものを今、ここで、さっき言ひました最後じゃないですけども、やっぱりつくっていく必要があるかなというふうに強く感じましたので、この質問をさせてもらひました。

次に、地域産業支援の方へ行きます。

これは、実は私の近くに函南町の方へ通って、勤めている人がいまして、その会社が今度大きくなるので、「どこに会社を移すか今ちょっと当たっているんだよ」と。「多分、三島市へ行くと思う」と言うのです。「何で」と聞きましたら、「三島市に行くるとすごい企業の優遇の措置があつて、企業としてはやっぱりそれがすごい、これからの売り上げのことを考へると違ってくるんだよ」と、話を聞きました。「ええ、どんなことがあるの」と言ったら、例えば、市内からの雇用をふやすとそれに対する補助があつたりとか、建物をつくるのに補助があつたりとか、いろんなことをやっているよと言ひましてね。あんなに有利な土地でなおかつ行政がそんなことをやっていたら、やっぱりこの立地条件も余りよくない、勤める人も集めにくいわ、この伊豆市の方で「いや、来るわけないな」とちょっと思ひてしまいました。

それで、ホームページを見ましたら、市内に立地する企業の方へ・三島市というのがありまして、すごくたくさん優遇措置みたいなものが載っていました。そのときに聞いた措置の1つとして、例えば、用地の取得費の補助があつたりとか、5分の1以内とかいう条件ですけども、それで、新規雇用従業員、市内に住所を有する者について1人につき50万円出すと。「え、こんなに出すの」と。当然、市としての規模も違ひますし、内部の体制も違ひの



で同じようには言えないと思いますけれども、でも、そこまであれだけ有利なところでやっているのだったら、やはり伊豆市も何か考えていかなければ、これは来てもらうだけではなくて、これは行ってしまうぞという気持ちを強く持ちました。

今、市内の企業だけじゃなくて、伊豆市の企業は今どんな感じかという、ちょっと私はこの前びっくりしたのですけれども、これは、うちの市ではないです、ほかのところの旅館のそれも上の方の役をやっているような人から聞いた話ですけれども、「どうやってお客さんを呼ぶかという、例えば講習会をやるとかいう段階ではないんだよ」と。では何をやっているかといったら、民事再生法を適用するのにどういう有利な条件でそれが運用できるかという講演を東京から専門家を呼んでやっていると言うんです。そこまでかちょっとびっくりしたわけですが、そこまで、特に地方が追い詰められている状態を、やはり何とかする必要はあるかなと思ひまして、これは、さっきも言いましたけれども、同じようなことをやれとは言いません。1人につき50万円なんていうのは、例えば伊豆市の場合、財務的にも難しいなと思っていますので。例えば、伊豆市としてできることを考えたときに、固定資産税は市である程度自由にできるという、土地に関しては評価が低いですから、だから三島の方と固定資産税は安くなります。ただ、建物とか機械とかそういうものにかかる固定資産となりますと、かなりやはり同じ状態でかかってくる、そんなものを条件つきで軽減するとか、そんなことがもしできないかなというふうに、1つのこれは方法ですけれども、今、考えているのですけれども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） おっしゃるように、何とかできないかなと思っているわけですが、三島市とは土地の利用形態も若干違っているように思います。伊豆市はご承知のように旧修善寺町はいわゆる都市計画で地目の、住宅地であるとか工業地であるとか、調整地区であるとか山林であるとか分かれております。それから、旧中伊豆、天城、土肥は無指定であります。無指定なら来れるかなと、そういう企業が来ていただけるかなと思うわけですが、やはり交通の便とか、今、ガソリンが上がってましてやはり東名街道筋に上がるまでの時間、あるいは燃料費等を考えると、そういう手を挙げてくれる業者がどれだけいるのかなというふうに思います。相当長期的に見て有利なところがないと、手を挙げてくれないんじゃないか、そんなふうに思っています。

何とかいろんな施策は考えてみたいと思っております。どんなことが考えられそうかここで観光経済部からありますか。

少し、ここから先は。何とかしたいと思ひますけれども、何とかする方法があるかないか。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、私の方から若干説明させていただきます。

具体的な支援というのは特にございませんけれども、やはり現状では資金の融資制度とか、

それから行政におきましては優遇税制の対応だとか農振法の規制の見直し、それから、総合計画におきます位置づけ等、総合的に対応できる組織づくりの構築、それから、担当部局によりますプロジェクトチーム等の設置というようなことで対応していくことが必要だと思っております。

議長（堀江昭二君） 鈴木議員。

2番（鈴木基文君） もう1つ言い忘れましたけれども、比較的この地域内でもいい経営をしているところの経営者が、いつやめようかなという話しをしているというのもありまして、いつやめられるかはいいい方です。悪いのはやはり民事再生法という、そこまできているという状態を何とかしてもらいたい。誘致ができないまでも、今ある企業が何とかやっていける、それを応援する形をとってもらえればいいなというふうに思いますので、今すぐはお答えは無理かもしれませんが、ぜひ、そんなことを考えてやってもらいたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで鈴木議員の質問を終了します。

それでは、ここで55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

加藤 章 君

議長（堀江昭二君） 次に、7番、加藤章議員。

7番（加藤 章君） 7番、加藤です。

私は、公共事業の進捗状況と問題点があれば市長からお聞かせ願いたいと思います。

現在、日向地域の6カ所で国・県・市の発注による公共事業が行われております。地域住民の生命と財産を守り、地域の発展のためにも意義ある公共事業だと認識しており、ありがたく思っております。

県道修善寺天城湯ヶ島線は合併支援重点整備道路として供用開始後明記されておりましたので、すべて順調に事が運ぶものと理解してきましたが、旧公民館撤去による新公民館建設用地の農地転用等の手続に相当の時間を費やし、これに関連しまして9月には市長にも要望させていただきました。

先月29日の県土木による説明会が行われ、今月中に手続が終了の見込みと聞きました。許可権者が知事なのに、工事担当の土木部と転用手続を担当する東部農林事務所との意思の疎通に問題があったのかと私は思っています。

以上のような、我々には予測しがたいことが考えられます。これよりほかに問題点があり

ましたら市長からお聞かせ願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） ただいまの加藤議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 加藤議員の公共工事の進捗状況、問題点等があればあわせてお聞かせくださいということで、7項目が通告で出ております。

順番に申し上げますと、まず1番目の県道修善寺天城湯ヶ島線の進捗状況につきましては現在、日向地区の地権者54名中、家屋移転を含めて交渉中の地権者9名の用地はまだ話し合いの段階で契約がなされておりません。早く契約をしたいと思っております。

2番目の新火葬場の進捗状況ですが、関係各位のご理解とご協力により、順調に事業を推進しており、建築主体工事をはじめ、電気や機械設備、また、火葬炉設備、外構工事等も発注し、最後の物品納入についても契約を済ませたところであります。来年3月の竣工及び4月からの供用開始に向け、着々と進んでおります。

3番目の池尻砂防堰堤につきましては、用地買収が完了し、堰堤工事を19年度と20年度で施工予定です。

4番目の川久保川砂防堰堤につきましては、19年度に用地買収を行い、20、21年度にて工事着工の予定であります。

5番目の田方消防南署につきましては、平成19年5月より建物本体の工事に着手しており、来年4月1日の開署と伺っております。

なお、市では、南署への水道管の布設について、4月1日の開署に合わせ、当初は本年度中に本管布設を行いたいと考えておりましたが、南署に通じる県道修善寺天城湯ヶ島線の改良工事が平成20年度以降にずれ込む公算が濃厚であることから、県との調整の中で、本年度は仮設管にて対処し、改良工事に合わせて20年度に本管布設を行いたいと考えております。

6番目の、市道大平日向線につきましては、現在、平成21年度末の供用開始に向けて工事を進めております。今年度は滝沢川のアーチカルバートを施工し、横断道路としての農道にボックスカルバート、道路の路体盛土、狩野川にかかる橋の右岸、左岸の橋台を施工いたします。20年度は橋梁の上部工、21年度にはアスファルト舗装を施工し、供用開始をしたいと考えております。

なお、国・県、関係機関と調整し、工事をスムーズに完成するように努力してまいります。

7番目の天城北道路の進捗状況であります。全体延長6.7キロメートルのうち、7-1工区である修善寺インターから大平インターチェンジまでの約1.6キロメートルを来年3月末の供用開始に向けて、現在、工事が進められております。

次に、7-2工区の湯ヶ島インターまで5.1キロメートルの用地取得率は、現在約80%となっております。また、矢熊地区の収用移転者4件につきましては、今年度中に移転が完了する予定であると伺っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 加藤議員、再質問ありますか。

加藤議員。

7番（加藤 章君） 今、市長からる説明を受けましたが、当初の予定ですと県道349号線いわゆる修善寺天城湯ヶ島線は、現在の南消防署のところから北に向かって道路を拡幅していくという県の話でございました。というのは、ただいま市長から答弁がありましたように、今の家の立ち退きの問題あるいは屋敷の近くの土地の進捗状況が、ちょっと思わしくないということは僕も承知していますが、当初、県は稲刈りが終わったら消防署の南から北に向かってずっと拡幅していくという話でしたが、それが、いつのまにか進捗をしていなくて、合併支援重点整備道路という名前だからとにかく早くできると思っていたんですが、その辺がちょっと地元としては理解に苦しむということでございます。

議長（堀江昭二君） 土木部長。

土木部長（鈴木幸司君） 議員さんご承知のとおり、家が何軒かかかります。日向公民館を含めまして、それにつきましては、若干遅れる可能性はありますが、今年度は先ほど市長が言いましたように、消防署から南側に向かって田んぼの中は今年度やる予定となっております。

以上です。

議長（堀江昭二君） いいですか。

これで加藤議員の質問を終了します。

#### 木 村 建 一 君

議長（堀江昭二君） 続いて、26番、木村建一議員。

26番（木村建一君） 4点にわたってお尋ねします。

第1に、関係住民の合意を大前提としたごみ焼却場の建設の問題です。

まず第1に、前議会で3地区共同の白紙撤回の要求に対して、市長が長期間そのままにしている理由を2つ答弁しておりました。1つは、白紙撤回の陳情書にその理由が書いていないからだ。2つ目には反対の理由については、地区の説明会で答えられているつもりだからそれ以上の反対理由がわからないんだと答弁されました。どう見ても、この2つの答弁に整合性ありませんので、もう1度白紙撤回の理由がわからないとした見解を求めます。

2つ目に、今、関連しますが、2つ目の反対理由、わからないとしたことについて伺います。

白紙撤回に陳情書を提出した時期は関係地区住民の方が市からの説明会を聞いた後に出されました。市長の認識は、そういうことを踏まえた上での見解でしょうか。

3点目に、市から堀切地区に配布されたごみ焼却施設問答集で、合意形成の範囲を堀切地区のみと書いてあります。今まで説明会を開いてきた熊坂や修善寺ニュータウンは合意形成

に関係ないということでしょうか。住民合意の範囲を狭めようとする理由を求めます。

大きな2点目に、支所分掌、いわゆる支所の職員の仕事内容の見直しについて、関係職員の見解を反映してきたのかどうかということです。

第1に、支所分掌の見直しを何回、経過説明を求めます。何月何日どういう方がこれに参加してきたのか伺います。

それから、支所に総合案内機能を持たせるための検討はあのときはまだ不十分でしたけれども、しているのかどうか。さらに、前議会に引き続きですが、「各部課を補完する」の補完という意味がどうも私と解釈が違ふようですけれども、補完というのをどのように、日本語の文章の解釈上とっているのかお尋ねします。

2つ目に、決裁の欠番になった告示番号14号は、告示番号13号に溶け込ませたということなんですけれども、どういう文章をどの文章に溶け込ませたのでしょうか。

3点目に、副市長は、前議会でいろんな事情がありまして統括支所長は議会に出席されませんでしたでしたが、統括支所長がいなくても総務部長がいれば用が足りると答弁されました。となると、統括支所長の存在意義はどういうことなのということになりますので、伺います。

4点目に決裁者の印鑑は3つあればいいという市長の考えは、その後どう検討して実行に移そうとしていますか。また、市長は、決裁書は業務命令という認識のようなんですけれども、そのように受け取ってよろしいのかどうか伺います。

大きな3点目。伊豆赤十字病院産科存続への取り組みなど、子育て支援のまちづくりについてお尋ねします。

第1に、行政のトップである市長が産科再開のために関係機関に行政行動する、または市民が取り組んだ存続への署名運動で実現することができました。しかしながら、安心して子供を産み育てることができる地域に戻ると市民は喜びましたが、それも束の間、来年早々にはまたもや産科が廃止されようとしています。行政としての対応を伺います。

2点目に、妊産婦健康診査の公費負担回数をふやすことを検討しているとのことですが、状況を伺います。

最後に、防災訓練に参加職員は、無給の職務だったのでしょうか。8月末に行われた議員全員協議会の席上で、9月1日の防災訓練に自主防組織や区の役員から、「我々は仕事を休んで参加をしている。職員は代休や休日出勤手当を出すのか」という声を私は紹介しましたが、それに対して、副市長は「職員は無給の職務」と答えましたが、そのとおりに実行されたのでしょうか伺います。

議長（堀江昭二君） ただいまの木村議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

順を追って、まず、1、関係住民の合意を大前提とした焼却場建設問題についてでございますが、中が3つに分かれておりまして、まず1番目につきましては、堀切区からの声明文

は堀切住民の投票結果をもとにされての表明と伺っております。声明文には、特にどのような理由で反対しているのか書かれておらず、区及び検討委員会の反対の理由について問いかけましたが、明確な反対の理由が得られないことから、意味がわからないという今までの私の答弁のとおりであります。

次に、反対に対する理由について説明会で答えているからとの件については、2回の説明会のやりとりの中で話しており、それ以上の反対理由についてはわかりかねるという意味であります。つまり、説明会等で基本構想の策定や、環境調査等のスケジュールを申し上げ、その時点でのやりとりの中で、なぜ一方的に白紙撤回の声明を出されたのか理解できなかったということでもあります。

次に、2番目の白紙撤回の時期の認識ですが、1番目で申し上げたとおり、堀切地区の説明会を2回、その他検討委員会への資料提供等も行い、検討委員会から区民対象の先進地施設の視察希望もありましたので、その計画もいたしました。また、施設基本構想等が3月までに策定されることから、その詳細説明をした中で意見交換の場を持ちたい旨も検討委員会に伝えてありましたが、この取り組みをする前の予期せぬ声明文であり、関係住民に十分な説明や意見交換等の場を設けることなどができていない状況にあったと認識しております。

3番目につきましては、木村議員のご質問のとおり、建設候補地の堀切地区の合意が大前提であり、それがなければ事業推進は困難と考えております。したがって、周辺地区には、堀切地区の合意後、その詳細説明をし、ご理解とご協力をいただきたいと考えております。しかしながら、住民合意の範囲という質問に対しては、あくまでも当初から建設候補地の地区を主体と考えております。

続きまして、2点目につきましては、9月議会でも質問されたところであり、ご質問の趣旨がよくわかりかねます。支所の事務分掌規則は年度当初に見直すべき作業が8月末になったことと、行政改革の中で支所機能を含めた組織全体を見直したい意向が混在し、誤解が生じたかと思われまます。

支所については、合併以後、毎年、組織の内部見直しを行っており、本年度も統括支所長に見直し検討をさせているところであります。

ご質問1、2、3は、規則改正に係る内部での検討状況、意思決定の手順についてなどの内部事務にかかわるご質問ですので、後ほど、鍵山統括支所長に説明をいたさせます。

ご質問4番目の、3つの印鑑の件でございますが、これは、ISO国際標準化機構では、起案者、それから検査者あるいは調査者、それから決裁者が必要十分であるとされていることを申し上げたものであります。

前回、議員から印鑑について、理解があるとかないとか言われましたけれども、改めて、印鑑について考えてみましたが、これは、先ほど申し上げましたように、起案者が起案しました、それから調査者・検査者が検査しました、問題ないと思います。そして、決裁者がこれによろしいからこれで行いなさいという許可をいたすものと考えております。市では、い

ろんな印鑑がたくさん載っている帳票がございます。それで、私は、職員に対して意思決定の迅速化を図るため、合議印はやめてくださいと、合議印は何のためにあるのですかと。これは、見たという証拠だと。業務命令じゃないですかと申し上げております。決裁書類を早く回しなさいと、そして、部内、課内の調整は、起案時に十分済ませておくべきであり、決裁者の印はスピーディーに効率的にこなさいと申し上げているところであります。

なお、市長印でございますが、市長とか副市長が決裁者になっております。特に私の市長印というのは、私は市民の代表としてこれを承認したという意味で押ささせていただいております。

続きまして、3点目についてお答えいたします。

1番目の伊豆赤十字病院の産婦人科につきましては、昨年、署名運動に後押しされ、病院、県初め関係者のご努力により再開されておりますが、本年6月に1名の医師が退職し、新たな出産は受け付けておらず、さらに、来年3月末で残り1名の医師も退職希望を出していると伺っております。このままですと、再び産婦人科の休診に追い込まれる可能性大であります。

伊豆赤十字病院は、伊豆中南部地域唯一の産科を有する病院として地域医療に多大な貢献をしておりますが、産婦人科休診は人口減少をさらに助長することが懸念され、憂慮すべきことであります。

全国的な産科医師不足は、産科勤務医師が激務であること、産科関連について医療紛争が増加していること、それから、女性医師の増加などに加え、平成16年度から始まった研修医制度により、大学病院での研修医離れが進み、医師不足を補うため、これまで派遣してきた一般医療機関からの医師の引き上げによるものと伺っております。

先般、県庁、日赤県支部、伊豆赤十字病院へ要望活動を行ってまいりましたが、医師不足は深刻であり、大変厳しい状況であります。伊豆赤十字病院産婦人科の存続のため、今後も産婦人科医師確保の活動を続けていく所存であります。ぜひ、議員の皆様にもご協力をお願いしたいと思います。

2番目の妊産婦健康診査の公費負担回数につきましては、国は妊産婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についてにおいて、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊産婦健康診査の受診勧奨と経済的不安を軽減し少子化解消の一助とするため、公費負担の充実を求めており、経済的理由等により受診をあきらめる者を生じさせないために、少なくとも5回程度の公費負担を実施することが原則であるとの考えを示しています。

伊豆市といたしましても、この考えに沿い、来年度から公費負担回数を現行の2回から5回にふやしたいと考えております。

4点目につきましては、通告書に書いてありますので、副市長から答弁させていただきます。副市長（児島保次君） 続きまして、4点目の防災訓練に参加した職員の件につきましては、答弁をいたします。

今回の総合防災訓練には、通常業務の保育園職員及び都合により、これは地域に出席した者等を含めまして出席できない職員を除いた353名の職員が4会場の運営整備、医療、救護、検視・検案訓練等に出席をいたしました。拘束時間が4時間を超え8時間未満の職員316名については半日振りかえにて、8時間を超える職員37名については1日振りかえといたしました。4時間を超える部分と8時間を超える部分については無給にてお願いをいたしました。この取り扱いは、近隣の自治体の防災訓練等の状況を参考に決めたものでございます。

なお、8月末の全員協議会の席では、言葉が足りず、また説明が若干足りないことをおわびしたいと思います。

以上についてご理解をいただきたいと思っております。

議長（堀江昭二君） それでは、次に、総務部参事統括支所長。

総務部参事（鍵山光男君） 支所分掌の見直しということで木村議員からご質問をいただきましたので、その職員の内部作業につきましての説明をさせていただきます。

既に、総務課長から木村議員に平成19年3月13日付で、総務課文書法規係に3支所地域振興課長よりの連名にて、規則改正の要望がなされた文書が明示されておるということでございますが、中身はご存じのこととは思いますが、改めてまた説明をさせていただきます。

改正の趣旨といたしまして、機構が改正され、合併当初と現在とでは係等の人員が削減されており、規則が現状とそぐわないものがある。その中で、主な改正理由の1つといたしまして、事業課を廃止したこと、2つ目は市民サービス課と地域振興課を1つの課とした、この際に福祉担当と衛生担当を削減したこと。3つ目は支所には事業予算がないこととなっており、事務内容67項目を41項目に削減し、なおかつ5項目について事業範囲を縮小するというような案でございました。

しかしながら、3つの課が1つになったといたしましても、支所が受け持つ業務のみを取り扱うということではございませんので、従来通り、総合案内機能を持って来庁する市民の方々のあらゆるニーズにこたえ、支所のできるものは支所に対応や処理を行い、支所に対応できないものは担当課への紹介や連絡調整を行っております。

特に、土肥支所では、地理的条件を考慮していただく中、従来どおり、農業、水道、観光、衛生などの各部の事業部門の一部を持っております。

また、本年4月からは地域包括支援センターも設置され、高齢者や家族からの総合相談支援も行っており、本庁の業務を相互に補っていかなければならないところから「各部を補完する業務」と表現したところでございます。

これらを踏まえ、事務レベルで支所の現組織に合う内容にと検討された提案書ではございますが、各部との協議がなされておりましたので、私と3支所長及び総務課長で見直し案をもとに検討することといたしました。

第1回を4月10日に行いまして、その後、主管課長会議や支所長会議、また、防災担当者会議の後など、計6回ほど開催をいたしました。



当然、支所の地域振興課担当の意見も再度伺い、関係する部には部長をとおして課内の意見をも聴取していただきながら、取りまとめに時間を要しましたが、改正案を総務部長に報告したところでございます。

今回の見直しでは、支所は基本的には市民のために何でも対応しなければ、またしていかなければという考えで臨みましたが、全体職員の減少に伴い、支所も合併時より専門職員が減少したことや、特に福祉関係は法律や制度の改正など、変化も著しく、専門職員がなければ支所でも対応できなくなってきたことも事実でございます。

支所の人員や機構に沿って、支所長の判断のもと行う業務を前段に列挙し、後段に本庁での業務を補う内容の表現にまとめたところでございます。

なお、今回の分掌規則の見直しの中で、支所の役割についていろいろなご意見をもいただきましたので、貴重なご意見といたしまして、今後の業務や見直しの中で生かしていきたいと思っております。

次に、の「溶け込ませた」と総務部長が申し上げた表現ですが、これにつきましては、総務部長より説明があろうかと思っておりますが、要は、告示番号14番が欠番であることはおかしいということであるならば、木村議員もさまざまな方面に調査をされたことと思っておりますが、全く違法などというレベルのものではないことは、ご理解をいただいております。

次に、私が9月定例会に出席できなかったことで、副市長が「総務部長がいれば用が足りる」と申し上げたところでございますが、これは、質問内容については総務部長も承知しており、ご質問にお答えができるという趣旨で発言したものと理解しております。

また、統括支所長の存在意義でございますが、私は総務部参事も兼務しておりますが、支所は3地域に分散していることから、各支所での統括を主業務とし、職員を指揮監督するものと認識をしております。

なお、2点目の補足説明を総務部長よりいたします。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、総務部長。

総務部長（平田秀人君） すみません、入れかわり立ちかわりで。

木村議員の中で規則の、前回「溶け込ませた」ということについてということで、説明をさせていただきますが、通常、条例それから規則、まあやや役所用語を使ったかなというふうに思っておりますが、1つの規則の中で関連する条項についてその条例の中あるいはその附則の中で、全く関連する条例あるいは規則を改正する場合がございます。これをいわゆる溶け込み方式というようなことで呼ぶわけでございまして、前回のご質問の規則番号の関係で規則の13号というのは伊豆市事務分掌規則の一部改正の規則でございます。いわゆる、この規則の中に関連がございますので、伊豆市支所業務の事務分掌規則、この一部改正、これを附則の中でうたい込んだということで、一つの規則の改正の中に2つの規則改正があると

いうことでご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

26番(木村建一君) ちょっと勘違いしている。

1つ目、焼却場建設問題については、私が質問しているのは、堀切区のことかどうのこうのと市長は述べられていますけれども、私が白紙撤回を要求した、その大もと、3地区の共同の白紙撤回要求に対してということなものですから、それについてのお答えをもう一度いただきたい。

それから、抜けているのは、住民合意、堀切が大前提だとわかりましたが、そういうふうに答弁していますけれども、合意形成の範囲を堀切地区のみにしたのかどうかということが抜けていますから、お答え願いたい。

議長(堀江昭二君) 答弁願います。

市長。

市長(大城伸彦君) 白紙撤回につきまして、堀切地区から出されて続けて近隣の地区から出されました。中身は堀切地区と、今ちょっと記憶があれですけれども、ほとんど同じだったと思います。で、代表して堀切地区の白紙撤回という意味で申し上げました。これは以前にも答えているとおりであります。

それから、堀切地区に限定したのかということですが、住民合意の範囲ですね。ですけれども、やはりここで私がお答えしましたとおり、まず、堀切地区の合意がなければこの事業は推進は難しいだろうと申し上げているわけで、その後に堀切地区の合意がいただけたら近隣の地域あるいは伊豆市内にご理解をいただこうと。幾つかのステップに分けています。一度に合意をとるということはなかなか難しいですね。住民投票でもやることになるんですか。それはちょっとまだ考えておりませんので、そうお答えしたとおりです。

議長(堀江昭二君) 木村議員。

26番(木村建一君) ごみ焼却場問題についてお尋ねします。

今、冒頭あった堀切地区は区の投票をやったのだけれども、その結果は当然いただいていますよね。そこには反対の理由が書いてないからだと、だからということで、当初、そういうふうにお話しなされた。でも今は、それもあったよと。でも、具体的にこういう理由で白紙撤回を求めるというのは、3地区が出てきてからですよ。当然、堀切地区の方々が皆さんに投票を願ったその経過について、9月議会以降、詳細のまた調査をいたしましたけれども、住民投票をやる前に、これ、堀切区の区民の方からいただいたんですけれども、全戸配布すると。住民投票をやる前の時点で、市当局とのさまざまなやりとりをそれこそ公開をして、それを皆さん判断してくださいよと、そういう材料をきちっと注釈も加えずに、その問答集を加えて、そしてその結果として住民投票をやったということですから、来たからもうおれは嫌だよというようなことじゃなかったということが新たにわかりました。

きのうの答弁の中で、まず最初に聞きます。

ごみの検討委員会は市が認めたものではないということを言われました。でも、9月議会での答弁では、ごみ焼却場検討委員会に説明をさせてくださいというご答弁だったんですね。そうすると矛盾している。片方は認めた団体でないにもかかわらず、9月議会でそこに委員会で説明させてくれと。これは、今のごみの委員会というのは、2つありますけれども、ご存じのように、堀切地区と修善寺ニュータウンですよ、これは、勝手に自分たちが委員会をつくったんじゃないで、区、自治会の総会で決めた組織でしょう。正式な組織なんですよ。そのごみの委員会を市長が認めた組織なのかどうかもう一度確認します。きのうは認めないと言ったんですから、これは今後のことになります、重要な問題です。

2つ目の質問です。

堀切地区有志の方への対応についてきのうお話しがありましたが、堀切地区有志の方がどうのこうのとやるとかやらないとかということは、私は堀切地区の住民の方のことですから、そのことに対して一議員がああしろこうしろという行為は、私はよくないと思います。それは、何も私は口を挟むことはありません。しかしながら、きょう、問題としてお聞きしたいのは、有志という方々はそうすると市長が認めた組織なのかこうなるんです。なぜか、きのうの答弁で、堀切地区内の有志と話し合いを進めていきたいということを答弁してありましたね。そうすると、堀切地区の有志の方とは話し合いをしていくんだけど、区や委員会の白紙撤回にはいまだに返事していない。通常、白紙撤回を求めると言ったときに、今、冒頭、9月議会でも言ったけれども、理由がわからないとか、もう答えているつもりだからというようなことをやるでしょう。何もやってないでしょう、動いてないです、全く。で、よく言うのは、堀切区が話し合いを拒否しているからと盛んに言っているんです。きょうも言いましたけれども。

そこで、3つ目の質問です。答えが漏れないように。

9月議会のときは、熊坂・修善寺ニュータウンが白紙撤回を求めたんですね。この地区の住民の方は話し合いを拒否しているのかということなんです。堀切、堀切と言うけれども、じゃあ3地区共同で出したことに対して、どういうふうに対応してきたのか、お答えください。

今は、白紙撤回を求める区はさらに広がって、市長のおひざもとである瓜生野地区そして山田地区は加わりました。きのうもこれ話題になりましたけれども、質問した議員の、私のところの手元に届きましょうと。しかもそれぞれの区の役員67名の署名がついています。代表者の水口さんという方を含めて67名です。

だから、私は、白紙撤回の理由がわからないとしたまま、結果、聞きもしないで残された任期をやり過ごして、頼りにしている有志の方々とは接触するということになりますか。それこそ、自分たちのやろうという正面突破しないで、迂回路をつくって、自分の意に合う人とは話し合う、そういうやり方というのは本当に行政が、ますます市長みずからが、堀切区を大前提として、ほかの地区の方々への本当に意志を逆なでする行為ですよ、それは。

だから、私は説明してくださいと言うのじゃなくて、前にも言いましたけれども、白紙撤回の理由がわからない、理由がわからないというのはどういうことですかということを知りたいと、説明をしてくださいよということで始まるんじゃないですか。順番というのはそういうことじゃないですか。

4つ目の質問です。

住民合意形成は大前提だ。大前提はわかりました。確認しますけれども、関係地区というのは、修善寺ニュータウン、堀切区も入るということでよろしいですね。合意形成に当たっては、順番というのは確かに順番があるでしょう。でも、合意する前提はそこも含めてです。なぜか、なぜ合意形成の関係住民というのはだれと私が聞いたときに、12月議会で市長は焼却施設を建設、運営する堀切地区を初め、焼却によるガスやごみの運搬などに関連する地区、理解が必要な関係住民とはニュータウン熊坂、大沢、山田というお答えになっているんです。確認します。

次の質問、5つ目です。

住民合意による上で、先ほど、有志の方々のことについて、私はとやかくお話しをしません、注釈を加えませんかと言いましたが、しかしながら、そこに地域に住む職員の態度というのは私は重要だと思います。これは、別に準備、調査しなくても答えられることですから、お尋ねします。

水口上下水道部長、あなたは堀切地区に住んでいるし、お答えを願いたいなと思っても、その職員の中のお一人、この場所にいないからあなたに聞くしかありませんけれども、昨日の市長の堀切区内有志が基本構想の説明を聞き、計画について真摯に対応すべきとの意見、この方との話し合いを進めていきたいと述べられました。こういう答弁と白紙撤回の陳情書、全議員に配られたということですからね、その経過も含めての。この経過の文書内容を見ますと、地区の最高機関である総集会の臨時開催に6名が欠席したが、有志による施設視察には6名全員が参加したことに恣意的な圧力があつたのではないかとということで、職員としてどうなんですかということを書かれておりますが、あなたは、地区の白紙撤回を求めるといふ、総意から離れた態度、行動をとっているのかなと、こう思ってしまうのですね。その点についての答弁をお願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） なかなかメモが追いつかなくて、できてませんが。

書いていただければ詳細に答えたわけでございますけれども、まず、1点目のごみの検討委員会の問題でございますけれども、堀切区については、市の方から、毎回毎回全体との話もできないであろうから、その仲立ちをしていただくというような意味の中で、検討委員会をつくっていただきたいというようなことをお願いはしたわけでございますけれども、今現在は、その役割が果たしていただいているのか、いただけないのか、ちょっとわかりませ

んが、話し合いができていないということでございまして、木村議員さんがいつも言うように、まず話し合いなんだと言っていますが、私たちは、この会、またそれからそういうところと話し合いをしたいということで申し出をしてあるわけですが、そのときに、堀切の全区民を対象にしたときにも一部の方がその公民館に区民を入らせないような行為もしている、それから、また、話を聞きたいというような方の中で、説明をするときにも一部の方が見張っていると言いますが、何をやっているかわかりませんが、夜、来ていると。それから、私たちが、公民館を貸していただいて、そこで説明をさせていただきたいというようなことにつきましても、公民館は貸せないとか、そういうようなことで話し合いができておりませんので、木村さんの提唱しているところの話し合いというようなことで、もう一度、話し合いができるように、ぜひ、お願いをしたいと、このように思いますので、そうすれば、木村議員さんがおっしゃっているように、その反対の内容だとか、また、理解ができないかというようなことが双方が話し合えばできると思います。したがって、ここにいる皆様が、何を受け入れるべきなのか、また、私たち、そしてまた皆さんが何をすべきかを公平に考えていただけるならば、もっとスムーズにこの事業が進むんじゃないかならうかと思えます。また、私たちの悪いところについては、反省だとかそういうようなところ当然すべきでありますけれども、まず、木村さんが何回もおっしゃっているところの、話し合いについて、また、木村さんのところから突破口といたしまして、話し合いを進めるようなことを、ぜひ、よろしくお願いをしたい、このように思っております。

全部、メモができなくて、大変に申しわけがないわけですが、今、言わんとしていることはすべて網羅されていると思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、職員についても、これは、職員の方がいたからこそ、公平な判断をしていただいたとこのように思っておりますので、理解をしていただければと、このように思います。

よろしくお願いいたします。

〔発言する人あり〕

議長（堀江昭二君） 検討委員会は市が認められたものなのかどうかということと、有志の会は市が認めた組織なのかということ、白紙撤回は3地区共同で出された取り扱いは、関係地区は熊坂、瓜生野、山田も入るかということ、それからニュータウンですね。地区に住む職員の意向はということで、質問が出されていますので。

市長。

市長（大城伸彦君） メモをとっていましたが、たくさんに出てきて、途中でメモがとれなくなりました。できれば、1項目ずつやらしていただければもう少し明快に答えられるかと思えます。ちょっと年齢が上がりまして、運動神経と頭の神経が対応能力が遅くなっております。ぜひその辺のところをご配慮いただきたいと思います。

検討委員会は市が認めた組織か組織でないかということですが、市が正式に認めた組織で

はありません。が、堀切区の住民が任意でつくった団体で、市にいろんな陳情等をされているという認識でございます。したがって、有志の会も同じだと思っています。ですから、市が認めた団体であるならば、ああしてください、こうしてください、あるいは向こうからその団体から市に対していろんな正式なことが出るでしょうけれども、いわゆる白紙撤回要請というのは、陳情文と同じふうに私は認識しております。

それについてなぜですかというのは、ちょっと記憶がありませんけれども、こちらからお問い合わせをした経緯があると思います。それに対して、どういう感じだったですか、ちょっと記憶が十分ではありませんけれども、これはもう既に答えてあるから答えないという回答が来たように思います。ですから、そこから、私の意識は変わっていないですね。もうちょっと話し合ってくださいよということをやっているわけです。なぜ、白紙撤回ですかということに対しては、私の方も答えをもらっていません。白紙撤回要請文、白紙撤回を要求するということが出ていないように思います。もう一回、資料をよく見てみたいと思います。

それから何でしたっけ。

白紙撤回が出たのは堀切とニュータウンと熊坂の区長さんからですか、のように、ちょっと記憶が不確かです。瓜生野からは、何かのときに区長名が出てましたね。木村さんが持っているその資料。白紙撤回要請文ですか、それは。抗議文ですか。

〔発言する人あり〕

市長（大城伸彦君） はい、わかりました。

12月2日に望月市長あてと、私は不在でした。不在のときに置いていかれた分ですね。それには確かに瓜生野区長の名前が出たのを認識しましたが、私は、瓜生野住民です。問い合わせはありませんでした、住民に対し。ですから、もっと木村さん流に言えば、なぜ、区長は出したのですかということ、私は改めて聞いてみたいと思っています。そんなふうに思います。

それから、堀切在住の職員が6名いるということは、私はこれには直接関係ないと思います。職員であろうとなかろうと、堀切の住民。なぜ、職員でそれが有志であるとか、検討委員会の委員であろうとか、それは、その人の個人の意志と言いますか、それでご判断されているんじゃないでしょうか。それ以上、私は、何か木村さん流に言うと、圧力をかけたとか、何とか言っているようですが、そんなあれはないですよ。私はやった覚えがありませんから。以上です。

議長（堀江昭二君） 答える、今、市長が答えたからいいんじゃないですか。

〔発言する人あり〕

議長（堀江昭二君） 水口上下水道部長。

上下水道部長（水口信夫君） ここは、議会の場でございますので、私の私的な意見はどうかと思いますけれども、ご質問でございますので、私の思うところをお話ししたいと思います。

す。

まず、有志の会、こういうものがあるというふうには、私は認識はいたしておりません。白紙撤回を堀切区で出しているということは認識の中にしっかりございます。

私自身、こういう場で言うのも何ですけれども、賛成も反対も意思表示は一切してございません。ただ、私自身は、客観的な判断をしたいというその自分の信念に基づいて、そういう説明会であるとか、現地視察であるとか、そういう案内をいただければ出席をしていくと。これが私のとっている立場でございます。ほかの職員に、私が部長の立場を利用して恣意的云々というお話しがありましたけれども、そういうことを強制した覚えもございませんし、みんな自主的に客観的な判断をしたいという、その意志でそういうものに参加をしているというふうに私は理解しております。

こういうところで、こういうことは余り言いたくないのですけれども、個人的に聞いていただければ、いつでもそういうご返事はするつもりでありますけれども、ぜひ、こういう場では、なるべくこういうことはないようにしていただきたいというふうに思います。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 時間が半分ぐらい過ぎていますから、次に移りますけれども、確認したいので、話し合いをしてくれと、よくわからないのは、堀切、堀切と堀切が出るんですよ、話し合いをしてくれないと。では、ニュータウンの方、熊坂の方、今度、また区長に聞いてほしいということで、ぜひ区長に聞いてください、私はこれを受け取っただけだから、どういう理由で瓜生野区が判こを押したのかということは、それはその方の意志ですから。私がああしろこうしろと言うわけじゃないし、説明も、私がこういうけしかけたわけじゃないんだけど。この出る前の段階では、ニュータウンもひっくるめて白紙撤回を求めている。この中には、9月議会と違って新たに熊坂区長がこういうふうな区で話し合っただけで投票した結果こうですよというふうな文章も載っているんです。そうすると、この地区の方たち、いずれは関係地区、合意形成の地区の方々に話して行かなくてはならないわけでしょう。説明をしてくださいではなくて、よくわからないなここは、聞くのが始まりじゃないですかということなんです。白紙撤回の理由を求めました。じゃあ、それ以降、白紙撤回の理由がはっきりしないと何かしているわけですよ。それ以降一步でも進んでいるんですか。じゃあ、この中身についてお尋ねしたいというのならわかるんですよ。説明させてくださいじゃなくて、聞きたいということから始まるんじゃないですかということを、前にも言った、9月議会のときに。

それから、任意の団体だと言われました。ごみの委員会が。こういう認識で本当にいいんですかね。というのは、修善寺ニュータウンも堀切区も総集会を開いて決めた組織ですよ。そうですよ。そうじゃないというんだったら、なんで皆さんは、この決議文とか、陳情書とかの中に委員会の名前が2つあって、それぞれの委員長の判こが2つあるんだけど、それに対して受け取りましたという判こもあって、印があるじゃないですか。伊豆市総務部と

か、それぞれの環境衛生課というの、受け付けナンバーはないんだけども判こがあるでしょう。ということは、その組織も当然のこととして区が認めた組織として受け取っているじゃないですか。そのときに何か言いました、これは任意の団体だから、これをはずせとか、言ってないでしょう。受け取っているじゃないですか。だから、ほかの、今度は有志の会で作った団体だから、それも有志だから、私たちはそこに今度は頼りにしていくんだと、そうですねと言いましたね。そうすると、区の総集会で決めた、白紙撤回を求めるということに対しては、そういう区の、区長名もあります。総集会。区長の意志とは外れて任意の団体とかね、そこを手づるを求めるという認識でよろしいですね。区の組織とか、委員会は外して今後やっていくんだと、それこそ組織への介入じゃないですか。どうですか。

それから、水口部長、そういうふうな立場でやっているということはわかります。なぜ、こんなことをこういう公の場で聞くかということ、地方公務員法によるとそこは私的云々というのはあるんですけれども、市民サイドから見ると、やっぱり、我々もそうだけれども、一つの役職なんですよ。その難しさはあるんでしょうけれども、そういうことで、私がクレームをつけたというのではなくて、確認のためにきょう質問させていただいています。ここに行ってるけどどうなんですかということでお尋ねしただけです。その点はどうですか。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） その団体、検討委員会あるいは有志の会ですか、その会が各戸を回っているんな投票をとったと。区としてやったことですかね。

〔発言する人あり〕

市長（大城伸彦君） 区長印が押されてますよ、角印が。まさに木村さんが言う判この問題に入るけど。私は丸印で、認め印で来たように思っていますけれども。

はい、熊坂区長の角印、瓜生野区長の角印が押されていますかね。何か1人だけそれには押してあったような気がしますけれどもね。そういうちゃんとした公式な総会の決議文なんではないですか。あるいは、いろんな団体がありますよね。例として浮かびませんけれども、いろんな業者団体だとか、何とか団体だとか。それらは全部、市が認めているわけじゃありませんから。言いましょうか。何とかゴルフの会とか、何とかをよくする会とかありますけれども、それと、区の総会の決議と私は若干違っているように認識していますけれども。ダブっている部分はあろうかと思えますけれども、違いと認識しています。

以上です。

26番（木村建一君） 続けるとまだ大分かかる。

議長（堀江昭二君） 時間でもう3回いったので、次に行きますか。次だと、これで昼休憩をしようと思っているんですけれども。

26番（木村建一君） そうですね。じゃあ、順序変えて、一番最後のところだけちょっと質問して終わりにしていいですか。休暇の問題。

議長（堀江昭二君） どの問題ですか。



26番（木村建一君） 一番最後の防災訓練、副市長の答弁の件について。  
ちょっとお話しを。

議長（堀江昭二君） 昼後じゃまずいの。  
〔「それで終わりにするっていうから」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） それで全部終わりにするの。

26番（木村建一君） とりあえずで。  
〔「全部を」と言う人あり〕

26番（木村建一君） 違うよ。

議長（堀江昭二君） 昼後にしましょう。

26番（木村建一君） はい、わかりました。

議長（堀江昭二君） ここで、休憩をいたします。1時に再開いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

議長（堀江昭二君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

木村議員の1番は終わりましたので、2番からお願いいたします。

26番（木村建一君） 支所分掌の見直しの件について質問いたします。

今、いろいろと統括支所長が中心となってお話しなされましたけれども、4月10日から計6回開きましたと。主管課長会議等を開きましたということですがけれども、確認の意味で1つ目の質問をしますけれども、支所長が参画してその見直しの問題をやったという話も聞いてますし、いろんなあちこち。で、地域振興課長が外れたり、入ったりとか、聞くところによるとですよ。入ってないという回数がすごく多いようなという状況だったんですね。私は現在の役職からいくと、支所長もそれから地域振興課長も課長職ですよ。それ以前は支所長は部長という立場でありました。いわゆる仕事上、役職で上下関係が、それが並列になった、そういったときに、私は、やっぱりそういう両方の役職をもって、支所長と地域振興課長を呼ぶべきだなと思ったんですが、その辺は呼ばれたのかどうか。

それから、もう1点、大事なことは、窓口にいる職員が一番よく知っているわけですよ。何が足りなくて、この辺はもっと補充してほしいとか、要らないとかというのが、そういう窓口にいる職員の方々の意見をきちっと把握したような上で、今回の分掌の見直しをしたのか。

次に、補完するということで、余りこれ論議したくありませんが、補完するというのは足りないものを足すというのが、これが日本語なんですよね。そうすると、各所で足りないものを各支所で補完すると、こういうことになりますよね。前の質問の中で総務部長が統括支所長を代弁して答えたんですが、「補完するとは、中伊豆に行かなくても天城で申請できる

という、支所の業務は従来の縦系列から横断的にまたがるすべての課にまたがる業務だから、細かな表現は省いて補完する業務にしました」。こういう議事録が残っています。

ちょっと調べましたけれども、そうすると、規則45が一番最新の規則ですね、支所分掌。3のところに、文書の收受、収める、受け取る、それから進達、取り次いで届けるに関する事という項目があるんですよ。これに該当しないのかなと。そうすると、補完する業務って何なのとなるもので、各部長、こちらにいらっしゃいます、次の質問です。当然、補完する業務というところがこの支所の仕事の中に入りました。そうすると、当然のこととして、各部長との連携というか話し合いというか、打ち合わせのもとでこういう項目が入ったのかと思いますので、それぞれの各部長が各支所に今現在補完してほしい中身というのがあったらお答えください。各部長にお尋ねします。

それから、次の質問です。

どこをどのように溶け込ましたのかということで、文章上の問題とか、法的な役所的な立場でということでお話しなされましたけれども、よくわからないね。それで、いわゆる14号がいらなかったんだということなんですけれども、今、規則13号には2つありましたと。伊豆市全体の分掌と支所の分掌、2通りですということでもいいですよ。2つあったと。今度、2つあったんだけど、関連性があるから14号はなくして13号に溶け込ましたという、表に出なかったというか、検討してきた14号があったということなんですけれども、その辺のもう1度説明願いたい。なぜかという、当然、今現在、告示番号、支所分掌の項目だけです。13号と今の規則である45号の事細かなことについては、基本的には同じなんです。それから、こういうことも明らかになりましたが、県や周りの自治体に欠番、いわゆる告示番号の欠番があるんですかと聞きました。普通あり得ないということがわかったんですが、こういう欠番があってもよろしいんだよということが伊豆市だけの文書管理システムなのかどうかお尋ねしたいと思います。

それから、私は、総括的に、支所の職員や市民が支所で何ができるのかわかるようにするのが支所分掌だと思うんです。支所のどういう仕事をするのか。もっと、私はわかるようにする必要があるんじゃないだろうか。権限は規則ですから市長にあります。私が事細かにあしるこうしろという権限はありませんから、それは省きますけれども、でも、気づいたことを言いますよ。上水道使用料、農業集落排水使用料、保険税等の納付書の再発行に関する事というのが、前の規則からなくなったんですね。そして、いわゆる今言った幾つかのことについては、これは補完する業務ですよとこうなっている。でも、1つの例として前も挙げましたけれども、児童生徒の住所変更に伴う通知に関する事などは残っているんですよ。そうすると、職員にとっても市民にとっても何かよくわからないと。もう少し、これは、必ずや支所でできるんですよというような項目を検討すべきじゃないだろうか。ひとくくりにして補完するとなると、全部、今お話しした児童生徒の住所変更に伴う通知に関する事、教育委員会のある意味では分野なんですけれども、それすらも補完する業務になっちゃうじ

やないのと。いわゆるひとくくりにすると。そうすると1行で足りちゃうということになるもので、もう少し、その辺は検討する必要があるんじゃないだろうかと思っています。

最後の質問。

決裁の印鑑についてちょっと、行き違いがあったものですからあれですけども、決裁というのは、途中が抜けていても、市長がオーケーとなればそれは動くんですよね。オーケーとなる、それはわかります。当然のことで、途中で抜けていれば。ただし、私は情報を本当に職員が共有して、起案をしてずっとこう決裁の用紙がありますけれども、それに全部が判こを押すかどうかは別にしても、やっぱり3人だけじゃなくて、きち、きちと担当する、それに関係する職員の判こをきちともらうということは、確かにこの書類というのは目を通しましたよという確認ですよ。それがなくて、3つでいいとなってしまうと、見たかどうかわからない、記憶も定かじゃない。やっぱり印鑑の問題出ましたけれども、印鑑を押すことによって、その点が、いや見てないよというようなことがなくなってしまう。ましてや、判こを押すのに、———を押す職員は私はないと思いますから、そういう意味で、規定の問題と、具体的に印鑑を押すという問題については、私は、やっぱり区分けをしてやるべきじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田秀人君） まず、1点目の見直しにかかわります職員の意見を聞いてもいいじゃないかというようなことでございますが……

〔発言する人あり〕

総務部長（平田秀人君） まず、内部における検討においては、当然、そうした職員の声も反映して、それを起案者がまとめるという手続になろうかと思えます。

それから、地域振興課長と支所長が同列ではないかというようなことにつきましては、これは、同列ではございません。支所長があって、その中に地域振興課があるということでございます。

それから、告示番号の関係でございますが、規則番号と告示番号とは違うわけでございます。その点をご理解いただいているかなというふうに思います。

それから、規則を補完する業務の関連でございますが、わかりやすくすべきだというご意見はごもっともであろうかと思えますし、むしろ、この事務分掌というのは、我々が業務を進める上での1つの指針としているものでございまして、地域住民に対して、支所はこういう仕事をしているというようなことをお知らせするというのは、また規則の問題とは違う問題かなというふうに思っています。いかに、支所でこういう事務が業務ができるんですよというお知らせをすることと、この規則の見直しとは、直接的には関係ないんじゃないかなと思えますし、木村さんのご趣旨が、この規則の制定にかかわる内部的な問題を言われているのか、その支所の業務そのものについて言われているのか、ちょっとその辺がわかりかねる、

理解しかねる部分がございます。あくまで、事務分掌というのは、業務を進める上で市長が定めるものでございまして、当然、それが支障があれば改正するという形になります。

それから、判この関係でございますが……

〔発言する人あり〕

総務部長（平田秀人君） はい、わかりました。

私からは以上でございます。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 印鑑について、前回から論議しているわけですがけれども、決裁者の判こ1つで動けるんだという、ご理解をいただいてありがとうございます。

それで、参加者の印鑑を押すべきだと、印鑑を押す方法もあろうかと思いますが、どういう打ち合わせの仕方であって、印鑑がなくても議事録確認というのがあるわけですね。会議をして、その場で議事録をつくって、これで議事録をつくりますよということなら、それはそれでいいんじゃないかと。全員が、自分たちが会議をやったのを一々判こを押してやっていたら、やっぱりそれだけ時間がかかると思います。冒頭申し上げました合議印をやめてくれというのは、職員が約400何名います。そのうちに、1つのものを上げるのに、私のところを通るのが年間どのくらいありますか、それだけの書類をつくるのに合議印を押していたら、どれだけかかるんだと。1つ1秒と計算してみて、年間幾らになるか。そんなことを申し上げました。ただ、判この意味というのはいろいろあると思うんですね。使い方が。やはり、それを間違わないようにしたいなと思います。

判こというのは大変、これは、中国とか韓国、あっちの方で、どのようにして使われているかわかりませんが、日本ではいろんな判こがあるわけですね。その使い方によっては、ありますし、前回、議論のあった命令なのか命令でないのかという話しも、判こがなくなると命令できることはいっぱいあるわけですね。消防、警察、自衛隊、そんな判こがなくなると命令が出ているわけですよ。それから、市の中でも、いろいろ合議して、きょうはこの重要な本来なら出ているべき人が何かの理由でもって欠席していなかったという場合は、後からもらうケースというのはいっぱいあるわけですね。判こがまとまってしまって。そんな使い方非常に便利であるけれども、おっしゃるように、よく注意して押さないと、親からは判こを押すときは十分に気をつけるよと、私も言われました。そんなふう考えています。

答弁になっていたかどうかわかりませんが、以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員、2分30秒ですので、まとめてください。きっちり切りますので。

26番（木村建一君） ちょっと簡単にお尋ねを。

支所長と地域振興課長は同列ではない。だから、そうすると、支所長だけ呼んで、地域振興課長は呼ばなかった、支所分掌の見直しをしたんですか。なぜ、総務部長が答えるんです

か、わからないよ。支所長が中心になってやったのに、なぜ、あなたが答えるのか説明してください。おかしいよ、全く。

議長（堀江昭二君） 統括支所長。

総務部参事（鍵山光男君） 地域振興課長がなぜ参加しなかったかということだと思います。

これにつきましては、事務分掌を木村議員もお持ちだと思いますが、その中で、事務分掌規則の第10条に職員の事務分担というのがございます。仕事をだれが何をやるかということ年度初めに各支所から提出をさせていただいております。

これにつきましては、この条文を読みますと、第10条、これは、「支所長は所属職員の事務分担を定め、統括支所長、総務部長及び副市長を経て市長に報告しなければならない」ということで公告がしてございます。この中で、各支所で会議等の話し合いの中で担当を決めてございます。今回の、見直しをしていく中で、各部とも調整がされておりませんので、その調整をするのはだれがやるかということで、これは、主に行う担当として、支所長兼防災監が担当すると。それから、この支所長兼防災監が不在のときは、副担当として、地域振興課長がこれを行いますと、こういう決めになっております。そうした中で、この役割からいけば支所長兼防災監にその話を調整してもらおうということで出席をしてもらいました。

それから、支所長の意見を聞く中で、当然、私は各課の課長また担当の意見を聞くようにということで、何度かそういう話しをしてございます。私はその中で、各課担当の意見を吸い上げていただいたんじゃないかと。

それから、時間が大分要したわけですが、7月にある程度まとまりかけた中で、そのときちょうど土肥の方で国道136の崩壊ということで通行止めがありまして、7月の末に参議院の選挙がありました。その関係で職員が非常に慌ただしい中で選挙事務が終わってからということで、私が地域振興課長に支所長がまとめた案をもう一度確認してくれと、そういう指示をいたしました。その中で、地域振興課長は選挙が終わらないとちょっとできないという回答をいただきまして、それを待ってました。それで、それが終わった後、どういうふうにそれをするんだということで話をしたところ、支所長が検討したものであるから、それでいいじゃないかというようなニュアンスの回答をいただきましたので、私は課長また担当がその内容を十分理解したということで、私はその結果を総務部長に報告したということでありまして、地域振興課長に全くこれに携わらせないとか、そういうことは全くございません。やっぱり、1つの組織として役割は決まっておりますので、そうした中でこの協議を進めたということでございます。

26番（木村建一君） 補完する業務ということで各部長が何か補完する必要ということありますか。

今現在、支所で補完する業務というのは、入っているということは各部長にもその辺の、当然関連しますよね、各部長。関連する中でこういう支所分掌ができたんですから、今現在について各部長が支所に補完してほしい中身があれば。

議長（堀江昭二君） ありますか、部長。

統括支所長。

総務部参事（鍵山光男君） 各部長にということでございますけれども、木村議員、補完という言葉に非常にこだわっておられるように見受けられますが、木村議員が9月の定例会の一般質問で補完するというのは足りないところを補って完成することと、また、各部で建設とか市民環境、いろいろなところで足りないところを支所で補って完成する、そういう意味にとると発言しておりますので、まあ、具体的に話をしたらいいかなと思っております。

土肥に、環境衛生課所管の土肥衛生プラントという、し尿処理施設がございます。これは、下水道区域外の合併浄化槽や単独浄化槽、この引き抜き汚泥を指定の業者が搬入・投入し、これを支所、これは地域振興課の職員がこの処理を行っております。これは、好気性消化処理方式という幾通りかの処理をいたしまして、基準に合った安全な水質で河川に放流してございます。このような形で、予算は本庁の課で持っておりますが、支所でその業務を行って、安心安全な水を川で流している、そういう業務を行っております。

それから、上下水道課の水道施設、これについて土肥では、小土肥、天金地区につきましては、わき水を利用いたしました処理を行っておりますが、その処理についても滅菌処理を支所の担当が行っております。

それから、清越の浄水場というのがございます。これは、表流水を取り入れておりますので、雨が降るとすぐに濁ります。このような管理の中で、浄水場では浮遊物を沈殿した後、砂でろ過いたしまして、滅菌いたしまして水質基準にあった安心安全な水、これは日本一、大変おいしい水ではないかと思っておりますが、そういうような水を市民の方に提供しております。

そのようなことで、たまたま2つぐらい事例を挙げましたけれども、補完業務というような形でいろいろ本庁と切っても切れない関係にございますので、そのようなことをご理解いただければと思っております。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 支所分掌、いろいろとお話しさせていただきましたが、総務部長の管轄ではないと思うけれど、伊豆市水道事業との事務分掌規定というのがあるんですね。この中に水道支所というのがありますから、けしからんというのではなくて、全体の支所の仕事がこの中に入っている。で、現在できないというような状況もあるもので、人数的にも、この辺も全体を見直していかないと、職員が非常に仕事がやりづらいというか、やってないことをやれと言われると困るもので、この辺も見直していただきたい。

次に移ります。

市長が赤十字の問題をいろいろと言われて、ご苦労なされていることは重々、行政報告などでわかりましたが、原因もお話ししました。2つお尋ねします。

1つは医師不足というのは、結果的には今の国が医者が多過ぎるから、偏在している、ど

ここに偏っているからということで減らす方向が出ているんですね、これはもう明らかです。そういう方針です。現実には、とりわけそのしわ寄せが産科に来ている。2002年で6,000カ所以上あったお産の施設が3年間で半分以下の状況になっているんです。医者が多過ぎる、医療費抑制のためとなっていて、医者への過労死の問題などいろいろ出ています。

ごめんなさい、具体的に質問したい。

日赤でどのくらいの方が出産なされているのかということデータをいただきましたが、伊豆市が去年の10月25日から含めて約8人、そのほかに、伊豆の国とか西伊豆とか河津町とか沼津云々ということですからずっとあるんですね、件数は少ないんですが。私は、1自治体の主張であらうというのじゃなくて、やはり、医師不足というのは市長が言われるように、この地域全体の問題ですから、ぜひとも近隣自治体と力を合わせて、国・県に申し入れていただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

副市長。

副市長（児島保次君） 木村議員のおっしゃるとおりでございます。

私も医療審議会の東部の委員になっておりますし、がん対策協議会の委員になっております。その中でも医師の問題は非常に討議されております。議員さんのおっしゃるとおりでございます。そのあたりを変えていくには、1自治体の小さな委員ではとてもできないと痛感しております。また、痛感している中でも議論をしていく必要があると、また、発言をして訂正できるものは変更できるものはしていってもらうために、市長以下、少しでも陳情等を行ってやっていきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員の質問は終了いたします。

酒 井 勲 一 君

議長（堀江昭二君） 次に、16番、酒井勲一議員。

16番（酒井勲一君） 16番、酒井勲一です。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。2つほどさせていただきます。

伊豆よろず便への応援を考えてくださいということです。

商工会天城支部青年部では、限界集落の増加に備え、また、既存商店の生き残りを考え、民間の若いリーダーたちがみずから立ち上がっております。私は、民間の若い人たちが立ち上がったことは、非常に頼もしく、伊豆市の将来も期待できるかなと思うところであります。

しかし、この仕事はリスクも非常に大きく不安な面も持っております。市でも何か応援できないか市長に伺います。

2つ目、魅力ある自治体、全国で第25位にランクされたことについて。

6月ごろですか、魅力ある自治体全国で第25位ということが新聞紙上に発表されたわけですが、これは、市長を初め、職員の皆様一同の努力の結果であって、私自身も非常にうれしいの一言であります。

人口減少をとめ、交流人口を増加させることにこの件をアピールすることも非常に大事なことかなと考えております。市長はどのようにこのことを考えておりますか、お答え願いたい。

よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 酒井議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 酒井議員のまず、よろず便への応援についてお答えいたします。

伊豆市商工会青年部天城支部が企画し、青羽根の森島米店さんが中心となって10月25日からスタートした中山間地を中心とした高齢者のための登録商店による宅配システムは、県産業部経営支援室の経営革新計画の承認を受け始まっておりますが、議員の要旨にもありますように、地域の若い人たちが地域のためにできることを模索し、実行に移していくということは、大変意義深いものがあると思います。

この取り組みは現状の商業環境あるいは地域の現状を考慮した上での、若い人たちによる商業の活性化策ではないかと思えます。こうした活動が商工会天城支部にとどまらず、市内全域に広がりを見せ、普及することにより商業あるいは地域の活性化につながることを期待いたします。

行政として応援できないかご質問ですが、始まったばかりであり、天城地区限定事業であること、また、高齢者であっても会員制の利用であることなどから、商工行政だけでなく、過疎対策及び高齢者福祉対策等をかながみて、今後の行動を見ていき、また、どのような応援ができるか検討してまいりたいと考えます。

続きまして、2点目の魅力ある自治体全国25位にランクされたことについてお答えいたします。

民間の調査機関が市区町村1,000件を対象に実施した「地域ブランド調査2007」の中で、魅力度全国第25位にランクされたことは、伊豆市にとって大変喜ばしいよいことと受けとめております。議員ご指摘の少子化問題や交流人口増加対策の切り口としては一案かなと思っております。さらにランクを上げてベスト10に入りたいと思えますが、どうしたらベスト10に入るのかなと考えているところです。ぜひ、ご協力ください。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質問ありますか。

酒井議員。

16番（酒井勲一君） まず、よろず便への再質問をさせていただきます。

市長は人材の育成ということにも力を入れているなどと思っております。若い商工会のリー



ダーたちが自分たちの商売ではありますが危機感を感じ、自分たちで立ち上がったのであります。市での応援といえますと非常に制約があり、難しいとは思いますが、市の対応すべき課というと、私が考えますに、観光商工課、福祉健康課かな、いや社会福祉協議会かなという考えます。私も考えただけでも迷います。ぜひ、相談に来たら、たらい回しにせずに、若者の相談に乗ってほしいと思います。市長いかがですか、相談に乗っていただけますでしょうか。

議長（堀江昭二君） はい、市長。

市長（大城伸彦君） そういう話し合い、大変結構だと思います。たらい回しをしたら、私のところか、副市長か総務部長に言ってくれるようにお願いしてください。

議長（堀江昭二君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 市での応援ということは、私が考えますに、大きく考えると、第3セクター方式とか、NPO法人にするとか、小さいことを考えますと、広報いずにちょっと載せてくれとか、専門の相談員の若い人を1人置いてくれとか、いろいろ方法はあるかと思えます。

いずれにしても、自分たちで自分たちの町を考えて、若い人が立ち上がったわけですから、なかなかこれは継続性の難しい事業だと私は考えますが、ぜひ、芽を摘まないように、しかも余り市では口出しをしないように、自主性を重んじて育てるという心が必要じゃないかと私は思っております。

本来ならば、この事業はもしかしたら市がやらなきゃならないような事業かもしれません。民間が立ち上がったのでありますから、貴重なことだと考えます。ぜひ、何らかの応援を考えていていただきたいと思えます。

以上です。何かありましたら。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 広報へは載せる予定にしております。1月号に載るようです。先ほど言いましたように、何らかの支援を検討したいと思いますので、主管は観光経済部になるかと思えますので、ぜひ、そちらと色々なやり方を相談していただきたいと思えます。3セクとかNPOとかその他の方法でやはり続くようお願いしたいなと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） では2つ目に移ります。

市長が先ほどベスト10内を目指すということですが、私も同感であります。魅力ある自治体の25位にランクされたということは、同市での魅力である自然環境の影響が私は大であるかなと考えております。

自然環境を整備することにどのような配慮をしていますか。また、配慮をしようとしているのかお答えをお願いします。

議長（堀江昭二君） 市長。

市長（大城伸彦君） 魅力ある自治体のランクですけれども、確かに自然環境なんか含まれていると思います。

ただこれは、ランクづけを決定するマニュアルがどこかにあるんじゃないかなと、勝手にこう、どうやってランクをつけているのかというのを今調べているんですが、その辺のところを企画部長から答えさせます。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） ただいま、酒井議員さんの方からご質問のありました、この魅力ある地域の調査結果として、伊豆市が25位という結果になったわけですが、これは2年目なんです、前年度47位でした。大きく上がった理由は、実はよくわかっておりません。その調査の内容でございますが、まず認知度であるとか、魅力度、情報接触度、イメージ、それから情報入手経路、観光意欲、居留意欲、産品購入意欲、地域資源への評価、こういったものが基準につくられて、インターネットを通じてこれらの調査をした結果として25位だというようになっております。

実は、この会社、この株式会社ブランド総合研究所というのが施行しておりますが、この資料、それ以外の詳細を調べるには、10万何がしの調査資料を買わなきゃならないわけです。今の伊豆市はなかなかそれを買えない状況でございますので、その本来のところがよくわかっていないというのが実情でございます。

いずれにしても、こういった項目があって、その全体的な評価として25位という結果になったというふうに理解しております。

議長（堀江昭二君） 酒井議員。

16番（酒井勲一君） 財政が非常に逼迫しておるのに、自然、そんなことを言われるのかなと、私も頭の隅にはありますが、しかし、全国自治体魅力度のシングルプレイヤーを目指すには、お金のかからない方法もあるんじゃないかと私は考えます。

きのうも、どなたかが一般質問の中で言っておられましたが、とりあえず、修善寺駅の周辺を歩行喫煙をやめようじゃないかとか、あるいは、巨大な看板を京都府並みのセンスのいい看板にしようじゃないかとか、そういう規制はできるんじゃないかと私は思います。

あるいは、市民一人一人のお客様をお迎えするという心を小学校で年間1時間勉強するとか、それが、将来の税収アップにつながると、長い目で見ていかななくてはならないかなと私は考えておるのであります。

市長のお考えを聞きまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） おっしゃるとおりでございます、何とかランクアップを図りたいと、

申しあげましたように、どうやったらランクが上がるのかなということで、もとに戻ってしまいますけれども、いろいろご意見やご協力をいただきたい。そうですね、ポイ捨て条例であるとか、看板の景観法ですか、これも少し時間はかかるかと思えますけれども、よく審議して決めていきたいと思えます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 酒井議員の質問を終了します。

室 野 英 子 君

議長（堀江昭二君） 続いて、8番、室野英子議員。

8番（室野英子君） 8番、室野英子です。通告に従って一般質問をいたします。

ファルマバレー構想のもとで、医療教育機関の学校を誘致することについて。

伊豆市になれば、人口は少しずつでも増加し、市民の生活は整うと多くの市民は期待していました。だが、具体的には人口の面から見ても児童生徒数が減少し、新生児の減少の事実からさまざまな不安を感じています。

（１）市になり、人口減少対策として行ってきたもの、いるものをお尋ねします。

（２）企業誘致の可能性についてお尋ねします。

（３）県の推進するファルマバレー構想のもと、医療の専門学校や医療の短期大学、看護大学や介護資格の学校などの誘致を検討されていますか。

地産地消の地域循環による地域活性化のために、伊豆中央青果市場が閉鎖され、農家の方が出荷が不便になりました。柏久保の農の駅も、新火葬場ができたならセレモニーになってしまうのではという心配の声も聞かれます。高齢者の買い物が身近な小売店の減少で難しい地域もふえてきていますので、農産物の直売場の設置など、市がその道づくりをする必要があると思えます。所見を伺います。

議長（堀江昭二君） ただいまの室野議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（大城伸彦君） 室野議員のファルマバレー構想のもとで、医療教育機関・学校を誘致することについてお答えいたします。

この構想は、県が東部地域を中心に、医療産業からウエルネスまで広がる健康関連産業の振興、集積を図る目的で、平成12年度に構想が策定され、平成14年度から実施計画に基づき進められております。

この中で、伊豆市は豊かな森林や温泉と、運動・健康・医療の分野などさまざまな施設、資源を活用したウエルネスの部分でこの構想にかかわっております。

1つ目の人口減少対策として行ってきたものですが、まず、住みやすい町というのが基本にあると思えます。その中で、交通基盤の整備や環境衛生の充実また、産業面ではウエルネスなど新たな産業おこしや農業などを通じた都市との交流などを進めておりますが、これら

は、一つのまちづくりであり、もう少し長いスパンで見る必要があるかと思えます。

2つ目の企業誘致の可能性ですが、今後の土地利用や立地企業への助成制度などの研究に取り組むことによって、可能性は出てくるかなと思えます。

3つ目のファルマバレー構想に基づく学校等の誘致ですが、本市としては、先ほど申し上げましたように、ウエルネスの部分での取り組みを中心に考えてきたため、具体的には検討がなされておりません。今後は、先ほどの企業誘致の取り組みの中で、あわせて考えていければと思えます。

続きまして、2点目の地産地消の地域循環による活性化についてお答えいたします。

まず、市営の直売所の設置については、現在のところ考えておりません。確かに、伊豆中央青果市場の閉鎖による生産者への影響や身近な小売店の減少による消費者の影響などもあると思えます。しかし、市営の直売所を設置しますと、現在市内に21の直売所や朝市が開かれておりますので、これらの施設に対して影響を及ぼすおそれもあり、また、身近な小売店として考えますと、あまり効果がないかなと思われま。

それよりも、直売所や朝市が違いはあっても21カ所もあるわけですから、これらを今以上に活発な組織に育成することが近道ではないかと考えております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 室野議員。

8番（室野英子君） 再質問させていただきます。

少子化については、今までも、皆さんもいろいろ質問をされましたし、私もしてありましたけれども、今回はちょっとこの1番の問題は少子化を切り口を変えてやってみようかという意味もありますので、ちょっと聞いていただきたいと思えます。

最近、大変興味のある本を読みました。これは伊豆市の少子化対策にも大変ヒントがあると思えます。それは、人口増加とその背景についてということを書いてある本で、みずほ総合研究所の調査本部から出ていました。それによると、日本では2005年に高度成長期以降で初めて人口が減少し、本格的な人口減少時代が始まりました。出生率が年々減少して、少子化対策が緊急課題となり、少子化担当の女性大臣が当たるようになりました。これはもう周知のことですけれども、2005年の人口が、1960年という高度成長期が始まった年ですけれども、この約45年間の水準を下回っているという県が14にも上っているそうです。こうした中で東京圏、東京都、神奈川、千葉、埼玉の各県では、この90年代後半以降、人口は減少するどころか大幅に増加しています。なぜでしょうか。それはいろいろおわかりだと思いますが、このような東京圏での人口増加の背景には、転出を大きく上回る転入があります。これも右肩上がりに単に増加したわけではなく、80年代のバブル期以降、一時期転出超過になってきましたけれども、90年代後半以降はバブル期並みの転入超過になっています。

都会に人口が集中するというのは、考えてみれば当たり前とも言えるけれども、同じ都会でも大阪や名古屋圏には転入超過の傾向が見られないということです。

なぜかと言いますと、東京圏では20代、30代の女性の人口の増加が目覚ましいということがその原因の1つによるものです。女性の20代、30代の人口増加の要因としては、東京は高学歴の女性の増加、大学に来ることとかそういうことがあるでしょうけれども、90年代前半までは女性は大学に入学しても、そのまま東京に転入した人が卒業後地元に戻ったけれども、90年代以降後半からは東京にそのまま残る者が多くなった。それも就職したまま東京に住み続けたということが理由にあると言われていました。

20代、30代の女性は女性にとって出産の適齢期に当たります。ですから、この年齢の女性の増減というのが、地域人口に大きな影響を与えることは当然です。

出産適齢期の女性を伊豆市にもふやせばいいんじゃないかと思うんですけども、ただ、地域人口に影響の大きい適齢期の女性が東京などに地方から転出することによって、その転出先に子供を連れていったり、転出先で出産したりするケースが多くなるわけですから、転出された地域にとっては、その女性だけでなく、その女性の子供まで減ってしまうということになります。一方、転入してきてくれば、20代、30代の女性が増加するだけでなく、それらの子供も増加するという二重のメリットがもたらされます。

多くの自治体で少子高齢化、人口減少が進み、その対策が大きな政策課題となっていますけれども、現在は、その少子化対策というのに育児費用の軽減など、地域在住の女性の育児環境の改善に大きな力点が置かれているということが挙げられます。

しかし、ここからがちょっとポイントですけども、少子化対策というのは、対象である出産適齢期の女性が転出して減少してしまうと、少子化対策の効果が余り期待できないわけです。今後は、出産適齢期の女性に地域に残ってもらうという観点から、少子高齢化、人口減少に悩む各自治体は少子化対策以上に高学歴の女性の就業機会を確保する施策を充実させていく必要があるでしょうという提案でした。そういうものでした。私も、これは納得できる部分が多かったんですけども、今、伊豆市では、市民の4分の1以上が高齢者となり、このままではいくら私たちが頑張っても、もう出生率がふえるということはありません。希望が持てません。若い女性が住んでくれるような提案をしたいと思います。

それでちょっと長くなったんですけども、市有地の有効活用、行財政改革特別委員会でも言っていましたけれども、休遊地を調査した上で市有地を有効活用するために、若い人、特に若い女性が学生として伊豆市に来てくれるような学校、介護とか福祉を目指すもの、それから臨床検査技師とか歯科衛生とかいろいろなりハビリに必要な理学療養士とかそういうような医療関係の専門学校を誘致することがすごく有効な手段ではないかと思います。例えば、市内には慶応リハビリもありますし、中伊豆温泉病院とかそういうところもあります。また、ウエルネスの温泉を活用した鍼灸とか整体を学ぶ人たちが就職できる場もあるわけですから、誘致したいと思います。

やっぱり、若者が、特に女性がついてくれば、男の人は来てくれると思います。下條村に視察に行ってきた人たちも、若者の定住促進住宅をつくったら、やっぱり出生率が上がった

てきたということなので、やはり、若い人の住む町を目指したいと思います。その人の住みたい町では、県内では確かトップの方だったと思うんですけども、その伊豆市はもっと自信を持ってアピールしていかなければいけないと思います。

以前、市長さんが慈恵医大の教授に私たちに話を聞かせてくださいました。その教授もたしかそういうようなこともお話ししてくださったと思いますし、ちょっと長くなりますけれども、ふるさとガイドでも、毎年、東京の医療看護師の卵の人たちがバス5、6台で来て、いろいろ見るんですけども、ふるさとガイドで修善寺温泉を案内するんですけども、その人たちもこういうところに住んで学べたらいいなというふうに言っております。ですから、もうちょっと、これは、修善寺の歴史も文化も自然環境もいいと思うので、もっと誘致に積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（大城伸彦君） 大変貴重なご意見ありがとうございます。

何とかして、おっしゃるとおり、若い女性、魅力的な女性が住んでいただければ男性も住んでいただけるんじゃないかと、全く同感でございます。ぜひ、そういうことで、どこかに切り口が糸口があればそういう人に来てもらいたいなと。

観光客がお出でになって、伊豆市を見てもらって大体言ってくれるんですね。こういうところに住んでいていいですね、こういうところに来たいなとか言うんだけど、どうもよく聞いていると半分リップサービスかなと、私はこう最近ちょっと冷めて聞いているわけですけども、その中でも、1人でも2人でも来ていただければと思っています。

それから、教育機関の学校についてですけども、順天堂大学のところの静雲荘ですか、そういうところもいろいろ検討されて伊豆市に学校ができればベストだと思いますけれども、マッチベターで隣の市でもいいじゃないですか、できて、女性が伊豆市に住んでくれればと思っています。一緒にそういう活動もお願いしたいと思っています。

以上です。

議長（堀江昭二君） 室野議員。

8番（室野英子君） 前向きにぜひ検討していただいて、本当に少子化対策の新しい面での切り口になると思いますので、一緒に私たちも協力して考えていきたいと思っていますので、何とか手を打っていただきたいと思っています。

地産地消の方に移ります。

朝市は確かにありますけれども、朝市はたくさんあるんですけども、農の駅のような、市でつくるつもりはないと市長さんおっしゃいましたけれども、やっぱり、1つそういうものをつくるということは、朝市とは競合しないと思うんです。観光客が観光バスで来て、私たちもどこかに行ったときに、その土地のお土産物としてお菓子を買うよりも、その土地の農産物を買うということはとても魅力ですし、まごころ市場とかそういうのも最初に町でつ

くって、そこをNPOとかシルバーに委託しているとか、そういうのを聞きますけれども、そういう形で市でも大きいものをつくって、観光客にも利用してもらうことも必要だと思いますし、農家の人が今、中央青果市場がなくなったということで、農産物をつくる意欲をなくしているということも聞きます。稲作にしてもそうだと思うんですけども、田んぼがなくなってくるということは、地面に打ち水をするだけで気温が下がるということも聞きますと、米作というのは本当に地球の温暖化のためには、気温を下げるためにすごくいい役をしているし、水も浄化しているしとか、そういう環境を保全するためには、非常に役に立っているわけです。ですから、農作物をつくってくれて、地元の人が買ってくれるためのそういう場所を市ではつくる必要があると思います。スーパーで輸送費をかけてよそから運んできたものを買うということは、やっぱりガソリン代を使って地球の裏側の方からこの時期にないものを、そういうものを買わなきゃならないということよりも、地元でつくった人の顔のわかるものを食べられるということが非常に有効だと思うので、市で地産地消のためのそういう場所をつくる考えはないとおっしゃいましたけれども、それは、もう一回考え直していただけないでしょうか。

議長（堀江昭二君） 観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） では、私の方からお答えいたしますけれども、市長が先ほど申し上げたように、市としての考えは現在ございませんけれども、今の、先ほども言いましたように、21の直売所、朝市があります。確かに年中開いているところは6カ所ぐらいでしょうか、あとは週1回とか2回とかそういう形のところが確かに多いわけでございます。

伊豆市の場合は本当に大きな農業をやっている方というのは少ないわけです。小さな農業ということの中で、本当に直売所を農家の方々が特に、高齢者の方とか女性の方ですね、野菜をつくってここに出すということは本当にそういう方々にとっても生きがいになっているわけございまして、これだけの数多くのものができたということは本当によかったなと思っています。

この1月に農産物直売所朝市連絡会という、お互いに情報交換しましょうと、勉強会をやっていますという形で作らせていただきました。それで、会員数は全体で700近い方がその中に入っております。その中で、先ほどお話がありました、大小いろいろ違いますけれども、それなりに一生懸命やられているものですから、できたら、今の方々がそれをより発展的なものに持って行けるように、市としてもぜひ、そういうものではお手伝いと言いますか、していきたい。要するに、朝市についても回数をふやしたり時間の延長とかいろいろの工夫があると思うのです。そういう形の中で今あるものをより発展的なものに支援をしていければというふうに現在考えております。

以上です。

議長（堀江昭二君） いいですか。

これで室野議員の質問を終了します。

これで一般質問を終了します。

#### 散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

次の本会議は、明日12日午前9時30分より再開いたします。よって、この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 2時04分



開議 午前 9時30分

### 開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

本日、7番、加藤議員より欠席の届け出がありますので、お知らせをいたします。

ただいまから平成19年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

### 議案の訂正

議長（堀江昭二君） 初めに、議案の訂正の申し出がありましたので、議案第98号 平成19年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）の数字の訂正の申し出がありました。お手元に配付の正誤表のとおりでありますけれども、上下水道部長に詳しい説明をいたさせます。

上下水道部長。

〔上下水道部長 水口信夫君登壇〕

上下水道部長（水口信夫君） 申しわけございません。議案書に転記をするときに、段違いのミスを犯しまして、訂正をさせていただきます。

まず、90ページでございます。地方債の補正第2表でございます。よろしいでしょうか。

公共下水道事業に関しましては、5,700万円に変更はございません。流域下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の間に誤りを犯しまして、補正後の金額が流域下水道事業1億2,300万円となっております。これが8,400万円。それから、特定環境保全公共下水道事業2億7,400万円となっております。これが3億1,300万円ということで、合計に関しましては4億5,400万円が変わりません。

したがって、これによりまして事項別明細も変わってまいりますので、95ページをお願いしたいと思います。

10款の表中、節の部分でございますけれども、2節の流域下水道事業債1億240万円となっております。これを6,340万円。それから、特定環境保全公共下水道債6,260万円となっております。これを1億160万円でございます。説明欄に関しましては、流域下水道事業借換債1億400万円を6,500万円。特定環境保全公共下水道事業借換債6,500万円を1億400万円。それから、101ページになります。

事項別明細の公債費でございます。それぞれ説明欄でございますけれども、6,500万円、1億400万円、4,800万円となっておりますけれども、これを上から、1億400万円、6,500万円、4,800万円というふうにご訂正をお願いをいたしたいと思います。4,800万円は変わりま

せん。一番下段に関しては変わりはありません。

以上、よろしく願いをいたします。

#### 議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 議案第95号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第1、議案第95号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

この際、一言申し上げます。第1回目の質疑については、議員及び答弁者はいずれも登壇することとし、再質疑については、いずれも自席にて起立の上お願いすることといたします。

最初に、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第95号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について質問させていただきます。

内容は、詳しく説明してくださいということですので、項目だけ言います。

2、3ページ、繰越金はまだありますか。市債の減額8,360万円、公債費6,377万1,000円、市債を減額、公債費の増額の関係についてご説明いただきます。公債費の借りかえになるようでしたら、公債費の借りかえというのは可能なかどうか、この辺もご説明いただきたいと思います。

5ページ、債務負担行為、火葬場運営事業1,155万円。修善寺体育館・修善寺グラウンド指定管理委託6,023万円、体育館とグラウンドの区別及び理由等をご説明いただきたい。

6ページ、地方債補正、さきに言った内容と同じになるかもしれませんが、高い金利から安いものに借りかえるのかどうか、ご説明いただきたい。

14ページ、16款2の1の1、伊豆メッカ作り推進事業補助金500万円、内容、支出についてあるようでしたらご説明いただきたい。

18ページ、2款1の1の3、総合事務組合退職手当特別負担金5,289万5,000円、対象人員と内容をご説明いただきたい。

20ページ、地方公共ネットワーク電柱支障移転工事540万円、工事の内容、理由等をご説明いただきたい。

34ページ、火葬場運営事業、戸籍システム修正委託料200万円。火葬場建設事業、減額1億3,365万5,000円。建築工事監理委託料、地質調査委託料、建設工事、外構工事、施設備品購入費等、減額の理由、内容等をご説明いただきたい。

36ページのリサイクル事業、廃蛍光管及び廃乾電池処理委託料219万円、理由、内容等をお聞きしたい。

38ページ、職員給与等、時間外勤務手当120万円、理由、内容等をお聞きしたい。

40ページ、県営事業負担金325万円、県営農道整備事業負担金、減額875万円、理由、内容等を説明してください。

42ページ、治山事業、減額2,640万円。県単八木沢長藤治山工事300万円、県単金山猫越治山工事、減額840万円、県単茅野野畔治山工事、減額2,100万円、ご説明いただきたい。

52ページ、通学補助金125万円、理由、内容等をご説明いただきたい。特に、これは小学校ということになっているようですが、中学校がないのはなぜか、その辺ご説明ください。

58ページ、修善寺グラウンド管理委託料、減額50万円、体育館等管理委託料247万6,000円、理由、内容等をご説明ください。

62ページ、農業用施設災害復旧工事4,635万円、理由、内容を説明してください。

62ページ、林業施設災害復旧工事2,174万円3,000円、同じく説明いただきたい。

ここまででいいですね。

議長（堀江昭二君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいま森良雄議員より、議案に対するご質問を受けました。それぞれ、担当部局長より説明をいたさせます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

〔企画部長 渡邊玉次君登壇〕

企画部長（渡邊玉次君） それでは、私の持ち分でございます最初の、森議員さんの1ページの繰越金というところと地方債補正、それから次のページの地域公共ネットワーク電柱支障移転工事、この関係についてご説明をさせていただきます。

まず、繰越金でございますが、現在、今回の補正を経まして、最終的に4億260万円ほど残高を留保しております。現在まだあるということでございます。

続きまして、市債の減額という8,360万円の関係でございますが、市債の減額については、前回の議案提案のときにも申し上げましたけれども、今年度の事業の調整等によりまして、借入額の限度額の減額をするというものでございます。

それから、公債費の増額の関係でございますが、いわゆる公債費は今年度返そうというものをここでうたっております。その中に、前回も説明を申し上げましたが、繰上償還金分7,581万1,000円を予定したためと。また、利息分については1,204万円の減額ということになりまして、最終的に6,377万1,000円の増額という形をとらせていただきたいというものでございます。

それから、公債費の借りかえは可能なのかというご質問でございますが、今回は返還をすると、いわゆる減債積立金を利用して返還をするという形をとってございます。基本的には公債費の借りかえもこれはできるということになります。

それから、下の地方債の補正でございますが、これは説明を申し上げたんですが、今年度予定をしておりました借入金の額を精査したもので、繰上償還とは別のものがございます。この6ページの地方債補正というのは、あくまでも今年度借り上げる限度額を記載しているということですので、そういうご理解をいただきたいと思います。あくまでも、繰上償還とは別個のものでございます。

それから、次のページの地域公共ネットワーク電柱支障移転工事の540万円の工事内容、それから理由を説明してくださいと、こういうことでございますので、皆さんも御存じかと思いますが、天城北道路の整備工事を現在進めております。こちらから天城側から行きますと、現在、立体交差のための橋脚を左側につくっております。この橋脚のところに当然電柱がございまして、今まで光ケーブルをその電柱に添架させてもらってありました。この光ケーブルの当然移設が問題になってまいりまして、東電柱から地下埋設したいと、いわゆる現在歩道も整備しておりますので、その歩道ヘメーター数にしますと421.5メートルほどだと思っておりますが、いままで東電柱に敷設していたものを歩道へ埋設したいという工事でございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） それでは、5ページになります。

火葬場運営事業の1,155万円の内容でございます。現在建設中の新火葬場でございますが、来年4月から供用開始を予定しているところでございまして、この新火葬場の火葬業務については、現在の中豆斎場と同様、民間業者に委託して実施をする予定をしているところでございます。したがって、この平成20年4月から平成21年3月までの1年間について、1,155万円の限度額の中で、来る4月からの円滑な業務開始に向け、本年度中にこの契約事務等に取り組むべく、今回債務負担行為の追加補正のお願いをしたものでございます。

次に、34ページです。

戸籍システム修正委託料ということで、200万円の増額をさせていただいたものでございます。現在、死体埋火葬申請兼斎場使用申請書並びにこの許可証の交付については、市民課の戸籍システムにおいて自動処理をしているところでございます。しかし、来年4月から新火葬場の供用開始を予定する中で、施設名の変更や霊安室の新設、使用等に伴い、この戸籍システムの修正が必要となるため、今回新たに200万円の補正を計上したものでございます。

次に、34ページです。

火葬場建設事業の減額の理由でございます。火葬場建設の減額の理由といたしまして、ま

ず13 - 41建設工事監理委託料を2万5,000円減額計上しております。これは平成18年度に大建設東京事務所と997万5,000円で契約し、平成18年度にこのうちの400万円を支出し、この契約による平成19年度の支出見込額は597万5,000円となることから、この平成19年度の継続費予算600万円との差額について減額整理をしたものでございます。

次に、13 - 42地質調査委託料を100万円減額計上いたしました。これは敷地内の進入道路及び駐車場の舗装構成を決定するために計上しておりましたが、これを外構工事の舗装工事に含め発注したことによりまして、この委託料すべてについて減額整理をしたものでございます。

次の15 - 40建設工事を9,285万円減額計上いたしました。これは平成18年度に、建築主体工事を3億7,800万円で駿豆建設、電気設備工事を8,295万円で小林電気工業、機械設備工事を1億920万円で古郡工業と契約したことにより、さきの建設工事管理委託料と同様、平成19年度の継続費予算3億9,780万円に対する支出見込額は3億495万円となることから、この差額について減額整理をしたものでございます。

次の15 - 42外構工事を3,737万5,000円減額計上いたしました。これは本年度植栽等工事を8,190万円で中豆建設、それから舗装等の外構工事を6,142万5,000円で中林建設伊豆出張所と契約したことにより、平成19年度の継続予算1億8,070万円に対する支出見込額は1億4,332万5,000円となることから、この差額について減額整理をするものでございます。

最後の18 - 04施設備品購入費を240万5,000円減額計上いたしました。これは本年度1,698万5,000円でスワベ商会と契約したことにより、予算現額の1,939万円との差額を減額整理したものでございます。

それから、次は36ページになります。

塵芥処理費の219万円の増額補正でございます。本年4月から、廃蛍光管及び廃乾電池の資源化等を推進するため皆様にご協力を願い、新たに再分別による収集を開始したところでございます。この資源化処理に係る既定予算につきましては、新たな取り組みということで、過去の排出量等を参考に219万円を計上いたしました。しかし、収集を開始したところ、この排出量やこの処理に係る運搬回数の増加等が生じたことによりまして、今回219万円の追加計上をしたものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 山本準次君登壇〕

教育委員会事務局長（山本準次君） それではお答えいたします。

5ページになりますが、修善寺体育館・修善寺グラウンド指定管理委託6,023万円でございますが、これは1,204万5,000円の5年分ということになります。体育館とグラウンドの区別の理由でございますが、体育館、グラウンドにつきましては、屋内外の相違はございますが区別はいたしておりません。その理由といたしましては、一体的、連携的な管理運営が望ましいのではないかとこのように考えております。

それから、ずっと飛びまして52ページになります。

通学補助金でございますが、この通学補助金は前期と後期の支出がございます。その前期実績に基づきまして予想される不足分ということになります。小学校の在校生32人分の増加分ということになります。中学校につきましては、予算の範囲の中で足りそうということになります。

それから、58ページでございます。

修善寺グラウンド管理委託料50万円の減でございますが、これは指定管理を1月から予定してございます。その1月から3月分のシルバー人材センターの管理委託費の減ということになります。それから、体育館等管理委託料でございますが247万6,000円、これは維持管理運営費用の1月から3月分ということになります。内容でございますが、人件費、それから光熱水費、電気、上下水道、ガス等でございます。そのほか、シルバーへの委託、消耗品や保険料等々がございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 続いて、観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、14ページをお願いいたします。

伊豆メッカ作り推進事業補助金500万円の内容、支出についてでございます。19年度当初におきまして、事業費1,000万円でウエルネス事業について予定してきましたけれども、県からの指導もあり、当初予定しておりましたウエルネスの1,000万円の事業費に対し、今回、補正123万円を追加し、その他の関連事業を取り組む形で事業展開を行うものでございます。今回、県補助金の伊豆メッカ作り推進事業補助金500万円の増額補正を行いますのは、ウエルネス事業のほかに、ひとつくり塾運営事業130万円、花いっぱい事業294万9,000円、温泉活用健康事業157万5,000円、グリーンツーリズム推進事業180万円、観光振興事業107万円、その他観光施設管理事業270万6,000円の6つの事業を加えたものを補助事業といたしまして、総額2,263万円の事業費として伊豆メッカ作りの推進事業で実施するものでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 次に、総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、18ページ、職員給与費の中で中段にございます総合事務組合退職手当特別負担金についてということでございます。これは今年度、20年3月31日をもって退職を予定しております退職手当、これにかかわるものでございまして、定年で退職される方、それから勸奨による退職ということで、特別負担金の方は勸奨退職をされる12名分、これにかかわります負担金でございます。退職金に係りましては、特別昇給という形で、級でいきますと1号ないし2号、勤続年数等によりますが、それによります給与の調整の差額分、これが特別負担金ということで計上されるわけでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 次に、観光経済部長。

〔観光経済部長 鈴木直道君登壇〕

観光経済部長（鈴木直道君） それでは、38ページをお願いいたします。

その中の土地改良事業費の中の時間外手当120万円でございます。これにつきましては、7月に発生しました台風4号及び9月の台風9号によります、農地、農業用施設災害の査定に伴う準備、それから実施設計等の事務が大幅に増加したためでございます。また、限られた期間にやらなければならないということで、時間外という形で対応させていただいたということでございます。

それから、40ページ、中山間地域総合整備事業、その中の県営事業負担金325万円の増でございます。県営中山間総合整備事業につきましては、現在、中伊豆地区、天城湯ヶ島地区、修善寺地区で実施をされております。今回の補正は、天城湯ヶ島地区の月ヶ瀬梅園線、道路の拡幅工事をやっているわけでございますけれども、1,000万円の追加ということで、その負担分としまして15%、150万円の負担。それから、もう一つ修善寺地区の湯舟水池用水、ここにつきましても1,000万円の追加ということでございます。いずれも本年度完成をさせるためのものでございます。

それから、その下の県営農道整備事業でございます。875万円の減額でございます。この事業につきましては、土肥中央農道でございます。本年度より県営県単事業として実施することになった事業でございます。先日、鍵山議員の一般質問でもお答えしましたように、県の事業評価監視委員会の関係で事業決定が多少おくれたため、用地買収等が20年度にずれ込んだということでございます。本年度の事業費6,000万円が2,500万円に減少したためでございます。ちなみに、負担金は事業費の25%ということで、本年度は625万円ということになります。

次に、42ページをお願いいたします。

治山事業2,640万円の減額でございます。その中で、県単八木沢長藤治山工事でございます。これは土肥の八木沢地区でございます。300万円の増額でございます。これにつきましては実施に伴いまして流路江の延長、これは56メートルから76メートルに延びたということでございます。必要が生じたための増額をさせてもらうものでございます。

それから、県単金山猫越治山工事でございます。これは天城湯ヶ島地区でございます。840万円の減額でございます。ここにつきましては、当初ブロックの3面張りで計画をしておりましたのですけれども、現地を精査し、また県とも協議の中で、2次製品での対応が可能というようなことで判断をいたしまして、計画変更ということで減額をさせていただいたというものでございます。

それから、県単茅野野畔治山工事2,100万円の減額でございます。これにつきましては、県の方に要望を出していたわけでございますけれども、最終的に採択が2件のみということ

で、ここにつきましては不採択ということで、今回減額をさせていただいたわけでございます。

それから、62ページへ飛んでいただきたいと思います。

農業用施設災害復旧事業、その中の農業用施設災害復旧工事4,635万円でございます。これにつきましては、台風9号によるものでございまして、水道工事、道路工事、合計14件分でございます。水路につきましては、ワサビ田が7カ所、道路に関してはモノレールも一部含まれております。先月の、11月の下旬に査定も終了してございます。国庫補助の65%を予定しております。

それから、次の林業施設災害復旧工事でございます。2,174万3,000円でございます。これにつきましては、土肥地区の林道上池線、これが2カ所、林道土肥中央線1カ所、それから天城湯ヶ島地区の林道鈴ヶ淵線が1カ所、林道長沢線、これは天城ですけれども1カ所、この一応5カ所を予定しております。この工事分でございます。これにつきましても、査定は10月下旬に完了しております。補助率は50から65%ということで、国庫補助を予定しております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

市債及び公債費の減額、増額、借りかえ、私の勉強不足かもしれませんが、以前、いわゆる高い金利のものを返して、安いものを借りかえることができないのかという質問したことがあるんですけども、そのときはできないというたしかお答えだったと思うんですよ。きょうのお話とすると、どうもできるのかなと。申しわけないですけどももう一度、できるかできないのか、お答え願いたい。

それから、18ページの総合事務組合退職手当特別負担金、これは特別負担金ということで、これはいわゆる退職金をお願いしている事務組合への負担金のみというふうに理解してよろしいですか。それをちょっと確認したい。

次に、34ページの火葬場運営事業、事業の変更があったというご説明ですけれども、これは工事の見通しが立ったために、こういう金額で落ちつくんだということだというふうに理解してよろしいのでございましょうか。

次に、36ページの廃蛍光管及び廃乾電池、運搬回数の増加ということが載っていましたが、これは収集回数は別に決まっているんだから、収集したものをどこかのリサイクル業者をお願いして、その業者の運搬回数がふえたのか。そういうことになると、大して集まらないんじゃないかなと思うんで、そんなにふえたんですかという、その辺の内容をちょっとお聞きしたい。

38ページの時間外手当、120万円ですからどうってことないんですけども、当然災害のための仕事がふえたということですから大変だったとは思いますが、できるだ



けお金使わないで、時間内で仕事を終わらせるとか、そういうこともひとつお願いします。これは質問ではないですけども。

次に、40ページ、42ページ、62ページ関係は、工事関係なんですけれども、私いつもお願いしているんですけども、今のご説明では事業の内容、工事名ぐらいはお話があったわけなんですけれども、では具体的にどういう工事をやったのか、内容、ボリューム、そういうことは何にもわからん。毎回同じことを言っているんですよ、こんな質問させないでくださいよ、毎回毎回。ちょっと1枚説明書、1枚で済むかどうかわからないですけども、各項目1枚もあれば説明できる項目なんです。ちゃんと説明書をつくってくださいよ。だから、それを答え願いますよ、説明書つくってくれるかどうか。

次に、通学費補助金、これは小学校だけ。私は何でこんな質問を出したかという、通学補助金、余分にまた出してくれるようになったのかなと思って期待したんですけども、そういうわけではないんですね。要するに、不足が発生したからだ。そうすると、当初の見込みより狂ったのかなと。狂ったんですかという質問をしたいと思います。

それから、58ページの修善寺グラウンド管理委託料、これは3カ月で約247万6,000円ということですから、今後1年間でかかるのは1,000万円ぐらいかかるというふうに見てよろしいんですか。そうすると、せっかく指定管理者に移行したのに、あれ指定管理者にすることによって費用がかかるのかなというふうに思えるんですけども、その辺お聞きしたいと思います。

以上です。

議長（堀江昭二君） 企画部長。

企画部長（渡邊玉次君） 確かに、森議員さんのおっしゃられるように、今まではこの繰上償還というのは、国は了解をしていませんでした。今回、地方の公債費負担の増加傾向が目に見えるというようなことで、平成19年の9月14日付で総務省の自治財政局より、繰上償還に係る事務連絡がございました。その中において、いわゆる合併特例法に基づきます合併市町村で、いろんな項目がございしますが、経常収支比率が85%以上に該当し、年利6%以上の残債が対象となりますよと、こういうある程度枠組みを決められて、いわゆる高率の起債について公的資金の繰上償還を許可しようではないかというような形で、今現在動いているというものでございます。

前回は申し上げたんですが、いわゆるこの繰上償還については、繰上償還をすることによって交付税措置がなくなるということが考えられます。我々は交付税措置が基本に、ある程度財政運営上必要なものですから、それがもしだめだと、まだそれが国でも決定していないものですから、交付税措置がなくなるような……、いわゆるもらえるという状況の中で、やれば繰上償還をします。ですから、ちょっと不透明なところがございしますが、基本的には議会のご了解をいただく必要があるものですから、今回補正予算で上げて、もし交付税措置が得られないというようなことであれば、また3月にその内容をご説明するような形になる

うかと思えますけれども、今のところ交付税があると思って、いただけるという状況の中で、今回予算計上させていただいたというものでございます。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 退職手当組合特別負担金の関係でございますが、総合事務組合への負担金でございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） まず、火葬場の建設事業ですけれども、そのとおりでございます。事業決定による差額でございます。

それから、リサイクル事業の廃蛍光管等の増額でございますが、当初予算においては前年並みの処理量ということで計上をいたしました。先ほど説明したとおりでありますけれども、それをはるかに上回る、皆様の協力によりましてその量が非常に多かっただと、こういうことの中で、これだけの金額を追加しないと処理ができないということで、初年度でありながら非常に皆様の協力が得られたということの増でございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続いて、観光経済部長。

観光経済部長（鈴木直道君） 工事関係につきましては、もう少し詳しいものをということで、後ほどといいますか、14日に観光経済委員会があるものですから、そのときまでには、今準備をしているものですから、その時点でお渡しをしたいと思っております。

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 通学補助金でございますが、余分に出すのかというようなことですが、そうではなくて規則に基づいて出しております。増額につきましては、これはバスに乗るとか、自転車通学、徒歩とか、子供たちは去年とは違った動きをする場合もありますし、または前期とは違った動きをする場合がございます。あくまでも、ことしの前期の実績に基づいてのことですので、その辺は多少変動があるかなということでご容赦をいただきたいと思っております。

それから、58ページの修善寺体育館の管理費用でございます。1年間で1,000万円かというふうなお問い合わせでしたが、これは先ほどにもお答えをしております、1年間で約1,204万5,000円となります。これは現在は祭日、月曜が休館となっております。以前、飯田正志議員さんでしょうか、民間は休みもやっとなるよというふうなことでございます。体育協会に委託をした後では、やはり年末年始は休ませていただきますけれども、祭日、それから月曜休館、これらはなくす予定でございます。したがって、少し私どもが管理していたよりは経費がふえます。200万円ほどふえるというふうに考えていただければよろしいかと思っております。これはサービス向上ということで、これを行政がやりますと、やはりもっとかかりまして、委託することによって少なくなります。その金額を申し上げますと、指定

管理による単純な増加は約234万8,000円というふうに計算してございます。しかしながら、これを仮に市がそういったサービスを行った場合につきましては……、仮に私どもが管理をした場合と、それから指定管理に移行した場合の経費の差額でございますが、これは約292万円の減になるというふうに算定をしてございます。したがって、サービスを向上させてのことでございますので、ご容赦いただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再々質問というわけではありません、お願いをちょっとしたいんです。火葬場運営事業については、後で聞きに行きますから、ひとつそのときよろしく、ちょっと今再質問のときに忘れてしまいましたもので、お願いします。

それと、工事関係、これも不明なところはお聞きしたいと思いますので、ぜひそのときはよろしくお願いします。

以上で終わります。

議長（堀江昭二君） 森議員の質疑は終わります。

以上で、通告による質疑を終了します。

ただいま議題になっております議案第95号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

#### 議案第96号～議案第104号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第2、議案第96号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）から日程第10、議案第104号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第2回）までの9議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第101号 平成19年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第2回）について、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

128ページの平成19年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算について質問させていただきます。

機械等燃料費180万円、上下水道料116万4,000円、概略のご説明がありましたけれども、理由、内容を詳しくお聞きしたい。特にこれを出したというのは、最近燃料費の高騰がいろいろと話題になっていると思います。今回、どの補正にも燃料費高騰のあれが出ていないもので、特にこれ燃料費の高騰に支障ないのかどうか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいま森議員よりご質問のありました議案第101号については、観光経済部参事より説明をいたさせます。よろしく願います。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

〔観光経済部参事 伊郷哲郎君登壇〕

観光経済部参事（伊郷哲郎君） それでは、128ページをお願いいたします。

天城温泉会館特別会計第2回補正予算の機械等燃料費180万円と上下水道料116万4,000円の理由、それから内容でございます。

先日も説明いたしましたように、天城温泉会館の源泉の揚湯管へ温泉のスケールが付着いたしまして、通常の半分しか温泉を揚げることができなくなってきております。このため水道水をボイラーで加熱いたしまして湯量を増しております。これに伴いますボイラーの燃料費180万円、それから上下水道料116万4,000円を増額計上させていただきました。なお、議員のご指摘のとおり、燃料費180万円のうち、単価アップ分60万円を含んでおります。また、湯ヶ島財産区をお願いいたしまして、既存の契約しております湯量を毎分40リッターから70リッターへふやしていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） できれば、せっかく前回の概略説明とはちょっと内容が詳しくなったといえば、それまでですけれども。例えば、ちょっと質問の趣旨が変わるかもしれないですけれども、水を薄めて温めているというのは、いわゆる温泉に入りに来た人に対して信義にもとるではないかと思うんですけれども、その辺、こんな質問してよければお答え願います。

議長（堀江昭二君） 観光経済部参事。

観光経済部参事（伊郷哲郎君） 余りお答えをしたくないことでございますけれども、とりあえず急場をしのいでいるといいますか、ポンプなり揚湯管を交換すればいいわけですけれども、揚湯管につきましては新年度予算で工事をしたいというようなことを今考えておりますので、しばらく申しわけないんですけれども、よろしく願います。

議長（堀江昭二君） これで森議員の質疑は終わります。

以上で通告による質疑を終了します。

ただいま議題になっております議案第96号から議案第104号までの9議案については、議案付託表のとおり総務委員会を除く、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

議案第105号～議案第107号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第11、議案第105号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第13、議案第107号 伊豆市都市計画審議会条例の一部改正についてまでの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第105号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

160ページの伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について質問させていただきます。

対象職員は472名でしょうか、確認をさせていただきます。それから、増額についてはご説明いただきましたけれども、もう少し詳しくお聞きしたい。ご説明ありました範囲だけではよくわからないということで、詳しくわかりましたら。例えば20歳の方はどのくらい上がるのか、25歳だったらどのくらいあがるのか、30歳だったら、例えば部長さんも上がるのかどうか、その辺もお聞きしたい。よろしくお願いします。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいま森議員よりご質問のありました議案第105号については、総務部長から説明をいたします。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） まず、対象人員の関係でございます。472名ということでございます。昨日、4月1日現在で473名というようなことで、一般質問の中で申し上げたかと思っております。1名、途中で退職した者がございますので472名ということですが。

それから、ご質問の方で年間の増額というようなことでございますので、19年度、これによります影響額としまして1,209万円8,000円でございます。単純に平均をしますと、2万5,600円というのが平均の値になろうかと思っております。内容を詳しくということでございますけれども、それぞれ議案の説明の中でも申し上げましたが、給料、それから扶養手当、期末勤勉手当、この該当者についての適用はされるということでございますので、それぞれの一律に単純平均とはいかない部分があるということをご理解いただきたいと思います。議案説明の中で、給料については、いわゆる若い級、1号から3号までの給料表を使っている若年層、この方だけに限られると。扶養手当は、現在扶養手当を支給されている方についての適用になると。期末勤勉手当、これにつきましては基本的には全職員が対象になるということでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質疑。

森議員。

10番(森 良雄君) 再質問させていただきます。

数字の確認になりますけれども、平均1人2万5,600円ということによろしいですか。そういうことになると、472名対象にして1人平均2万5,600円ということですね。

そして、今総務部長さんは若年層のみということをおっしゃいましたけれども、そうしますと若年層、その対象は何人ぐらいいらっしゃるんですか。この方たちは、この対象になる方はもっと上がるのではないんですか、そうではないの。若年層のみと言いましたよね、そうではないの。だから、私の聞きたいのは、例えば伊豆市の職員の平均年齢が40歳だったら40歳だと、この方たちは大体一般的に幾らぐらい上がりますよ、若年層のみだったら40歳以下の方は上がるけれども、それ以上の方は上がらないとか、普通……。それからもう一つ、期末勤勉手当は含まないんですか、含んでいるんですか、その辺を確認したい。

以上です。

議長(堀江昭二君) 総務部長。

総務部長(平田秀人君) 472名は総勢でございます、そのうち若年層というのはその中の一部の職員でございます。その総額についての平均でございますので、いわゆる対象となる給与に、我々、中高年層については、給料部分の改正は関係ないということになります。給料はそれぞれ4月からさかのぼりの計算になりますし、それぞれ期末勤勉は今回一度という形になりますので、平均的なというような細かな数字はございませんけれども、そういうことをご理解いただきたいと思えます。

以上で終わります。

議長(堀江昭二君) 森議員。

10番(森 良雄君) 議員の皆さんなんかは民間の会社へ行っていた方も何人かいらっしゃる。幾ら上がりますよと発表するときは、モデル賃金を対象にして幾ら上がりますよというように発表するとか、勤続何年の方は幾ら上がりますよとか、もう少し発表の仕方に工夫があるのではないかと思うんですよ。これでいくと、この平均2万5,600円ということは間違いのないわけですね。2万5,600円という数字は、例えばこれは100人の方については2万……、どうももっと違うのかな、若年層の100人ぐらいの方は2万円ぐらい上がると。しかし、ほかのいろんな手当含めると、皆さん、大方の方が何千円か上がるかとか、そういうどの部分が上がるかとかいうような説明はないんでしょうか。もし、再々質問するの面倒くさいから、後で調べて説明しますよというんだったら総務部へお伺いに上がりますけれども、お聞きしたい。

議長(堀江昭二君) 総務部長。

総務部長(平田秀人君) また、後で来ていただければじっくり説明させていただきたいと思えます。

議長(堀江昭二君) これで森議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終了します。

ただいま議題になっております議案第105号から議案第107号までの3議案については、議案付託表のとおり、それぞれ総務委員会、土木水道委員会に付託をいたします。

議案第108号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第14、議案第108号 市有財産の無償譲渡についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

22番、三須重治議員。

〔22番 三須重治君登壇〕

22番（三須重治君） 22番、三須重治です。

108号について質問させていただきます。

柏久保保育園の建物、備品を無償で信愛会へ譲渡するという件ですけれども、土地もこれは無償で貸し出すということですが、経営者側にすると非常に有利な経営ができるのではないかと。例えば、こういった事業を新たに自分で始めようと、民間でしたときには相当の投資というものがかかるわけですね。それがすべて無償でスタートできるということは、経営者側からすると非常に有利な条件だと。そういったものが、では経営者だけが有利ということだけでは、少しいかなものかなと私は思って質問するわけですが、その辺のところはユーザーである親たちの保育料ですか、そういったものにどういうふう反映されてくるか、市にとっては今までかかった経費より安くなるからいいんだという、その民間委託のメリットがあるでしょうけれども、その辺のところをどういうふうにとらえているかお伺いしたいと思います。

議長（堀江昭二君） 市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいま三須議員よりご質問のありました議案第108号に対するご質問の回答は、健康福祉部長よりいたさせます。よろしく申し上げます。

議長（堀江昭二君） 健康福祉部長。

〔健康福祉部長 内田政廣君登壇〕

健康福祉部長（内田政廣君） それではお答えいたします。

保育の実施というものは、児童福祉法に基づきまして市の決定によりまして行われます。公立、私立にかかわらず通常の保育料は同額でございまして、市が徴収をいたします。法人は、国の定める保育単価に基づきまして、入所児童数、それから年齢に応じた金額を市から受け取り保育所を運営すると、そういうことになっております。

今回、公募の条件に建物、それから備品、これを無償譲渡、それから土地を無償貸与といたしましたのは、現状でも定員が90名のところ、70名にも満たない状況でございまして。した

がしまして、経営は非常に大変であろうとそのように思っております、そういうことであるから有利な条件でないと公募が集まらないという、そういうことでお願いしたわけでございます。温泉場にあります私立の修善寺保育園、これも定員90名でございまして、現在91名入所しております。これと全く同じ条件で運営をお願いするということでございます。もし、そういった有利性があったとしたら、いろいろな保育の特別保育であるとか、そういったものの中に入って来る子供さん方に還元していただきたいと、そのように思っているところでございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） これで三須議員の質疑は終わります。

以上で通告による質疑を終了します。

ただいま議題になっております議案第108号については、議案付託表のとおり福祉文教委員会に付託をいたします。

#### 議案第109号の質疑、委員会付託

議長（堀江昭二君） 日程第15、議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺グラウンド等）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

181ページ、議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について質問させていただきます。

伊豆市体育協会を指定する理由をお聞きしたい。伊豆市体育協会の管理能力についてお聞きしたい。管理者、事務員、設備の保守等、どのような状況になっているかご説明いただきたい。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

〔市長 大城伸彦君登壇〕

市長（大城伸彦君） ただいま森議員よりありました議案第109号に対する質疑につきましては、教育委員会事務局長よりお答えさせます。

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 山本準次君登壇〕

教育委員会事務局長（山本準次君） 説明申し上げます。

まず、体育協会を指定する理由でございますが、体育、スポーツ振興を目的とする団体であること、それから公益的団体であること、それから体育協会としての活動の拠点の確保、それから体育協会が育っていただきたい、体育協会の育成と、こういった目的がござ



います。それらが指定する理由でございます。

それから、体育協会の管理能力ということでございますが、県から認証された公益法人であること、それから良識があって、人生経験が豊かで、伊豆市民で構成されるメンバーであることから、管理能力についてはあるというふうに考えてございます。管理者につきましては、NPO法人体育協会の理事長が団体者になります。それから、事務員につきましては、一応臨時の職員3名で当たっていくということになりますが、細かいことはまだ未定でございます。この条例が通ってから細部、今現在細部を詰めているわけでございますが、条例を認めていただいてから契約を正式にするという運びになります。

それから、設備の保守でございますが、これは屋内体育館、つまり修善寺体育館、それからグラウンド、それらのすべてということになります。具体的に申し上げますと、グラウンドの整備であるとか、照明灯の維持管理、電気料の支払いであるとか、そういったことの貸し借りにつきましても行います。体育館については、やはり軽易な修繕、見積もりであるとか、30万円以上については市が予算を用立てて修理をするということになっておりますが、30万円未満の整備につきましては体育協会が行うと、ガラスの修繕であるとか、いろんなところが考えられると思いますけれども、そういったものを保守していくということになります。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 森議員。

10番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

体育協会そのものに対する疑問を挟んでいるわけではありませんので、体育協会そのもの、今までの経歴からいけば、各グループというんですか、そういうのをしっかり育成もやっていたんだろうし、今までまとまっていたわけですから、それを疑問視するわけではないんです。要は、今までは教育委員会がやってきたわけですね、職員が。それにかわる、例えば臨時は3名とおっしゃいましたけれども、どういう人が知らんけれども、グラウンドの保守管理にしたってそれなりの識見は必要であろうし、体育館にしてもどういうふうに維持していかなきゃいカンのか、日常の管理をしていかなきゃならんのかという知識などが必要だと思うんです。ですから、そういうのを体育協会がちゃんと、伊豆市の体協がきちっとできるようになっているのかどうなのか、できるようにするのかどうなのか、それなりの人員を確保できるのかどうなのか、その辺をお聞きしたい。

議長（堀江昭二君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本準次君） 日常の管理でございますが、私どもの方には今まで管理してきた予算資料、それからどんなことをやってきたかというようなデータがございますので、それらは体育協会の方に提示をしてございます。ですから、それに従いましてやってくだされば、特に問題はなからうかと。あとは不時の事態ということでございますが、それらは私どもの方にいろいろ相談してくださればよろしいでしょうし、自分たちで処理できる

ものであるならば自分たちで処理をしていただいで構わないということになります。

それから、そういった管理ができるのか、できるようにするのかということでございますが、まだ修善寺体育館、グラウンドを実際に管理してございませんので、非常に慎重な言い方をしますならば、できるようにするというところでございます。先ほども申し上げましたように、良識があり、伊豆の市民の方、それから体育の運営についても実績がございますので、これらはもうできるようになるということをお願いしたいというふうに思います。

それから、人員の確保でございますが、臨時職員3人というふうに申し上げましたけれども、常時3人いるという意味ではないというふうに考えてございます。必要に応じて3人の場合もあるでしょうし、1人の場合もあるというふうな形でございます。人員の確保については、これらは体育協会の方にやはりふさわしい人材もおろうかと思っておりますので、それらはそちらの方にお任せをしたいと。うちの方でとやかく言う筋合いではないというふうに考えてございます。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で森議員の質疑は終わります。

以上で通告による質疑を終了します。

ただいま議題になっております議案第109号については、議案付託表のとおり福祉文教委員会に付託をいたします。

#### 議会報編集特別委員会委員の選任について

議長（堀江昭二君） 日程第16、議会報編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第5条による、任期満了に伴う議会報編集特別委員会委員の選任については、同条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

議会報編集特別委員会委員はお手元に配付してあります名簿のとおり指名いたします。

ただいま指名しました議員を議会報編集特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任しました委員は、休憩中委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、速やかに委員会構成を終了し、委員会条例第8条第2項の規定により報告を願います。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時54分

議長（堀江昭二君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩中、委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長に報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（井上清蔵君） それでは報告をいたします。

議会報編集特別委員会委員長に杉山誠議員、副委員長に内田勝行議員。

以上でございます。

#### 散会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で、本日の議事はすべて終了しました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の本会議は、12月21日午前9時30分より再開いたします。よって、この席より告知いたします。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午前10時55分

開議 午前 9時30分

#### 開議宣告

議長（堀江昭二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 発言の取り消し

議長（堀江昭二君） お諮りします。

26番、木村建一議員から、12月11日の一般質問における発言の中で、———という発言の部分を取り消したい旨の申し出がありました。会議規則第65条の規定により、これの取り消しを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、26番、木村建一議員から発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

#### 議事日程説明

議長（堀江昭二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### 議案第95号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第1、議案第95号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）を議題といたします。

本案については、今定例会初日の5日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 18番、塩谷尚司です。

ただいま議長から報告を求められました議案第95号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）総務常任委員会の所管科目について、主な審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、企画部の関係でございますが、補足説明に続き質疑を行いました。

まず、委員より、バス路線維持事業補助金について、当初5,300万円ほど予算を組んであ

るが、増額の理由はとの質疑に対し、基本的に伊豆箱根バスについては、前年度分に対しての補助金を予算書の中に載せており、もう一つの事業者である東海バスについては、当該年度分に対して見込み覚書を交わし支払い、翌年度精算という形をとっております。

そういう中で、東海バスについては、当初予算5,000万円ほどの予算計上をしたが、覚書で交わした見込みより少なくしております。逆に伊豆箱根バスは、バスの利用客が少なかったことで、補助金の対象となる赤字が大きくなったことから、その部分を96万円ほど増額します。東海バスと差し引いて61万2,000円の増額補正になりますとの説明がありました。

次に、委員より、20ページの電子計算事務事業、電柱支障移転工事というのはどういうところをやるのかと質疑について、電柱移転とありますが、光ケーブルのところに木が倒れたとか、工事の関係等で年間20件ほどあります。

今回の補正は、天城北道路の工事に伴い、その工事に支障があるということで動かします。東電中に添架してあるものを、地下埋設しないと今後は許可にならないということです。距離は400メートルほどあります。当初、自分たちで埋設をしようと考えましたが、2,000万円ほどかかると言われ、何かいい方法はないかということで、関係団体と協議しました。NTTのか管があるので、そこを借りてやったらどうかということで予算を上げております。もう一方、国交省と一緒に工事をやれば、もっと安くなるのではないかと現在協議しておりますとの答弁がありました。

続きまして、総務部の関係であります。委員より、人事院勧告が出た時点で、それを伊豆市に採用するかどうかという検討、決定はどこで行っているか。また、非常に財政の厳しい中、どういう判断で決めることにしたのかとの質疑に対し、市長を含む特別職会議の中で、人事院勧告を踏まえ、上げる方針を出しました。今回の人事院勧告は、民間企業との差が全体で0.35%あるということです。これは、初任給を中心とした1、2、3級です。職員の給与を4.8%全体で削減するために、構造改革をやりました。その上になおかつ、人事院は1、2、3級だけは調整してくださいと国家公務員に対して言っています。今我々が実施しようとしているのは、それに倣ってまず給料表を直そうということです。1、2、3級の職員は多少上がるわけですが、4級以上は変わりません。

もう一つ考えていただきたいのは、ラスパイレス指数100という数字に対し、伊豆市90.3というのは10%低いわけですから、そういう意味では人事院勧告を100%実施しているとは言いきれません。ここで少なくとも給料表は同時に直していかないと、非常に給料表というのは複雑なもので、一たんこれをやめると、新しい給料表を突然持ってきても、そこへ移行する手続が非常に複雑になるので、やはり給料表だけは変えていかないといけないということになります。90.3ポイントという差は、こういう財政状況で上げることはできませんが、その10%について、0.05カ月勤勉手当を上げて調整をさせていただきたいということですので説明がありました。

続きまして、市民環境部の関係でございます。委員より、火葬場運営事業、戸籍システ

ム修正委託料はどういった修正をするのか。また、委託しなければできないのかとの質疑について、中豆斎場には霊安室はありませんでしたが、新火葬場は霊安室を新たに1室設けており、これについても使用料を求めらる中で、システムの中にその部分も組み入れなければなりません。また、中豆斎場から伊豆聖苑に名称が変わるので、それもシステム上変えなければなりません。したがって、その様式をつくるべくシステムを変更します。これは電算で処理しており、プログラム内容を変えていくことになります。戸籍の届け出や戸籍簿をつくる大きなシステムと連動しているため、プロでなければとてもさわれないとご理解をいただきたいという説明がありました。

また、委員より、リサイクル事業、廃蛍光管及び廃乾電池の処理委託料、新しい事業ということだが、これまでとどこが違うのかとの質疑に対し、土肥地区には既に業者をお願いして分別処理していましたが、他3地区については、年川の処分場に埋め立てをしていました。けれども、リサイクル率にもかかわってくるので、資源になるものは資源化していこうという観点から、19年度から適正な処分をしていただける業者をお願いをしています。蛍光管であればガラス部分とアルミ部分をそれぞれ分別し、アルミはアルミで再利用、ガラス部分は砕いて、またガラス製品にする等の取り組みをしていきますとの説明がありました。

続いて、委員より、新しいし尿処理施設基本構想等策定委託料の減額の理由はとの質疑について、当初、候補地も細かく選定した中で、見積もりを760万円と考えていたが、ごみ焼却場の候補地の関係等も勘案すると、なかなかすっきりいかないのではないかということで、この業務は外しました。大きい構想をつくり、市でどうしたらいいのかということにとどめ、細部にわたってはいないということで減額です。細部については、構想を皆さんにご理解いただいた中で、基本計画等で候補地もそれらに伴って委託し、策定していくという形をとろうと考えていますとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第95号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務委員長の報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） 8番、室野英子です。

ただいま議長から報告を求められました議案第95号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）福祉文教委員会所管科目についての審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものとしたしましては、教育委員会関係のものは、50ページ、小学校費、臨時職員賃金について、支援員のふえた理由についての問いには、支援員は、最初の予算は10人でしたが、13名雇用しました。修善寺南小の特別支援教室に1名増、土肥小、狩野小のそれぞれに1名ずつで、計3名になりました。これは当初の予算で

は予想のつかないところがございますとの答弁がありました。

52ページの通学補助金、概算での予算が確定したことによるものですが、30名の子供がふえており、かなり補助額がふえ、予算が足りなくなったという説明がありました。

54ページの土肥幼稚園の借地料と同幼稚園の駐車場建設工事、これは、幼稚園への送迎の保護者だけでなく、市道の向かいにある土肥中学校の行事にも利用できるかと考えているとの説明がありました。

60ページの天城給食センター事業について、土肥給食センターでつくっていた分を天城給食センターでつくって、土肥まで35分かけて、熱いものは熱く、二重食缶で保温していく、冷たいものも保冷剤を利用して二重食缶で保冷しながらコンテナに入れ配送する、そのための備品などの購入費であるとの説明がありました。

次に、健康福祉部関係です。28ページの児童福祉事業の家庭児童相談員雇い上げ賃金について、2名の家児相談員に週3回ずつ来てもらえるようになったので、補正になりましたとの説明がありました。

30ページの保育園の臨時職員賃金は、柏久保保育園です。民営化するに当たり、保護者会の指摘があり、法人と協定し、ことしから来年4月以降に引き続いて保育していく職員のための負担です。その職員を1名補完的にふやすことで、柏久保保育園がかなり古いので、トイレや建具を改修することによる危険回避になり、安全確保できるものと思いますとの説明がなされました。

以上の審査経過を得まして、討論はなく、採決の結果、挙手全員で付託されました議案第95号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 19番、関邦夫。

議案第95号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）の観光経済委員会所管科目について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑の主なものといたしまして、委員より、42ページ、林業費、治山事業の県単金山猫越治山工事で、水路を三面張りから二次製品に変更したことにより、840万円減となったということだが、自然環境の面から生態系を考慮した施工などは考えられないのかとの質疑に対し、担当者より、場所によっては、自然を守るために生態系を考慮した施工も当然必要なところもあります。市も県もそのように考えていますが、今回の金山の治山箇所については、山の中であり、経費を安くすることを優先としましたとのことでした。

委員より、42ページ、同じページです。林業費、治山事業の県単茅野野畔治山工事は、県で不採択になったことにより減額とのことでしたが、不採択の理由と今後はどうなるのかの

質疑に対し、担当者より、申請箇所は天城の茅野地区、要望理由は、上流の保安林からの水によりその下流の民地が沢となって荒れてしまった、そのために水路を整備し防護するという目的で県に要望申請しました。しかし、県のヒアリングにおいて、その箇所を整備しても、その下流は国道を横断しなければならないことと、さらにその下流側も水路はなく民地であり、整備が難しいのではないかという見解で不採択となりましたとのことでした。

委員より、60ページの農地災害復旧事業、人夫雇い上げ賃金180万円増額だが、その具体的な作業内容は何かとの質疑に、担当者より、わさび田の災害復旧事業の中で、土の入れかえを人力作業でなければできない箇所があり、そのための雇い上げ賃金ですとのことでした。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第95号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）土木水道委員会所管科目について、主な審査の経過と結果について報告します。

当局からの補足説明が行われた後、質疑を行いました。

主な質疑であります。まず初めに、委員より、道路橋りょう災害復旧工事の査定番号53号は、工事費が7,890万円、復旧延長が25メートル弱、現場吹きつけのり枠が790平方メートル、のり枠崩壊したか。また、丸の沢砂防堰堤予定地は、山の急斜面と理解してよいのですかと。土地購入1,800平米で250万円は妥当なのですか、立木補償はとの問いについては、53号ですが、災害被災前はのり枠工法でアンカーなしで行ってありましたが、治山が相当縦割れの崩壊しやすい場所ということでアンカー工法を採用し、査定を受け、査定が通りました。復旧延長は24.8メートルですが、上の山の崩壊土をとめる相当大がかりな工事となるため、金額も7,800万円となっています。

46ページの丸の沢砂防堰堤の場所は、中伊豆保健センターから200メートルぐらい上流です。山奥に入れたというものではありません。つけかえにつきましては、国交省が堰堤を入れると現況の道路が、そでの分が入ることと、上流部分が堆砂地になり、道路が埋塞して、道路の機能がなくなるので盛り土して上げることになります。また、盛り土することにより、山林側のヒノキ林でヒノキが1メートル50から2メートルぐらい埋まってしまう。そうすると、ヒノキは枯れてしまいます。その補償も含めて約600本の補償となっておりますとの答弁がありました。

次に、委員より、丸の沢工事は、道路が先か、堰堤が先かという問いにつきまして、本年度用地買収を行い、来年度工事を行うと聞いています。堰堤を入れていくのですが、当たる部分につきましては、並行していき、下流部分につきましては、堰堤に入る仮設道路を計画



していますと。影響する部分については、道路を外し、最終的に盛り土をして道路をつくっていきますとの答弁がありました。

さらに、委員より、この道路は上流にシイタケのほだ場があり、生産者が日常に往来しています。また、住居もありますので、事前に告知していただけますかとの質疑に対して、冷川、持越から入る林道を活用して進入路を考えていただくように話し合いを行っております。現況の道路ですが、舗装して工事で通れない時期は、迂回していただくことも国交省に伝えられますとの答弁がありました。

以上の審議経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第95号につきましては、討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出をお願いいたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時57分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第95号 平成19年度一般会計補正予算（第4回）について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

まず、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第95号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について、委員長に質問をさせていただきます。

まず、総務委員長、給料の説明がありましたけれども、議案書では具体的にどこになるのでしょうか。給料増額についての説明がありましたよね。

それから、戸籍台帳ですか、プロでなければできないというような、恐らくプログラムの変更の委託料200万円のことだと思うんですけども、200万円程度のプログラム変更が、自分たちでできないでいいものかどうかですね。何千万、何億というシステム変更ですと、相当難しいという面もあるんでしょうけれども、まず自分らでやってみようという意識はないのかどうかお聞きしたい。

もう一つです。し尿処理場の減額の問題なんですけど、これは堀切のことだと思うんですけ

れども、当初予算、掘切にし尿処理場もつくろうとする計画だったのかどうなのか、それを伺いたい。

次に、観光経済関係に移りますが、いわゆる減額の部分で、民地だからできないというようなお話がありましたけれども、災害復旧の場合、民地でも災害復旧に着手するのかどうなのか、今まで民地の場合はやってもらえなかったと思いますので、その辺、民地でもやるのかどうなのか、確認したい。

それともう一つ、今年度の災害は、総額で5億円を超えるような災害があったというふうには新聞等では報道されておりますが、災害復旧の部分については、何も触れておられなかったようだけれども、今回の補正の災害復旧費ですね。私、はっきり言わせてもらおうと、何がどこで何があったのかさっぱりわからない。一応、観光経済所管の工事場所らしきものは資料でいただきましたけれども、そこで具体的にどのぐらいの災害を受けたのか、復旧に対してどのぐらいの費用をかけるような復旧やボリュームですね、工事のボリュームがさっぱりわからない。その辺お聞きしたい。特に今度の9号では、当然この災害というのは雨量が相当あったと思うんですけれども、具体的にどのぐらいの雨が降ったんだと思いますか。その辺もしおわかりでしたらお聞きしたい。

以上です。

議長（堀江昭二君） それでは、答弁願います。

最初に、総務委員会委員長、塩谷議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） 森議員の質疑に対してお答えいたします。

給与のことですが、これは補正予算書を見れば一目瞭然で、どの課のというか、部のところにも載っているものですから、例えば、議会であっても17万1,000円のもので載っています。これが要するに新しい本年度の増額の補正ということです。

それから、総務でも5,478万円ですか、これが載っています。それが今回の給与の補正でございます。

それから、次に、戸籍台帳のことですが、職員にはできないかと言われますけれども、私にはわかりません。だから答えようがありません。そういう質問も出ませんでした。

それから、掘切にし尿処理場は計画してあったかということについても、私にはわかりません。その話も出ませんでした。

以上です。

議長（堀江昭二君） 続いて、観光経済委員会委員長、関議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 水路が民地であって、整備ができる、できないというような質疑はなくて、要するに工事が困難で難しいので、不採択となったというようなことだけれども、それ以外のことはちょっとわかりません。

それから、災害復旧のいろいろなことについてですけれども、災害復旧については、当委員会では取り扱いませんでした。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

先に、反対討論から行います。

10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第95号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算について反対討論をさせていただきます。

まず、今の質疑でおわかりのように、皆さん、この補正予算の内容をわかって採決しますか。わかりませんかじゃないですか、すべて私の質問。関知しません、質問が出ませんでした。台風9号では、どのぐらいの雨が降ったんですか。時間雨量、最大雨量100ミリだったんですか、80ミリだったんですか、120ミリだったんですか。わからないまま5億円を超えるような災害復旧を私たちはやろうとしているんですよ。原因をちゃんと突きとめないでどうするんですか。

私たちは、今行財政改革必死になって、当然市長以下当局も議会もやろうとしているでしょう。たかだか200万円ですよ。自分たちでやろうとする意思はないんですか。民間でしたらね、ブラックボックスはつくるなっていうんですよ。ブラックボックス、わかるでしょう、何となく。要するにわからないことを外部発注すれば、相手の言いなりだということなんです。200万円ぐらいの仕事でしたらできるでしょう。単純に計算すれば50万円の給料をもらう人が4人集まればできるんですよ。やろうとする意思がない。

災害復旧については、一体どこが討議したんですか。私も災害復旧ですから、当然この予算は賛成したい。しかし、わからないままでよろしいんですか。だれも災害復旧について討議していないということではないですか、これは。私は何で観光経済に質問したか、山の中だからそうなのかなと思って質問した。予算書に載っているでしょう。私は今全体を言っているんですよ。

皆さん、わかっていて賛成するんだったらいいんですけれども、私は、少なくともわかるような説明を受けていない。私はいつも言う、議案書の倍するような説明書をつくりなさいと。どこでどんな災害が起こったかもわからないんですよ。早い話が土地、土木で土地代が上がっていた、この土地の価値は幾らあるんですか。急傾斜地で恐らく売ろうとしても買い手がつかないような土地ではないんですか。そういうところも災害のときは買うんだ、いや、買うのは結構です。やはり復旧しなければいけないんだから。しかしやはり相場というもの

があるのではないですか。

今、私たち、この伊豆市の山林はほとんどの山林が手つかずのまま、いわゆる整備されない状態だと。ここの流木を補償するということですが、見ていないからはっきりしたことは言えませんけれども、立ち枯れのような木もあるのではないですか。見ていないから言えませんけれども。説明ぐらいはしてくださいよ。はっきり言って満足な説明は何も聞いていない。私の反対理由はそういうことです。

終わります。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

25番、遠藤正寿議員。

〔25番 遠藤正寿君登壇〕

25番（遠藤正寿君） 25番、遠藤です。

私は、平成19年度一般会計補正予算（第4回）について賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,230万円を増額し、総額を156億5,620万円とするものでございます。

支出の主なものとしましては、人事院勧告に基づきます給与の増額、また地域の公共ネットワークにする電柱の支障移転工事等の総務費の増と、また台風9号の災害復旧工事、これの主なものでございます。今、森議員さんから反対討論がございましたが、やはり行政として、災害をこうむったら最低限原状復帰をするというようなことで議案が提出されまして、各委員会で、行政側の上程された議案について審議して賛成という委員長の報告を受けております。その原因をとというような反対討論もございました。聞いておりますと、雨の降る原因を突きとめろというような感じにもとれますし、最低伊豆市の市民を守る原状復帰のための今回は予算が主なものかなと思っております。ぜひ賛成くださるようによろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 続いて、賛成討論を行います。

26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第95号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算に対して賛成討論を行います。

今回提案されております補正案の柱というのは幾つかありました。委員長報告にもありましたが、1つ目は、人事院勧告に基づく職員給与の引き上げ、それから、台風9号による災害の復旧費、それからもう一点は起債、すなわち借金のうち7%以上の利率を低い利率に切りかえていきたいというその説明でした。その財源は減債基金を充てたいと、主なものがそういうことでしたが、今、災害復旧問題が一つの討論の議題になりましたが、土木においても災害復旧費はありました。それから観光経済委員会の方についても農道、林道等の災害復旧はありましたが、私は委員会を傍聴してまして、それぞれの当然委員会の中で当初の基

本的な提案よりもさらに詳しい説明、それから資料もいただいて、自分なりに勉強させていただいて、それは最低限必要なことだし、箇所づけもあったというふうに認識しております。別にむだな復旧費をやっているというような考えは持ちませんので、産業、それから市民生活のかかわる道路や橋の復旧を一日も早く求めるものです。

今回の補正予算は、私は大筋において市民生活を守るに必要な内容だと考えております。ただし、市民の目線から見て、意見が分かれるのは職員給与ではないかなというように思っています。今の時点で職員給与を上げることがいいのか、現状維持なのか、それとも下げるべきなのか、さまざま意見が出てくるでしょう。2007年の人事院勧告では、委員長報告にもありましたように、公務員と民間の給与比較において、公務員の月例給、特別給のいずれも民間を下回っていることが明らかになった。したがって官民格差の解消のために、国家公務員の給与水準を決める俸給法の改善を8年ぶりに行ったと。それに準じて我が伊豆市でも職員の給与改定の提案があります。

国家公務員の給与水準の給与法改善を行いました。しかしながら、それでも国家公務員と民間企業との初任給の格差は高卒で1万6,000円、大卒で2万円前後余りです。伊豆市職員給与は、それよりもさらに低い位置にあります。しかも給料については初任給を中心に若年層に限定した改定を行い、中高年層については据え置くという提案です。給料改定で影響ある職員は23%です。格差社会が本当に政治問題になっているときに、民間と公務員の賃金の足の引っ張り合いで対立するのでは、私は真の解決にはならないと思っております。大手企業の利益は、1997年から9年間で15.1兆円から32.8兆円と2.2倍になりました。同じ時期に大企業が納めた税金は1割程度しかふえておりません。

ところが、一方で、額に汗して必死に働き、このもうけをつくり出した労働者の給与というのは43兆9,000億円から40兆3,000億円、3兆6,000億円も減りました。税金の負担も庶民への相次ぐ増税と裏腹に大手企業、大資産家には7兆円を超える減税が行われております。たとえ政治的違いがさまざまあっても、今私がお話ししたことは、余りにも異常であるということだけはだれしも考えることでしょう。このゆがみを正していくことが求められている立場に立って、そこにやはり伊豆市民も目を向けながら公務員の給与、みずからの給与というのを考えるべきではないかなと思っております。こういう立場に立って職員給与の改定を含んだ補正予算について賛成いたします。

最後に、土肥給食センター廃止に伴って、給食運搬のコンテナなどの購入費約400万円が提案されております。委員長報告にありました。以前私は、土肥給食センターの廃止に反対の意思表示をしましたが、過去のその意思表明の意思を引きずっても、目の前にある問題は解決しません。コンテナ等の購入に当たっては、委員会でもまた論議し、委員長報告にありましたが、給食の安全管理というのは当然のことですけれども、温かい料理を温かく、冷たい料理は冷たくておいしいと子供たちが言えるように温度管理ができる器材の購入、この予算が成立するかどうかは我々議員の判断ですが、器材の購入が今後の課題になります。

れども、教育委員会は、ぜひともその点をよく見きわめながら子供たちのための立場に立って、器材の検討をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議長（堀江昭二君） 以上で討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

議案第95号 平成19年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について、各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号～議案第104号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第2、議案第96号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）から日程第10、議案第104号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第2回）までの9議案を一括して議題といたします。

本案についても、今定例会の初日に上程され、所管の常任委員会に審査を付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

初めに、福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） 8番、室野英子です。

ただいま議長から報告を求められました議案第96号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

同議案についての質疑はありませんでした。

討論もなく、採決の結果、挙手全員で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、観光経済常任委員会委員長、関邦夫議員。

〔観光経済委員長 関 邦夫君登壇〕

観光経済委員長（関 邦夫君） 19番、関邦夫。

議案第100号から102号までの審査の過程と結果をご報告申し上げます。

当議案の審査の過程における質疑等の主なものといたしまして、まず、議案第100号 平成19年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第2回）につきましては、質疑、討論はなく、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 平成19年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第2回）につきましての主な質疑として、委員より、揚湯管の取りかえはいつごろするのかとの質疑に対し、担当者より、揚湯管約280メートルの取りかえ工事費は来年度の予算に計上しました。

その予算が通り次第、取りかえたいと考えています。それまでは、水の補充で対応していかなければなりませんとのことでした。

委員より、揚湯管にスケールが詰まったことにより、湯量が減少したため、現在湯ヶ島財産区から温泉の供給量をふやしてもらっているようだが、詳しい説明をとの質疑に対し、担当者から、水の補充だけでは経費もかかるので、湯ヶ島財産区に一定期間の増量をお願いしました。通常供給量毎分45リッターを75リッターにさせていただきました。増量分については、無償でお願いしています。しかし、現状は毎分100リッターぐらいないと賄っていけないので、上水道の補充が余儀なくされていますとのことでした。

委員より、今回の燃料費、上下水道料の増額分で今後予算が不足するのではないかと質疑に、担当者より、今回の補正予算をつくった後に、揚湯ポンプが故障し、現在停止している状態です。そのことから今後この予算では不足となることが考えられますとのことでした。

質疑終結後、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号 平成19年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計補正予算（第2回）については、質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものに決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第97号、98号、99号、103号及び104号の件について、主な審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第97号につきましては、特に追加すべき補足説明はないとすることで、質疑を行いました。

主な質疑であります。初めに、委員より、83ページのわさび組合負担金減額4万2,000円、雑収入は消費税の還付ということですが、全額そうなのですか、また、85ページの管理道借地料減額4万2,000円についてご説明いただきたいとの問いについて、雑収入78万8,000円の増額補正は消費税の確定によります還付金ですということ。わさび組合負担金は、湯ヶ島の持越の後藤沢に水源があり、わさび沢の災害復旧時に入れた仮設道路をわさび組合から残してほしいという陳情が森林管理署に出されましたので、公共の施設の管理ならばということで、水源管理道路の名目で許可をいただきました。当初12万円を計上しましたが、面積等の確定により占用料7万8,000円となり、4万2,000円の減額が83ページの収入、85ページの支出に生じたとの答弁がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第97号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第98号につきましても、特に追加する補足説明はないとのことから、質疑を行いました。

主な質疑であります。委員より、93ページの下水道事業の基金繰入金減額というのは要望がなかったが、なぜなかったのかとの問いに対しまして、下水道基金は、旧土肥町、旧天城湯ヶ島町のみにあります。土肥の基金につきましては、本年当初に機械更新の設計業務112万円を予定していましたが、起債対象事業になりました関係で、基金は取り崩さずに起債対象事業として実施するため、土肥分112万円減額し、天城湯ヶ島の基金につきましては、低宅地のポンプを設置する。年度当初5カ所程度要望があると想定しまして、1,800万円の予算を計上しましたが、現時点で要望がないということで、これを基金へ戻すということで、合計1,912万円の減額補正予算との答弁がありました。

さらに、委員より、99ページの処理場管理事業修繕料の内容についての問いに対しまして、土肥の処理場の空調設備、天城の処理場の変圧器盤が耐用年数を過ぎていましたので修繕です。天城の箕子橋付近のマンホールポンプが秋の台風のときに揚げきれなくなったので、付近に汚水があふれ出しましたと、このポンプの能力をアップするために1,200万円の修繕費を計上してありますとの答弁がありました。

以上の審議経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第98号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第99号についても、特に追加する補足説明はないとすることで質疑を行いました。

初めに、委員より、110ページの処理場管理事業修繕料で、管渠維持補修工事の内容について、修繕料は加殿だけか、管渠維持補修は3カ所かとの問いについて、修繕料の105万円は加殿の農業集落排水処理場のスクリーンの交換と流量計のプリンターにふぐあいを生じていまして、この交換の費用です。管渠維持補修工事は、箕子橋の事例がありますので、天城湯ヶ島地区吉奈の民家に近い中継ポンプで、民家に影響を及ぼすと想定される3カ所に水位等異常を通報する非常通報装置を設置するため、1,900万円の増額補正ですとの答弁がありました。

続いて、委員より、業者の技術指導の必要性を感じますと、水道業者、下水道業者、一生懸命行っていますが、これでよいのかといった工事を見たことがあるので、そのような事例があったら指導したらいかがかとの問いに対しまして、何カ月かの停止処分を科した業者もありますし、ひどい業者に対しましては取り消しをした業者もありますとの答弁がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第99号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号については、特に追加すべき補足説明はないとすることで、質疑の有無



を諮ったところ、質疑についてはありませんでしたので、続きまして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第103号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第104号についても、特に追加すべき補足説明はないとのことから、質疑を行いました。

初めに、委員より、154ページの揚湯費減額の説明で、PCB（ポリ塩化ビフェニール）のコンデンサを持っているとのこと、どのくらいお持ちなのかとの問いに対しまして、現在は使用しておりませんが、旧土肥時代の箱型が2機、山脈源泉わきの格納庫の下にコンクリートを打ちまして保管しています。処理の予算を待っていますが、順番がなかなか回ってきません。2016年までにと国が期限を切っていますので、来年か再来年には回収予算の順番が回ってくると思いますとの答弁がありました。

続いて、委員より、容器の劣化には注意されていますかとの問いに対しまして、現在、建物の中にコンクリートを打った状態で保管して、劣化は現在のところ見られませんかとの答弁がありました。

以上の審査経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第104号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第97号から98号、99号、103号、104号までの5件の特別会計及び企業会計に関する審査結果についての報告を終わります。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に提出願います。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第96号 平成19年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）から議案第104号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第2回）までの9議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑がないものと認めます。

これより、本9議案について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終了いたします。

これより順次採決を行います。

まず、議案第96号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号 平成19年度伊豆市簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 平成19年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 平成19年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 平成19年度伊豆市湯の国会館事業特別会計補正予算（第2回）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号 平成19年度伊豆市天城温泉会館事業特別会計補正予算（第2回）に

ついて採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号 平成19年度伊豆市天城ふるさと広場事業特別会計補正予算（第2回）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 平成19年度伊豆市上水道事業会計補正予算（第2回）について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 平成19年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第2回）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

議案第105号～議案第107号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第11、議案第105号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第13、議案第107号 伊豆市都市計画審議会条例の一部改正についてまでの3議案を一括して議題といたします。

本案についても、所管の常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長、塩谷尚司議員。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） ただいま議長から報告を求められました議案第105号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第106号 伊豆市火葬場条例の全部改正について、補足説明はございませんでした。質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、土木水道常任委員会委員長、飯田宣夫議員。

〔土木水道委員長 飯田宣夫君登壇〕

土木水道委員長（飯田宣夫君） 15番、飯田宣夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第107号 伊豆市都市計画審議会条例の一部改正につきまして、主な審査の経過と結果について報告いたします。

当局から特に追加する補足説明はないとのことから、質疑を行いました。

主な質疑であります。

初めに、委員より、来年1月1日から審議会ができるということですかとの問いについて、この条例を改正することによって置くことができる、時期については法的に定めなければならない。計画決定、都市施設の決定や都市計画の見直し等で、伊豆市にない場合でも、田方広域の中で函南町や伊豆の国市で発生すると意見を審議会に求めなければならないというような形のものです。当面はなさそうですが、緊急に置くかどうか、年度内には委員になっていただくよう検討していますとの答弁がありました。

以上の審議経過を得まして、討論、採決を行った結果、付託されました議案第107号につきましては、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に提出をお願いいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時54分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第105号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第107号 伊豆市都市計画審議会条例の一部改正についてまでの3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

105号、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番（森 良雄君） 10番、森良雄です。

議案第105号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について、委員長に質問させていただきます。

職員給与については、市民の最も関心の高い議案だと思います。残念ながら委員長の報告では審議内容が明らかになりませんでしたけれども、伊豆市の職員はそもそも、これは対象人員は470名を超えている、平均年齢は何歳なのでしょう、平均給与はどのくらいなのでしょう、今回の改正でもってどのくらい上がるのか、お聞きしたい。

議長（堀江昭二君） それでは、答弁願います。

総務委員会委員長。

〔総務委員長 塩谷尚司君登壇〕

総務委員長（塩谷尚司君） ちょっと森議員の質問は、私から言わせてもらえば、総務委員会で質疑をする質問ではちょっとないのかなと思うんです。そのときの委員会でも出ませんでした。年齢とか人数がどのくらいだとか、給与が平均どのくらいという質疑はございませんでしたので、私にはわかりません。

以上です。

議長（堀江昭二君） 再質疑ありますか。

森議員。

10番（森 良雄君） 再質疑は当然しょうがないんですけれどもね、これは給与条例の改正でしょう、中身は。対象人員は470名を超えるんだと思うんですね。それで、平均年齢はわかりません、いや、審議していませんというようなお答えだと思うんですけれども、それでよろしいんですか、委員長。

議長（堀江昭二君） 塩谷議員。

総務委員長（塩谷尚司君） ただいま森議員のお話ですが、この105号につきましては、先ほど可決決定しました職員の給与の改定についての条例の一部の改正でございまして、そういった質疑につきましては、先ほどの補正の方で十分皆さんと質疑を行いましたけれども、森議員の言うように、人数とか、平均年齢とかというようなことはちょっと出てきませんでした。

以上です。

議長（堀江昭二君） よろしいですか。

森議員。

10番（森 良雄君） 委員長がおっしゃっていることはよくわかるんですよ。しかし、少なくともこの議案の105号というやつはね、議案書の160ページからどこまでいくんですか、ボリュームが相当あるんですよ。160ページから170ページまで10ページもあるんです。その

中でもって、全職員に該当するものですよ、これ。皆さんどう考えているか知りませんが、確かに1級から3級までと、該当はね。

しかし、市民から見れば、対象は470名を超える人員です。上がるということは当然先ほどの委員長が5,000万円近いあれ、あれは退職金が入っているんでしょう、そうじゃないんですか。給料全額、今度の昇給分が5,000万何がしだとおっしゃいましたけれども、昇給分が5,000万円近く、退職金を除いて5,000万円なんですか。

〔発言する人あり〕

10番(森 良雄君) 1,200万円なんですか。1,260万円ならいいですよ、5,000万円といいませんでしたか、先ほどのあれで。いずれにしろ1,000万円近い金額は上がるということですね。その内容について、人員、年齢というのは全然審議しなかったんですか。お聞きしたい。

議長(堀江昭二君) 補正の中でこれはやっているんですけども、委員長あります。

委員長。

総務委員長(塩谷尚司君) 先ほど報告したとおりでございますので、それ以上答弁できません。

議長(堀江昭二君) 以上で、通告による質疑は終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

先に反対討論、105号、10番、森良雄議員。

〔10番 森 良雄君登壇〕

10番(森 良雄君) 10番、森良雄です。

議案第105号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について、反対討論をさせていただきます。

この条例の一部改正は、職員給与を上げるということなんです。先ほどラスパイレス指数ですか、90.3というお話がありましたけれども、では、伊豆市の市民のいわゆる一般的な給与、いわゆる職員を除いた場合ですね、どのくらい取っているんだということを皆さんお考えになりましたか。多くの方が企業経営者だということですが、少なくとも都市部の給与所得者の年収が500万円とすれば、伊豆市で勤めている人がどのくらい取っているのか、いい人でも400万円くらいではないんですか。そういうデータをとりませんか、皆さん。市民から見れば、職員給与というのは大変うらやましい額なんです。

今、伊豆市の人口減少の最大の要因は要するに働くところがないと、都会へ行けばより多くの給料が得られると。90.3%というのは、それに近い給料をここでは取っているということですね。その人数が470名を超えているんですよ。今私たちは何をやろうとしているんですか。行財政改革をやろうとしている。目的は何なんです。市長以下議員も職員もみんな財政改革だ、財政改革、言っているのでしょうか。目的を忘れないでくださいよ。歳出を抑えることではないですか。歳出をどこまで減額させるかではありませんか、目的は。そうして

いる中で、飯田宣夫議員、何ですか、言いたいことがあったら堂々と言いなさい、君は。歳出を抑えることなんですよ。行財政改革をやらうとするのだったら、職員給与を上げるという話は論外ではないですか。

この間まで何をやっていたんですか。パソコン問題が起き上がっていたという、市民はまだ忘れていませんよ。あれはなぜ起こったんですか。仕事がなくてパソコンのぞいているほかなかったんでしょう。それでは、今皆さん、仕事一生懸命やっていますか。私のところへはいまだに、まだパソコンのぞいている人いるよという声が届いていますよ。とうとうあの実態は明らかにならなかった。何十万件というアクセスが行われていたということ、僕は再三ここで言っているんですよ。その反省すら行われないうちに、1級から3級までとおっしゃっているようだが、多くの市民は職がなくて伊豆市を出ていっているんです。そういう中で、まだまだお金がなくて市民サービスがどんどん低下していくと想定される中、職員給与を上げざるを得ないと、十分な審議が行われたとも思えない。到底容認できる議案とは思えませんので、反対させていただきます。

議長（堀江昭二君） 次に、賛成討論を行います。

105号、4番、内田勝行議員。

〔4番 内田勝行君登壇〕

4番（内田勝行君） 4番、内田勝行です。

議案第105号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

給与の条例改正は、公務員の給与構造改革により給与水準を4.8%引き下げのため、平成18年度から平成22年度までの5年間で実施しておりますが、国家公務員の給与と民間給与の格差が0.35%生じたことから、人事院が国家公務員に対し引き上げの勧告を行ったことに基づくものであります。

さらに、現在当市のラスパイレス指数は90.3と国に比較して10ポイント低く、さらに県に対しては12ポイント下回る状況にあります。当市の財政状況を考えれば、国に準拠することはなかなか難しい状況にありますが、給与構造改革中であること、ラスパイレス指数が静岡県より12ポイント低い現状や改正内容が初任給の引き上げに伴う1、2、3級の職員が対象であることなどから、若年層の確保のためにもやむを得ない状況だと判断しました。

また、公務員には労働基本権の制約があります。民間給与に準拠させるためには、人事院の勧告に基づいて給与改定が必要でありますし、このようなラスパイレス指数の状況からすればやむを得ないと考えます。

以上で、賛成討論を終わります。

議長（堀江昭二君） 続いて、106号、賛成討論、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第106号 火葬場条例の全部改正について、賛成討論を行います。

す。

我々議員は、この討論に対する基本的な考え方はどうなのかと、それは当局提案に対してみずからの意思表示をして、自分の判断をして、議員の皆さんのみずからの主張を認めていただきたいという立場でございます。したがって、中心点は当然当局に対する提案の意思表示をすべき場だというふうに私はこの討論の場を思っております。したがって、あなたどうですかというような話は聞くということ、私はしません。

本題に入ります。

人のとうとい命が終わったとき、だれもが赴かなくてはならない本当に場所でございます。今回の改正の主なものは、伊豆市以外の方たちへの使用料金をどうするかという提案であります。12歳以上の方が亡くなられたとき、伊豆市外の方は今まで1万5,000円の使用料だったんだけど、それを3万円にしていきたいという当局の提案でございますが、そういう意味で2倍の使用料ということの提案です。

近隣自治体についても、職員の方からどういうふうな状況なのかということをお尋ねしましたけれども、2万円だったり3万円だったり5万円ということを見たときに、ある意味ではやむを得ないのかな、なぜならば、伊豆市の斎場の維持管理というのは、我々市民の税金で負担するわけですから、近隣を見たときにはやむを得ないのかなという立場に立って賛成をいたします。

以上です。

議長（堀江昭二君） 以上で、討論を終わります。

これより順次採決を行います。

まず、議案第105号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について採決を行います。本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号 伊豆市火葬場条例の全部改正について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号 伊豆市都市計画審議会条例の一部改正について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。



〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

議案第108号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第14、議案第108号 市有財産の無償譲渡についてを議題といたします。

本案については、福祉文教常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） 8番、室野英子です。

ただいま議長より報告を求められました議案第108号 市有財産の無償譲渡についてを報告申し上げます。

柏久保保育園の建物、備品を無償譲渡するということです。建物を無償譲渡するというのは、あの建物について言えば、築28年たっているのです、今後補修などの必要が出てきますけれども、すべて法人の責任で運営していくということです。今後10年、20年後に大改修が必要になったときには、今後の協議にゆだねることになるとの説明がありました。

以上、審査の結果、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に提出をお願いいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時15分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第108号について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終了いたします。

これより本案を採決いたします。

まず、議案第108号 市有財産の無償譲渡について、委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

議案第109号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第15、議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺グラウンド等）を議題といたします。

本案についても、福祉文教常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） 8番、室野英子です。

ただいま議長から報告を求められました議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺グラウンド等）について、当議案の審査の過程における質疑等の主なものについてご報告申し上げます。

体協で今までやってきた部分、組織的に動いていた部分は体育協会として解散をして、そのままNPO法人体育協会に引き継いでいく中で、維持管理のために補助金を出して、結果的には使用料を高くすることにはならないかとの問いがありました。市の厳しい現在の状況の中で、何とか運営に努力していただくようお願いするものであるが、使用料がそれにより上下する心配があるかと思われませんが、当面のところ使用料の上下は考えておりませんとの説明がありました。

以上の審査経過を得まして、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（堀江昭二君） 以上で、委員長報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に提出をお願いいたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺グラウンド等）の議案に対して質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論、26番、木村建一議員。

〔26番 木村建一君登壇〕

26番（木村建一君） 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定、すなわち修善寺グラウンドと体育館をNPO法人体育協会に指定する提案でありますけれども、体育施設は、収入と支出を考えたときに使用料だけで賄おうと思ってもそれは無理です。それを考えたときに、私はNPO法人に移行するに当たって、臨時の事務員を3名採用ということも含めたことが市当局から話されてきました。今、委員長報告にありましたけれども、各種団体の施設使用料、それによって値上げするのか、しないのかということが、私は体協に加盟するある団体の役員の方から聞きましたので、委員会でその旨についての質問をいたしました。委員長報告のとおり、教育委員会はそのことについては心配することなしということで、今までの使用料を基準にして十分活用できるとの説明に安堵いたしました。

しかも、今後休日、祭日も使用できる施設になるということ、これは市民が以前から願っていたことです。それが実現するという内容になるものというふうに思いますし、当然そのようにNPOの体協の役員の方々は活躍されるものだというふうに期待を寄せて賛成討論いたします。

議長（堀江昭二君） 以上で討論を終わります。

これより議案第109号について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第16、発議第10号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書の提出について議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） 発議第10号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書。

提案理由の説明として意見書の朗読をさせていただきます。

医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書。

近年、全国的に、特に産婦人科や小児科などにおける医師不足が深刻な問題となっている。地域住民が安心して生活するためには、救急医療や産婦人科、小児科医療など必要な医療サービスがいつでも利用できることが重要であり、こうした医師不足問題の解消は喫緊の課題である。

当市に所在する伊豆赤十字病院は、伊豆中南部地域唯一の産科を有する病院として地域医療に多大な貢献をしてきた。ところが、平成18年3月末で産科医師不足により産科診療の休診を余儀なくされることとなった。産科存続を求める署名活動や市当局や市民との共同の陳情の結果、同年10月より産婦人科再開となった。しかし、市民が安堵したのもつかの間、再び医師不足により平成20年4月から産婦人科医療を中止しなければならない状況に陥っている。

安心できる医療体制の整備に向けて、国においても引き続き積極的な取り組みを進める必要がある。また、医師不足のみでなく、看護師や助産師の不足も同様に近年重要な課題となっている。

以上のことから、政府におかれましては、医師不足を解消し、安心できる地域医療体制を確保できるよう、下記の事項について要望します。

記。

- 1、地域医療の再構築に向けて、総合的なビジョンを早急に策定すること。
- 2、救急医療体制の整備・維持、周産期医療体制の整備・維持のための支援策の拡充を図ること。
- 3、産婦人科医療と小児科医療等の医師不足が指摘される科目の診療報酬の抜本的な見直しを早急に図ること。
- 4、公的病院の診療体制の強化を図るため、集約化への取り組みの支援策を拡充すること、また、中核病院と地域医療機関の連携を強化するための対策を講じること。
- 5、地域医療への従事が適切に確保できるよう取り組みを進めること。
- 6、医科系大学の定員における地域枠の拡大を図るとともに、奨学金制度の充実など地元への定着を進めるための施策の充実を図ること。
- 7、院内保育の確保や女性医師バンクの充実など女性医師の仕事と生活の両立を図るための支援策を充実すること。
- 8、看護師、助産師の不足に対して積極的な対策を講じること。
- 9、小児救急の電話相談事業の充実のための対策を講じること。
- 10、出産・分娩に係る無過失補償制度の早期の創設を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月21日。静岡県伊豆市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、文部科学大臣。

以上です。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより発議第10号について採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、発議第10号は提出することに決定いたしました。

発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第17、発議第11号 伊豆赤十字病院 産科休診に係る産科医確保に関する決議を議題といたします。

提出者から決議の朗読を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） 伊豆赤十字病院産科休診に係る産科医確保に関する決議。

伊豆市小立野の伊豆赤十字病院は、東海大学医局より、本院並びに附属病院の体制強化方針に伴う産科医師派遣打ち切りにより、平成18年3月末で産科診療の休診を余儀なくされることとなりました。

産科存続を求める署名活動や、市当局や市民との共同の陳情の結果、同年10月より産婦人科再開となりました。しかし、市民が安堵したのもつかの間、再び医師不足により、平成20年4月から産婦人科医療の中止をしなければならぬ状況に陥っています。

伊豆赤十字病院は、昭和26年以来50年余りにわたり毎年約300件、平成18年10月からの産科再開後、現在まで約160件の出産が行われてきました。伊豆中南部地域唯一の産科を有する病院として、地域医療に多大な貢献をしてきたところではありますが、またもや伊豆の国市を含む伊豆市以南の伊豆地域には、順天堂大学医学部附属静岡病院を除き産科がなくなり、出産時には遠方への通院を強いられることとなります。

産科医の不足は慢性化しているとのことでありますが、当市といたしましては、少子化の進展が著しい中、産科の休診は少子化を一層助長するものであります。

つきましては、伊豆赤十字病院の産科医確保が実現されるよう強く理解と協力を求めるものです。

以上のとおり決議する。

平成19年12月21日。伊豆市議会議長、堀江昭二。

議長（堀江昭二君） これをもって、決議の朗読を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより発議第11号について採決いたします。

お諮りします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、発議第11号は原案のとおり決議されました。

発議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第18、発議第12号 乳幼児医療費自己負担金を公費で賄うことを求める決議を議題といたします。

提出者から決議の朗読を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、室野英子議員。

〔福祉文教委員長 室野英子君登壇〕

福祉文教委員長（室野英子君） 乳幼児医療費自己負担金を公費で賄うことを求める決議。

現在、乳幼児医療費助成事業として、入学前までの子供を対象に、入院、通院の補助をほとんどの自治体で行っている。補助内容を見ると、ことし10月1日現在、42市町の中で自己負担金500円を公費負担している自治体は、入院の場合で21自治体、通院の場合で18自治体がある。

来年4月から下田市が入院、通院とも自己負担金を徴収しないことになった。また、対象年齢について、焼津市が小学校卒業までに引き上げるなど拡大する自治体が増えていく。

我が国の少子化問題は深刻な状況にあり、子供を安心して産み、育てる環境の整備の充実、とりわけ疾病等に対する保護者の経済的負担の軽減も強く求められている。

国においては、昨年の健康保険法の改正により、出産一時金の引き上げ、乳幼児に対する患者負担を3割から2割に軽減する対象年齢を3歳未満から義務教育就学前までに拡大され、来年4月より施行される。

よって、本市においても、その拡大充実が求められている中、一層の子育て支援や安心のために乳幼児医療費自己負担を公費で賄うよう強く要望する。

以上のとおり決議する。

平成19年12月21日。伊豆市長、大城伸彦様。

伊豆市議会議長、堀江昭二。

議長（堀江昭二君） これをもって、決議の朗読を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより発議第12号について採決いたします。

お諮りします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、発議第12号は原案のとおり決議されました。

閉会中の所管事務調査の申し出について

議長（堀江昭二君） 日程第19、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会報編集特別委員会委員長より、会議規則の規定に基づき、所管事務の調査事項について、別紙のとおり申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、それぞれの所管事件につき閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### 閉会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成19年第4回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には長時間にわたり慎重審議いただき、まことにありがとうございました。

以上で本定例会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時38分